

# 産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究

平成 14・15 年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B) (課題番号 : 14710017)

## A Study of the Behavioral Norms with regard to the University-Industry Research Relationships

2004 年 1 月

新谷 由紀子

(筑波大学産学リエゾン共同研究センター)

## は じ め に

大学の研究・教育の内容や質が厳しく問われる現在、長引く景気の低迷やそれに伴う政府の財政危機とも相まって、日本の経済活性化と研究・教育の質の向上を「産学連携」に期待する声が高まっている。

しかし、これまで日本での「産学連携」のイメージは必ずしも肯定的なものではなかった。企業と大学との癒着、全体主義的発想など、戦後の学生運動でも攻撃の対象になっていたことは記憶に新しい。

産学連携においては、確かに企業利益や関与する人間の個人的な利益が強いインセンティブとなる場合も多く、連携に積極的なアメリカなどでは、企業から委託された研究に熱心なあまり、教育面がおろそかになっているという事例も報告されている。しかし、一方で、私達が生きる 21 世紀は、自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った環境問題が山積しており、こうした人類共通の課題に対処するためには、産と学が対立構造の中にあっては解決不可能であることも事実である。すなわち、産業界と大学が一体となった取り組みが非常に重要となってくるのである。だからこそ、産学連携の中核に倫理的観点が不可欠であり、幅広い視点から見た産学連携と倫理のあり方が問われなければならない、それをもって社会環境を形成していく必要があるのである。

本研究では、産学連携にかかわる倫理について大学教員や企業の意識調査を実施すると共に、産学連携が先行して成果を上げている欧米諸国の倫理規程等を調査した。これにより、今後の日本の大学の倫理基準について検討したものである。

平成 16 年 1 月

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
新 谷 由 紀 子

# 産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究

(平成 14・15 年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B))

## 目 次

第 1 章	本研究の目的および方法	
第 1 節	本研究の目的	1
第 2 節	本研究の方法	2
第 2 章	産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にか かわる国内大学アンケート調査結果	
第 1 節	調査の概要	3
第 2 節	回答者の属性	5
第 3 節	調査結果の概要	8
1	兼業時間について	8
2	民間等との共同研究・受託研究について	10
3	大学発ベンチャーについて	11
4	特許について	14
5	産学連携全体の諸問題	
(1)	企業への情報提供等について	15
(2)	企業等からの贈与、役務提供等の問題	17
(3)	企業等の供応接待の問題	18
(4)	未公開株の譲り受け	20
6	今後の産学連携に対する考え方	
(1)	外部資金について	21
(2)	兼職・兼業について	23
(3)	特許申請に関する評価について	24
(4)	大学発ベンチャーの支援について	25
(5)	TLO の位置付けについて	27
(6)	学内倫理規程について	28
7	倫理問題に対する対策	
(1)	学生の教育に対する責任について	29
(2)	アカウントビリティについて	31
(3)	企業との関係について	32
(4)	未公開株の譲り受けの問題	34
8	倫理規定に対する提案	35
9	その他の自由意見	38
第 4 節	まとめ	41

第3章	産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にか かわる外国大学アンケート調査結果	
第1節	調査の概要	44
第2節	回答者の属性	53
第3節	調査結果の概要	55
1	外部資金と賃金について	55
2	兼業の時間制限について	56
3	兼業規制の緩和について	57
4	産学連携に対する大学教員の評価	58
5	大学発ベンチャーの評価	59
6	産学連携に関する諸問題について	
	(1) 教育・純粋科学 対 産学連携	59
	(2) 情報公開・研究成果の一般普及 対 企業秘密	60
	(3) 発明の権利	61
7	大学発ベンチャーについて	
	(1) 大学発ベンチャーへの投資	61
	(2) 株式保有の規定・ガイドラインについて	63
8	企業との金銭関与に関する情報公開	64
9	利益相反に関する組織の有無	64
第4節	まとめ	66
第4章	産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にか かわる国内外大学アンケート調査結果の比較	
第1節	主な調査結果の比較	68
1	兼業の時間制限について	68
2	教育・研究と産学連携	69
3	外部資金と賃金	69
4	兼業規制の緩和	69
5	産学連携に関する教員評価	70
6	大学発ベンチャーへの支援	70
7	情報公開・アカウンタビリティについて	70
第2節	調査結果の比較のまとめ	71
第5章	産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にか かわる企業へのアンケート調査結果	
第1節	調査の概要	72
第2節	回答者の属性	73
第3節	調査結果の概要	75

1	兼業時間について	75
2	民間等との共同研究・受託研究について	76
3	大学発ベンチャーについて	76
4	特許について	77
5	産学連携に関する諸問題について	78
	(1) 企業等からの贈与、役務提供等の問題	78
	(2) 企業等の供給接待の問題	78
	(3) 未公開株の譲り受け	78
6	今後の産学連携に対する考え方	79
	(1) 外部資金について	80
	(2) 兼職・兼業について	80
	(3) 大学発ベンチャーの支援について	81
	(4) 情報公開について	81
	(5) 教育の責任について	82
7	社内倫理規程について	82
8	倫理規程に対する提案	83
9	その他の自由意見	85
第4節	まとめ	
第6章	産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にかかわる国内と企業のアンケート調査結果の比較	
第1節	主な調査結果の比較	86
1	兼業時間について	86
2	民間等との共同研究・受託研究について	86
3	大学発ベンチャーについて	86
4	特許について	87
5	企業等からの贈与、役務提供等の問題	87
6	企業等の供給接待の問題	87
7	未公開株の譲り受け	87
8	外部資金について	88
9	兼職・兼業について	88
10	大学発ベンチャーの支援について	88
11	情報公開・アカウントビリティについて	88
12	教育の責任について	88
13	大学・社内の倫理規程について	89
14	倫理規程に対する提案	89
15	その他の自由意見	89

第2節	調査結果の比較のまとめ	90
第7章	大学における倫理規程の検討	
第1節	国立大学法人化後の倫理規程の前提	91
第2節	国家公務員倫理規程における禁止行為等との比較	92
1	金銭・物品等の贈与、役務の提供等	92
2	未公開株の譲り受け	92
3	供応接待	92
第3節	国家公務員倫理規程以外の基準について	95
1	兼業（外部活動）規制について	95
2	特許について	96
3	大学発ベンチャーへの支援	97
4	情報公開・アカウンタビリティについて	98
5	利益相反ポリシーについて	98
第4節	まとめ	103
第8章	おわりに	104

#### 【資料編】

1	産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にかかわるアンケート調査集計結果（日本の国公立大学）	105
2	産学連携における行動基準についてのアンケート調査集計結果（諸外国の大学）	175
3	産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にかかわるアンケート調査集計結果（日本企業）	195
4	インターネット調査による英・米の倫理規程資料	209
5	調査票関係	244
(1)	各国公立大学に対する調査協力依頼文書	244
(2)	各国公立大学教員に対する調査協力依頼文書	245
(3)	調査票（国立大学）	246
(4)	調査票（公・私立大学）	252
(5)	外国の大学に対する調査協力依頼文書	258
(6)	調査票（外国大学）	259
(7)	日本企業に対する調査協力依頼文書	262
(8)	調査票（企業）	263

# 第1章 本研究の目的および方法

## 第1節 本研究の目的

本研究では、産学連携にかかわる倫理についての研究を行う。大学が、産学連携を通じてその役割を果たしていく過程では、さまざまな場で倫理基準というものが必要不可欠となる。本稿では、大学の教員や企業が産学連携における倫理についてどのように考えているかということについて調査を実施すると共に、産学連携が先行して成果を上げている欧米諸国の倫理基準を調査することによって、それら倫理基準を総合的に検討し、現代にふさわしい大学の理念と倫理基準を構築することを目的とする。

## 第2節 本研究の方法

産学連携における倫理のあり方については、大学自身の取り組みだけではなく、企業や一般の社会人等を含め、広く論議を必要とする問題である。また、国や地域によって文化的背景などもあり、結論を導くためには極力偏りのないものとするために、以下のような幅の広い調査研究を行った。

<平成14年度>

### 1. 大学調査

①産学連携がどのような倫理基準で行われているか、またそこに生じている問題点は何かを明らかにし、実態を把握するために、国内の大学でアンケート調査を実施した。

(調査対象)

自然科学系の学部・学科・研究科を有する国公立大学の中から無作為抽出した教員2,500人。内訳は、国立大学教員1,000人、公立大学教員500人、私立大学教員1,000人。合計2,500人。大学数は国立大学30大学、公立大学23大学、私立大学66大学。

②産学連携が進んでいる欧米諸国に①と同様のアンケート調査を実施し、国内の事情と比較検討した。

(調査対象)

米AUTM (Association of University Technology Managers) 加盟機関221箇所(日本を除く)、英大学139箇所、独大学98箇所、仏大学72箇所、計530箇所。

<平成15年度>

### 1. 企業調査

①企業が直面している現代の倫理問題とはどのようなものか、またそれらについてどのような取り組みをしているか、さらに、産学連携を実施する過程でも何らかの制約を設けているか等について、国内の企業を対象にアンケート調査を実施した。

(調査対象)

国内の企業(無作為抽出)1,000社

### 2. 外国の大学の個別調査

平成14年度の調査で明らかになった問題について、さらに掘り下げるために、産学連携が進んでいる外国の大学倫理規程等についてインターネットによる調査を実施した。

(調査対象)

イギリス、アメリカの大学から、各国が実施している大学評価のトップ10校ずつを選別。



## 第2章 産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にかかわる国内大学アンケート調査結果

### 第1節 調査の概要

本章で扱うのは、自然科学系の学部・学科・研究科を有する国公立大学の中から無作為抽出した教員 2,500 人対象のアンケート調査結果である。調査対象標本数は表 2-1-1 の通りである。この対象の選定根拠は、産学連携が主に自然科学系の教員が関与するが多いこと<sup>注1)</sup>、また、そのような学科を持つ大学では文科系の教員も産学連携に対する関心が高いと推定されるためである。調査方法は、調査対象の大学総務担当課宛に調査票を郵送し、同課から該当教員へ配付を依頼した。また記入した調査票は、当該教員から同封の返信用封筒にて直接返送を依頼した。調査実施日は平成 14 年 9 月 18 日、締め切りは同年 10 月 15 日とした。

また、回収状況は表 2-1-2 の通りある。

なお、配付先の大学は表 2-1-3～2-1-5 に示した。

表 2-1-1 調査対象標本数

対象	学校数	配付数
国立大学	30	1,000
公立大学	23	500
私立大学	66	1,000
合計	113	2,500

表 2-1-2 調査票回収状況

対象	配付数	回収数	回収率 (%)
国立大学	1,000	254	25.4
公私立大学	1,500	378	25.2
合計	2,500	632	25.3

注1) 菊本虔「大学と産業界の研究連携システムと技術移転に関する実証的研究」(平成 11・12 年度文部科学省科学研究費補助金萌芽的研究、2001.3、pp.13～14)において、全国の大学教員 576 人に対するアンケート調査で、産学連携に関与した経験の有無について質問をしている。この結果、「経験有り」とする回答は、工・医・理・農の分野では、71%にのぼるのに対し、文・経済分野では、わずか 18%であった。

表 2-1-3 配付先国立大学

No.	大学名
1	北海道大学
2	北見工業大学
3	東北大学
4	秋田大学
5	埼玉大学
6	東京農工大学
7	東京工業大学
8	東京商船大学
9	電気通信大学
10	新潟大学
11	長岡技術科学大学
12	金沢大学
13	福井医科大学
14	山梨大学
15	信州大学
16	静岡大学
17	名古屋大学
18	京都工芸繊維大学
19	大阪大学
20	島根医科大学
21	広島大学
22	山口大学
23	香川医科大学
24	愛媛大学
25	九州大学
26	九州芸術工科大学
27	佐賀医科大学
28	熊本大学
29	鹿児島大学
30	北陸先端科学技術大学院大学

表 2-1-4 配付先公立大学

No.	大学名
1	札幌医科大学
2	会津大学
3	前橋工科大学
4	東京都立大学
5	東京都立科学技術大学
6	横浜市立大学
7	富山県立大学
8	福井県立大学
9	静岡県立大学
10	愛知県立大学
11	名古屋市立大学
12	滋賀県立大学
13	京都府立大学
14	大阪府立大学
15	姫路工業大学
16	奈良県立医科大学
17	和歌山県立医科大学
18	岡山県立大学
19	広島県立大学
20	広島市立大学
21	山口県立大学
22	九州歯科大学
23	熊本県立大学

表 2-1-5 配付先私立大学

No.	大学名
1	北海道医療大学
2	北海道工業大学
3	酪農学園大学
4	八戸工業大学
5	東北学院大学
6	東北工業大学
7	いわき明星大学
8	常磐大学
9	足利工業大学
10	自治医科大学
11	埼玉医科大学
12	埼玉工業大学
13	日本工業大学
14	千葉工業大学
15	青山学院大学
16	共立薬科大学
17	慶應義塾大学
18	工学院大学
19	芝浦工業大学
20	上智大学
21	成蹊大学
22	中央大学
23	帝京大学
24	東京工科大学
25	東京工芸大学
26	東京電機大学
27	東京農業大学
28	東京理科大学
29	東邦大学
30	法政大学
31	明治大学
32	明治薬科大学
33	立教大学
34	早稲田大学
35	神奈川工科大学
36	関東学院大学
37	鶴見大学
38	新潟工科大学
39	金沢工業大学
40	福井工業大学
41	朝日大学
42	愛知学院大学
43	大同工業大学
44	中部大学
45	豊田工業大学
46	四日市大学
47	同志社大学
48	大阪工業大学
49	大阪産業大学
50	大阪電気通信大学
51	関西大学
52	関西学院大学
53	甲南大学
54	神戸学院大学
55	岡山理科大学
56	吉備国際大学
57	広島電機大学
58	福山大学
59	山口東京理科大学
60	四国大学
61	高知工科大学
62	九州産業大学
63	福岡大学
64	福岡工業大学
65	九州東海大学
66	崇城大学

## 第2節 回答者の属性

回答者の専門分野は図 2-2-1～2-2-3 の通りである。これをみると、専門分野では、主に工学、医学、理学が順に多く、国立大学ではこの3分野で全体の78%、公私立大学では77%、全体でも77%を占めている。

また、職名は、教授が国立大学で56%、公私立大学で59%、全体でも58%と最も多く、半数を超えている（図 2-2-4～2-2-6）。

すなわち、回答者の多くは自然科学系で研究年数の長い人物と推定される。

図 2-2-1 専門分野（国立大学）

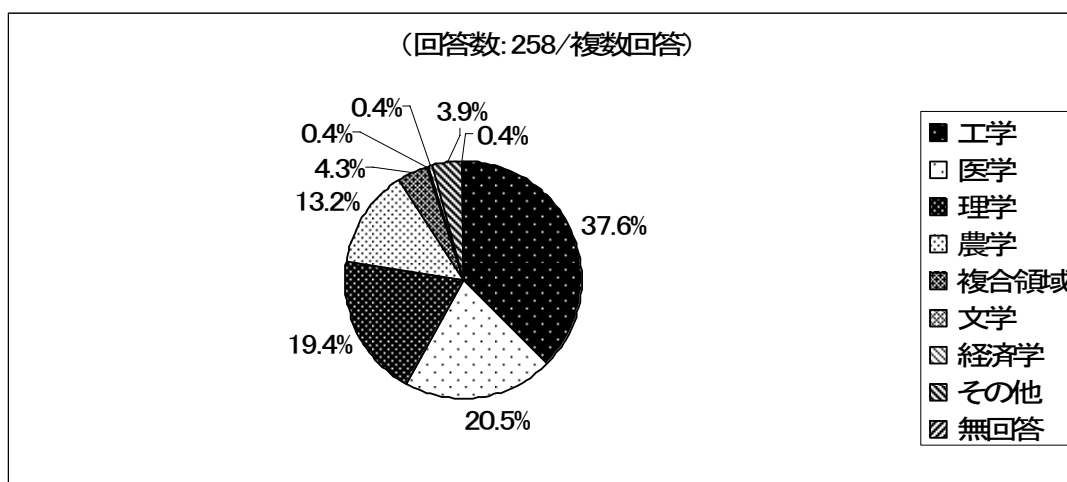


図 2-2-2 専門分野（公私立大学）

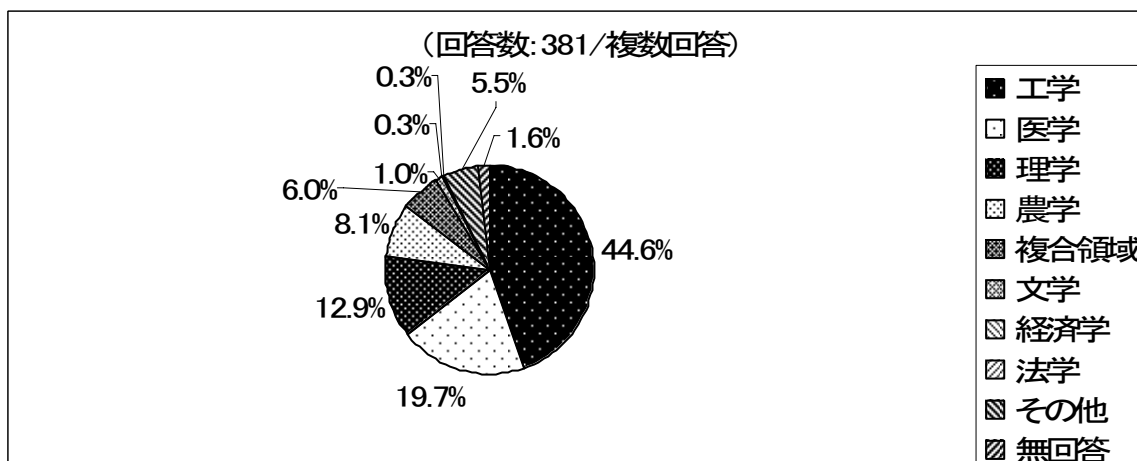


図 2-2-3 専門分野（大学全体）

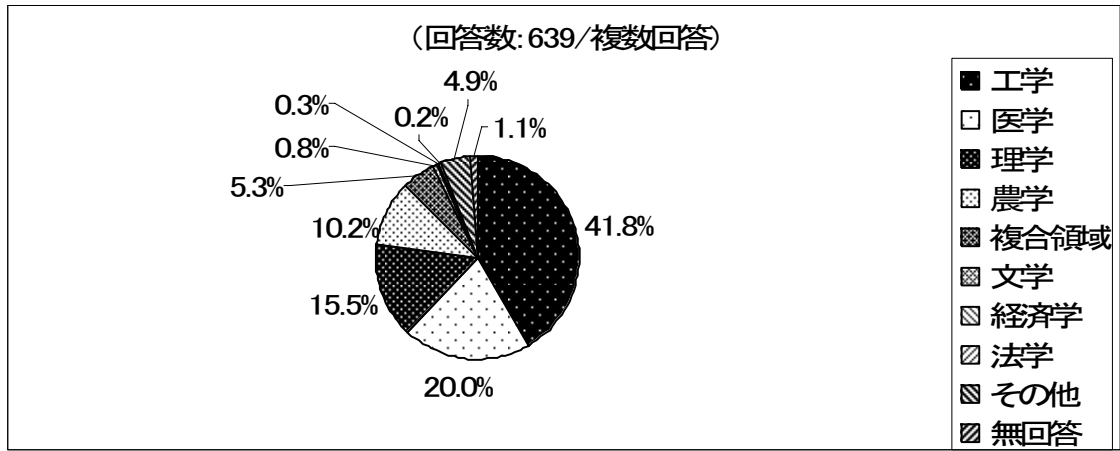


図 2-2-4 職名（国立大学）

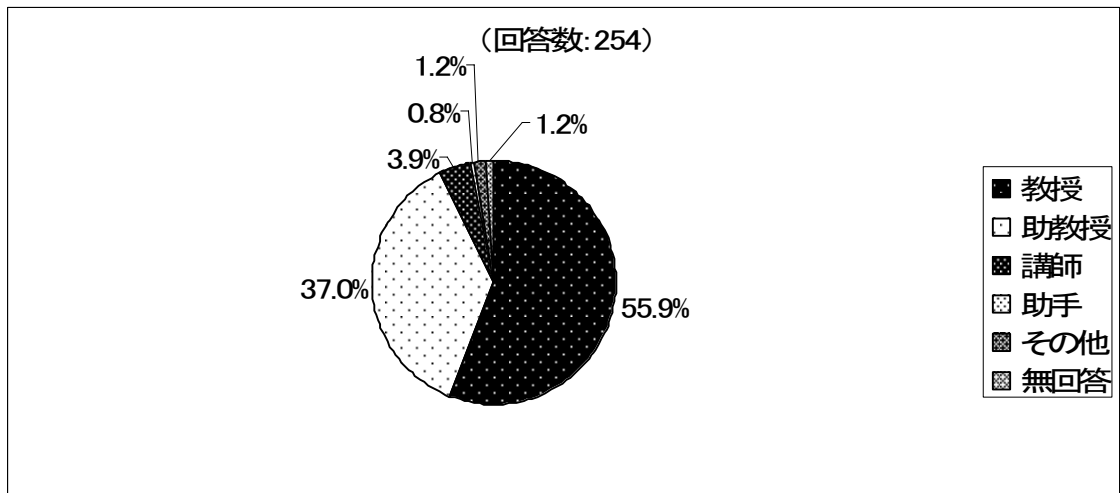


図 2-2-5 職名（公私立大学）

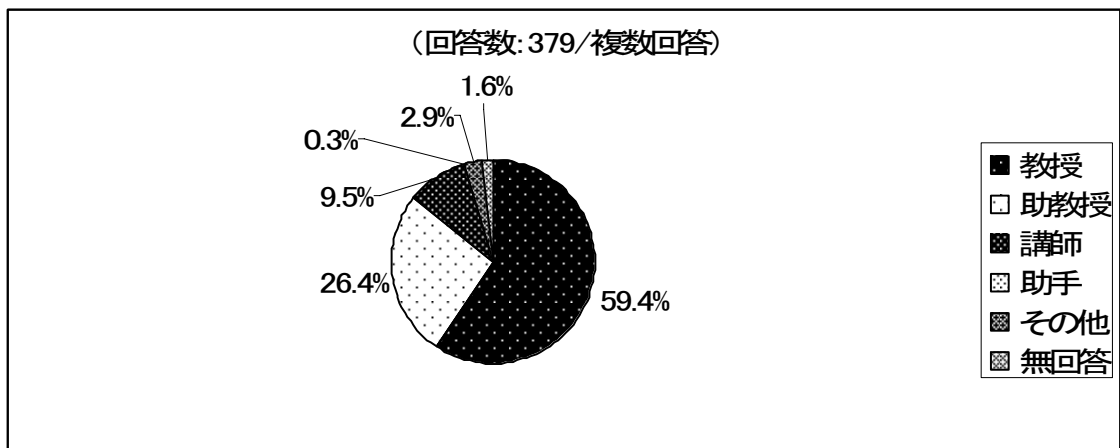
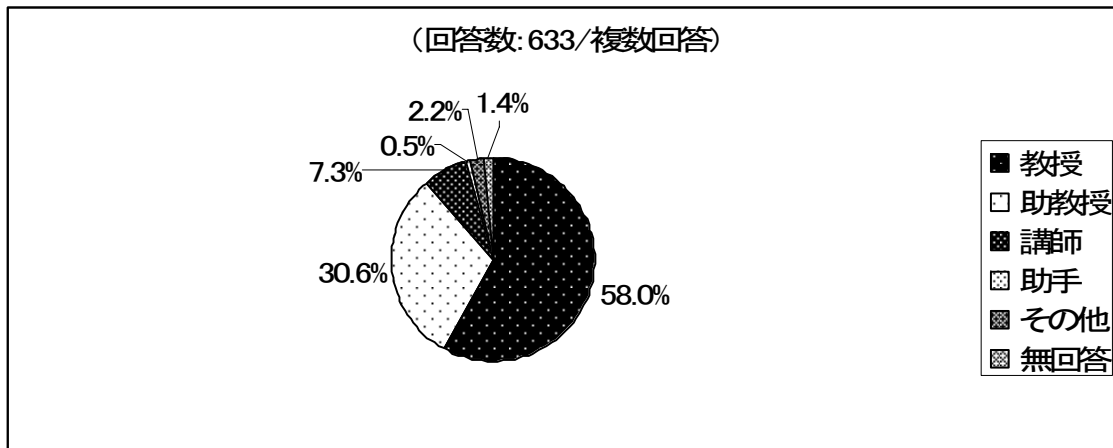


図 2-2-6 職名 (大学全体)



### 第3節 調査結果の概要

#### 1. 兼業時間について

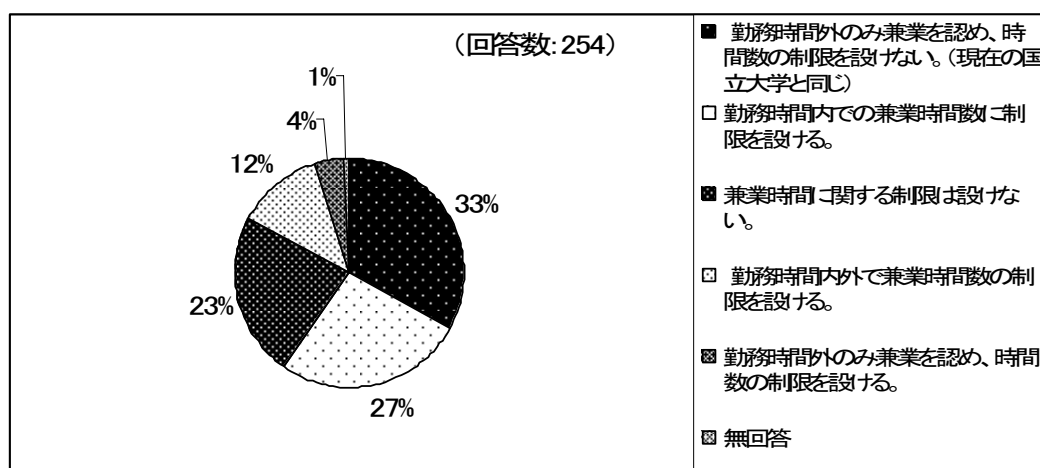
「問 1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。」(国立大学教員) および

「問 1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。」(公私立大学教員)

の各問に対しては、国立大学も公私立大学も類似した結果となった(図 2-3-1、2-3-2)。すなわち、現在の国立大学と同じ基準である「勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設けない。」を支持した回答が最も多く、約3分の1を占めた。次いで、「勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける。」が全体で26%(図 2-3-3)、3番目が「兼業時間に関する制限は設けない。」が全体で24%であった。

兼業時間についての公私立大学の現状は、菊本ら<sup>1)</sup>の調査によれば、図 2-3-4 の通りである。これをみると、やはり31%が「勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設けない。」としており、現状維持が最も支持されているといえる。しかし、次いで「兼業時間に関する制限はない。」が30%とほぼ同数を占めている。今回の調査で、勤務時間内での兼業時間数制限を設けたほうがよいとする意見が多かったということは、現状よりも若干厳しくする方向をよしとする傾向があると認められる。

図 2-3-1 兼業時間数について (国立大学)



1) 菊本虔「大学等発ベンチャーの課題と推進方策に関する調査研究」(平成14年度文部科学省21世紀型産学連携手法の構築に係るモデル事業成果報告書研究、2003.3)

図 2-3-2 兼業時間数について（公私立大学）

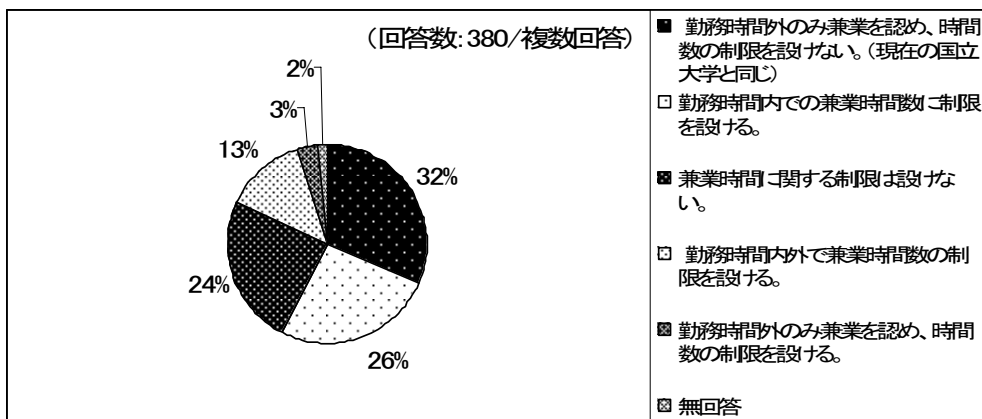


図 2-3-3 兼業時間数について（大学全体）

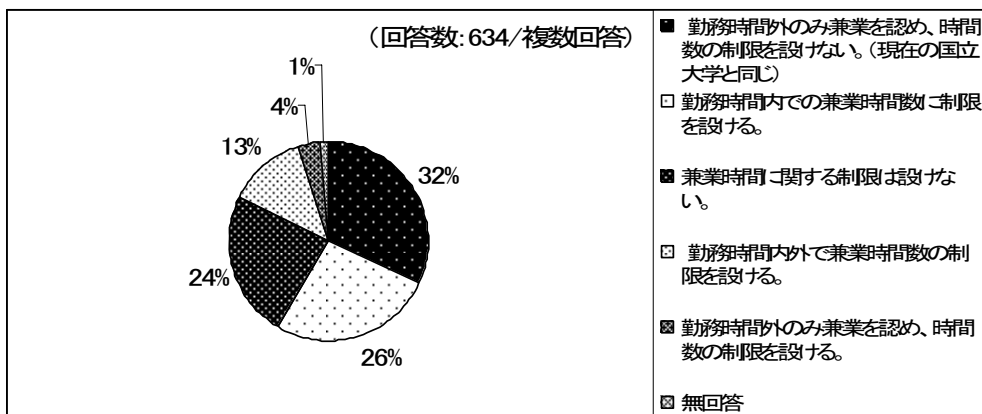
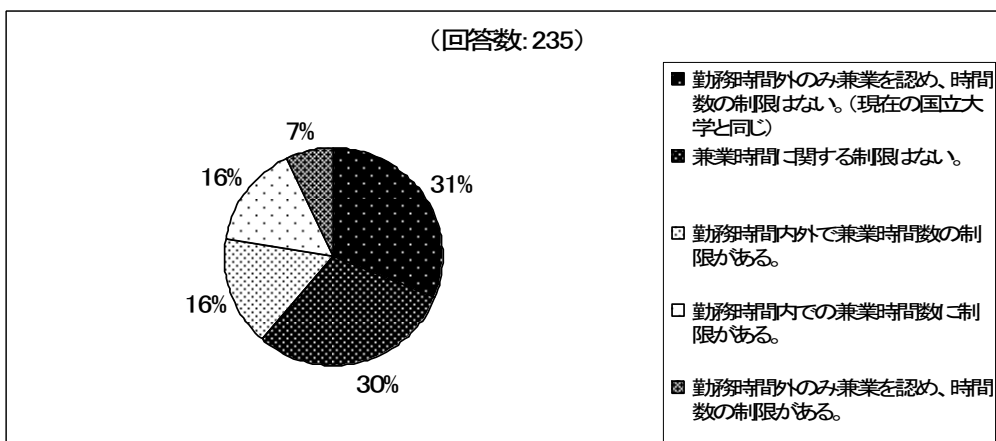


図 2-3-4 公私立大学の兼業時間制限の現状



注) 全国の公立大学 41 校、私立大学 194 校、計 235 校の回答から作成。無回答 (114 件) については省いた。調査時点は 2002 年 8 月。

## 2. 民間等との共同研究・受託研究について

「問 2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。」(国立大学教員) および「問 2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」(公私立大学教員) の各問に対しては、国立大学も公私立大学も類似した結果となった(図 2-3-5、2-3-6)。すなわち、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」が、国立大学で 39%、公私立大学で 37%と最も高い割合を占めた。これについては、教育、研究、大学運営、社会貢献と多岐にわたる業務を 1 人でこなさなければならない教員の状況に、支障をきたしているという現状がうかがえる。これに次いで多かった回答が、「大学の任務は高等教育と学術研究の推進にあり、共同研究や受託研究のためにそれらがおろそかになることは許されない。」(国立大学 23%、公私立大学 27%) で、教育や学術研究が本来の仕事であるという意見が全体の約 4 分の 1 を占めた(図 2-3-7)。傾向としては、国立大学のほうが、分業型の発想が若干強く、公私立大学は従来型の大学の使命に固執している。しかし、「社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。」は公私立大学のほう(21%)が国立大学(17%)を上回り、産学連携に積極的な姿勢も見られる。また、「日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。」とする現状容認型を積極型とを合わせると、全体で 31%となり、従来型の割合を上回る。したがって、流れとしては、従来型から積極型へ移行しつつあると分析でき、それに伴って、体制を分業型にしていくことが望まれているといえる。

図 2-3-5 民間等との共同研究・受託研究について (国立大学)

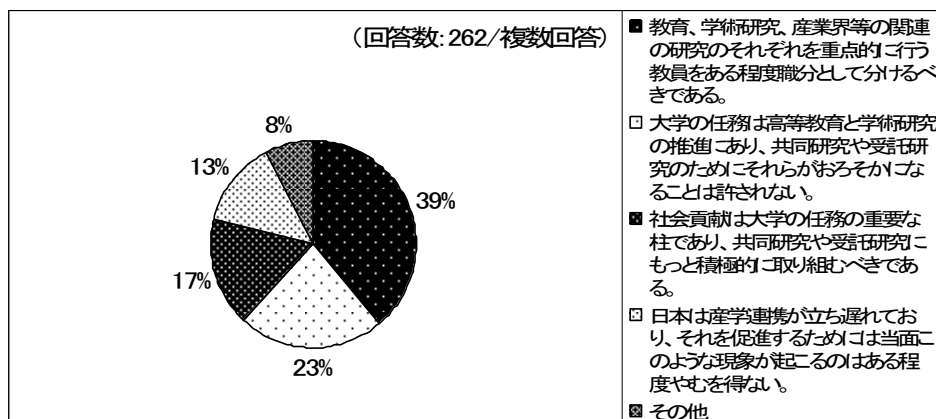




図 2-3-6 民間等との共同研究・受託研究について（公私立大学）

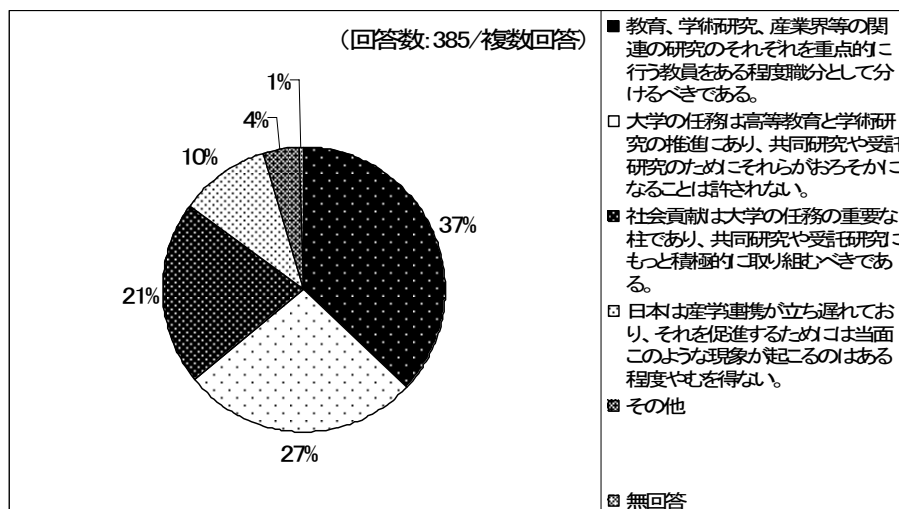
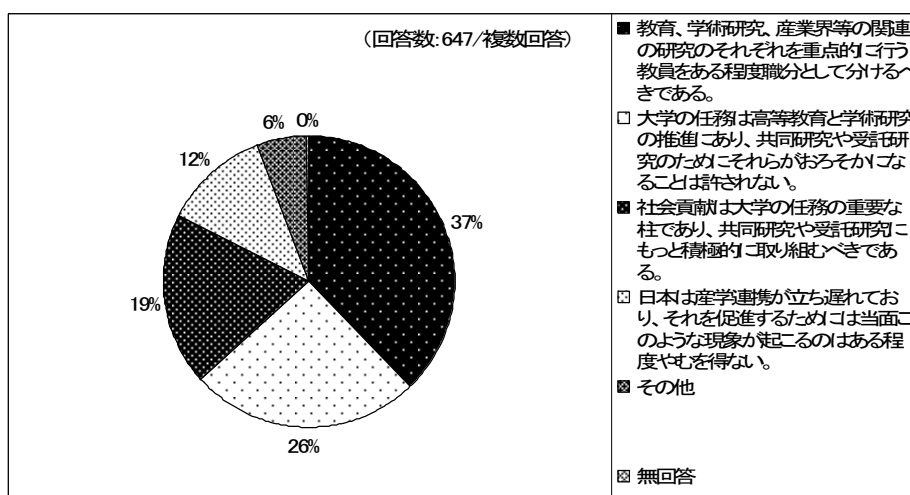


図 2-3-7 民間等との共同研究・受託研究について（大学全体）



### 3. 大学発ベンチャーについて

「問 3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。」(国立大学教員) および「問 3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」(公私立大学教員) の各問に対しては、国立大学、公私立大学共に最も多かった回答は、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある

程度職分として分けるべきである。」で、国立大学で 42%、公私立大学で 39%であった（図 2-3-8、2-3-9）。前述の民間等との共同研究・受託研究に対して最も多かった分業型の考え方が、ベンチャー設立に関してもより一層強い。しかし、これに次いで多かった回答は国立大学と公私立大学では分かれ、前者が「日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。」（18%）、後者が「社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである」（23%）となった。ベンチャー設立に関しては、公私立大学のほうが積極型が多い。「大学教員がベンチャーに関与することにはそもそも疑問がある。」という消極型は全体で 10%であり（図 2-3-10）、共同研究や受託研究に従事する場合よりも受け入れやすくなっているといえる。経済産業省が、2001 年 5 月に、3 年間に 1000 社の大学発ベンチャーを設立するという計画（新市場・雇用創出に向けた重点プラン）を打ち出したこともあり、大学発ベンチャーは社会的にも容認される傾向にあるといえる。

図 2-3-8 大学発ベンチャーについて（国立大学）

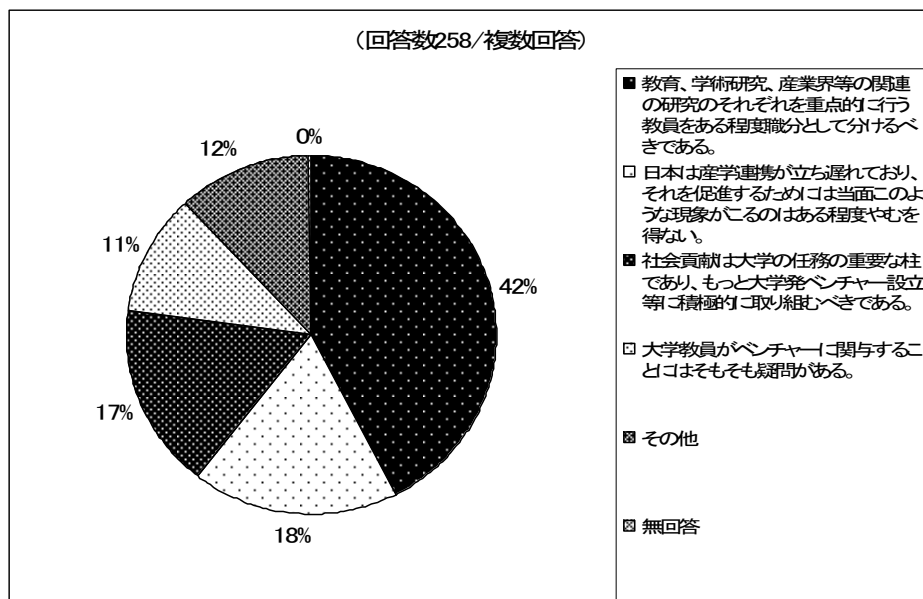


図 2-3-9 大学発ベンチャーについて（公私立大学）

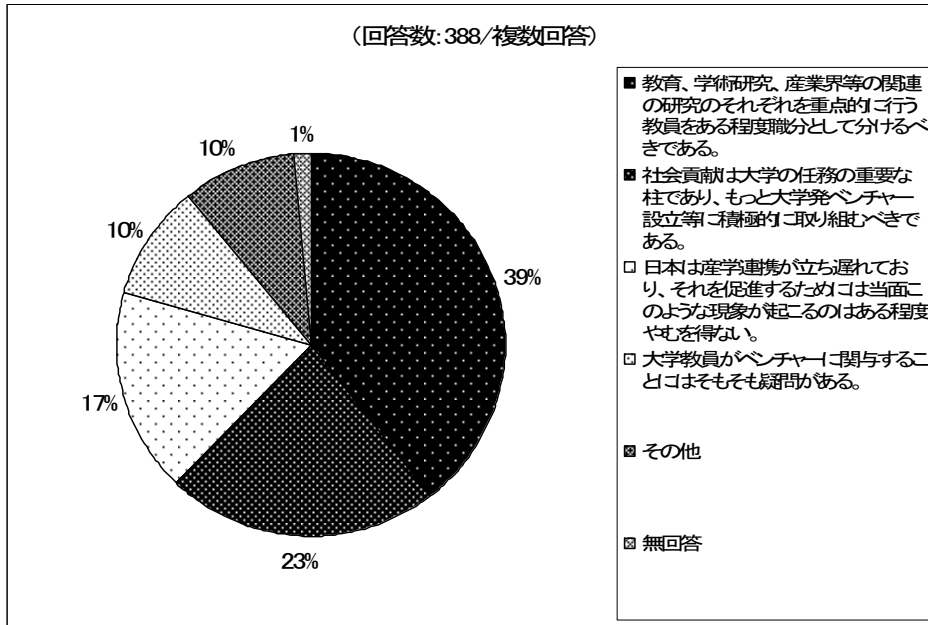
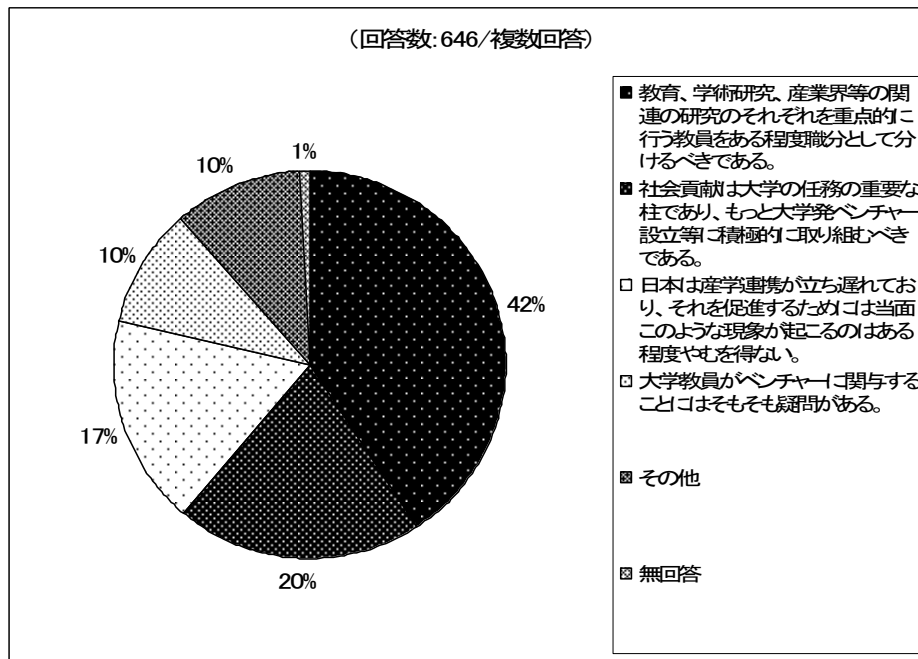


図 2-3-10 大学発ベンチャーについて（大学全体）



#### 4. 特許について

「問 4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。」(国立大学教員) および「問 4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」(公私立大学教員) の各問に対しては、国立大学、公私立大学共に最も多かった回答は、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」で、両者共 32%であった(図 2-3-11、2-3-12)。一方、次に多かった回答は、国立大学で「日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。」(23%)、公私立大学が「社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。」(25%) となっており、公私立大学のほうが積極的な姿勢が見られる。

全般に、特許においても分業的な考えほうは最も支持されているものの、共同研究・受託研究やベンチャー関与の場合と比較して最も割合が低く(33%)、一方で、特許取得等を積極的に推進するべきであるとする積極型の考えほうは最も高い割合(23%)を示している(図 2-3-13)。このことから、産学連携による社会的貢献の中でも、共同研究・受託研究やベンチャー関与よりも、特許取得が重視されていることがわかる。

図 2-3-11 特許について (国立大学)

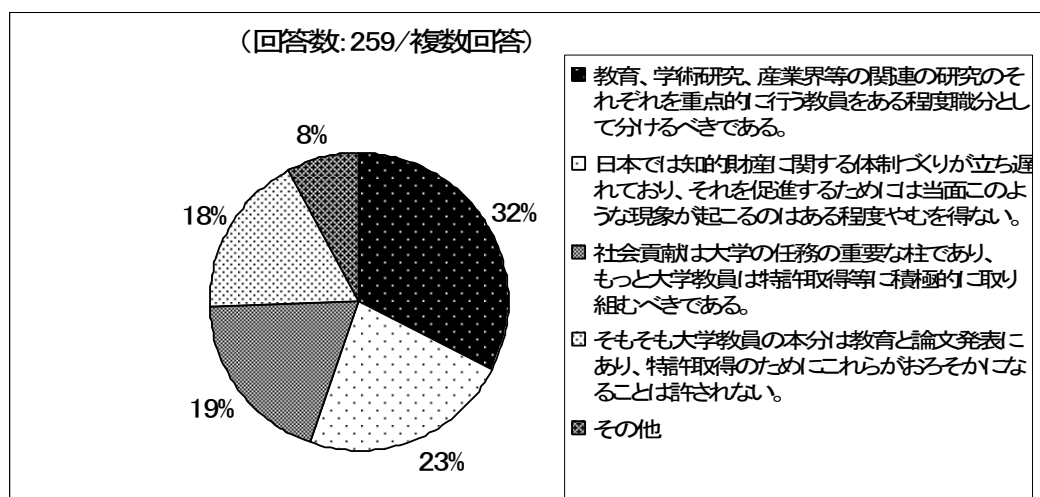


図 2-3-12 特許について（公私立大学）

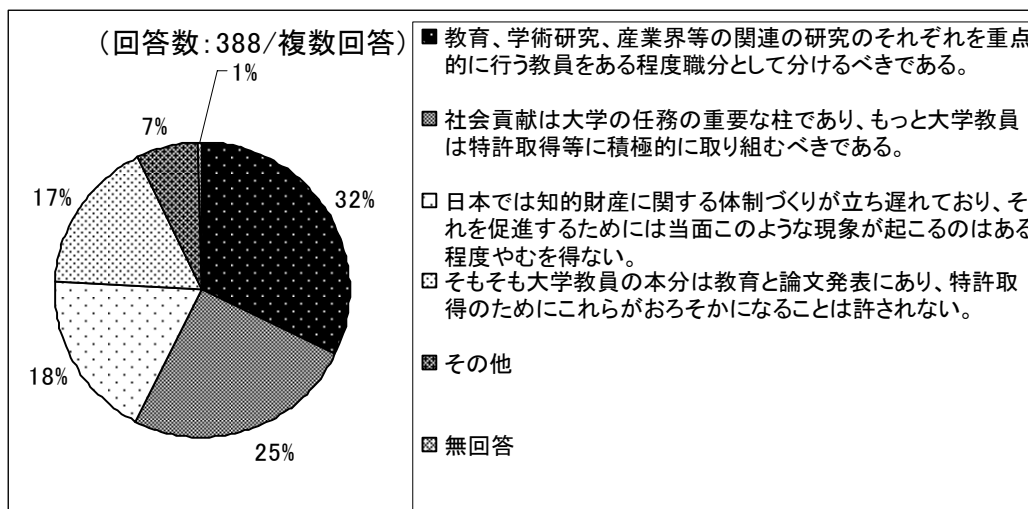
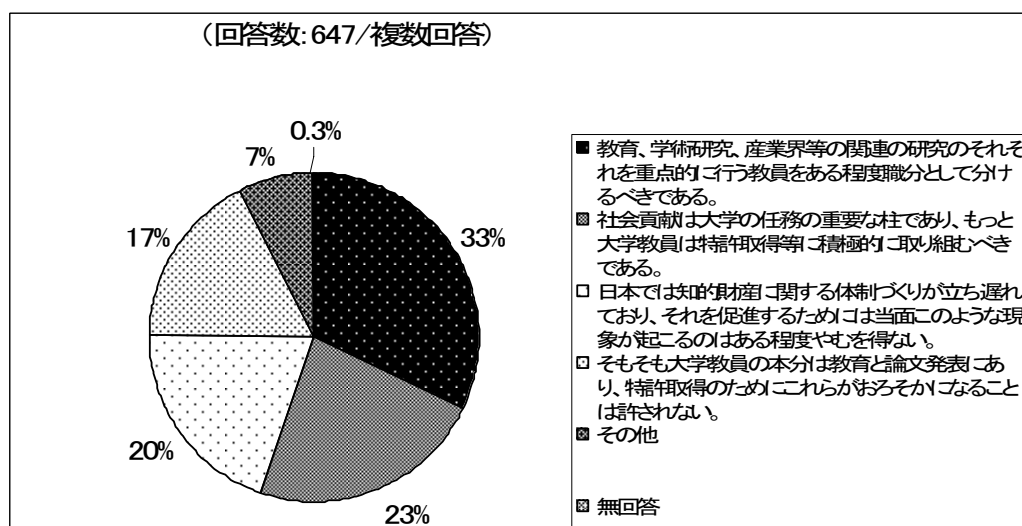


図 2-3-13 特許について（大学全体）



## 5. 産学連携全体の諸問題

「問 5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。」（国立大学教員）および

「問 5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」（公私立大学教員）として、以下、4つの設問を設けた。

### (1) 企業への情報提供等について

「問 5-1 大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行っ

た、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題」の間に対しては、国立大学、公私立大学それぞれ、最も多かった回答は、「非公務員なので、大学の運営を考えながら緩やかな規制にするべきである。」(59%)、「大学の運営を考えながら、国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。」(44%) という結果であった(図 2-3-14、2-3-15)。次いでそれぞれ、「公正さを欠くため許されない(国家公務員倫理規程と同様)。」(27%)、「大学教員自身が入札の決済ラインに入っているなど、利害関係者にあたる場合は、公正さを欠くため許されない(国家公務員並みの規制)。」(44%) が高い割合であった。

平成 16 年度に法人化される国立大学の教員のほうが、規制緩和をすることに対する支持が強い。全体では半数が国家公務員よりも若干緩やかな規制でよいとしている(図 2-3-16)。

図 2-3-14 企業への情報提供等について(国立大学)

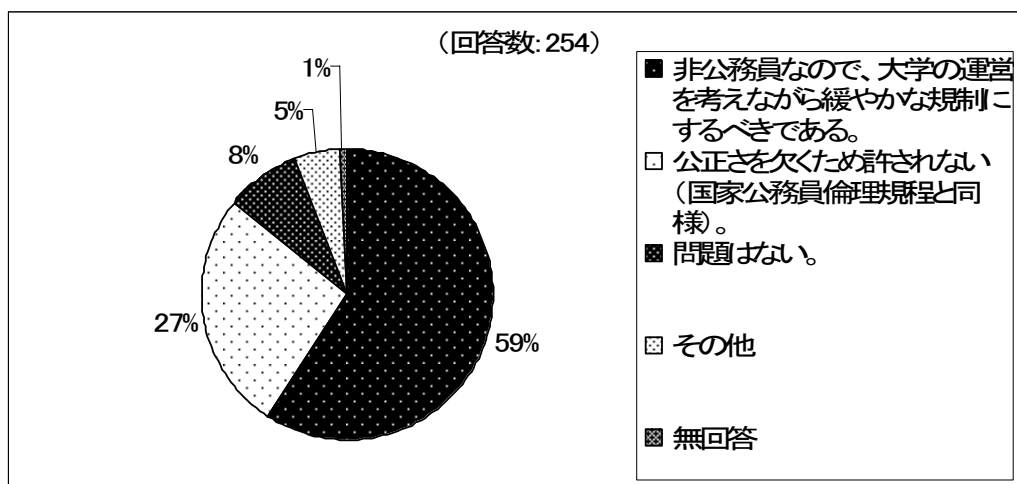


図 2-3-15 企業への情報提供等について(公私立大学)

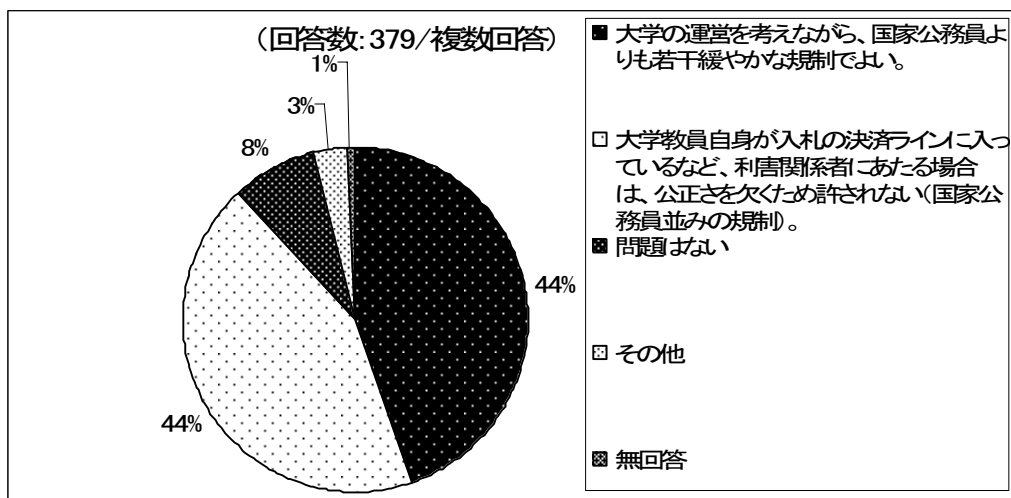
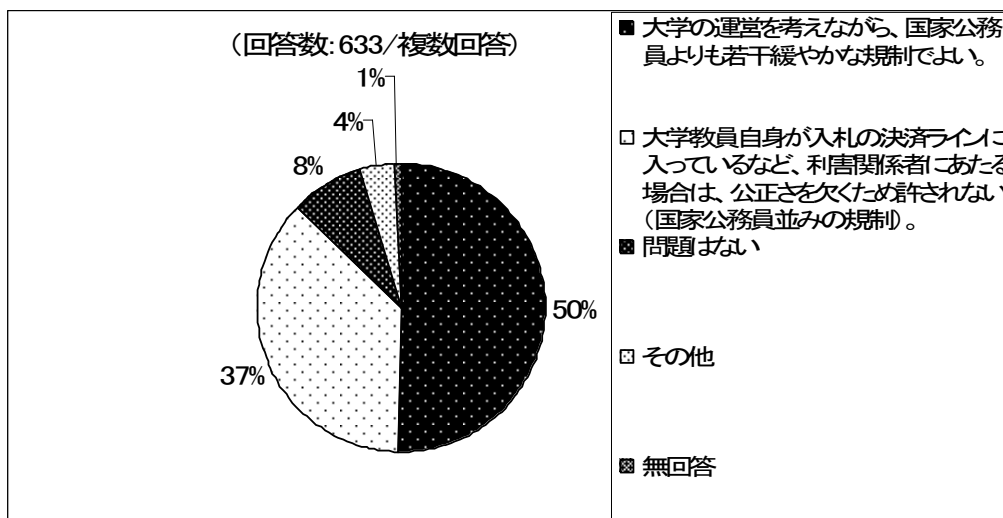


図 2-3-16 企業への情報提供等について（大学全体）



(2)企業等からの贈与、役務提供等の問題

「問 5-2 産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題」の間に対しては、国立大学、公私立大学それぞれ、最も多かった回答は、「相手が利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員倫理規程と同様）。」（45%）、「相手が利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員並みの規制）。」（46%）という結果であった（図 2-3-17、2-3-18）。次いでそれぞれ、「非公務員なので緩やかな規制にするべきである。」（40%）、「国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。」（36%）が高い割合を示した。

これについては、国立大学も公私立大学も同じような傾向で、国家公務員並みの規制が支持を集めている（図 2-3-19）。

これについては、国立大学も公私立大学も同じような傾向で、国家公務員並みの規制が支持を集めている（図 2-3-19）。

図 2-3-17 企業等からの贈与、役務提供等の問題（国立大学）

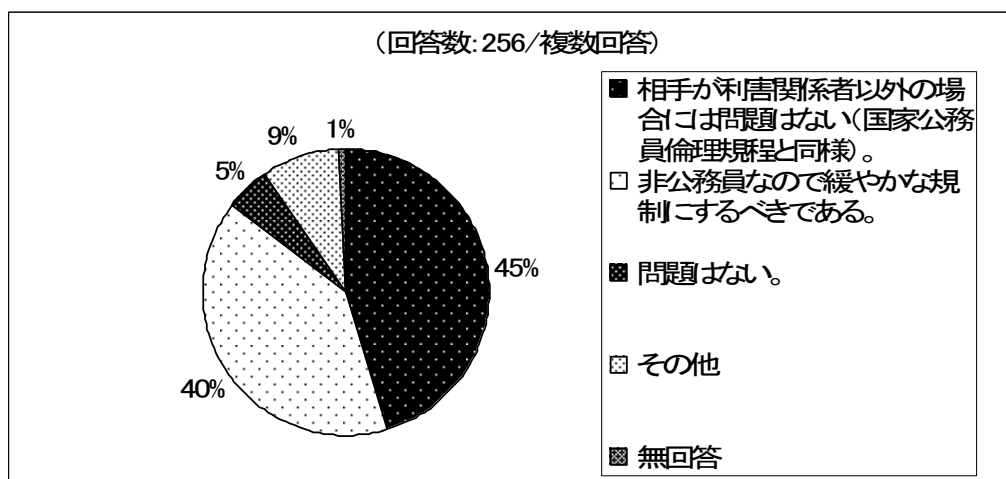


図 2-3-18 企業等からの贈与、役務提供等の問題（公私立大学）

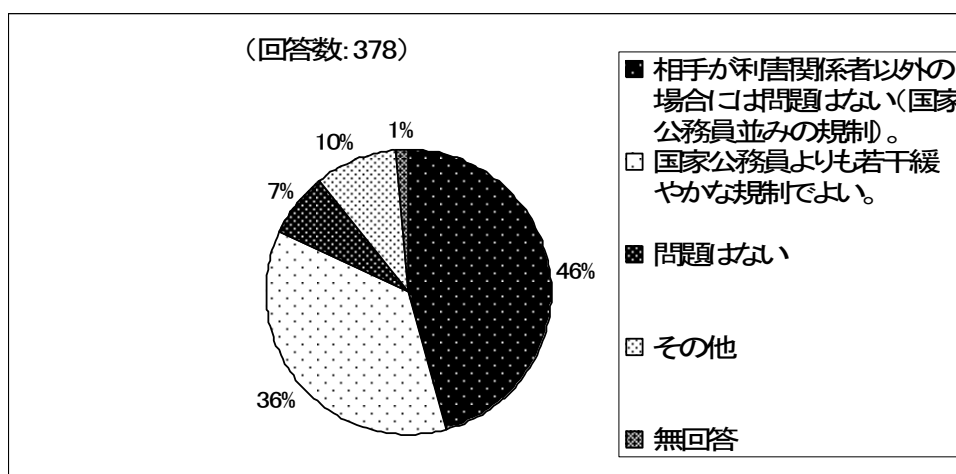
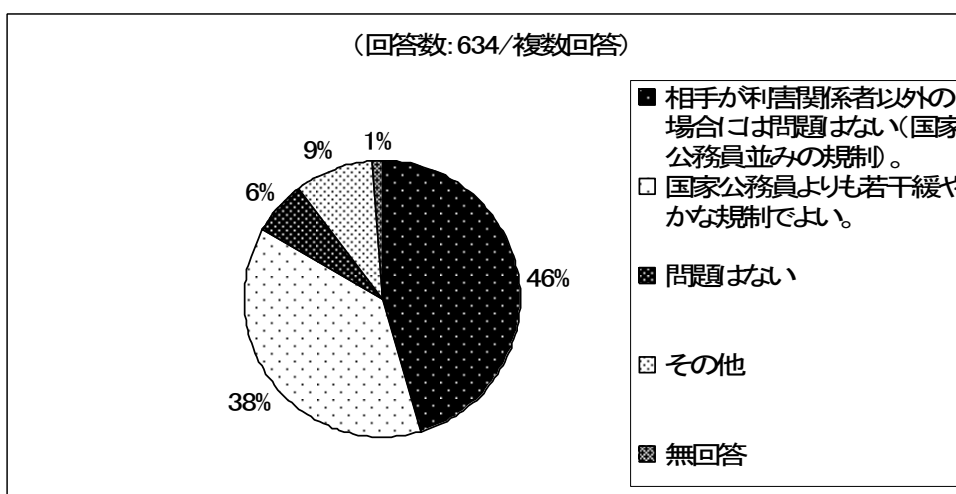


図 2-3-19 企業等からの贈与、役務提供等の問題（大学全体）



### (3)企業等の供応接待の問題

「問 5-3 産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題」の問に対しては、国立大学、公私立大学それぞれ、最も多かった回答は、「相手か利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員倫理規程と同様）」（47%）、「相手か利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員並みの規制）」（47%）という結果であった（図 2-3-20、2-3-21）。次いでそれぞれ、「非公務員なので緩やかな規制にするべきである。」（39%）、「国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。」（32%）が高い割合であった。

これについては、国立大学も公私立大学も同じような傾向で、国家公務員並みの規制が48%と、半数近い支持を集めている（図 2-3-22）。



図 2-3-20 企業等の供給接待の問題（国立大学）

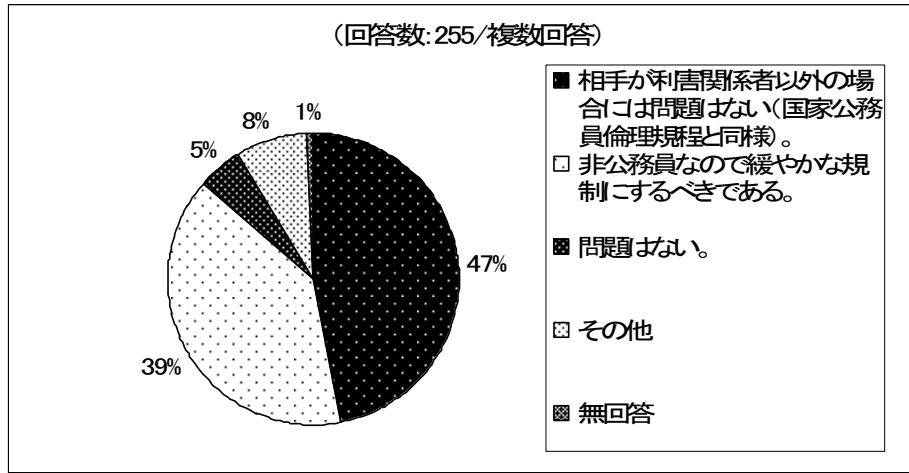


図 2-3-21 企業等の供給接待の問題（公私立大学）

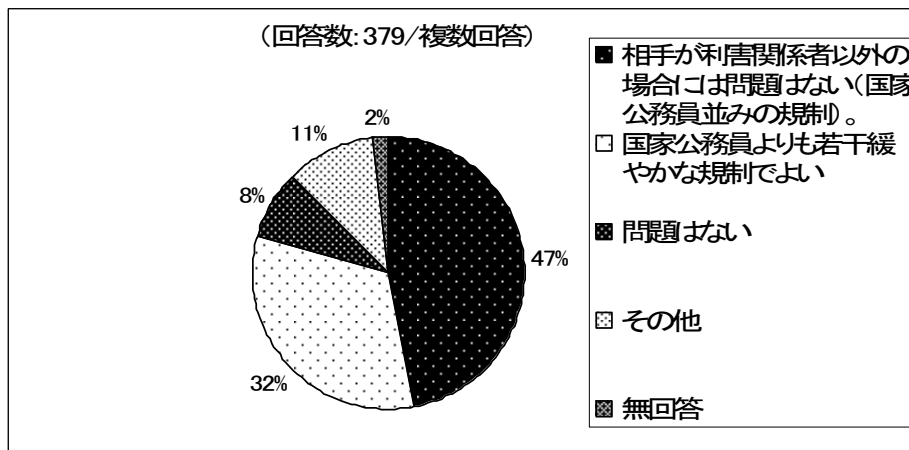
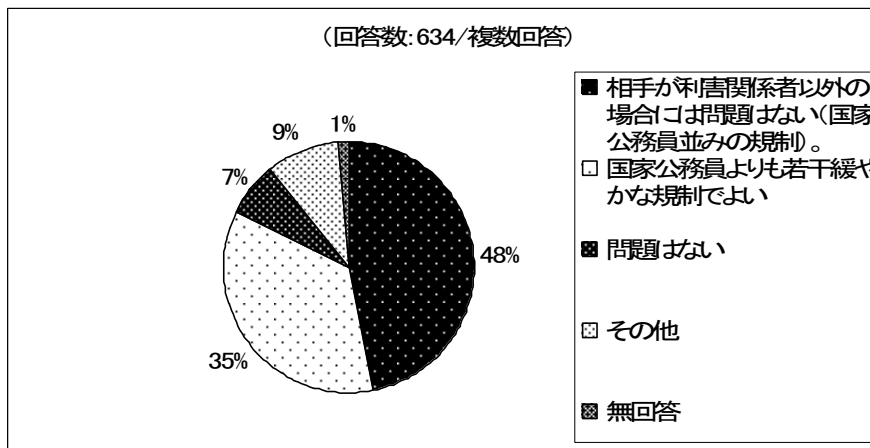


図 2-3-22 企業等の供給接待の問題（大学全体）



#### (4)未公開株の譲り受け

「問 5-4 大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題」の問に対しては、国立大学、公私立大学それぞれ、最も多かった回答は、「相手が利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員倫理規程と同様）」（54%）、「相手が利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員並みの規制）」（58%）という結果であった（図 2-3-23、2-3-24）。次いでそれぞれ、「非公務員なので緩やかな規制にするべきである。」（26%）、「国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。」（22%）が高い割合であった。

本件については、国立大学も公私立大学も同じような傾向で、かつ、他の情報提供、贈与、供应接待等の問題中でも、国家公務員並みの規制にするべきであるとの回答の割合が最も高く、全体の過半数である（図 2-3-25）。

図 2-3-23 未公開株の譲り受け（国立大学）

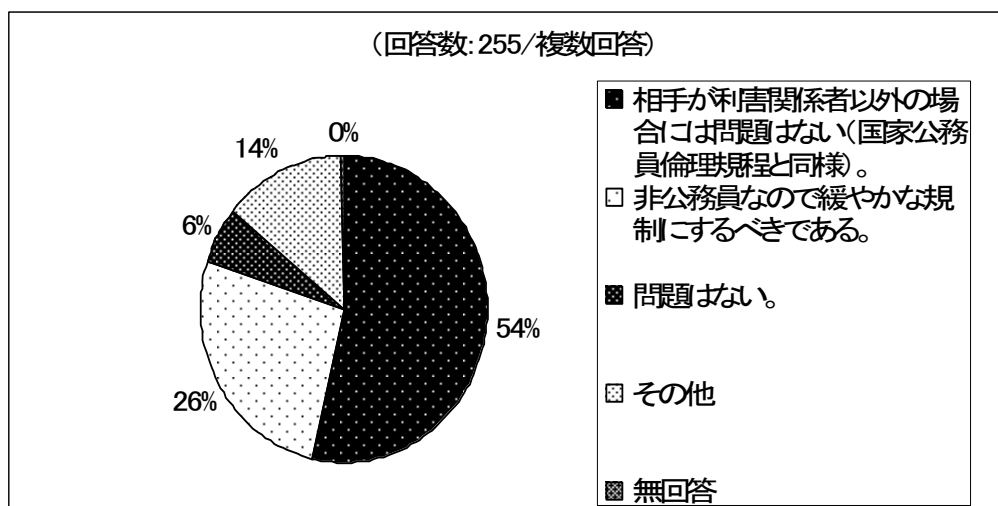


図 2-3-24 未公開株の譲り受け（公私立大学）

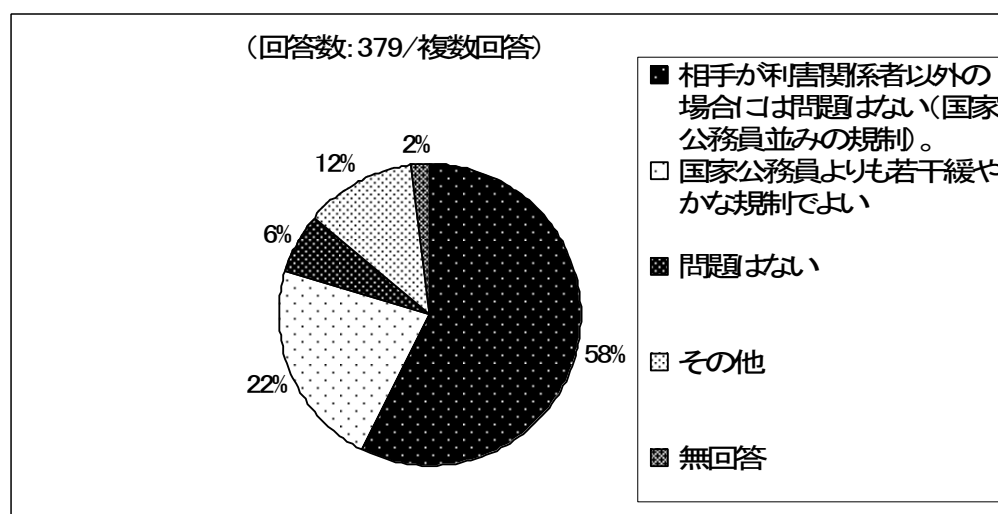
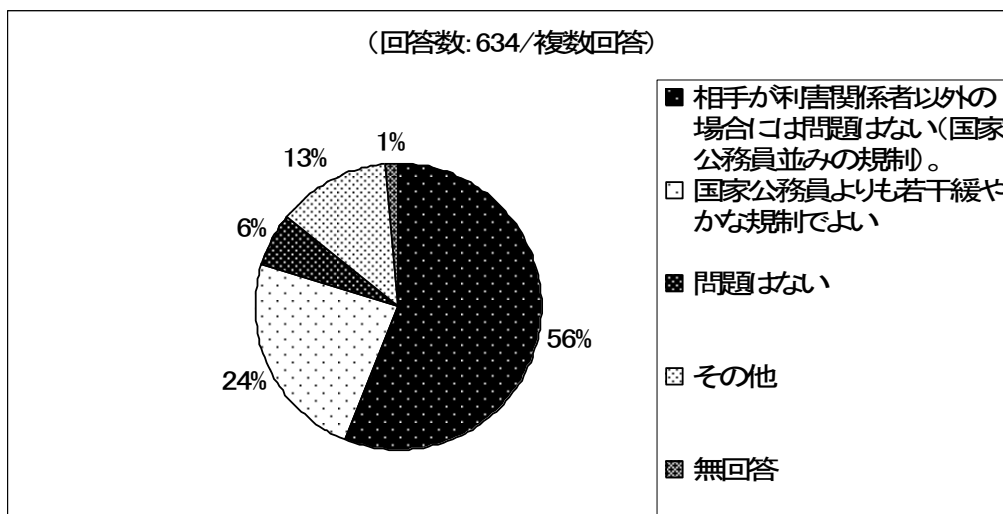


図 2-3-25 未公開株の譲り受け（大学全体）



全般に、情報提供という面に関しては、規制緩和が求められている一方、未公開株の譲り受けについては、厳格な規制が求められる傾向にある。また、金銭や物品の贈与・役務提供や供応接待も、国家公務員並みの規制を支持する割合が高い。しかし、こうした規制緩和すべきであるとの回答は、公私立大学よりも国立大学の教員で常に高い割合を示している。また、それぞれについて「問題はない」とする回答は6~8%の範囲であり、全体でも、平均して7%が以上のような事柄について問題視していないという結果となっている。

#### 6. 今後の産学連携に対する考え方

「問 6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1~3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。」(国立大学教員) および  
 「問 6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1~3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。」(公私立大学教員) として、以下、6つの設問を設けた。

##### (1)外部資金について

「問 6-1 将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。」という問題に対しては、国立大学、公私立大学それぞれ、最も多かった回答は、「そうは思わない」で、それぞれ、61%、53%、「そう思う」としたものはそれぞれ、30%、38%であった(図 2-3-26、2-3-27)。全体でも「そうは思わない」が57%と過半数を占めた。圧倒的に多いわけではない(図 2-3-28)。また、「そう思う」としたものは、国立大学(30%)よりも公私立大学教員(38%)のほうが高い割合を示している。

図 2-3-26 外部資金について（国立大学）

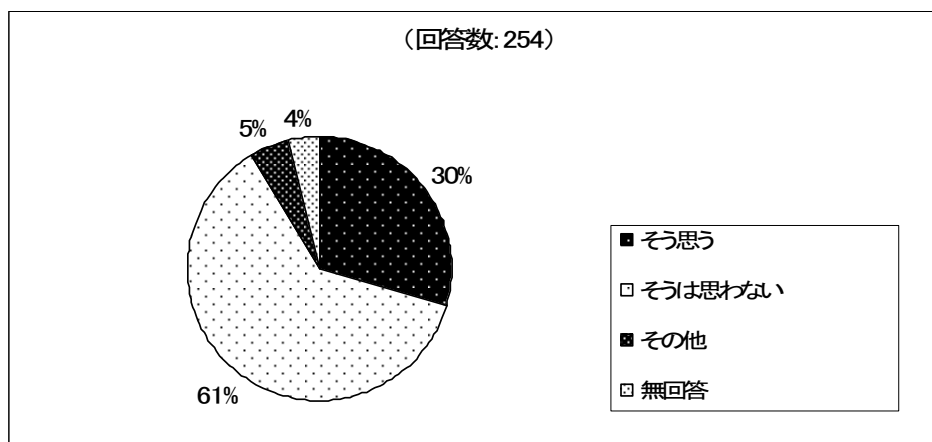


図 2-3-27 外部資金について（公私立大学）

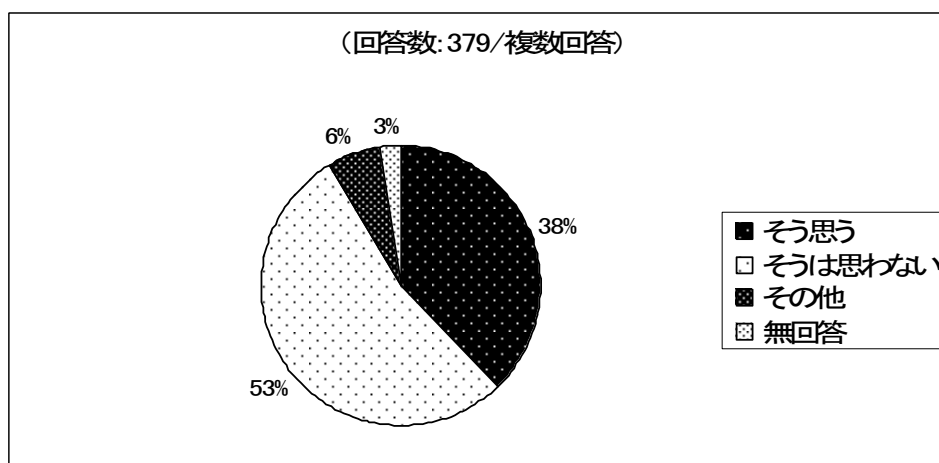
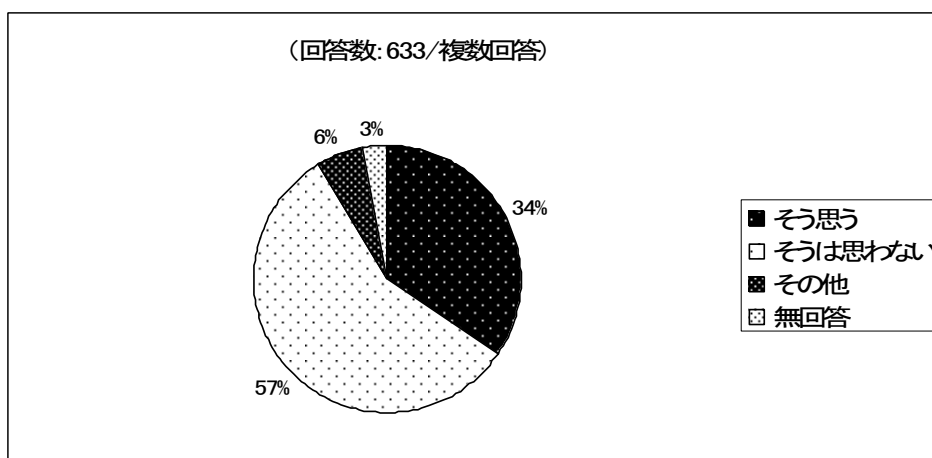


図 2-3-28 外部資金について（大学全体）



(2)兼職・兼業について

「問 6-2 兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。」という問題に対しては、国立大学、公私立大学それぞれ、最も多かった回答は、「そう思う」で、それぞれ、63%、61%、「そう思わない」としたものはそれぞれ、33%、29%であった（図 2-3-29、2-3-30）。両者共同じ傾向を示している。ただ、「そう思う」としたものは、公私立大学よりも国立大学教員のほうが高い割合を示している。

図 2-3-29 兼職・兼業について（国立大学）

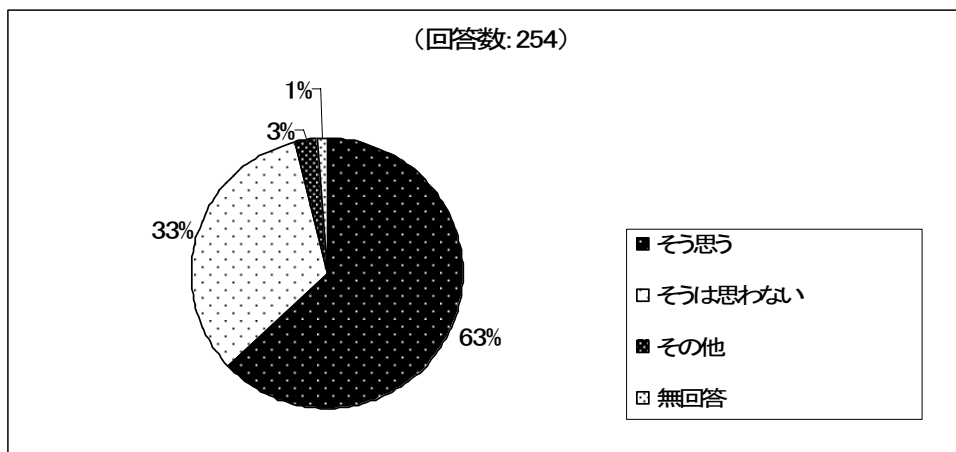


図 2-3-30 兼職・兼業について（公私立大学）

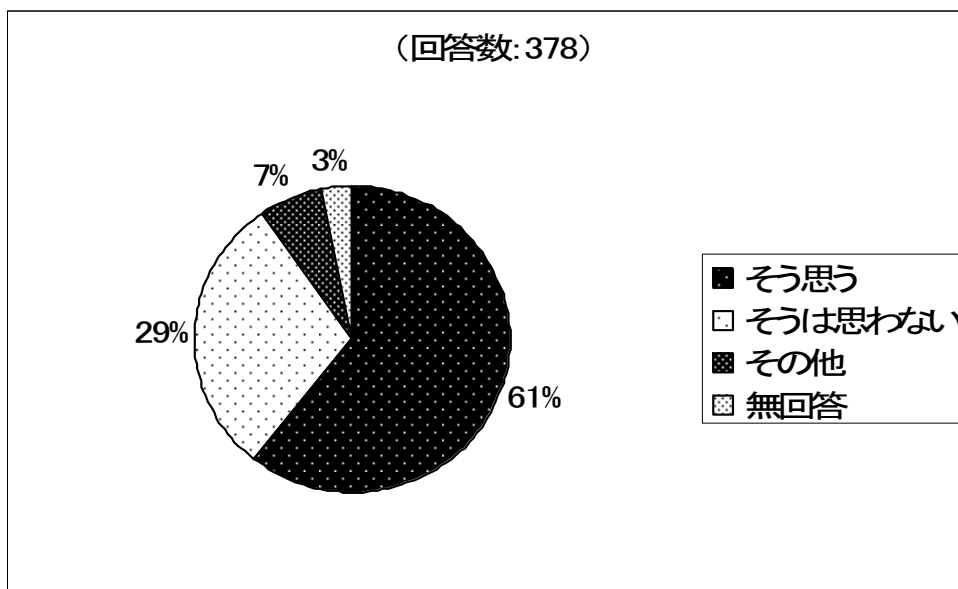
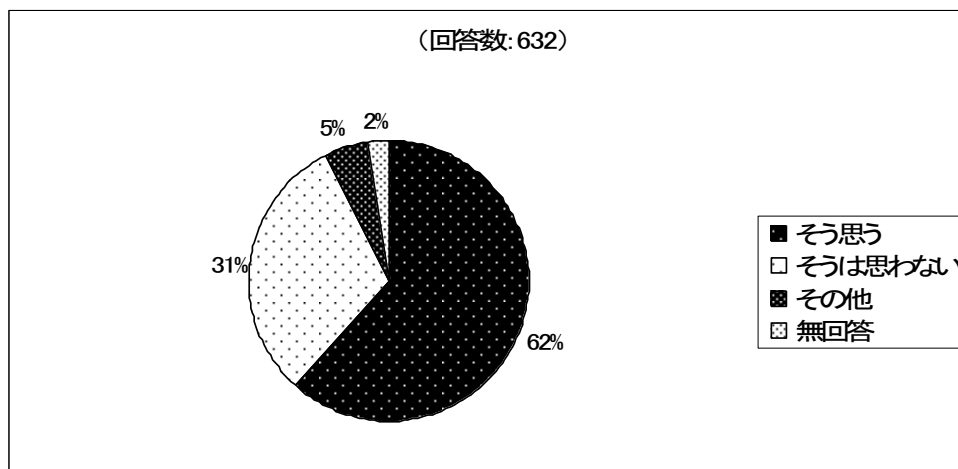


図 2-3-31 兼職・兼業について (大学全体)



(3)特許申請に関する評価について

「問 6-3 特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。」という問題に対して最も多かった回答は「そう思う」で、国立大学、公私立大学それぞれ、77%、81%で、かなり高い割合を示した(図 2-3-32、2-3-33)。また、「そうは思わない」は、それぞれ 19%、14%であった。「そう思う」としたものは、国立大学よりも公私立大学教員のほうが高い割合を示している。

図 2-3-32 特許申請に関する評価について (国立大学)

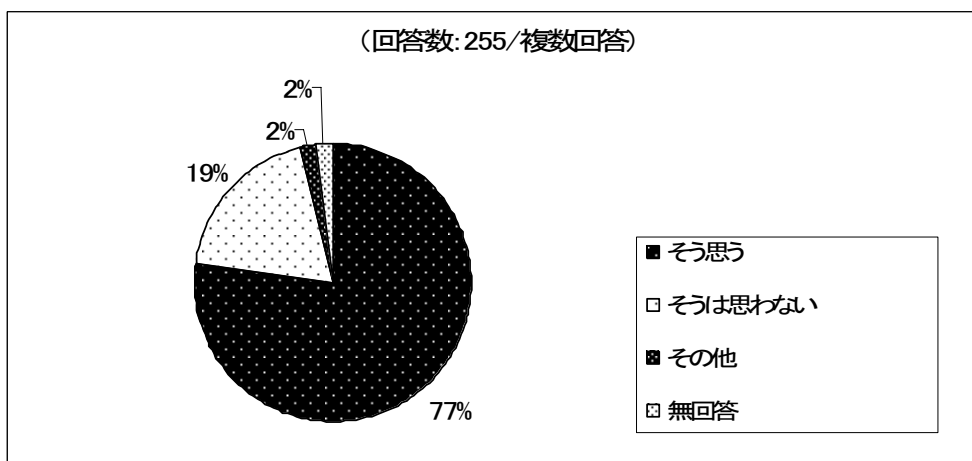


図 2-3-33 特許申請に関する評価について（公私立大学）

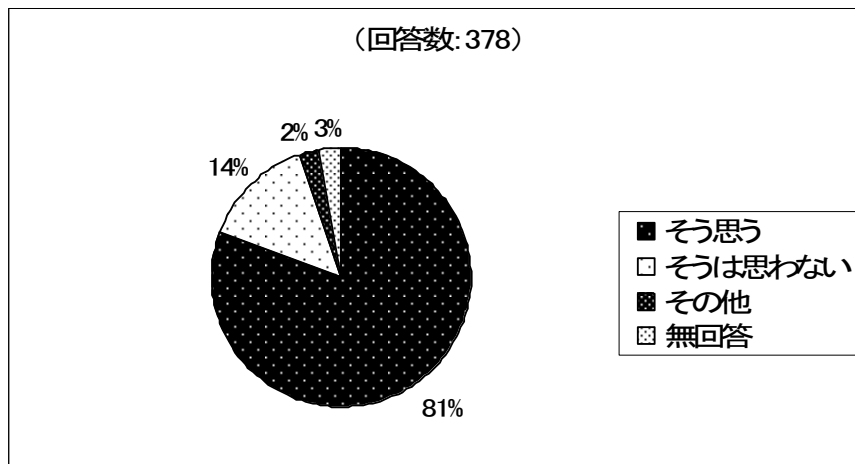
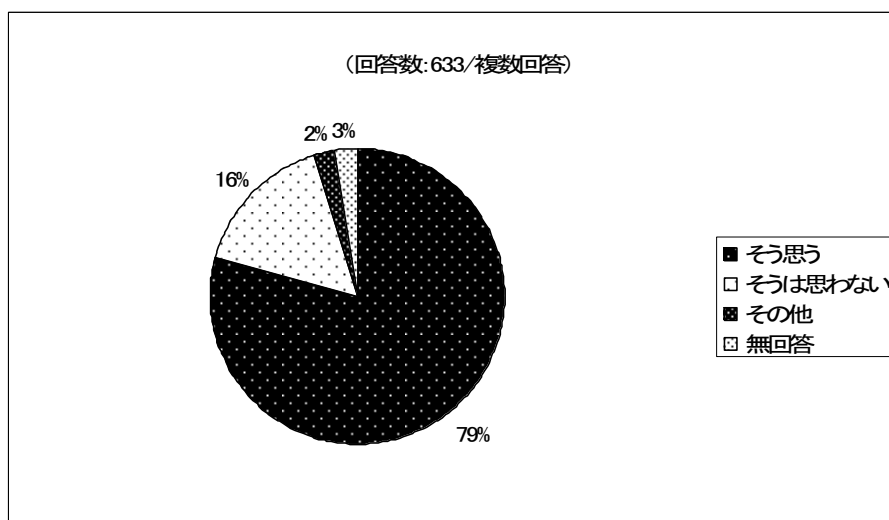


図 2-3-34 特許申請に関する評価について（大学全体）



#### (4)大学発ベンチャーの支援について

「問 6-4 大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。」という問題に対して最も多かった回答は「そう思う」で、国立大学、公私立大学それぞれ、76%、79%と、かなり高い割合を示した(図 2-3-35、2-3-36)。また、「そうは思わない」は、それぞれ 19%、13%であった。「そう思う」としたものは、国立立大学よりも公私立大学教員のほうが高い割合を示している。

図 2-3-35 大学発ベンチャーの支援について（国立大学）

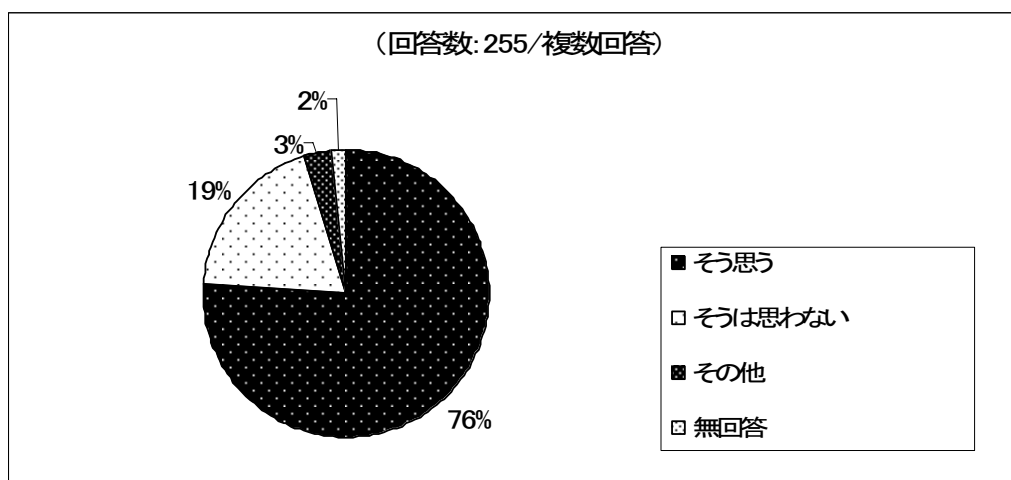


図 2-3-36 大学発ベンチャーの支援について（公私立大学）

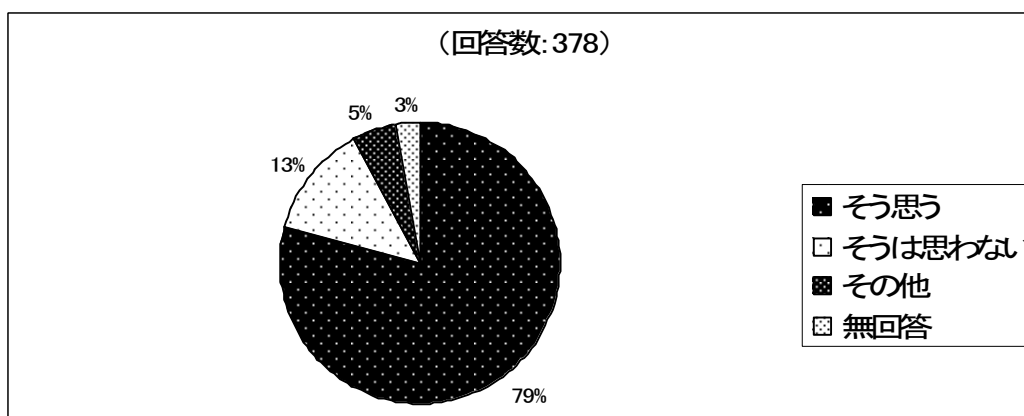
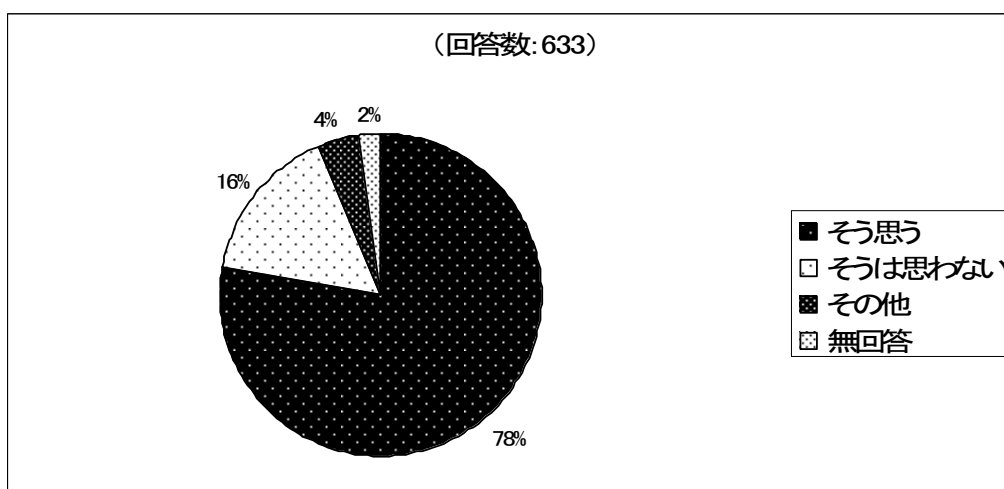


図 2-3-37 大学発ベンチャーの支援について（大学全体）





(5)TLO の位置付けについて

「問 6-5 TLO は学校法人の場合は現在でも学内組織に位置付けて事業を行うことがあるが、法人化後はそのようにするのがよい。」(国立大学教員) および「問 6-5 TLO は学内組織に位置付けて事業を行うのがよい。」(公私立大学教員) の間に対しては、国立大学、公私立大学共に最も多かった回答は、という問に対して最も多かった回答は「そう思う」で、国立大学、公私立大学共、58%で、「そうは思わない」は、それぞれ 27%、24%であった(図 2-3-38、2-3-39)。国立大学も公私立大学もほぼ同じ傾向を示している。

図 2-3-38 TLO の位置付けについて (国立大学)

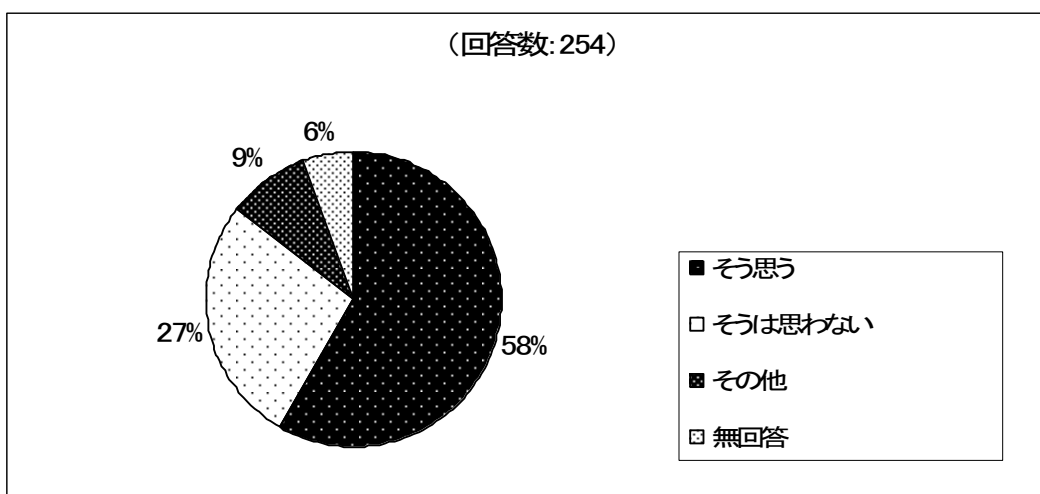


図 2-3-39 TLO の位置付けについて (公私立大学)

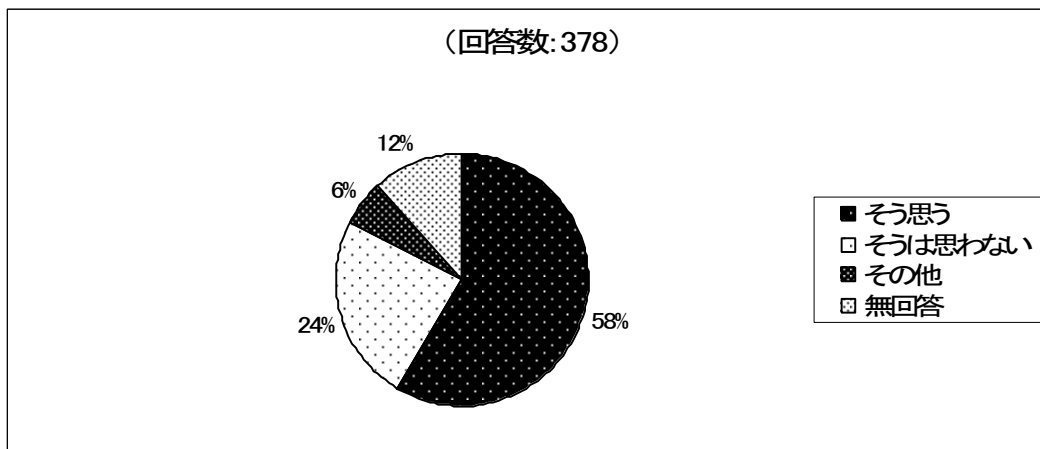
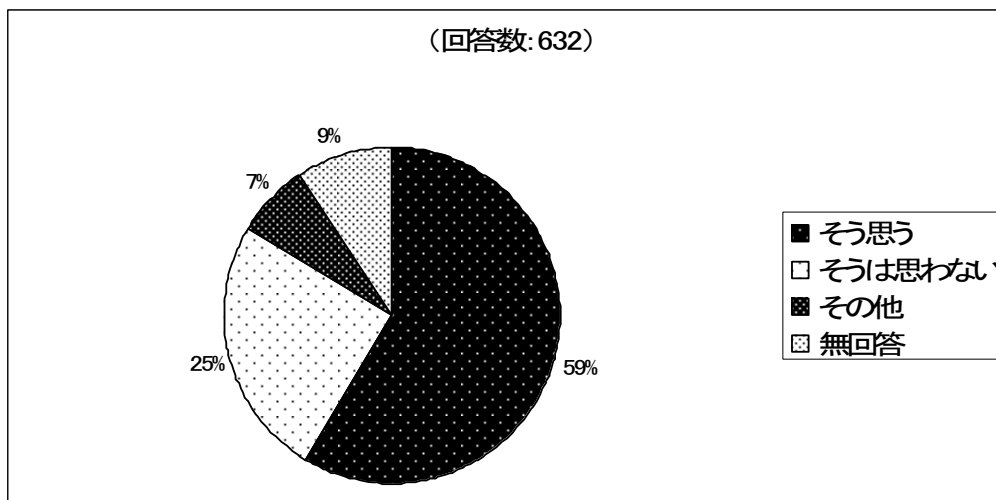


図 2-3-40 TLO の位置付けについて (大学全体)



(6) 学内倫理規程について

「問 6-6 貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題について学内倫理規程作成の準備を進めていますか。」(国立大学教員) および「問 6-6 貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての学内倫理規程はありますか。」(公私立大学教員) という問に対し、最も多かった回答は「知らない」で、国立大学、公私立大学それぞれ、71%、39%であった(図 2-3-41、2-3-42)。次いで多かった回答は、国立大学で「法人化後の学内倫理規程は準備していない。」(13%)、公私立大学で「学内倫理規程はない。」(31%)である。国立大学では学内倫理規程については関心が薄く、また、公私立大学でも倫理規程整備は進んでいない。

図 2-3-41 学内倫理規程について (国立大学)

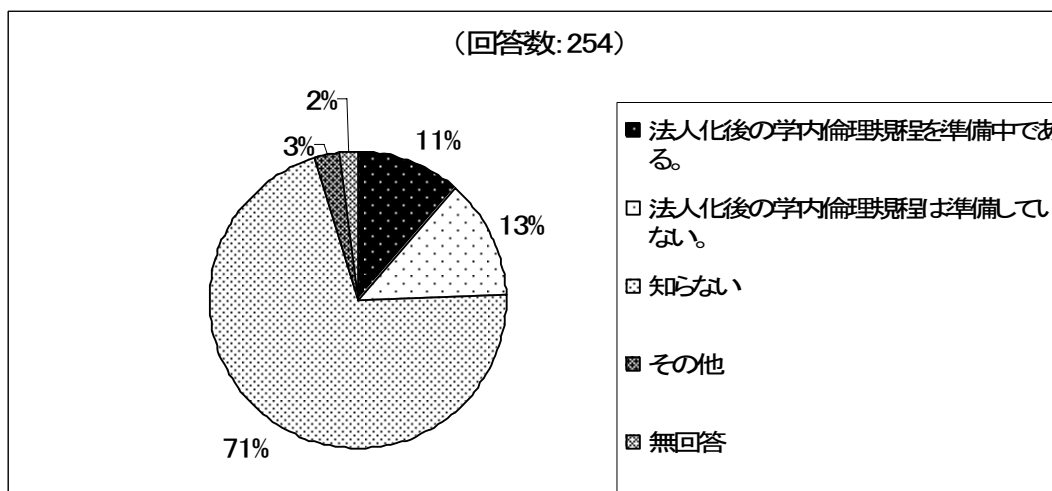


図 2-3-42 学内倫理規程について（公私立大学）

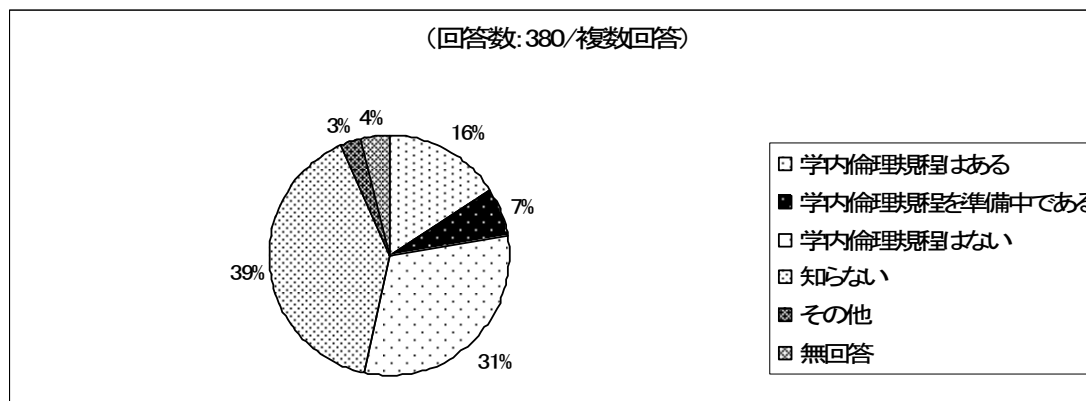
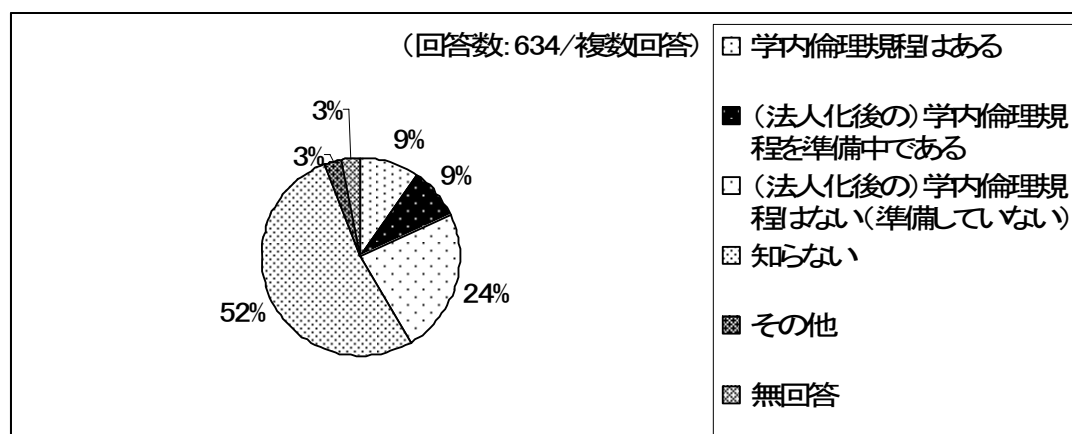


図 2-3-43 学内倫理規程について（大学全体）



## 7. 倫理問題に対する対策

上記の 1～5 について、産学連携の様々な形態について、個別に考え方を明らかにしてきたが、さらに、将来的な全般の方向性について、次の通り 4 つの問を設けた。「問 7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていくべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」(国立大学教員) および「問 7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていくべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」(公私立大学教員) とし、以下の通りの結果となった。

### (1) 学生の教育に対する責任について

「問 7-1 学生の教育に対する責任について」という問題に対して最も多かった回答は、国立大学で「法人化後は教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。」(53%)、公私立大学で「教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。」(50%) であっ

図 2-3-44 学生の教育に対する責任について（国立大学）

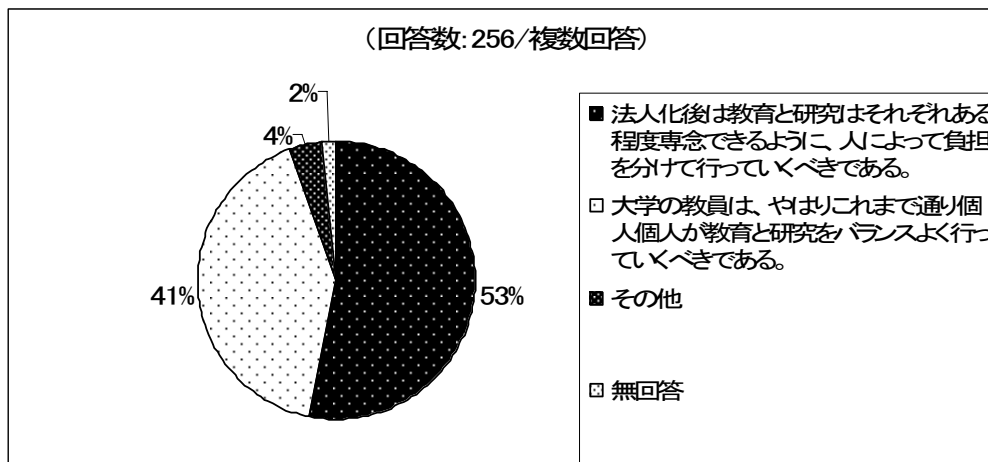


図 2-3-45 学生の教育に対する責任について（公私立大学）

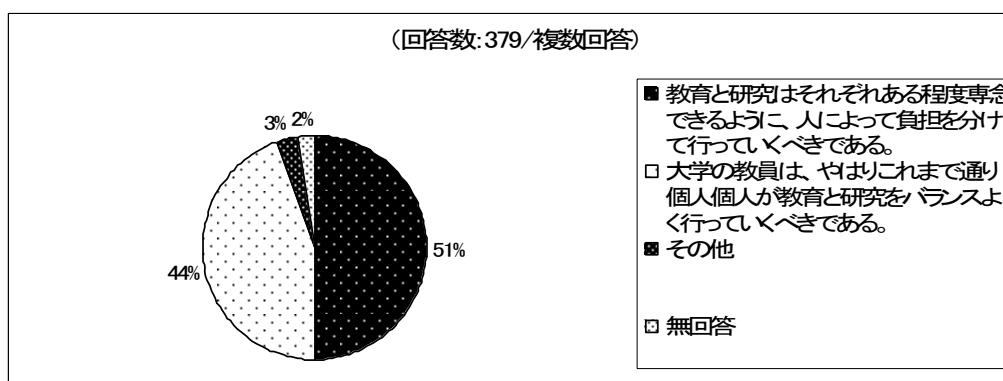
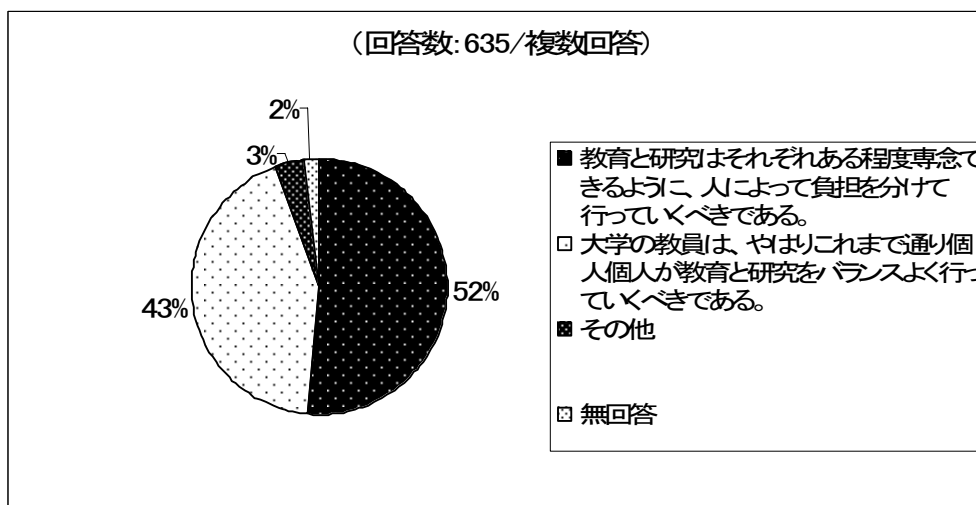


図 2-3-46 学生の教育に対する責任について（大学全体）



た（図 2-3-44、2-3-45）。「大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。」は、それぞれ、41%、44%であった。前述の共同研究・受託研究や大学発ベンチャーなどの産学連携に関する個別の設問でも、分業型を支持する教官が多数を占めていたが、全体の今後の方向性としても、個人個人がバランスよく業務をこなすというより、分業型が支持されていることが判明した。

(2) アカウンタビリティについて

「問 7-2 アカウンタビリティについて」という問題に対して最も多かった回答は、国立大学では「大学の使命として産学連携における企業秘密よりも公的なアカウンタビリティを優先する。」の回答が最も多く 52%、公私立大学は逆に「産学連携においては、企業秘密などの関係で公的なアカウンタビリティが十分確保できないことについてはある程度仕方がない。」が 46%であった（図 2-3-47、2-3-48）。全体では前者が 46%、後者が 44%で、企業秘密よりもアカウンタビリティを優先させる意見が若干多い（図 2-3-49）。公私立大学教員のほうが企業秘密を重視する傾向がやや強いが、全体を見るとアカウンタビリティ重視と拮抗している。

図 2-3-47 アカウンタビリティについて（国立大学）

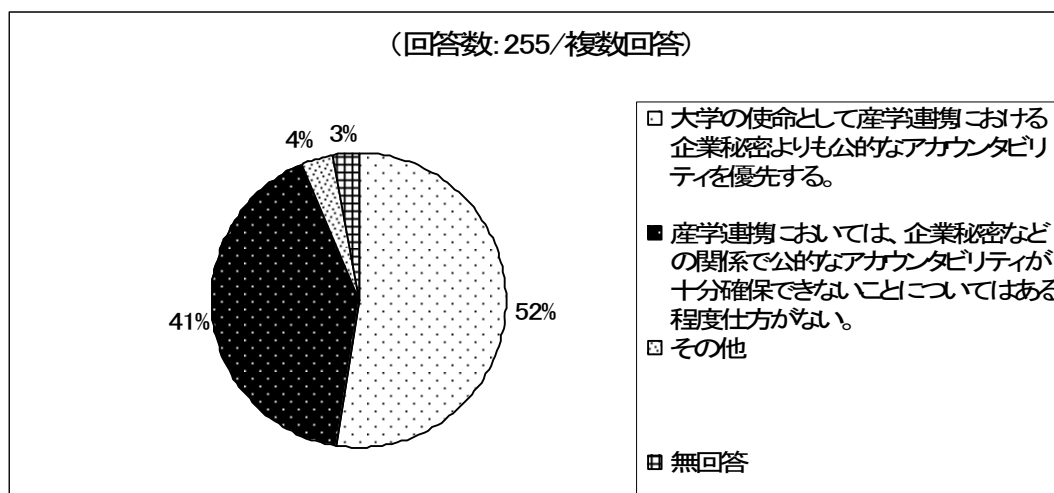


図 2-3-48 アカウンタビリティについて（公私立大学）

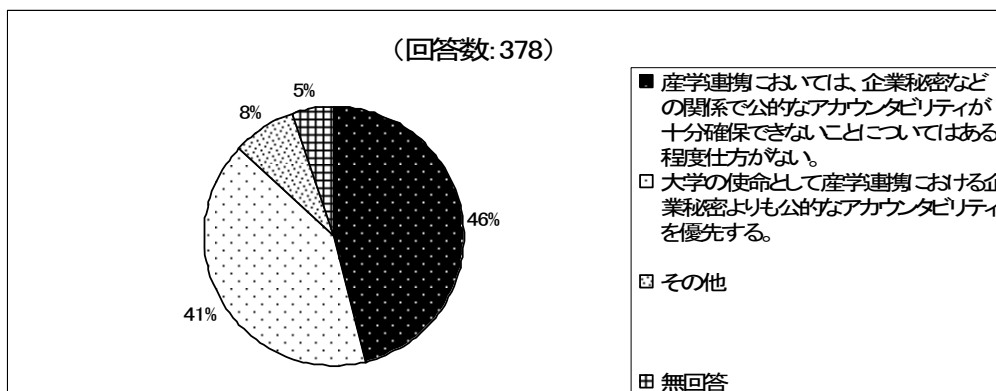
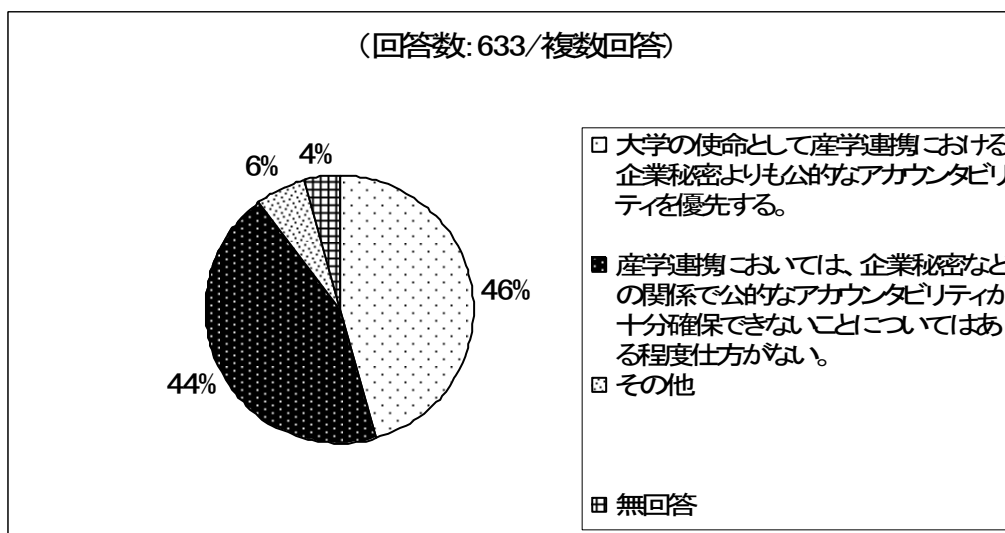


図 2-3-49 アカウンタビリティについて（大学全体）



### (3)企業との関係について

「問 7-3 企業との関係について」という問題に対して最も多かった回答は、国立大学、では「法人化後は企業との関係が国家公務員並みに規制されるわけではなく、その義務もないので、必然的にある程度規制は緩やかにする。」の回答が最も多く 53%、公私立大学も「企業との関係が国家公務員並みに規制されているわけではなく、その義務もないので、規制は国家公務員よりやや緩やかでよい。」が 54%で、国家公務員よりやや緩やかな規制をよしとするものが過半数であった（図 2-3-50～2-3-52）。全体でも前者が 53%、後者が 36%で、国立大学も公私立大学も同様の傾向を示している。

図 2-3-50 企業との関係について (国立大学)

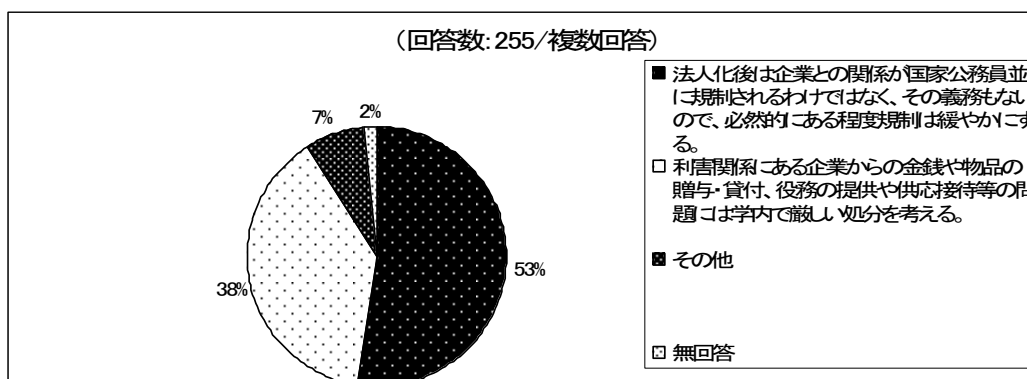


図 2-3-51 企業との関係について (公私立大学)

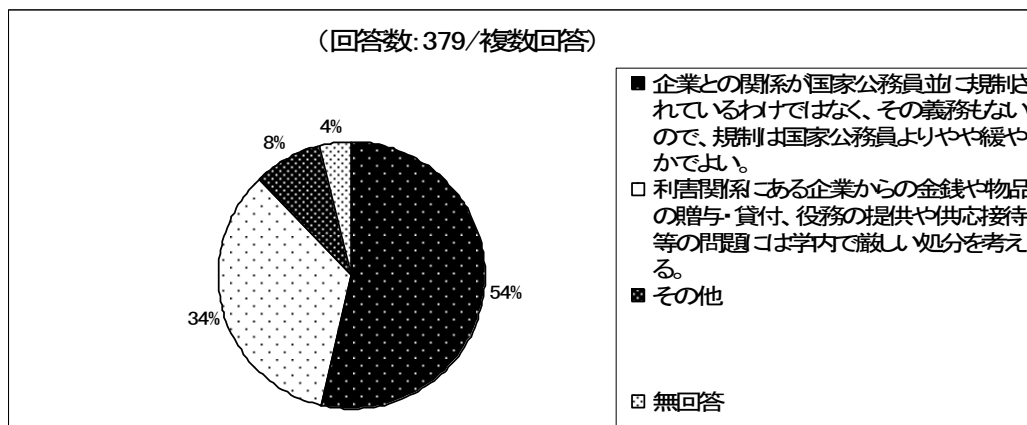
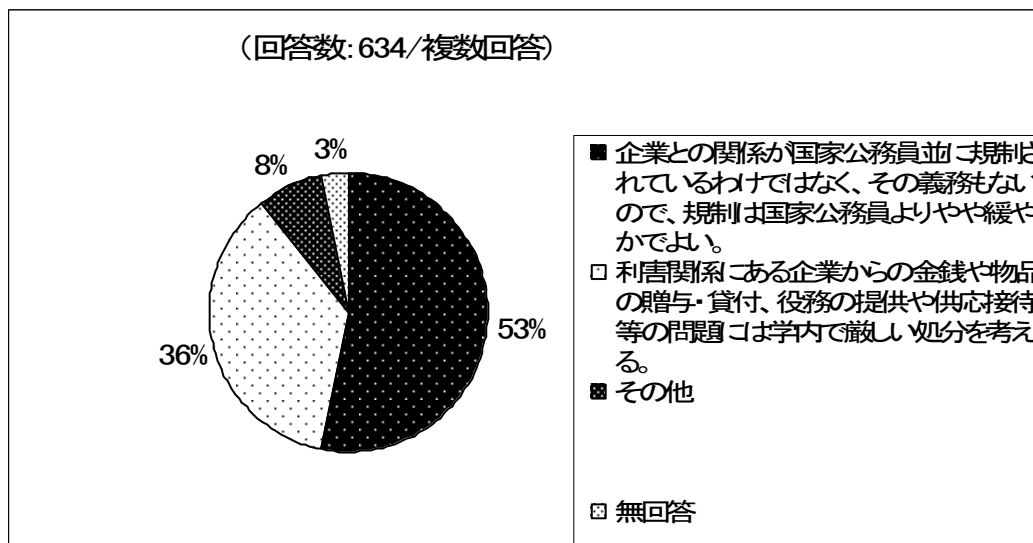


図 2-3-52 企業との関係について (大学全体)



(4)未公開株の譲り受けの問題

「問 7-4 未公開株の譲り受けの問題」に対して最も多かった回答は、国立大学、公私立大学共に「未公開株の譲り受けについての倫理規定は、国家公務員と同様に、利害関係者からのものについて禁止する。」で、それぞれ 62%、67%を占めた(図 2-3-53、2-3-54)。個人的な考え方をみた場合でも、国家公務員並みの厳格さがなくてもよいという意見が、国立大学教員に多かったが、その意向が反映されているといえる。

図 2-3-53 未公開株の譲り受けの問題 (国立大学)

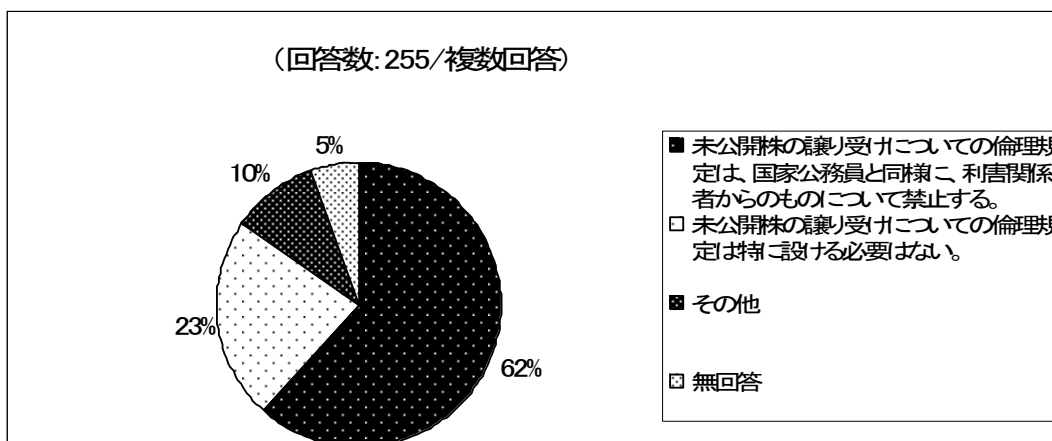


図 2-3-54 未公開株の譲り受けの問題 (公私立大学)

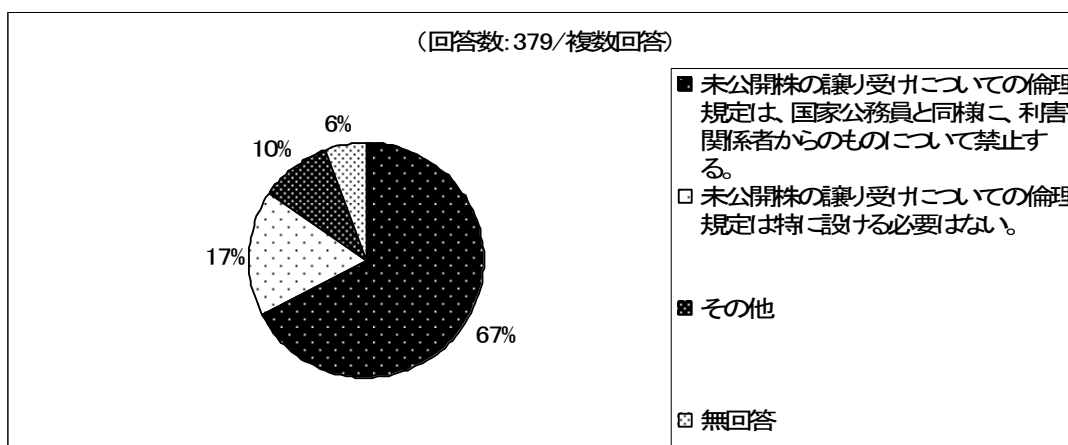
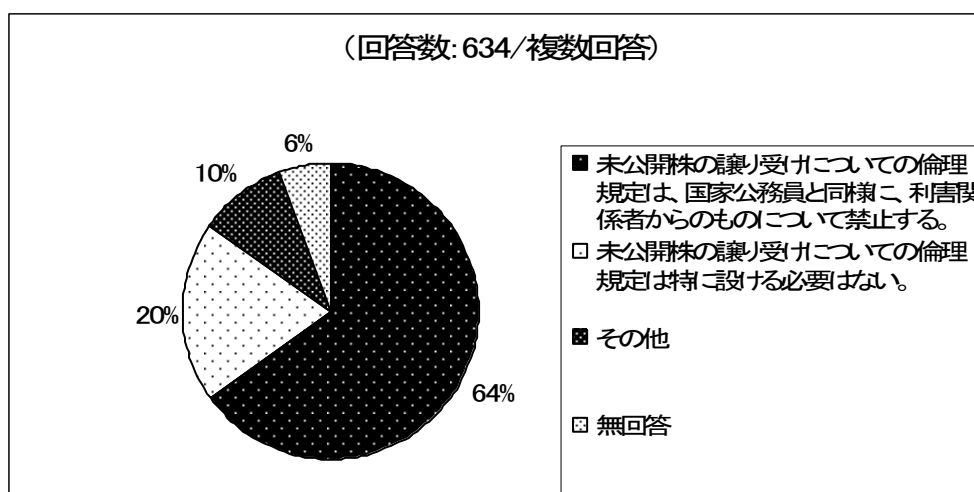




図 2-3-55 未公開株の譲り受けの問題（大学全体）



#### 8. 倫理規定に対する提案

「問 8 その他、個人的にお考えの独自の倫理規定の提案等がありましたらお書きください。」との設問に対して得られた回答をまとめると、表 2-3-1、2-3-2 の通りであった。

この自由意見の中では、国立大学の場合、規制緩和を必要とする意見と不要とする意見は最多数で、同数であった（6件）。一方、公私立大学は倫理の規程化に疑問を呈する意見が最も多かった（11件）。その他には、国立大学では、基本的な人の倫理に基づけばよいとする意見（4件）や、個別の利益の享受を禁止して組織で対応すること（3件）、大まかな規程の必要性（3件）などが上位に挙げられた。公私立大学では、教員の職務の分担（8件）や、評価の自由化・適正化・給与体系の見直し（7件）、大まかな規則の設置（7件）、教育や人づくりの重要性（7件）などが上位であった。国立大学では、法人化による変化に対応して緩和をするという意見と従来のあり方通りに進めていこうとする意見とが拮抗している一方、公私立大学では公正なルール作りの必要性よりも、ルール作り自体に対する疑問のほうが強い。本調査で「学内倫理規程がある」とした公私立大学が16%に過ぎないということを考え合わせると、強固な規程化にはそぐわない問題であるといえる。一方で、職務の分業化やそれに基づく給与の体系化、評価の適正化など、産学連携への取組みに対する位置付けを各大学で早急に検討していくことが重要である。

表 2-3-1 倫理規定に対する提案（国立大学/重複回答）

内容	件数
法人化後倫理規定を緩和せよ、国家公務員並みの規程は不要	6
規制緩和は不要、厳しくて当然、大幅に変える必要はない、法人化後も国立大学並みでよい	6
基本的な人（教育者）の倫理に基づけばよい	4
（知財等の）利益は個人や個別企業の受け取りは禁止、対研究室で対応する	3
一定の規程、ある程度の規程は必要、細かな規則は不要	3
医学部は別に考えて欲しい	2
倫理の基本を再検討すべき	2
公開性が重要、情報公開について明確な基準を作る	2
個人の正当報酬を保障、活動意欲亢進、職員のモチベーションを高めるような倫理規定にする	2
中立性、公平性を保つべきだ	2
一律な規制は不要、ケースバイケースで	1
私大と国立大学法人は別だ	1
個人（研究室）が法人契約のように契約を結ぶ	1
利害関係者との関係を明確にする	1
金銭、物品、予算、未公開株を公開すれば受け取りに問題はない	1
企業秘密があるので大学の自主性が必要	1
末端では規程が必要な事項はないと考える	1
内部告発制度の整備	1
社会と同じ基準で考えればよい	1
一時的に完全自由化してみて、生じた問題ごとに解決を図る	1
倫理を含む重要事項を検討する委員会を設置する	1
大学の利益も考慮する	1
産学連携は教育・研究から派生的に出てくるもの	1
計	45

表 2-3-2 倫理規定に対する提案（公私立大学/重複回答）

内容		件数
倫理規則化には疑問である		11
内訳	自然に落ち着くところに落ち着く	2
	倫理は個人的なものだから	2
	規則づくめでは日本が取り残される、産学連携活性化のため	2
	規則が必要なくらいなら産学連携をやめたほうがよい	1
	画餅となる	1
	常識の範囲内で考えればよい	1
	産学連携をクールに考えれば問題ない	1
	国立大学法人化されるなら企業間倫理となるはず	1
教育、研究、産学連携等職務分担、分業を図る		8
教員の評価や処遇について自由化を図る、職務によって給与体系も分ける、対価を明確にする、honorarium 制度を一般化する		7
大卒の規則、緩やかな規則、ある程度の規則、厳しすぎない規則が必要、自由度の高い規則（うち、2件は倫理は個人的なものだからという理由）		7
教育、人づくりを中心に据えて考えることが重要		7
公正なルール作りは必要		4
各大学でそれぞれ特徴ある独自の規程を作るべき		4
情報公開が重要、常に Open にする、契約内容の公開		3
教員個人ではなく、大学に産学連携の窓口を一本化する		2
受益者である学生に不利にならないような判断が大切		2
倫理関連の講習が必要、企業出資の講座を設ける		2
社会的コンセンサスが重要		2
最初から商業目的の産学連携はだめ		2
教育・学術研究がおろそかにならない範囲の産学連携をする		2
公共性を重視する		2
国立大学と私立大学は別に考える必要がある		2
議論できる公共機関や管理機構の設置		2
研究テーマ自体の倫理も重要		2
大学における教員の成果は大学に帰する		1
産学協同の活動の前に学内倫理規定の判定を義務付ける		1
教員数の増加が必要		1
まず実状調査が必要		1
倫理基準をいくつか作って施行してみる		1

大学の倫理と企業の倫理を整理する必要がある	1
内部告発制度の整備	1
特許に関与しない研究者も大勢いる	1
知の価値を正しく評価しなければならない	1
インサイダー取引を招くような情報提供は原則禁止	1
教育・研究に貢献できない場合は寄付の形で大学等に還元する	1
計	93

## 9. その他の自由意見

「問 9 21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、知の拠点ともいえるべき大学の役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、大学が社会に向けて行っていくべきだと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。」との設問に対して得られた回答をまとめると、表 2-3-3、2-3-4 の通りであった。

この設問に対しては、国立大学も、公私立大学も、第 1 に情報公開を重視しており、その他に積極的な提言、人材育成・教育という 3 つの柱が非常に重要とされていることが分かる。後の 2 点については、国立大学は提言や啓蒙活動が情報公開と並んで重視されているのに対し、公私立大学では、大学における教育が第 2 位にきて、それと共に、生涯教育や公開講座の積極的推進など、社会人に対する教育について、より注目していることが特徴的であった。また、両者共、企業のみならず、市民団体や地域との連携も大切であるとの認識があるほか、教員評価の問題、時間不足による分業の問題など、両者共通の認識が多い。

いずれにしても、大学の反省点は、象牙の塔の中で行われてきた研究をもっと社会に情報発信しなければならないという点であり、今後も守っていくべき点としては、教育を重視し、人材を社会に送り出していく点であるということが教員の認識にあるということである。

表 2-3-3 その他の自由意見（国立大学/重複回答）

内容	件数
大学の種々の情報を広く発信・提供・公表・普及、説明責任を持つ	18
社会に対する積極的な提言・政策提言・啓蒙活動等、思想の具現化の努力が必要、オピニオン・リーダーになるべき	18
人材養成、教育が重要	15
NPO、NGO、市民団体、地域との連携を強化、もっと人間よりに活動を	8
論文数や学会発表数ではなく、研究課題の重要性など、教員評価や大学支援の見直しが必要	4
官との連携を強化する、一体化する	3
教員の分業化、それによる給与体系の実施	3
利潤追求は許されない、企業とはある程度のスタンスを取る、慎重に	3
大学は経済原理と相容れない、公的保証があつてこそ存立できるものだ、税金の投入は必要	3
大学の本分は、真理の探究や知の創造だ	2
その他	26
計	103

表 2-3-4 その他の自由意見（公私立大学/重複回答）

内容	件数
大学の種々の情報を広く発信・提供・公開・普及、オープンに	31
（優秀な、倫理観のある）人材育成、教育が重要	28
積極的な社会参加・（政策）提言、啓蒙活動、発言力の強化、オピニオン・リーダーになるべき	22
生涯教育、社会人への教育が重要	11
社会貢献や解決のための研究テーマを設定する、学際的な学問体系の再構築が必要	10
公開講座、公開フォーラム等の開催	8
NPO、NGO、市民団体、地域との連携を強化	8
積極的に産学連携を行う	7
教員が忙しすぎる、制約を少なくし、時間の確保を	7
論文数などではない教員評価の見直しが必要、第三者評価の導入	6
企業と大学とは別物・距離がある、大学は産業から独立性を保つべき	5
学部教育、一般教養が重要だ	3
公務員と大学教員とは違う規則で、国立大学と私立大学は違う	3
幼児、児童からの教育が重要だ	2
研究が重要	2
基礎研究は重要だ	2
研究、教育、市民開放等、大学の機能を分化する	2
資金が必要	2
人員不足、人員増を	2
企業側の理解や倫理観も必要だ	2
個々人の考えでやる	2
自然科学的思考、科学的考察が重要	2
教員の倫理観や正義感がますます重要になる	2
その他	29
計	198

## 第4節 まとめ

本調査では、自然科学系の教授が主な回答者であった。

産学連携に関与する場合の対応に関して設けた4種の質問のうち、まず、兼業時間数については、「勤務時間外のみの兼業を認め、時間数の制限を設けない」という、現在の国立大学型の方式が国立、公私立大学共支持された（全体で32%）。現状もこれが31%を占めているが、次いで多かった回答が、現状の第2位の「兼業時間に関する制限はない」（30%）ではなく、「勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける」（26%）であり、より、厳しい規制が必要であるとの判断が出ている。また、「民間等との共同研究・受託研究」、「大学発ベンチャー」、「特許取得」については、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」（それぞれ全体で、37%、42%、33%）が最も高い割合を占めており、分業型への指向が強い。また、教員意識の流れとしては、教育と研究を重視する従来型から産学連携の積極型へ移行しつつあると分析できる。また、このうち、「積極的に推進すべきである」とした割合が最も高かったものは「特許取得」であり、全体で23%を占めた。また、特許や大学発ベンチャーに関する積極的な姿勢は、国立大学よりも公私立大学のほうが強いことなどが特徴的である。

また、産学連携に関する4種の問題への対応については、「企業等からの贈与、役務提供等」、「企業等の供給接待」、「未公開株の譲り受け」の各問題に対して、国家公務員並みの規制である、「利害関係者以外ならよい」とする回答が最も支持された（それぞれ全体で、46%、48%、56%）。一方、「企業への情報提供等」については、国家公務員よりも若干緩やかな規制の支持が最も高かった（50%）。企業への情報提供については、決済ラインに入っているかどうかということが主な課題であり、事務的な側面が強く、教員にとっては対応機会が少ないということも背景にある。なお、ここでは、どの問題に対しても、国立大学の教員のほうが、公私立大学よりも規制を緩和すべきであるとの回答割合が高いのが特徴的であった。

さらに、今後の産学連携に対する4種の課題に対する考え方のうち、「兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する」、「特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す」、「大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ」の3種の課題に対しては、「そう思う」とする回答が最も高い割合を示し、過半数であった（それぞれ全体で、62%、79%、78%）。これらは、産学連携に対する教員の積極的な姿勢を示しているといえる。なお、これらのうち、「兼業・兼職の規制緩和」以外は、公私立大学のほうが賛意の割合が高く、積極的であった。国立大学の兼業・兼職に関する手続き等が、依然、教員の負担になっていることが背景にあるといえよう。一方、「将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう」については、「そうは思わない」が半数を超えた（57%）。これについては、国立大学のほうが、公私立大学よりも高い割合

を示しており（それぞれ 61%、53%）、国立大学の教員の身分保障に対する考え方が強いことを示している。また、「(法人化後は) TLO は学内組織に位置付けて事業を行うのがよい」に対しては、「そう思う」の回答が全体で過半数の 59%を占めた。アメリカのように大学内に TLO を設置し、運営したほうがよいとの意向が強い。

さらに、学内倫理規程については、「知らない」が国立大学、公私立大学それぞれ、71%、39%であった。国立大学では学内倫理規程については特に関心が薄く、また、公私立大学でも「学内倫理規程はない」が 31%で、倫理規程整備は進んでいない。

また、倫理問題に対する全般的、将来的な方向性について、4 種の設問を設けたが、このうち、「アカウントビリティ」や「未公開株譲り受けの問題」については、それぞれ、「企業秘密より優先」(46%)、「国家公務員並みの規制」(64%)で、保守的な意見が強かった。一方、「利害関係のある企業との関係」については、国家公務員よりも緩やかでよいとする意見が 53%と過半数を占めている。また、教育と研究については、1 人の教員がバランスよく行っていく (43%) よりも、分業型 (52%) を支持する割合が高かった。テーマによって、意見が分かれているといえる。

倫理規定に対する提案の自由記述については、国立大学では法人化による変化に対応して緩和していくべきとの意見と従来のあり方通りに進めていこうとする意見とが拮抗している一方、公私立大学では公正なルール作りの必要性よりも、ルール作りに対する疑問のほうが強い。本調査で「学内倫理規程がある」とした公私立大学が 16%に過ぎないということを考え合わせると、強固な規程化には公私立大学の反発が予想される。一方で、職務の分業化やそれに基づく給与の体系化、評価の適正化など、産学連携への取組みに対する学内での位置付けを各大学で早急に検討していくことが重要である。

また、その他の自由意見では、国立大学も、公私立大学も、第 1 に情報公開を重視しており、その他に積極的な提言、人材育成・教育という 3 つの柱が非常に重要とされていることが分かった。後の 2 つについては、国立大学は提言や啓蒙活動が情報公開と並んで重視されているのに対し、公私立大学では、大学における教育と共に、生涯教育や公開講座の積極的推進など、社会人に対する教育について、より注目していることが特徴的であった。また、両者共、企業のみならず、市民団体や地域との連携も大切であるとの認識があるほか、教員評価の問題、時間不足による分業の問題など、両者共通の認識が多い。いずれにしても、大学の反省点は、研究成果を含めた多くの情報をもっと社会に提供しなければならないという点であり、今後も守っていくべき点としては、教育を重視し、人材を社会に送り出していく点であるということである。

全般に、多くの教員が教育、研究、社会貢献それぞれに対し、分業型の体制を支持している中で、産学連携に対する積極的な姿勢が示された。また、産学連携の中で生じる贈与や接待、未公開株の譲り受けなどの問題については、国家公務員並みの規制、すなわち、利害関係者以外なら許されるというものが多数を占めている。一方で、学内倫理規程に関しては無関心な教員が多く、整備も進んでいない。しかし、倫理規程の制定に関しては、



疑問視する意見が公私立大学で多く見られる一方、国立大学の教員も国家公務員並みでよいとする従来型と新規制創設型とが拮抗し、意見が分かれている。したがって、倫理規程の作成に関しては、現状では、本調査におけるような全国的な認識をまとめた上で提示し、各大学で倫理規程を独自に考えていく方向が妥当であろう。しかし、本調査結果では、大学は、特に人材育成を重視すると共に、今後は情報公開や提言を積極的に行っていくことが重要とされており、この意味では、より一層社会に開かれなければならないという共通認識があることが示されていることは注目される。

### 第3章 産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にかかわる外国大学アンケート調査結果

#### 第1節 調査の概要

本章で扱うのは、米AUTM (Association of University Technology Managers) 加盟機関 (日本を除く)、英大学、独大学、仏大学対象のアンケート調査結果である。調査対象標本数は表3-1-1の通りである。調査方法は、調査票を各大学等に郵送。宛先は、米AUTM加盟機関は Director、英・独・仏の大学は President。返信用封筒を同封の上、返送を依頼した。なお、ホームページ上にも調査票を掲載し、E-mail、FAXでも返信を可とした。調査実施日は平成14年9月30日、締め切りは同年11月30日とした。

また、回収状況は表3-1-2の通りである。

なお、AUTM加盟機関の国別内訳は表3-1-3に、配付先の大学等は表3-1-4～3-1-7に示した。

表3-1-1 調査対象標本数

対象	機関・大学数
AUTM	221
英大学	139
独大学	98
仏大学	72
合計	530

表 3-1-2 調査票回収状況

対象国	対象数	回収数	回収率 (%)	
アメリカ	162	32	19.8	
イギリス	147	14	9.5	
ドイツ	99	16	16.2	
フランス	72	3	4.2	
その他	50	14	28.0	
(内訳)	カナダ 25、イスラエル・スイス各 4、オーストラリア 3、中国・ベルギー・ロシア各 2、アイスランド・ギリシア・スウェーデン・チリ・フィンランド・マレーシア・南アフリカ・メキシコ各 1	(内訳) カナダ	8	32.0
		スイス	4	100.0
		チリ	1	100.0
		南アフリカ	1	100.0
不明	—	3	—	
合計	530	82	15.5	

表 3-1-3 AUTM 加盟機関国別内訳

アメリカ	162
カナダ	25
イギリス	8
イスラエル	4
スイス	4
オーストラリア	3
中国	2
ベルギー	2
ロシア	2
アイスランド	1
ギリシア	1
スウェーデン	1
チリ	1
ドイツ	1
フィンランド	1
マレーシア	1
南アフリカ	1
メキシコ	1
合計	221

表 3-1-4 配付先 AUTM 機関等

No.	機関等名
1	Advanced Research and Technology Institute, Indiana University
2	BCM Technologies, Inc.
3	Bio/Medical Technology Transfer Office, University of Colorado Health Sciences Center
4	Brown University Research Foundation
5	Case Western Reserve University
6	Center for Innovation, University of North Dakota
7	Center for International Business, Bryant College
8	Center for Technology Transfer, University of Pennsylvania
9	Center of Technology Management, Washington University in St. Louis
10	College of Engineering Industrial Extension Service, North Carolina State University
11	Cooperative Research, The University of Connecticut Health Center
12	Cornell Research Foundation, Cornell University
13	COTABA-Cornell Office, Cornell University
14	Foundation for Research Development, Medical University of South Carolina
15	Idaho Research Foundation, Inc., University of Idaho
16	Information & Telecommunication Technology Center, University of
17	Innovation Transfer Center, Carnegie Mellon
18	Intellectual Property Development Office, University of Kentucky
19	Intellectual Property Management, LSU AgCenter
20	Intellectual Property Office, Penn State University
21	Intellectual Property Office, University of Cincinnati
22	Kent Technology Transfer Centre at Canterbury, University of Kent at Canterbury
23	Medical Sciences (Biomedical Biotechnology Center), University of Arkansas
24	Office for Technology and Industry Collaboration, Tufts University
25	Office for Technology Development, University of Texas Southwestern Medical Center at Dallas
26	Office for Technology Licensing, Ohio State University
27	Office for Trademark and Technology Licensing, Harvard University
28	Office of Commercial Ventures & Intellectual Property, University of Massachusetts at Amherst

No.	機関等名
29	Office of Cooperative Research, Yale University
30	Office of General Counsel IP Page, University of Texas System Administration
31	Office of Industrial Liaison, Albert Einstein College of Medicine of Yeshiva University
32	Office of Industrial Liaison, New York University Medical Center
33	Office of Industrial Liaison, Mount Sinai School of Medicine of the New York University
34	Office of Intellectual Property & Technology Transfe, Oklahoma State University
35	Office of Intellectual Property, Iowa State University
36	Office of Intellectual Property, Louisiana State University
37	Office of Intellectual Property Administration, Washington State University
38	Office of Intellectual Property and Technology Licensing, Mississippi State University
39	Office of Intellectual Property and Trademark Licensing, Michigan Technological University
40	Office of Intellectual Property Management, University of Houston
41	Office of Intellectual Property, Michigan State University
42	Office of Legal Management/Patents and Licensing, University of Medicine and Dentistry of New Jersey
43	Office of Research & Graduate Studies, Old Dominion University and Old Dominion University Research
44	Office of Research, Drexel University and MCP Hahnemann University
45	Office of Research Administration, Southern Methodist University
46	Office of Research and Development, University of Maryland, Baltimore
47	Office of Research Development and Administration, Southern Illinois University Carbondale
48	Office of Research Services, The University of Akron
49	Office of Research Services, University of North Carolina at Charlotte
50	Office of Research, University of South Florida
51	Office of Science and Technology, Duke University
52	Office of Science, Technology Transfer and Economic Outreach, SUNY: University at Buffalo
53	Office of Sponsored Programs, Syracuse University
54	Office of Technology Administration, Baylor College of Medicine
55	Office of Technology Alliances, University of California, Irvine
56	Office of Technology and Research Collaboration, Oregon Health Sciences University

No.	機関等名
57	Office of Technology Asset Management, Wake Forest University School of Medicine
58	Office of Technology Collaborations & Licensing, Arizona State University
59	Office of Technology Commercialization, University of
60	Office of Technology Development, MCP Hahnemann University
61	Office of Technology Development, University at Albany
62	Office of Technology Development, University of Louisville
63	Office of Technology Development, University of South Alabama
64	Office of Technology Development, University of Texas M. D. Anderson Cancer Center
65	Office of Technology Development, The University of North Carolina at Chapel
66	Office of Technology Development, Tulane University
67	Office of Technology Development, University of Maryland, Baltimore
68	Office of Technology Licensing & Intellectual Property, Princeton
69	Office of Technology Licensing, Georgia Tech Research Corporation
70	Office of Technology Licensing, Johns Hopkins University School of Medicine
71	Office of Technology Licensing, University of California Berkeley
72	Office of Technology Licensing and Industry Sponsored Research, Harvard Medical School
73	Office of Technology Licensing and Intellectual Property, The University of Texas at Austin
74	Office of Technology Licensing, Office of Technology Licensing
75	Office of Technology Licensing
76	Office of Technology Licensing, University of Florida
77	Office of Technology Licensing, University of Southern California
78	Office of Technology Management and Commercialization, Utah State
79	Office of Technology Management, University of California San Francisco
80	Office of Technology Management, University of Illinois at Chicago
81	Office of Technology Management, University of Illinois at Urbana-
82	Office of Technology Management, University of Massachusetts
83	Office of Technology Management, University of Pittsburgh
84	Office of Technology Transfer (OTT), University of Chicago

表 3-1-4 配付先 AUTM 機関等 (続き)

No.	機関等名	No.	機関等名	No.	機関等名
85	Office of Technology Transfer, Colorado School of Mines	112	Patents & Technology Marketing, University of Minnesota	139	Technology Transfer Office, Wayne State University
86	Office of Technology Transfer, Creighton University	113	Research & Grants Administration, Medical College of Ohio	140	Technology Transfer Program, Northwestern University
87	Office of Technology Transfer, Emory University	114	Research and Sponsored Programs, SUNY Binghamton University	141	Technology Transfer, University of Oregon
88	Office of Technology Transfer, Johns Hopkins University	115	Research and Technology Transfer Organization, Penn State	142	Technology Transfer, West Virginia University
89	Office of Technology Transfer, North Dakota State University Research Foundation	116	Research Office, University of Wyoming	143	Temarex Corporation, University of Akron
90	Office of Technology Transfer, Rockefeller University	117	Research Support & Industrial Liaison Office, Bristol University	144	The Office of Research, University of Toledo
91	Office of Technology Transfer, SUNY: Stony Brook	118	Research, Creative Activities and Technology Transfer, Montana State University	145	The Office of Technology Commercialization, Purdue Research Foundation / Purdue University
92	Office of Technology Transfer, The University of Arizona	119	Rutgers University	146	The Office of Technology Transfer, University of South Carolina
93	Office of Technology Transfer, The University of Montana	120	Science & Technology Ventures - Columbia Innovation Enterprises, Columbia University	147	The Office of the Vice Provost for Research, University of Delaware
94	Office of Technology Transfer, University of Arkansas	121	Southern Technology Applications Center, University of Florida	148	the Technology Transfer Office, University of Vermont
95	Office of Technology Transfer, University of Colorado	122	Technology Commercialization Office, Northern Illinois University	149	The University of Tennessee Research Corporation
96	Office of Technology Transfer, University of Miami	123	Technology Commercialization Office, University of Georgia	150	The University of Wisconsin Biotechnology Center
97	Office of Technology Transfer, University of Rochester	124	Technology Licensing Group, University of Hawaii	151	UM Tech Transfer, University of
98	Office of Technology Transfer and Commercialization, North Carolina A&T State University	125	Technology Licensing Office, MIT	152	Unitecra Technology Transfer, Boston University
99	Office of Technology Transfer and Intellectual Property, The Texas Tech University System	126	Technology Licensing Office, The Texas A&M University System	153	University of Alabama at Birmingham
100	Office of Technology Transfer, Auburn University	127	Technology Management Office, University of Texas Medical Branch	154	University of Alabama in Huntsville
101	Office of Technology Transfer, East Carolina University	128	Technology Transfer and Corporate Research, Marquette University	155	University of Georgia Research Foundation
102	Office of Technology Transfer, North Carolina State University	129	Technology Transfer and Intellectual Property Services (TTIPS), University of California San Diego	156	University of Iowa Research Foundation
103	Office of Technology Transfer, Rice University	130	Technology Transfer and Outreach Coordination, Kent State University	157	University of Kansas Medical Center Research Institute
104	Office of Technology Transfer, Temple University	131	Technology Transfer Center, University of California Davis	158	University of Virginia Patent Foundation
105	Office of Technology Transfer, Thomas Jefferson University	132	Technology Transfer Office, Dartmouth College	159	University Patents & Licensing, University of Missouri System
106	Office of Technology Transfer, University of California	133	Technology Transfer Office, SUNY: The Research Foundation of State University of New York	160	University-Industry Relations, University of Wisconsin-Madison
107	Office of Technology Transfer, Vanderbilt University	134	Technology Transfer Office, University of Alaska	161	Virginia Tech Intellectual Properties,
108	Office of Technology Transfer, Virginia Commonwealth University	135	Technology Transfer Office, University of Utah	162	Wisconsin Alumni Research Foundation (WARF)
109	Ohio University Technology Transfer Office	136	Technology Transfer Office of Research, Florida State University	163	Research Liaison Office, University of Iceland
110	Oklahoma Medical Research Foundation	137	Technology Transfer Office, Brigham Young University	164	Edinburgh Research and Innovation Ltd., University of Edinburgh
111	Oregon State University Research	138	Technology Transfer Office, Kansas State University	165	Imperial College Innovations Limited, Imperial College of Science, Technology and Medicine

表 3-1-4 配付先 AUTM 機関等 (続き)

No.	機関等名
166	Innovation & Research Support, University of Southampton
167	Isis Innovation Ltd, University of Oxford
168	Manchester Innovation Ltd, University of Manchester
169	Research and Consultancy Unit, University of Sheffield
170	Technology Transfer Office, Cambridge University
171	University College London Ventures, University College London
172	Dimotech, Technion – Israel Institute of Technology (Technion R&D Foundation Ltd.)
173	RAMOT–University Authority, TEL AVIV UNIVERSITY
174	Yeda Research and Development Co. Ltd., Weizmann Institute of Science
175	Yissum (Hebrew University of Jerusalem’s TLO)
176	ANUTECH Pty Ltd, Australian National University
177	Flinders Technologies Pty Ltd., Flinders University
178	Research & Development Office, University of Technology, Sydney
179	The University of Western Ontario
180	Advanced Technology Centre, University College of the Cariboo
181	British Columbia Institute of
182	Bureau de liaison entreprises–Université de Sherbrooke
183	Business Development Office, University of Guelph
184	Industrial Liaison Unit, Concordia University
185	Industry Liaison Office, University of Alberta
186	Innovation and Development Corporation, University of Victoria
187	Intellectual Property Management Office, Laurentian University
188	Office of Graduate Studies and Research, Lakehead University
189	Office of Industry Liaison, The University of Western Ontario
190	Office of Research Contracts and Intellectual Property, McMaster
191	Office of Research Services, Brock University
192	Office of Technology Transfer, McGill University
193	PARTEQ Innovations, Queen’s University at Kingston

No.	機関等名
194	Seabright Corporation Limited, Memorial University of Newfoundland
195	Technology and Research Development Office, Carleton University
196	Technology Transfer and Licensing Office, University of Waterloo
197	University Industry Liaison Office (UILO), University of Manitoba
198	University of Saskatchewan Technologies Inc.
199	University of Toronto Innovations Foundation
200	Technology Transfer Office, University of Toronto
201	University Technologies International Inc., University of Calgary
202	University/Industry Liaison Office, Simon Fraser University
203	University–Industry Liaison Office, University of British Columbia
204	Liaison Office – Research Committee, National Technical University of Athens Greece
205	ETH transfer, ETH Zurich (Swiss Federal Institute of Technology)
206	Office of Technology Transfer–Unitec, Geneva University
207	Pactt, Technology Transfer Office, Lausanne University and University Hospitals
208	Unitecra (Zurich office), Berne and Zurich University, SPP Biotech
209	Corporate Relations, Chalmers Univ of Tech
210	Research and Technology Administration Office, The Chinese University of Hong Kong
211	Technology Transfer Center, Hong Kong University of Science and Technology
212	Sociedad Desarrollo Tecnológico Universidad de Santiago Chile
213	Institute for Innovation and Transfer, University of Technology Karlsruhe, Germany
214	Office for Intellectual Property, Stellenbosch
215	Office of International Relations, University of Oulu
216	K.U.LEUVEN Research & Development
217	Katholieke Universiteit Leuven Research and Development
218	University Business Centre, Universiti Putra Malaysia
219	D.R. Dirección General de Desarrollo Académico, Universidad Autónoma de Yucatán
220	Patent & License Department, Saint–Petersburg State University
221	TETRA Consult Ltd., Moscow State University

表 3-1-5 配付先英大学

No.	英大学
1	Anglia Polytechnic University
2	Aston University
3	Ayr College
4	Bell College Of Technology
5	Birkbeck College
6	Birmingham College of Food
7	Birmingham College of Speech and Drama
8	Bournemouth University
9	Bristol Old Vic Theatre School
10	Bristol University
11	Brooklands College
12	Brunel University
13	Buckinghamshire College
14	Cambridge University
15	Charing Cross and Westminster Medical
16	City University
17	College of St.Hild & St.Bede
18	Cranfield University
19	Cricklade College
20	De Montfort University
21	Downing College
22	Dundee University
23	Durham University
24	Fife College of Further and Higher
25	Findhorn College
26	Gateshead College
27	Glasgow University
28	Goldsmiths College, University of London
29	Guildford College
30	Heriot-Watt University
31	Huddersfield University
32	Imperial College of Science and
33	Institute of Historical Research
34	Keele University
35	King Alfred's College
36	King's College London
37	King's College School of Medicine and
38	Kingston University
39	Lancaster University
40	Leeds Metropolitan University
41	Lewisham College
42	Liverpool John Moores University
43	London Business School
44	London Guildhall University
45	London School of Economics
46	Loughborough University of Technology
47	Manchester Metropolitan University
48	Merton College, Oxford
49	Middlesex University
50	Napier University
51	Newcastle College
52	Newcastle University
53	North East Wales Institute of Higher
54	North Tyneside College
55	Nottingham Business School
56	Nottingham Trent University
57	Nottingham University
58	Open University (UK)
59	Oxford Brookes University
60	Oxford University
61	Queen Margaret College, Edinburgh
62	Queen Mary and Westfield College, University of London
63	Queen's University, Belfast
64	Reading University
65	Richard Huish College
66	Robert Gordon University
67	Royal Holloway University of London
68	Royal Postgraduate Medical School
69	Royal Veterinary College, London
70	School of Management, University of Bath

No.	英大学
71	School of Oriental and African Studies
72	Sheffield Hallam University
73	South Bank University
75	St.Andrews University
74	St.Johns College, Durham
76	Staffordshire University
77	Stranmillis College
78	Swansea University
79	The Queen's College, Oxford
80	United Medical and Dental Schools of Guy's and St.Thomas's Hospitals
81	University College London
82	University College Salford
83	University of Aberdeen
84	University of Abertay Dundee
85	University of Bath
86	University of Birmingham
87	University of Bradford
88	University of Brighton
89	University of Buckingham
90	University of Central Lancashire
91	University of Derby
92	University of East Anglia
93	University of East London
94	University of Edinburgh
95	University of Essex
96	University of Exeter
97	University of Glamorgan
98	University of Greenwich
99	University of Hertfordshire
100	University of Hull
101	University of Kent at Canterbury
102	University of Leeds
103	University of Leicester
104	University of Liverpool
105	University of London
106	University of Luton
107	University of Manchester
108	University of Manchester Institute of Science and Technology
109	University of North London
110	University of Northumbria at Newcastle
111	University of Paisley
112	University of Plymouth
113	University of Portsmouth
114	University of Reading
115	University of Salford
116	University of Sheffield
117	University of Southampton
118	University of St.Andrews
119	University of Stirling
120	University of Strathclyde
121	University of Sunderland
122	University of Surrey
123	University of Sussex
124	University of Sussex at Brighton
125	University of Teesside
136	University of the West of England
127	University of Wales Aberystwyth
128	University of Wales College of Medicine
129	University of Wales Lampeter
130	University of Wales, Bangor
131	University of Wales, Cardiff
132	University of Warwick
133	University of Westminster
134	University of Wolverhampton
135	University of York
126	University of Ulster
137	Victoria University of Manchester
138	Westminster College, Oxford
139	Wolfson College, Oxford



表 3-1-6 配付先独大学

No.	独大学
1	Aachen University of Technology
2	Academy of Media Arts
3	Albert Ludwigs Universität Freiburg
4	Bauhaus-Universität Weimar
5	Berufsakademie Ravensburg
6	Brandenburg Technical University of Cottbus
7	Carl von Ossietzky Universität Oldenburg
8	Christian-Albrechts-Universität zu Kiel
9	Deutsche Sporthochschule Köln
10	Ernst-Moritz-Arndt-University Greifswald
11	Europa-Universität Viadrina Frankfurt (Oder)
12	EUROPEAN BUSINESS SCHOOL
13	Fachhochschule Fulda
14	Fachhochschule Furtwangen
15	Fachhochschule Harz
16	Fachhochschule Karlsruhe
17	Fachhochschule Köln
18	Fachhochschule Konstanz
19	Fachhochschule München
20	Fachhochschule Offenburg
21	Fachhochschule Osnabrück
22	Fachhochschule Reutlingen
23	Fachhochschule Stuttgart -
24	Fraunhofer Institute for Lasertechnology ILT
25	Freiberg University of Mining and Technology
26	Freie Universität Berlin
27	Friedrich-Schiller-Universität Jena
28	Gerhard-Mercator-Universität Duisburg
29	Handelshochschule Leipzig (HHL)
30	Heinrich-Heine-Universität Düsseldorf
31	Hochschule für Technik und Wirtschaft Dresden
32	Hochschule für Technik, Wirtschaft und Kultur Leipzig
33	Hochschule für Technik, Wirtschaft, und Sozialwesen Zittau/Görlitz(FH)
34	Hochschule Mittweida (FH)
35	Humboldt-Universität zu Berlin
36	Ilmenau Technical University
37	Institut für Semantische
38	Johann Wolfgang Goethe-Universität
39	Johannes Gutenberg Universität, Mainz
40	Julius-Maximilians-Universität, Würzburg
41	Justus-Liebig-Universität Giessen
42	Katholische Universität Eichstätt-Ingolstadt
43	Ludwig-Maximilians-Universität München,
44	Martin Luther Universität Halle-Wittenberg
45	Medical University of Lübeck
46	Otto-von-Guericke-Universität Magdeburg
47	Philipps-Universität Marburg,
48	Ruhr-Universität Bochum
49	Technische Fachhochschule Berlin
50	Technische Hochschule Darmstadt

No.	独大学
51	Technische Universität
52	Technische Universität Berlin
53	Technische Universität Braunschweig
54	Technische Universität Clausthal
55	Technische Universität Dresden
56	Technische Universität Hamburg-Harburg
57	Technische Universität München
58	Universitaet des Saarlandes
59	Universität Augsburg
60	Universität Bamberg
61	Universität Bayreuth
62	Universität Bielefeld
63	Universität Bonn
64	Universität Bremen
65	Universität der Bundeswehr Hamburg
66	Universität der Bundeswehr München
67	Universität des Saarlandes
68	Universität Dortmund
69	Universität Erlangen-Nuremberg
70	Universität Gesamthochschule Essen
71	Universität Gesamthochschule Kassel
72	Universität Göttingen
73	Universität Hamburg
74	Universität Hannover
75	Universität Hildesheim
76	Universität Hohenheim
77	Universität Kaiserslautern
78	Universität Karlsruhe (TH)
79	Universität Koblenz - Landau
80	Universität Konstanz
81	Universität Leipzig
82	Universität Lüneburg
83	Universität Mannheim
84	Universität Osnabrück
85	Universität Paderborn
86	Universität Passau
87	Universität Potsdam
88	Universität Rostock
89	Universität Stuttgart
90	Universität Trier
91	Universität Tübingen
92	Universität Ulm
93	Universität zu Köln
94	Universitätsrechenzentrum
95	University of Osnabrück
96	Westfälische Wilhelms-Universität Münster
97	WHU Koblenz School of Corporate Management
98	Wirtschaftswissenschaftliche Fakultät

表 3-1-7 配付先仏大学

No.	仏大学
1	American Graduate School of International Relations and Diplomacy
2	American University of Paris
3	College de France
4	College des Ingenieurs
5	Collège International de Cannes
6	Ecole Centrale de Lyon
7	Ecole Centrale Paris (ECP)
8	Ecole Internationale des Sciences du Traitement de l'Information
9	Ecole Nationale de l'Aviation Civile (ENAC)
10	Ecole Nationale Supérieure d'Arts et Métiers de Paris
11	École Nationale Supérieure de Physique de Strasbourg
12	École Nationale Supérieure de Techniques Avancées
13	Ecole Nationale Supérieure d'Electronique
14	Ecole Nationale Supérieure d'Electronique
15	Ecole Nationale Supérieure d'Electronique, d'Electrotechnique,
16	École Nationale Supérieure des Mines de
17	Ecole Nationale Supérieure des Mines de St-Etienne
18	Ecole Nationale Supérieure des Telecommunications
19	École Nationale Supérieure des Telecommunications de Bretagne
20	Ecole Nationale Supérieure d'Informatique et
21	Ecole Nationale Supérieure d'Ingenieurs
22	École Normale Supérieure
23	École Normale Supérieure de Cachan
24	Ecole Normale Supérieure de Lyon
25	ECOLE POLYTECHNIQUE
26	Ecole Supérieure de Commerce de Marseille-Provence
27	Ecole Supérieure de Commerce de Paris
28	École Supérieure D'Électricité
29	École Supérieure D'Ingénieur en Électronique et Électrotechnique
30	Ecole Supérieure en Sciences Informatiques

No.	仏大学
31	ENPC School of International Management
32	European Institute of Business Administration
33	Institut des Sciences de l'Ingénieur de Montpellier
34	Institut d'Informatique d'Entreprise
35	Institut Français de Recherche pour l'Exploitation de la Mer
36	Institut National de Physique Nucleaire et de Physique des Particules
37	Institut National des Sciences Appliquées de Lyon
38	Institut National des Sciences Appliquées de Toulouse
39	Institut National des Télécommunications
40	Institut National Polytechnique de Grenoble
41	Institut National Polytechnique de Toulouse
42	Institut Supérieur de Gestion
43	Institut Supérieur d'Informatique et d'Automatique
44	Institut Supérieure D'Electronique du Nord
45	Institut Universitaire de Technologie de
46	StrasbourgUniversity
47	Université Charles-de-Gaulle - Lille 3
48	Université Claude Bernard Lyon I
49	Université d'Aix-Marseille III
50	Université d'Angers
51	Université de Caen
52	Université de Franche-Comté
53	Université de la Méditerranée
54	Université de Marne la Vallée
55	Université de Nice - Sophia Antipolis
56	Universite de Pau et des Pays de l'Adour
57	Université de Perpignan
58	Université de Provence
59	Université de Savoie
60	Université de Technologie de Compiègne
61	Université des Sciences et Technologies de Lille
62	Universite d'Orleans
63	Université Joseph Fourier
64	Universite Lumiere Lyon
65	Université Michel de Montaigne - Bordeaux 3
66	Université Nancy 2
67	Université Paris 8
68	Université Paris IX Dauphine
69	Université Pierre Mendès France
70	Universiti Paul Sabatier
71	University of Picardie
72	University of Rennes 1

## 第2節 回答者の属性

回答者の所属する国は、図 3-2-1 の通り、アメリカ (38%)、ドイツ (20%)、イギリス (17%) の順に多く、この 3 国で 75% を占める。回答者の専門分野は図 3-2-2 に示した。これをみると、専門分野では、理学 (16%)、工学 (13%) の順に多かったが、その他 (42%) の内訳では、「技術移転 (technology transfer)」としたものが全体の 16% を占めた。

また、職名は、所長が 45% と最も多い (図 3-2-3)。

すなわち、回答者の多くは理学・工学系の専門家かまたは技術移転の専門家と推定され、所長である場合が多い。

図 3-2-1 回答者の国名

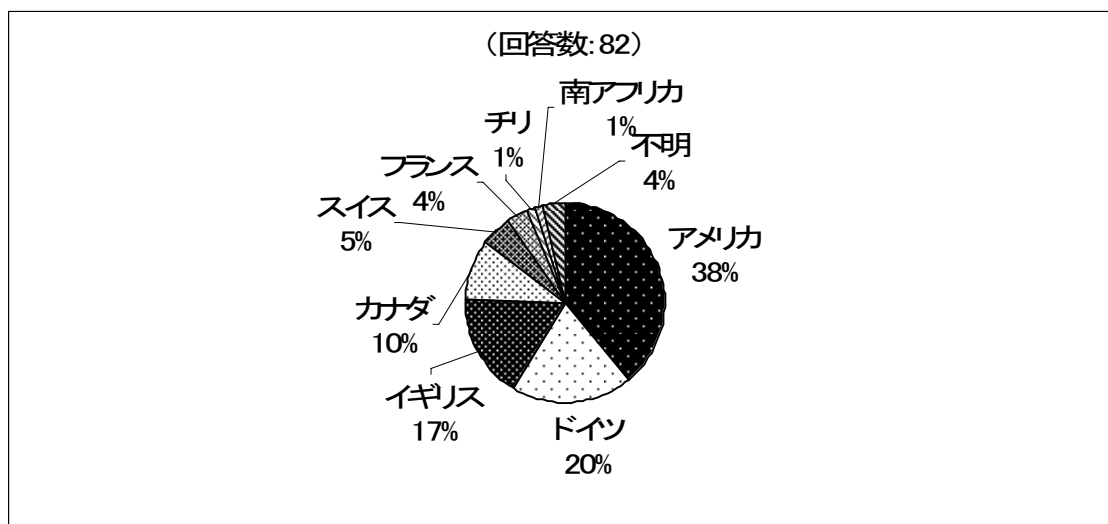


図 3-2-2 専門分野

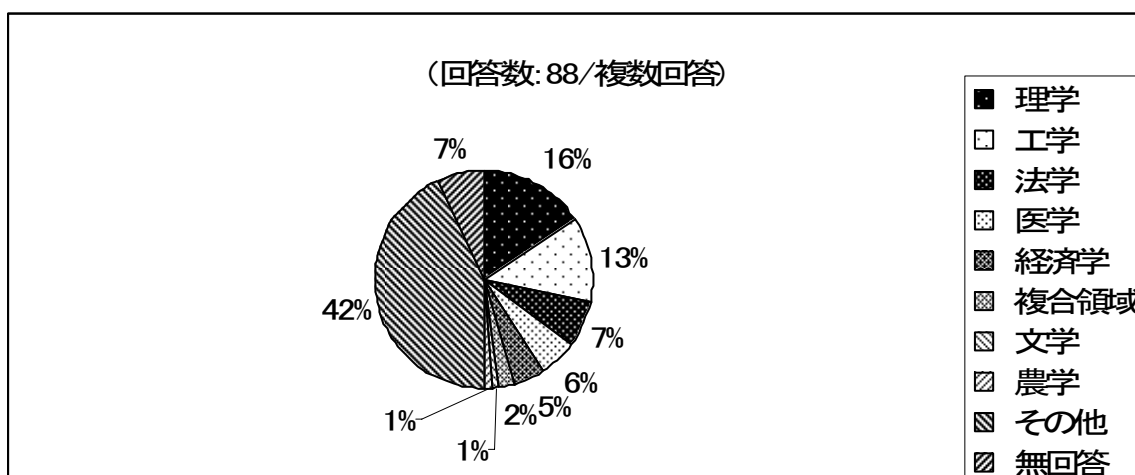
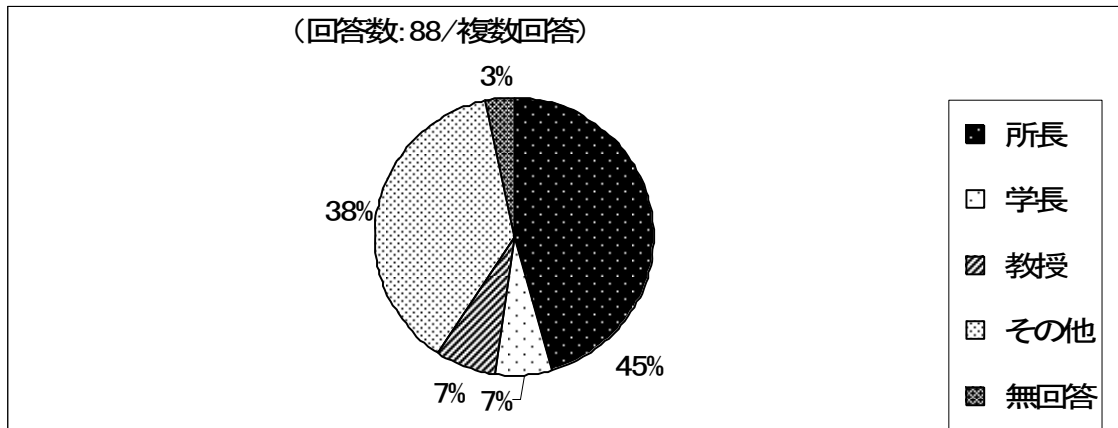


図 3-2-3 職名



### 第3節 調査結果の概要

#### 1. 外部資金と賃金について

「Q1-1. あなたの大学の教員は、1年に2～3か月は外部資金によって賃金が支払われていますか（1つに○印をつけてください）」の問に対しては、「いいえ」の回答が多く、63%を占めた（図3-3-1）。この回答で「はい」が多かった国としては、アメリカがあり、49%と半数近くに上っている（図3-3-2）。ドイツもイギリスも、「はい」の回答はそれぞれ2大学、1大学と少数であり、外部資金による一部の賃金化は、アメリカ的特色といえる。

図3-3-1 外部資金を賃金の一部としているか（全体）

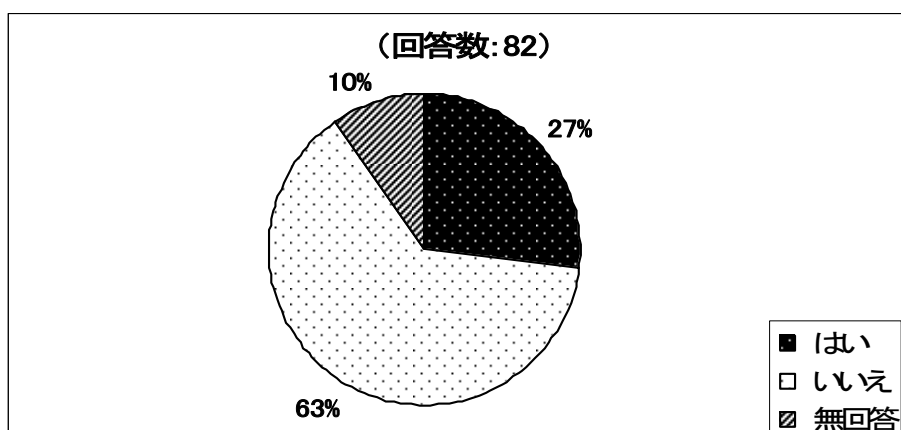
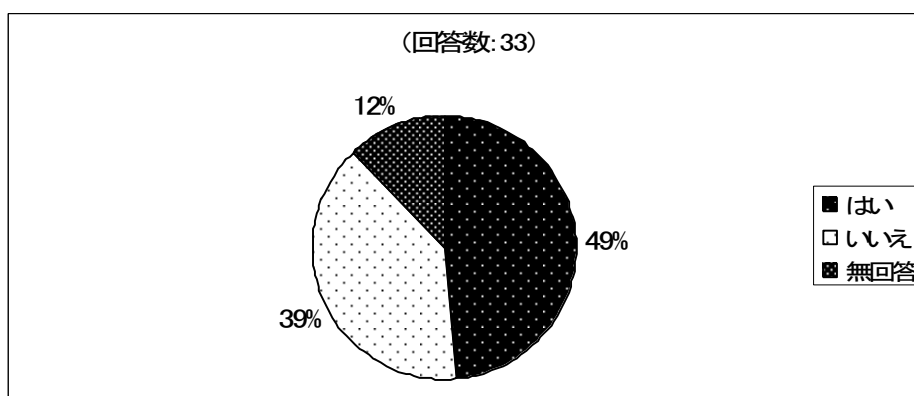


図3-3-2 外部資金と賃金について（アメリカ）



## 2. 兼業の時間制限について

「Q1-2. あなたの大学では、教員がコンサルティング等の外部活動に費やす時間を制限する公式な規定を持っていますか（1 つに○印をつけてください）」の問に対しては、「はい」の回答が 80%を占め、多数派となった（図 3-3-3）。これはアメリカも 88%と平均を上回る割合であったが、少なかったのは、ドイツの 62%である。

また、兼業時間数制限のある場合の上限について回答を求めたところ、1 週間に 1 日とするものが最も多く 46%、勤務時間の 20%とするものが 11%、20%というのとはすなわち 1 週間に 1 日と同義であるとするものが 8%であり、ほぼこの程度の時間制限が全体の 65%に上った。アメリカではこれらが 79%を占める。厳しいものでは、1 か月につき 1 日（カナダ）、また、時間ではなく給与の 2 倍まで（フランス）とする場合も 1 件ずつ見られた。

図 3-3-3 兼業の時間制限はあるか（全体）

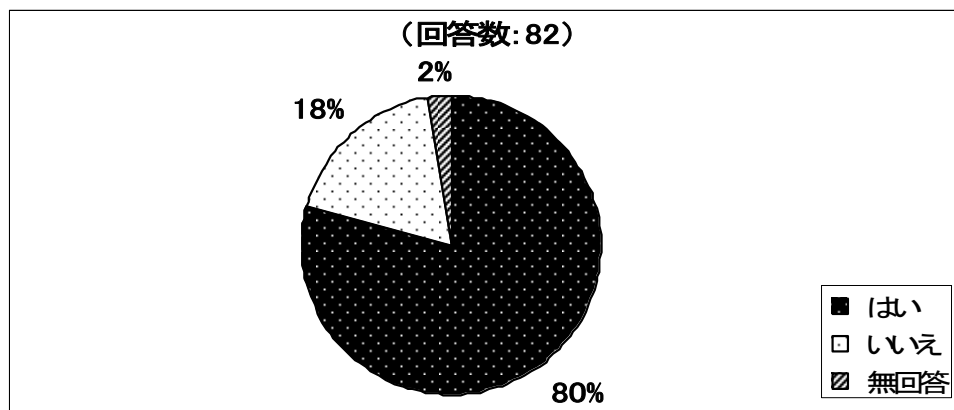
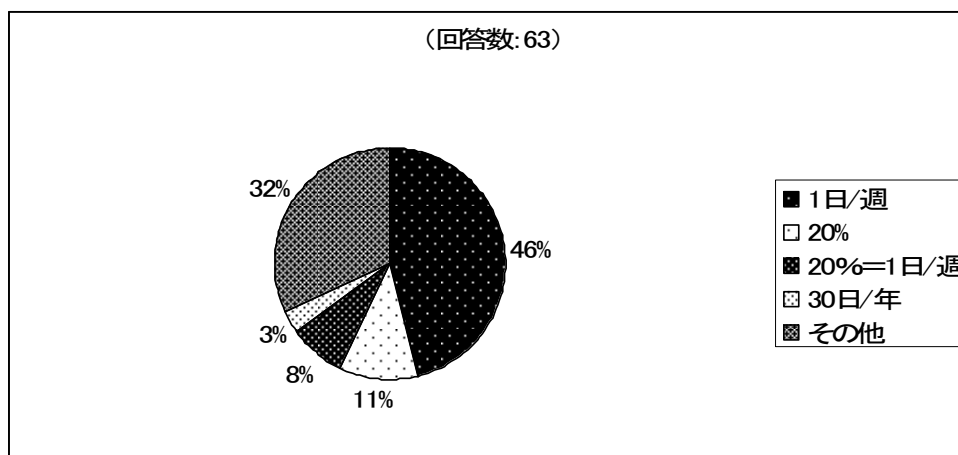


図 3-3-4 兼業時間の上限



### 3. 兼業規則の緩和について

「Q1-4. 大学教員の兼業規則が緩和されることは好ましいと思いますか（1つに○印をつけてください）」の問で多かった回答は、「いいえ」（54%）であった（図 3-3-5）。「いいえ」の回答は、アメリカ（61%）、ドイツ（63%）が平均を越えているが、イギリスでは「はい」の回答割合が高く、51%を占めた（図 3-3-6）。今回の調査回答では、イギリスで86%が兼業時間数の制限規定を設けており、上限は、20%または1週間につき1日とするものが全体の45%を占めている。他の回答は「1週間につき1~2日」、「1週間につき2日」、「年間30日」、「年間60日」等であるので、平均すると「勤務時間の20%」からかけ離れた時間制限ではなく、他の原因が考えられる。

図 3-3-5 兼業規則の緩和は好ましいか（全体）

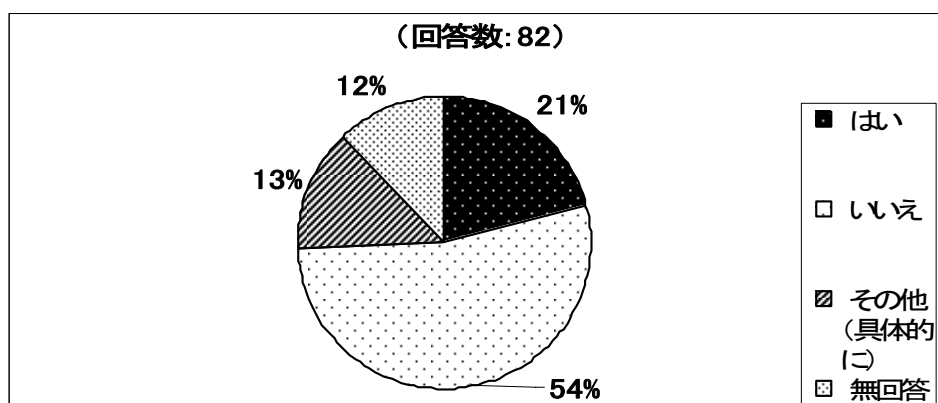
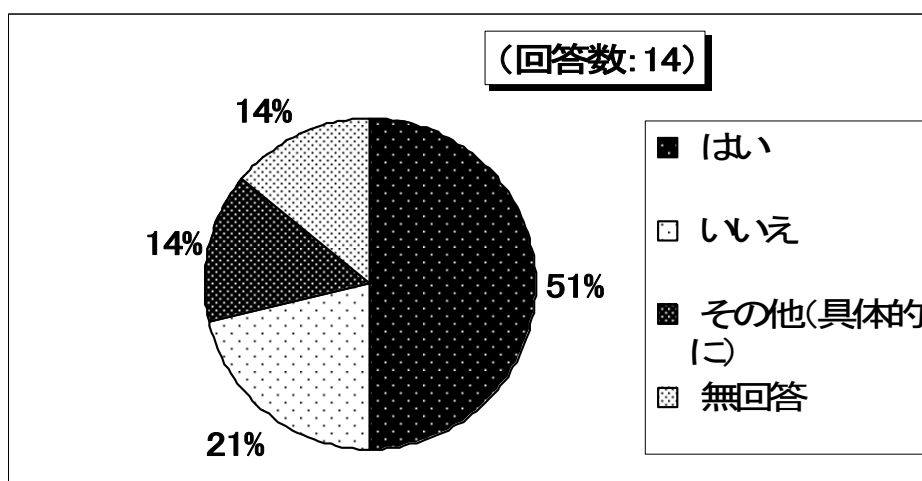


図 3-3-6 兼業規則の緩和は好ましいか（イギリス）



#### 4. 産学連携に対する大学教員の評価

「Q2. 産学連携への貢献の程度に応じて大学教員を評価することは公正だと思いますか（1つに○印をつけてください）」の問に対しては、「はい」の回答が多数を占め、68%であった（図 3-3-7）。同回答は、ドイツで 88%（図 3-3-8）、アメリカで 73%、イギリスで 71%等、高い割合を占めているが、カナダでは 43%と低めである。なお、「その他」の回答の中には、「分野による」とする回答が 5 件見られた

図 3-3-7 産学連携への貢献に対する大学教員への評価は公正か（全体）

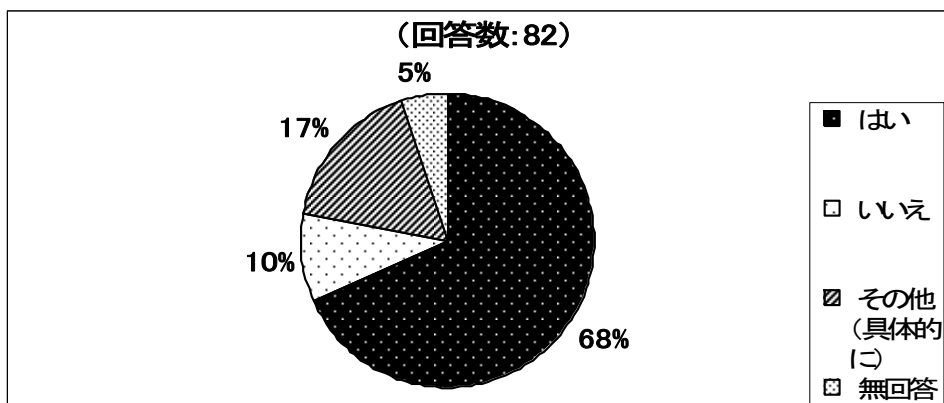
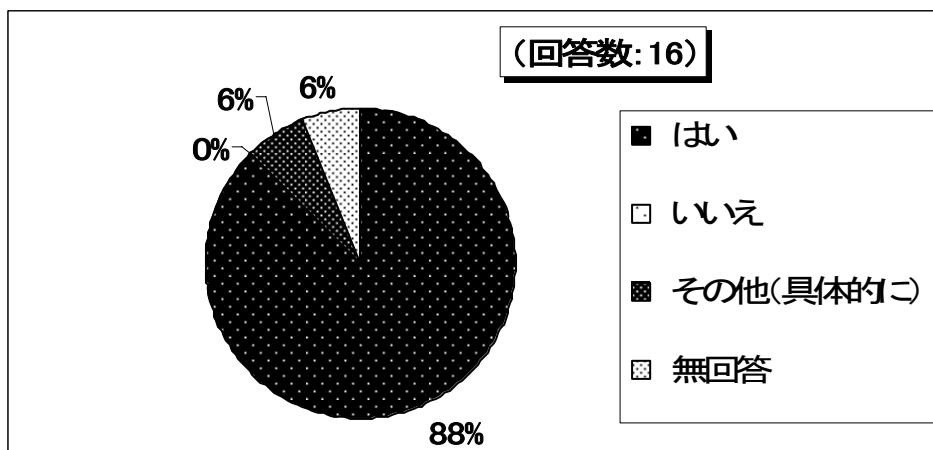


図 3-3-8 産学連携への貢献に対する大学教員への評価は公正か（ドイツ）





## 5. 大学発ベンチャーの評価

「Q3. 大学教員がハイテクベンチャーを設立したり、またはそれらを支援したりすることは、是認されることだと思いますか（1つに○印をつけてください）」の間に対しては、「はい」の回答が最も多く、90%に上った（図 3-3-9）。「はい」の回答は、カナダやスイスでは100%、イギリス93%、アメリカ91%、ドイツ88%で、フランスは回答数3件中、「はい」、「いいえ」、「その他」を1件ずつ分けた。

全般に、大学発ベンチャーは受け入れられており、支持も強いといえる。

## 6. 産学連携に関する諸問題について

「Q4. 各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印をつけてください。」として、以下、3つの設問を設けた。

### (1) 教育・純粋科学 対 産学連携

教育・純粋科学と産学連携についてどのように考えるかを質問したところ、「大学教員は、教育・純粋科学と産学連携を同程度重視すべきである。」との回答が76%と多数を占めた（図 3-3-10）。「大学教員は各々の意欲や専門性に従って、教育や純粋科学、または産学連携に対して役割分担をするべきである。」との回答は、アメリカ、イギリス、ドイツで3件ずつ、カナダで2件、計11件あった。また、「大学教員は教育・純粋科学をある程度犠牲にしても、産学連携を遂行するべきである。」はアメリカとドイツで各1件、計2件であった。全般に各教員が教育・純粋科学と産学連携をバランスよくこなしていくということが支持されている。

図 3-3-9 大学発ベンチャーの設立や支援は是認されるか（全体）

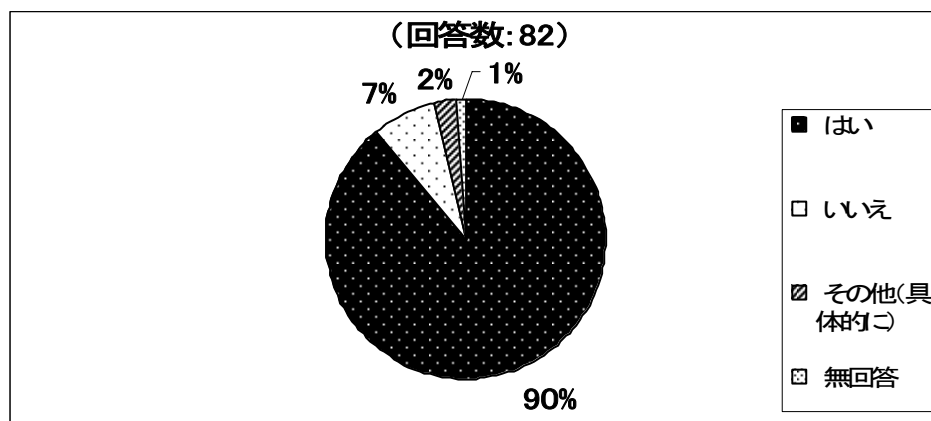
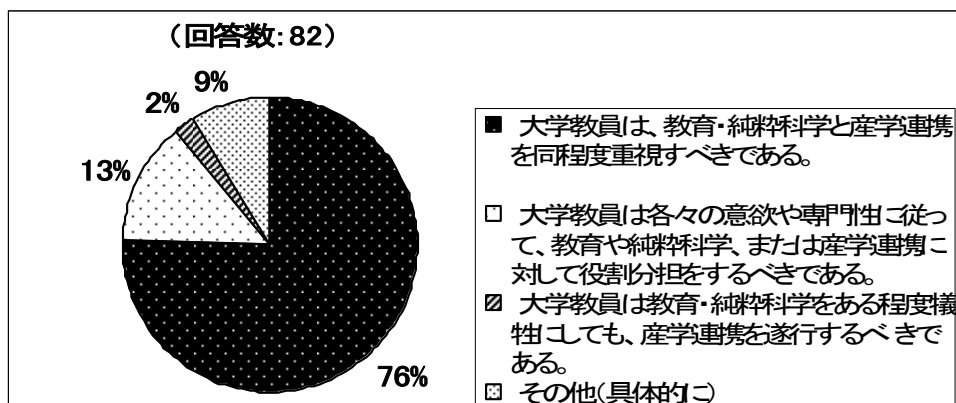


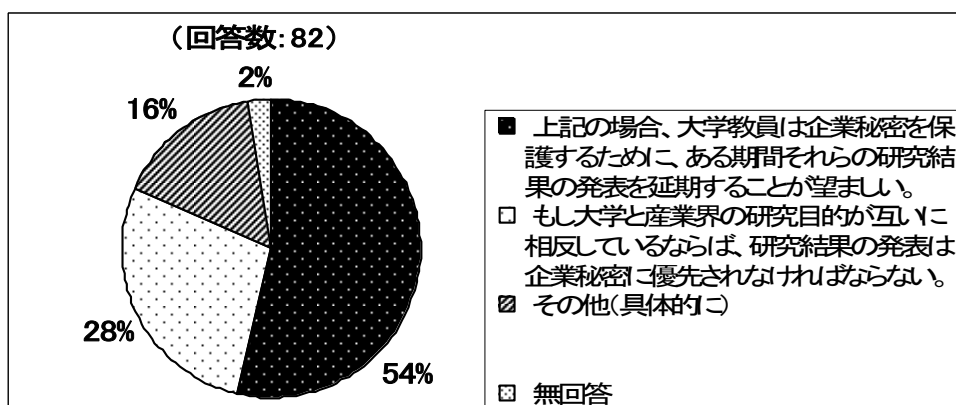
図 3-3-10 教育・純粋科学 対 産学連携 (全体)



(2) 情報公開・研究成果の一般普及 対 企業秘密

「情報公開・研究成果の一般普及と企業秘密」という利益相反の問題に対しては、「もし大学と産業界の研究目的が互いに相反しているならば、大学教員は企業秘密を保護するために、ある期間それらの研究結果の発表を延期することが望ましい。」とする回答が最も多く、54%と、過半数であった (図 3-3-11)。この回答は、イギリスで 71%と高い割合を示したが、アメリカ (52%) やドイツ (44%) は、順位としては第 1 位の回答割合であったが、「もし大学と産業界の研究目的が互いに相反しているならば、研究結果の発表は企業秘密に優先されなければならない。」との回答も、それぞれ 30%、31%の割合を占めた。

図 3-3-11 情報公開・研究成果の一般普及 対 企業秘密 (全体)



### (3)発明の権利

発明の権利に対する問題について最も多かった回答は、「あなたの大学では、民間企業との共同研究で生まれた発明権は大学が保持し、民間企業は専用実施権を持つ。」で 42%、「大学と民間企業との共同研究で生まれた発明権は共有となる。」は 29%であった（図 3-3-12）。一方、国別に見るとアメリカでは前者が 64%で多数を占めているが、イギリスやドイツは後者が多数を占め、それぞれ、64%、44%、という割合を示した。

「その他」の中では、「交渉次第」、「場合による」、「契約書次第」などという回答が多く、8件見られた。また、「アメリカでは、一般に、大学が発明権を持ち、企業が非独占的使用権を持つが、交渉次第で独占的権利を所有する場合もある。」とする回答があった。

## 7. 大学発ベンチャーについて

大学発ベンチャーに対する対応について、以下のようにいくつかの設問を設けた。

### (1) 大学発ベンチャーへの投資

「Q5-1. あなたの大学では、大学教員のベンチャーに投資していますか（1つに○印をつけてください）。」への回答は、「はい」が 51%と過半数を占めたが、「いいえ」も 48%に上り、ほぼ半々であった（図 3-3-13）。「はい」とする回答はイギリスで多数を占め、93%に上っているが（図 3-3-14）、アメリカやドイツでは「いいえ」の回答が上回っており、それぞれ 61%、68%であった。

また、この質問に続いて、「Q5-2. もし「はい」なら、あなたの大学では、大学で保持される特許使用料の代わりにその大学発ベンチャーの株を保有していますか（1つに○印をつけてください）。」という問を設けたところ、「はい」が 79%でほとんどを占めた（図 3-3-15）。

図 3-3-12 発明の権利（全体）

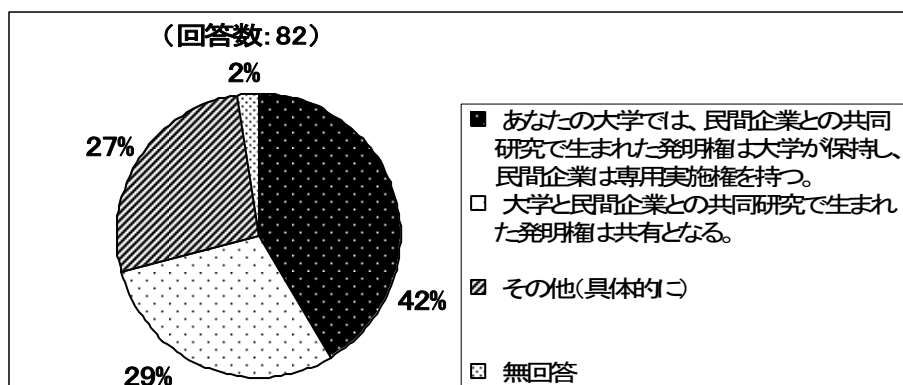


図 3-3-13 大学発ベンチャーへの投資はしているか (全体)

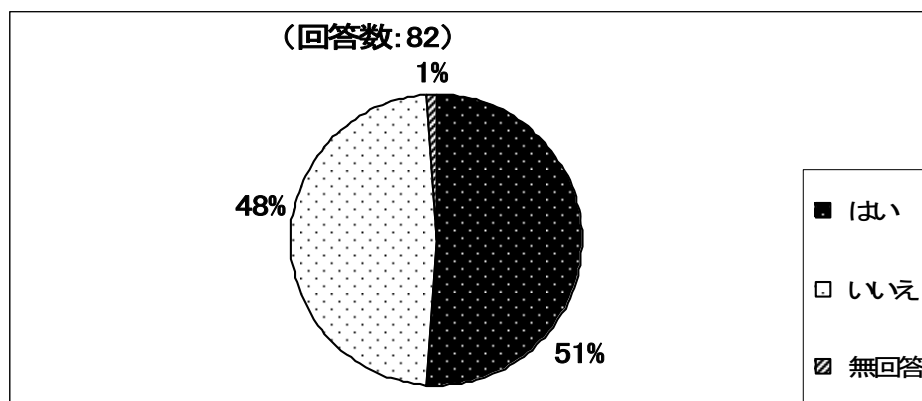


図 3-3-14 大学発ベンチャーへの投資はしているか (イギリス)

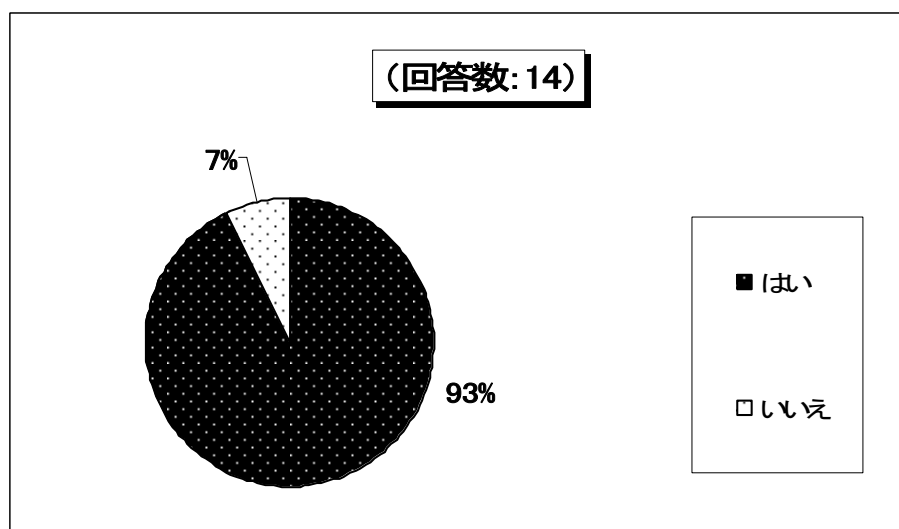
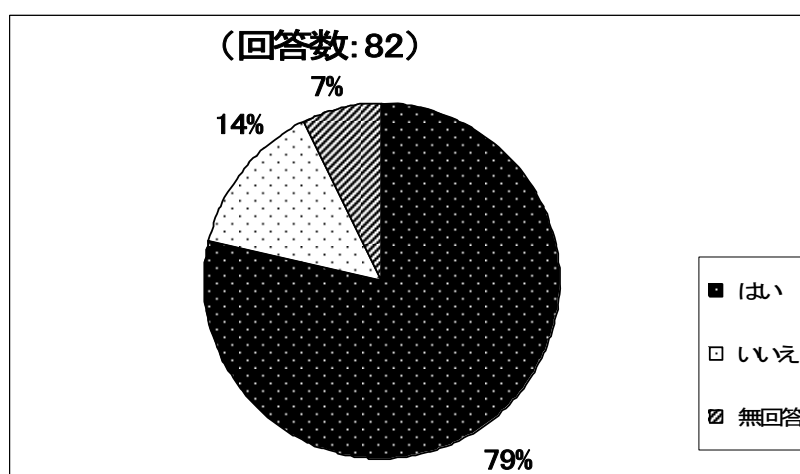


図 3-3-15 特許使用料の代わりにその大学発ベンチャーの株を保有しているか (全体)



## (2)株式保有の規定・ガイドラインについて

「Q5-3. あなたの大学には大学発ベンチャーの株の保有に関して規定またはガイドラインがありますか（1 つに○印をつけてください）」に対する回答は、50%が「はい」であったが、「いいえ」も40%あった（図 3-3-16）。一方、国別に見ると、イギリス、アメリカでは前者がそれぞれ79%、67%で多数を占めているが、ドイツは後者が多数を占め、75%という割合を示した。前問と考え合わせると、ドイツでは大学発ベンチャーに対する投資割合も比較的少なく、規程の整備も進んでいないといえる（図 3-3-17）。

また、もしこの質問に「はい」の場合、それらについて明記するよう依頼したところ、様々な回答の中で、株式の保有割合に関する回答がいくつか見られた。大学持分が5%、10%という回答が各2件、24%（5%まで希薄化防止）、25%、50%が各1件である。

図 3-3-16 大学発ベンチャーの株保有に関する規定またはガイドラインがあるか（全体）

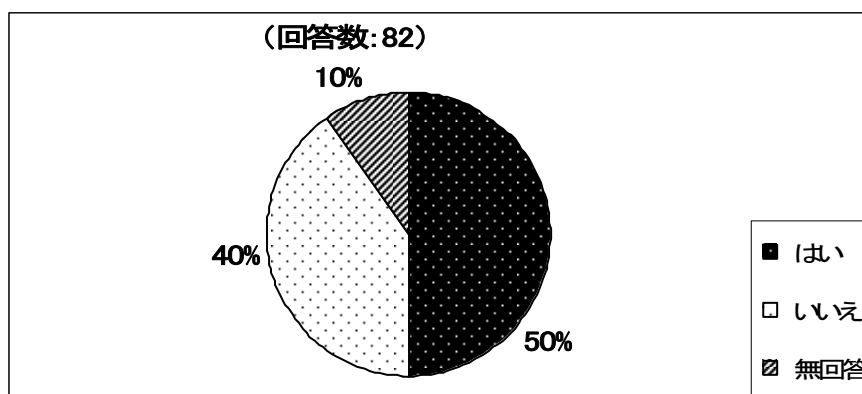
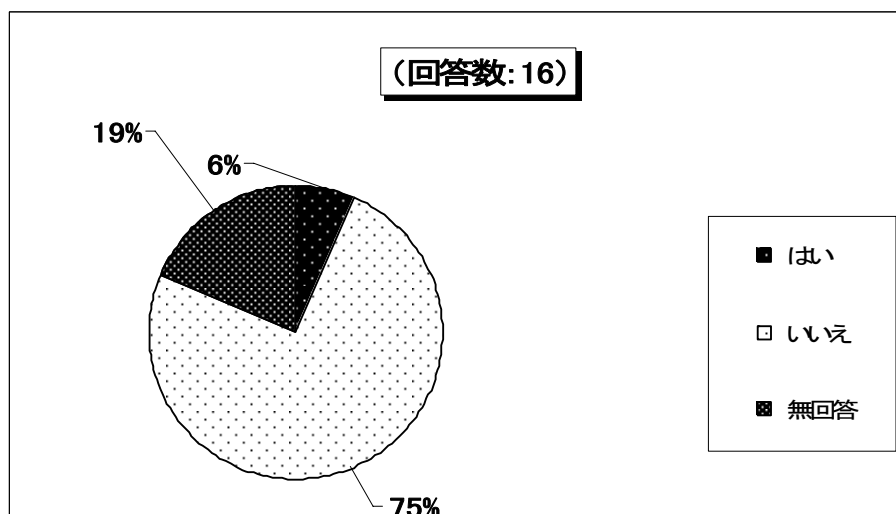


図 3-3-17 大学発ベンチャーの株保有に関する規定またはガイドラインがあるか（ドイツ）



## 8. 企業との金銭関与に関する情報公開

「Q6-1. あなたの大学には民間企業との金銭的関与に関する情報公開について何らかの規定またはガイドラインがありますか（1 つに○印をつけてください）」という設問に対しての回答は、「はい」が 72%で、ほぼ整備されていることが分かった（図 3-3-18）。これについては、アメリカ（91%）やイギリス（93%）はほとんど整備されているが、ドイツは「いいえ」の割合が高く、56%であった。

また、もしこの質問に「はい」の場合、それらについて明記するよう依頼したところ、アメリカでは、NSF（国立科学財団）が年 1 回の公開を要請しているという回答があった。また、年 1 度の公開はドイツとイギリスで各 1 件の回答があった。また、NSF や州政府の要請を受けて、株式保有比率が 5%以上あるいは年間 \$ 10,000 を超える場合は公開を義務付けられているという回答が 2 件あった。さらに、アメリカで、全て公開を義務付けられているという回答が 6 件、ドイツで 1 件あった。

## 9. 利益相反に関与する組織の有無

「Q7-1. あなたの大学には利益相反に関与する事務室や委員会などがありますか（1 つに○印をつけてください）」という設問に対しての回答は、「はい」が 54%、「いいえ」が 45%で、未整備も半数近くあった（図 3-3-19）。「はい」の回答は、アメリカでは 82%で、多くは整備済みであるが、イギリスでは 43%、ドイツは 25%にしか満たなかった。

また、“Conflict of Interest (Advisory) Committee”という組織があるとした回答が、アメリカで 4 件あり、この他に何らかの委員会があるとした回答も、アメリカで 6 件、ドイツで 3 件、イギリスで 2 件あった。また何らかのオフィスがあるとしたものは、アメリカとドイツで各 1 件、何らかの部局の業務としたものがアメリカとイギリスに各 1 件あった。さらに、ドイツで特徴的であったのが「オンブズマン」という回答で、委員会の設置と並列で置かれているという回答が 2 件あった。

図 3-3-18 企業との金銭関与に関する情報公開の規定またはガイドラインはあるか（全体）

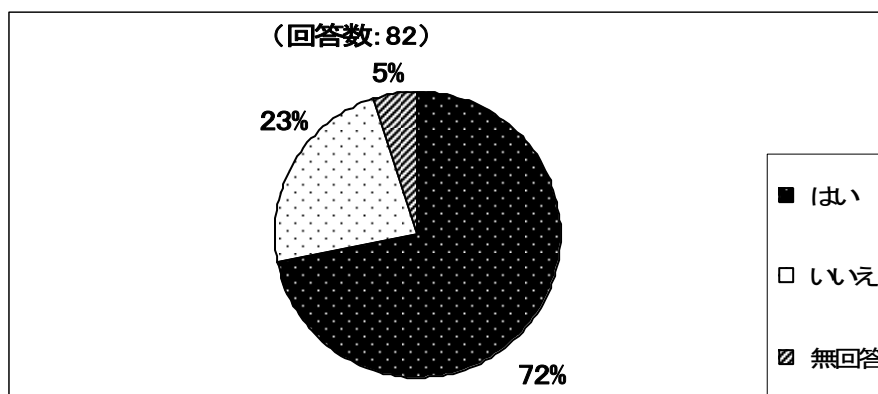
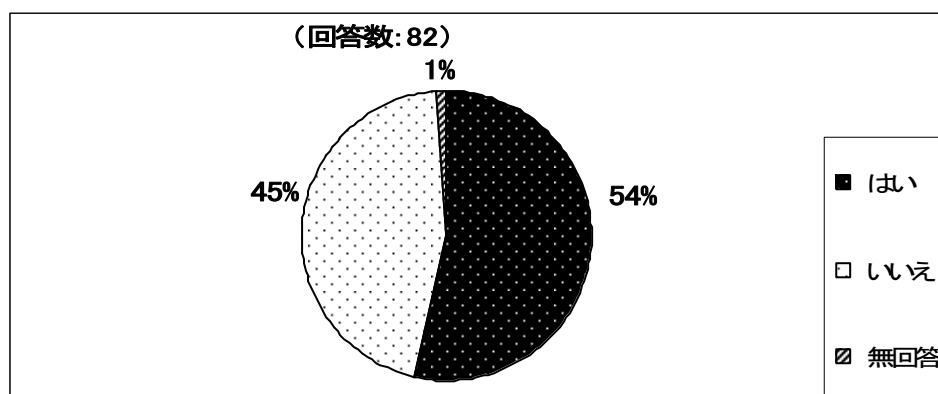


図 3-3-19 利益相反に関与する組織はあるか (全体)



#### 第4節 まとめ

本調査において、回答者の所属する国は、アメリカ（38%）、ドイツ（20%）、イギリス（17%）の順に多く、この3国で75%を占める。回答者の専門分野は、理学（16%）、工学（13%）または技術移転（16%）の割合が高く、また、職名は、所長（45%）が最も多かった。

外部資金を賃金の一部としているというのは、アメリカの特徴であり、49%がこの方式をとっていたが、全体では27%と少なく、そういう方式をとっていないとする回答者が63%を占めた。

兼業の時間制限に関する公式な規定を持っている大学は80%を占め、アメリカも88%と平均を上回る割合であったが、少なかったのは、ドイツの62%である。また、兼業時間数の上限は、1週間に1日または20%という回答が65%を占めたており、アメリカではこれが79%に上った。

兼業規則の緩和は好ましくないとする回答は、全体で54%であり、アメリカ（61%）、ドイツ（63%）が平均を越えているが、イギリスでは「好ましい」とする回答割合が高く、51%を占めた。

産学連携に対する大学教員の評価を公正であるとする回答は全体で68%あり、ドイツで88%、アメリカ73%、イギリス71%などは高い割合を占めている。

大学発ベンチャーは是認されるとする回答は90%に上り、カナダやスイスでは100%、イギリス93%、アメリカ91%、ドイツ88%など、全般に支持が高い。

産学連携に関する諸問題についての3つの設問のうち、教育・純粋科学と産学連携については、「大学教員は、教育・純粋科学と産学連携を同程度重視すべきである。」との回答が76%と多数を占め、全般に各教員が教育・純粋科学と産学連携をバランスよくこなしていくということが支持されている。

また、「情報公開・研究成果の一般普及と企業秘密」という利益相反の問題に対しては、「もし大学と産業界の研究目的が互いに相反しているならば、大学教員は企業秘密を保護するために、ある期間それらの研究結果の発表を延期することが望ましい。」とする回答が最も多く、54%と、過半数であった。この回答は、イギリスで71%と高い割合を示したが、アメリカ（52%）やドイツ（44%）は、順位としては第1位の回答割合であったが、「もし大学と産業界の研究目的が互いに相反しているならば、研究結果の発表は企業秘密に優先されなければならない。」との回答も、それぞれ30%、31%の割合を占めた。

さらに、発明の権利に対する問題について最も多かった回答は、「あなたの大学では、民間企業との共同研究で生まれた発明権は大学が保持し、民間企業は専用実施権を持つ。」で42%、「大学と民間企業との共同研究で生まれた発明権は共有となる。」は29%であった。一方、国別に見るとアメリカでは前者が64%で多数を占めているが、イギリスやドイツは後者が多数を占め、それぞれ、64%、44%、という割合を示した。「その他」の中では、「交



渉次第」、「場合による」、「契約書次第」などという回答が多く、8件見られた。また、「アメリカでは、一般に、大学が発明権を持ち、企業が非独占的使用権を持つが、交渉次第で独占的権利を所有する場合もある。」とする回答があった。

次に、大学発ベンチャーへの投資実施大学は、51%と過半数を占めたが、投資していない大学も48%に上り、ほぼ半々であった。イギリスでは投資している大学が多数を占め、93%に上っているが、アメリカやドイツではそうでないとする回答が上回っており、それぞれ61%、68%であった。また、大学発ベンチャーの株を保有している大学は79%で、ほとんどを占めた。

一方、大学発ベンチャーの株式保有の規定・ガイドラインのある大学は50%であった。国別に見ると、イギリス、アメリカでは前者がそれぞれ79%、67%で多数を占めているが、ドイツは「ない」とする回答のほうが多く、75%という割合を示しており、ドイツでは大学発ベンチャーに対する投資割合も比較的少なく、規定の整備も進んでいないといえる。

企業との金銭関与に関する情報公開についての規定またはガイドライン設置大学は72%で、ほぼ整備されていることが分かった。これについては、アメリカ(91%)やイギリス(93%)はほとんど整備されているが、ドイツは未整備の割合が高く、56%であった。

利益相反に関与する組織のある大学は54%、ない大学は45%で、未整備も半数近くあった。「ある」との回答は、アメリカでは82%であったが、イギリスでは43%、ドイツは25%にしか満たなかった。

全般に、産学連携の中で特に支持されているのが教員による大学発ベンチャー関与であるが、産学連携に対する態度は、純粋科学や教育と同程度重視すべきであるとする割合が高い。また、規定等整備の状態は、兼業時間制限規定や企業との金銭関係の情報公開規定などは整備されている場合が多いが、大学発ベンチャーの株式保有に関する規定は半数程度の整備状況であり、利益相反に関する組織のある大学も約半数である。

国別の特徴としては、まず、外部資金の一部賃金化はアメリカの特徴であることがある。イギリスでは兼業規制の一層の緩和が望まれていること、企業秘密を重視すること、共同研究の発明権の共有割合が高いこと、大学発ベンチャーへの投資が頻繁になされていることなどに回答割合が高く、産業側寄りの姿勢が強いが、大学発ベンチャーの株式保有や企業との金銭関係の情報公開などの規定はきちんと整備されている場合が多い。ドイツは規定の整備が遅れており、兼業時間制限、大学発ベンチャーの株式保有、企業との金銭関係に関する情報公開のいずれについても、規定の整備割合が平均を下回っている。大学発ベンチャーの是認についても高い割合を示しながらも平均以下であり、これへの投資実績もあまりない。ただ、教員の規制緩和を是とする意見や産学連携に対する大学教員の評価を公正であるとする意見も非常に高い。ドイツにおける産学連携はこれからという段階である。

## 第4章 産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にかかわる国内外大学のアンケート調査結果の比較

### 第1節 主な調査結果の比較

本章では、第2章、3章で記載したアンケート調査結果について比較検討を行う。

#### 1. 兼業時間の制限について

国内調査と国外調査では全く同じ質問形態ではないが、共通項について比較する。

まず、現在日本の国立大学が勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限はないとされており、公私立大学では31%がこれと同じで、30%は兼業時間に関する制限はないとしている（図2-3-4）。日本の国立大学数の割合は、公私立大学の14%なので、図2-3-4に国立大学を含めて考えると、「兼業時間数に制限がない」とする割合は全体で約26%となり、外国の18%（図3-3-3）よりも多く、外国より緩やかな状態であるといえる。しかし、時間制限をみると、日本では、週8時間までとするものが23%で、1日8時間労働と考えるとこれはほぼ週1日と同義であり、これを合わせると38%となる（図4-1-1）。外国でもやはり週1日（=20%）が65%と大きな割合を占めており（図4-1-2）、週1日が妥当なレベルであると認識されているようである。しかし、日本の場合はそれよりも厳しい週4時間、4.5時間、6時間などの割合も外国より高い。

図4-1-1 兼業時間の上限（国内公私立大学）<sup>注2）</sup>

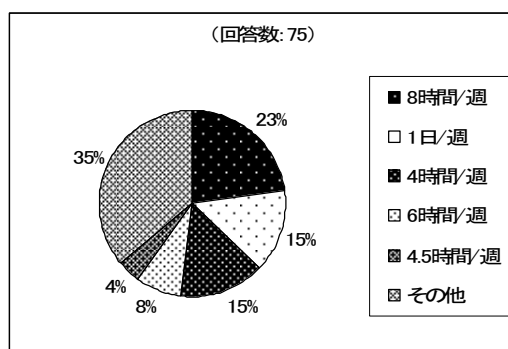
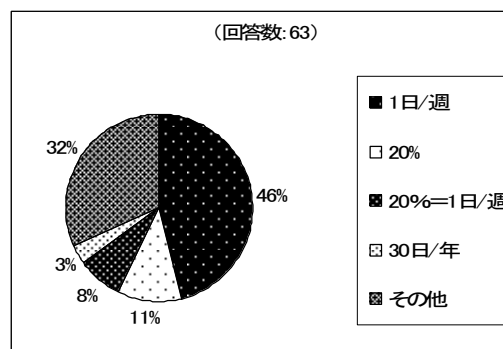


図4-1-2 兼業時間の上限（外国／図3-3-4の再掲）

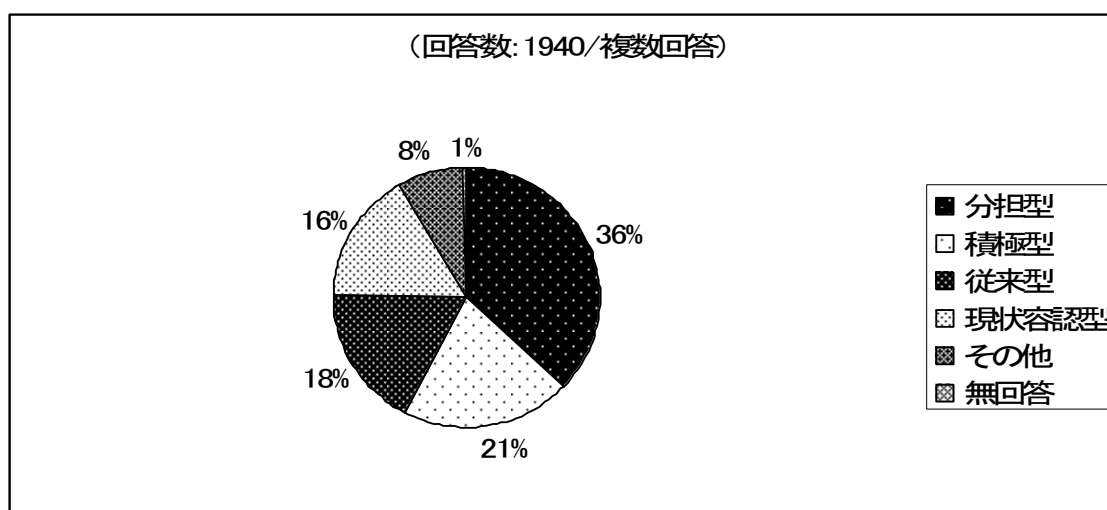


注2) 菊本虔「大学等発ベンチャーの課題と推進方策に関する調査研究」（平成14年度文部科学省21世紀型産学連携手法の構築に係るモデル事業成果報告書研究、2003.3）のデータより作成。

## 2. 教育・研究と産学連携

国内調査の国立大学、公私立大学対象アンケートの「問 2 民間等との共同研究・受託研究について」、「問 3 大学発ベンチャーについて」、「問 4 特許について」における 1～5 の選択肢がほぼ同意のことから、これらを総合し、各選択肢順に 1.従来型、2.現状容認型、3.積極型、4.分担型と称し、総合してグラフ化したものが図 4-1-3 である。産学連携全体に対する姿勢がこれで読み取れるが、やはり分担型が 36%と最も多く、積極型 21%が次いで多い。また、特に学生の教育に対する責任についての回答を示した図 2-3-46 でも、52%は分担型である。一方、外国調査では、教育・純粋科学と産学連携は同程度重視するべきであるとする回答が 76%と多数を占め、分担型は 13%であった（図 3-3-10）。この結果を見ると、日本の大学教員は何らかの活動に専念できる環境が不足していること、また、産学連携が立ち遅れているという背景が考えられる。

図 4-1-3 産学連携に対する考え方（総合）



## 3. 外部資金と賃金

外国調査では 27%の大学で外部資金が賃金の一部とされているが（図 3-3-1）、アメリカでは 49%に上る（図 3-3-2）。日本では今後の方向性について 34%が外部資金の賃金化に賛意を示しており（図 2-3-28）、外国の平均値とアメリカの状況の中間に位置している。

## 4. 兼業規制の緩和

外国調査では兼業規制の緩和を好ましいとする割合が 21%と少なかったが（図 3-3-5）、日本では 62%が今後の方向性として緩和されるべきとしている（図 2-3-31）。緩和を好ましいとする割合の高かったイギリスでも 51%であり（図 3-3-6）、日本では現在の規制が強すぎるとする意識が高いといえる。

## 5. 産学連携に関する教員評価

外国調査では産学連携への貢献度に応じた教員評価を公正とする割合が68%であり(図3-3-7)、日本の調査では特許申請に限ってインセンティブを高めるために処遇や報奨金等の評価の見直しをするという意見について「そう思う」が79%に上っている(図2-3-34)。単純に比較は出来ないが、教員評価の見直しが重要であるとする意見が日本では強いと考えられる。また、ドイツでは産学連携に対する教員評価を公正とする割合が88%と高い(図3-3-8)。

## 6. 大学発ベンチャーへの支援

大学発ベンチャーに対して支援をしていくことをよしとする割合は、外国調査では90%に上っているが(図3-3-9)、日本の調査では78%である(図2-3-37)。日本ではやや大学発ベンチャーに対する支援の意識が諸外国よりも薄い。

## 7. 情報公開・アカウントビリティについて

企業秘密を優先して研究成果の発表を延期することを望ましいとする割合は、外国では54%と過半数を占めた(図3-3-11)。一方、日本では企業秘密よりも公的なアカウントビリティを優先するという意見が46%と最も高い割合であった(図2-3-49)。しかし、公私立大学では、企業秘密の関係でアカウントビリティが十分確保できなくとも仕方がないとするものが46%と多数を占めた(図2-3-48)。研究発表の延期とアカウントビリティについて同列に比較することは出来ないが、企業秘密を重視する点は外国のほうが若干強いと考えられる。

## 第2節 調査結果の比較のまとめ

日本の大学教員は、兼業時間についての制限などが設けられていない場合が比較的高い割合で、外国に比べ緩やかである。しかし、兼業時間制限を設ける場合は、週1日程度が外国との比較から見ても妥当であるといえる。ただ、現在の日本の兼業規制全般については強すぎると考える向きが多い。

また、日本の大学教員が様々な業務に携わらなければならない現状に、教育・研究・産学連携それぞれに分担型の業務従事を求める声が強い。これを解決するためには、分担型の方向で人事と業務の再編成を行っていくか、あるいは、研究・教育・産学連携の3つをバランスよくこなしていくために教員の大学運営・管理業務を大幅に減らしていくということが考えられる。

また、日本の大学教員の場合、評価の問題はネックとなっており、大学が教員の産学連携におけるインセンティブを高めるために評価の見直しをすることは歓迎されている。外部資金が一部賃金化されることについて支持の割合が外国より高かったことも、こうした意識に通じるものであろう。しかし、反面、企業秘密を守るよりもアカウンタビリティを優先することや、大学発ベンチャーの支援意識が低いという結果が出たことは、具体的な企業活動に対する認識が弱いということを示しているといえる。

## 第5章 産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にかかわる企業へのアンケート調査結果

### 第1節 調査の概要

本章で扱うのは、全国の上場企業 3,626 社<sup>3)</sup> から 1,000 社を無作為抽出し、アンケート調査を実施した結果である。調査票は郵送により各企業に 3 部ずつ配付の上、任意の社員に配付を依頼した。各自調査票記入後は、当該社員から直接同封の返信用封筒にて返送を依頼した。なお、発送は平成 15 年 8 月 8 日で、締め切りは平成 15 年 9 月 20 日とした。

また、回収状況は表 5-1-2 の通りある。

表 5-1-2 調査票回収状況

対象	配付企業数	配付数	回収数	回収率 (%)
上場企業	1,000	3,000	117	3.9

3) 東洋経済新報社発行「2003 年第 2 集会社四季報」より。

## 第2節 回答者の属性

回答者の属性は図5-2-1～5-2-4の通りである。これをみると、年代では30、40、50代で72%を占めており、性別は男が89%と多数である（図5-2-1～5-2-2）。

また、就業状況は、90%が雇用者（常雇）で、業種は電気機器、小売業、サービス業、卸売業の順に多く、これら4業種で50%である（図5-2-3～5-2-4）。

すなわち、回答者の多くは30～50代の男性で、第3次産業の常雇者である。

図5-2-1 年代

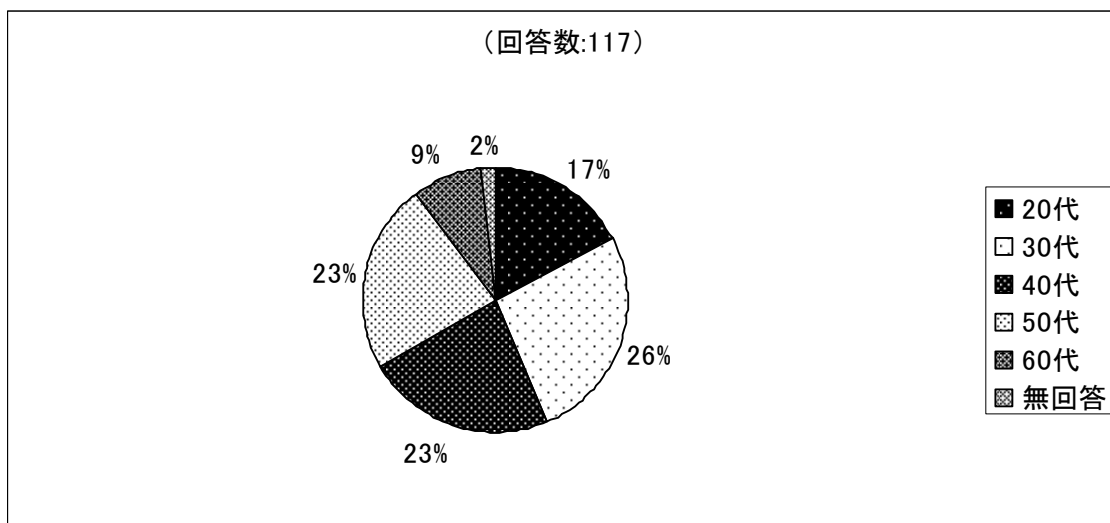


図5-2-2 性別

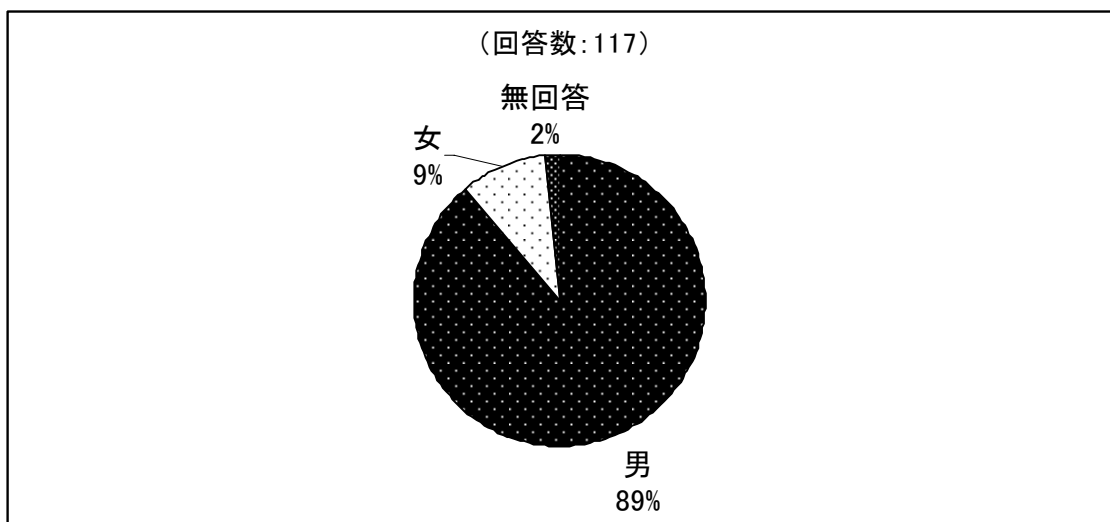


図 5-2-3 就業状況

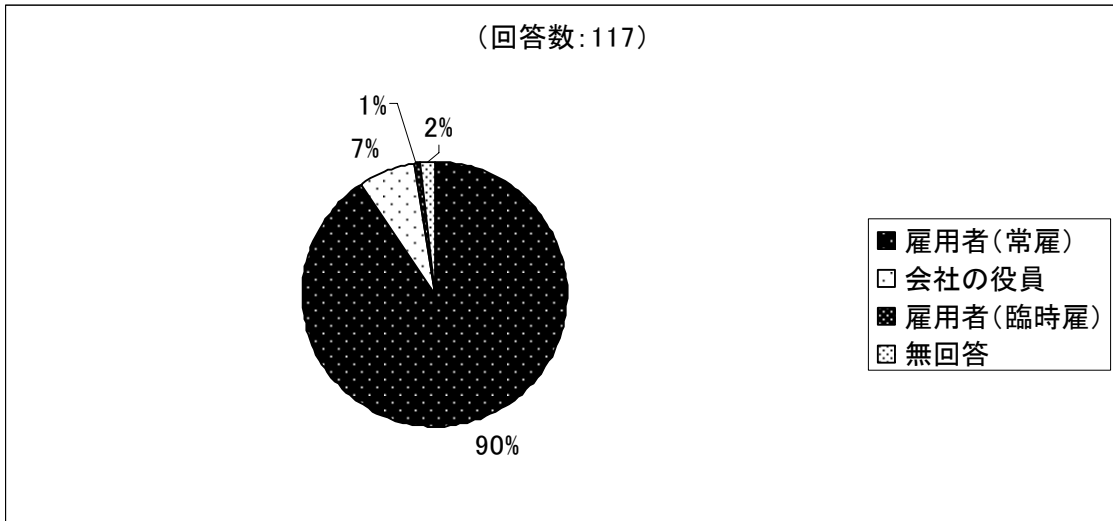
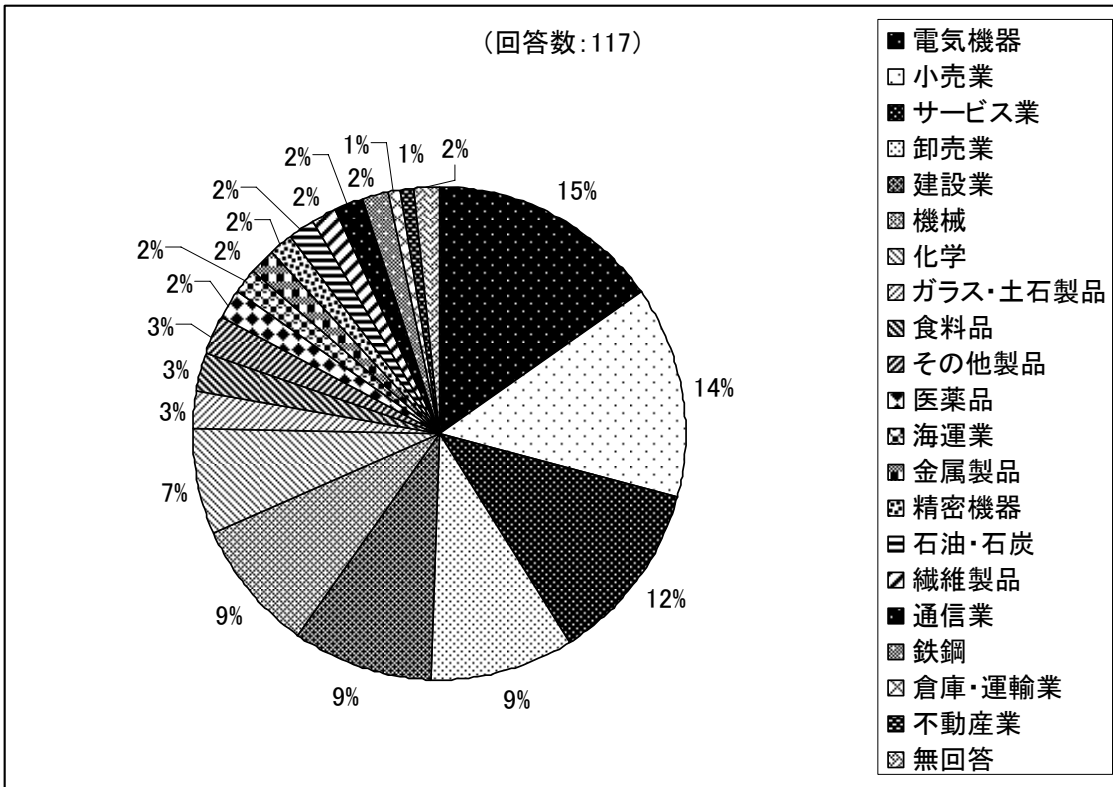


図 5-2-4 業種





### 第3節 調査結果の概要

#### 1. 兼業時間について

「問1 大学教員が産学連携のために時間を費やす場合、時間制限を設けたほうがよいと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」の問に対しては、「時間制限は不要」が73%に上り、「時間制限を設ける(19%)」を大きく上回った(図5-3-1)。

また、「問1で「1」に○印をつけた方におたずねします。上限何時間までかお書きください(例えば、1週間最大1日など)」との回答では、「1週間に1日・20%」(33%)、「1週間に2日」(19%)が多数派であった(図5-3-2)。

図5-3-1 兼業時間数について

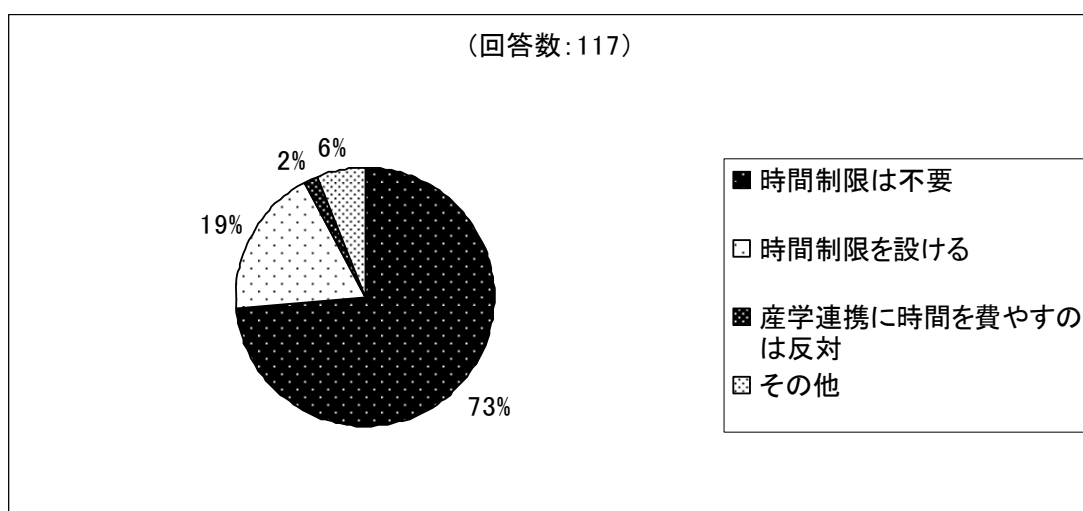
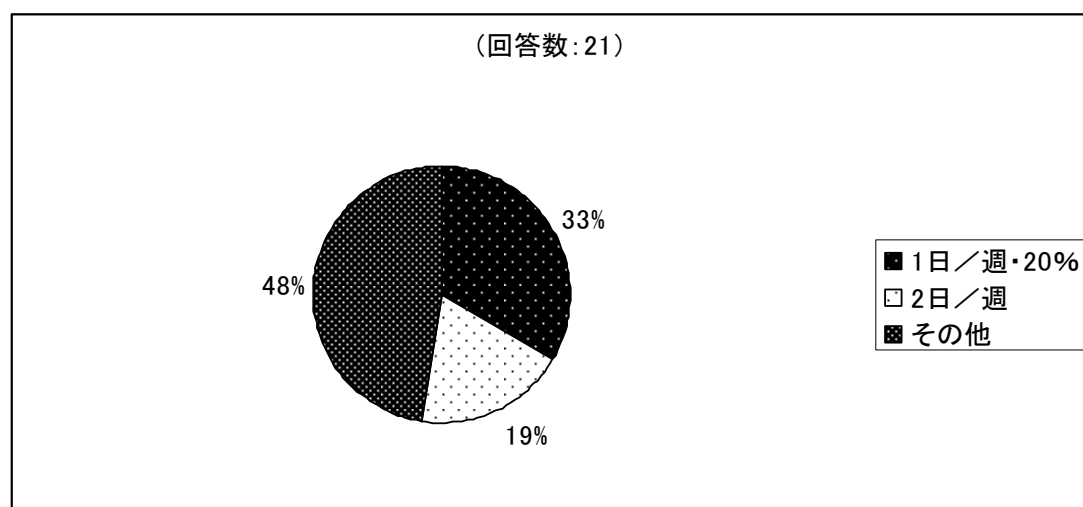


図5-3-2 兼業時間の上限



## 2. 民間等との共同研究・受託研究について

「問 3 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて大学での教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」の問に対しては、「産学連携による社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。」(39%)と「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(33%)が大方の意見であった(図 5-3-3)。産学連携を重視している大企業がほとんどであるということがわかる。

## 3. 大学発ベンチャーについて

「問 4 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」の問に対しては、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(38%)、「産学連携による社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである(25%)で、職分の分担や大学全体の積極姿勢に対する期待が強い(図 5-3-4)。

図 5-3-3 民間等との共同研究・受託研究について

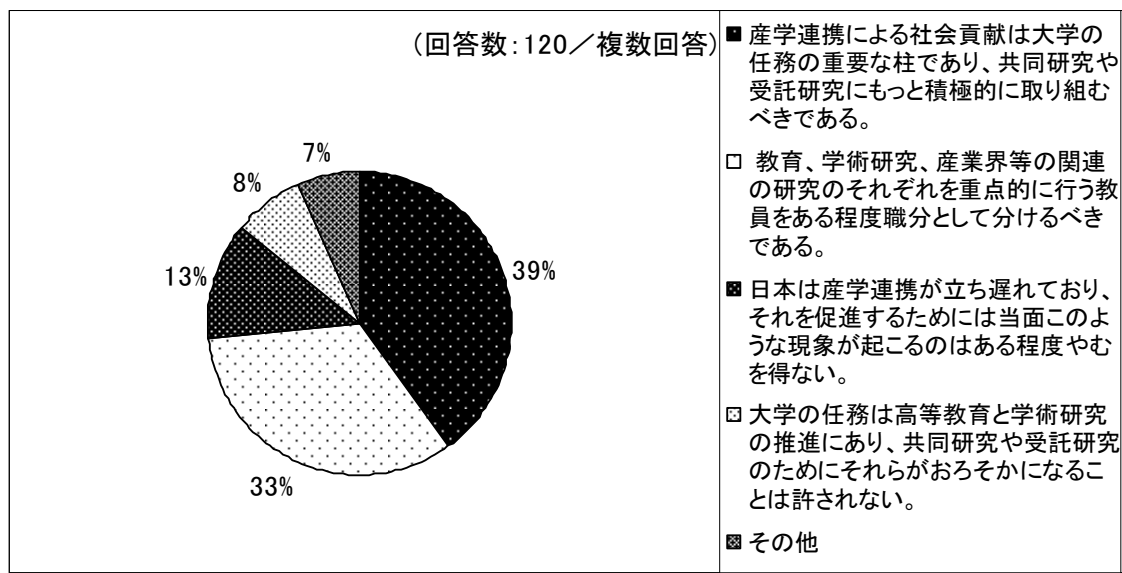
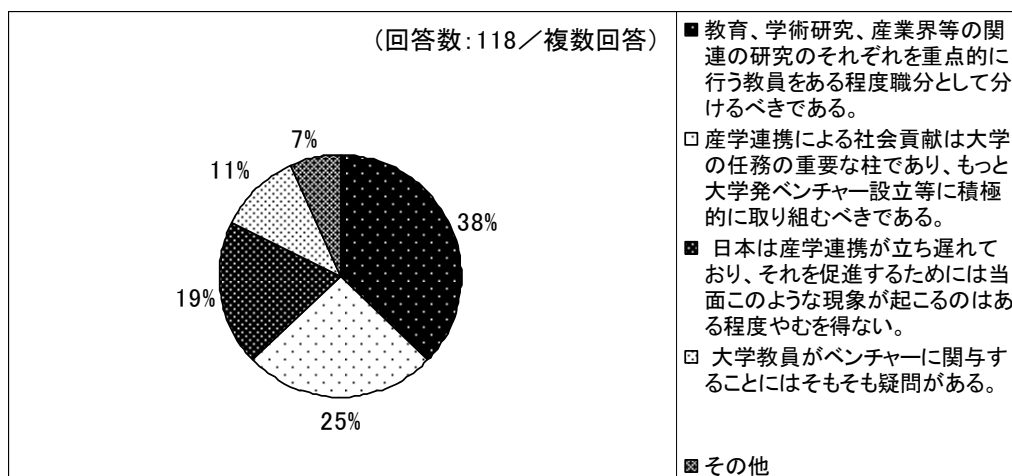


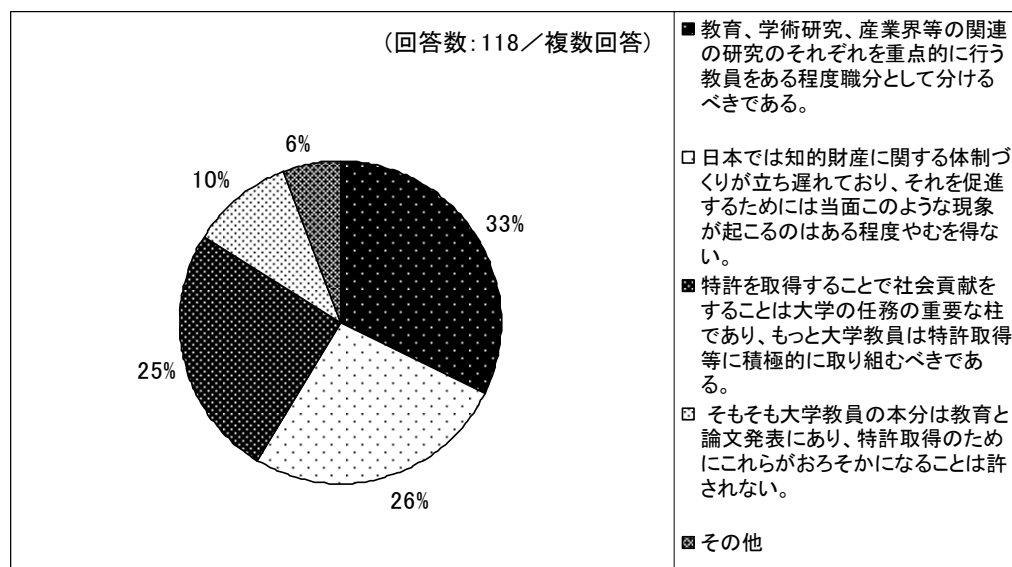
図 5-3-4 大学発ベンチャーについて



4. 特許について

「問 5 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」の問に対しては、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(33%)、「日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。」(26%)で、上記「3.」のベンチャーに対する考え方と同様、職分の分離を求める声が強かったが、日本の体制づくりの立ち遅れを意識する面も強いことが特徴である(図 5-3-5)。

図 5-3-5 特許について



## 5. 産学連携に関する諸問題について

「問 6 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。」として、以下、3つの設問を設けた。

### (1)企業等からの贈与、役務提供等の問題

「問 6-1 企業から産学連携に関与している大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題」については、最も多かった回答は、「利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。(56%)、次いで「国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。」(32%) という結果であった(図 5-3-6)。

### (2)企業等の供給接待の問題

「問 6-2 企業から産学連携に関与している大学教員に対する供給接待の問題」については、「利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。(53%)、「国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。」(32%) の順に多い結果となった(図 5-3-7)。

### (3)未公開株の譲り受け

「問 6-3 企業から産学連携に関与している大学教員へ未公開株を譲渡する問題」については、「利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。(68%)、「相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。(19%) の順に多い結果となった(図 5-3-8)。

図 5-3-6 企業等からの贈与、役務提供等の問題

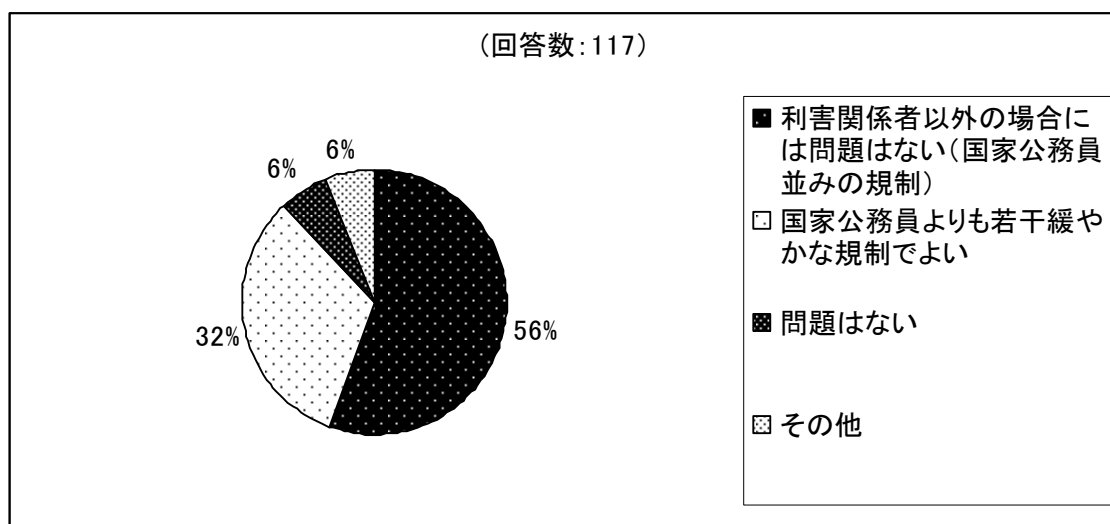


図 5-3-7 企業等の供応接待の問題

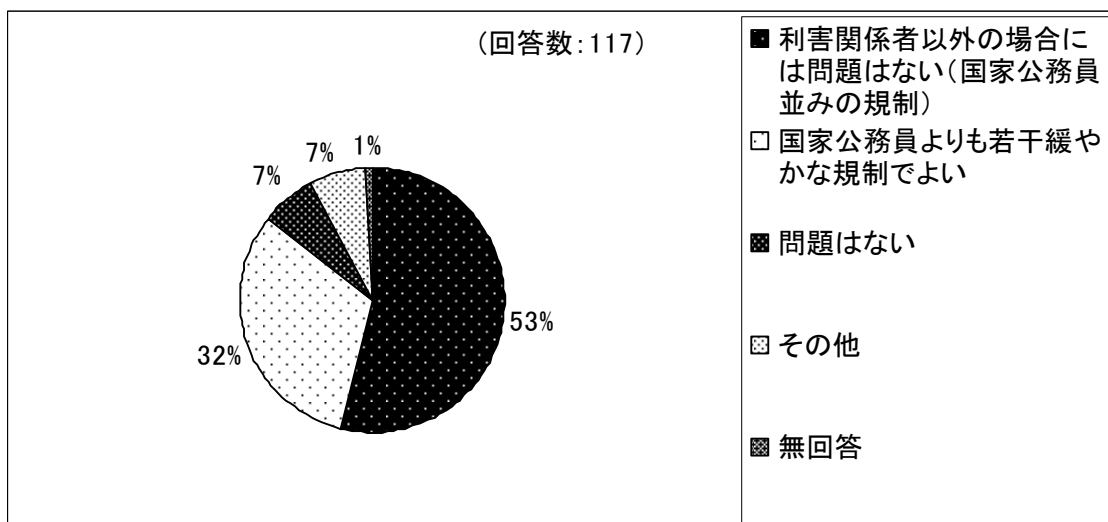
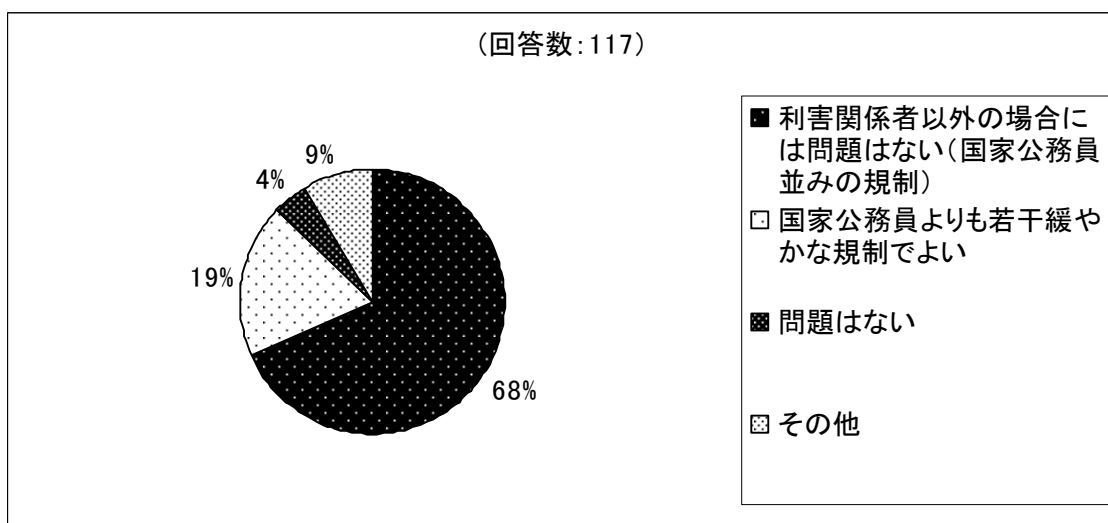


図 5-3-8 未公開株の譲り受け



全般に、国家公務員並みの規制が過半数を占める結果となった。また、供応接待、贈与等の問題に対しては、規制緩和を求める割合が約3分の1程度あったが、未公開株の譲渡の問題はこうした意見は5分の1に止められた。さらに、それぞれについて「問題はない」とする回答は4~7%の範囲であり、全体でも、平均して6%が以上のような事柄について問題視していないという結果となっている。

6. 今後の産学連携に対する考え方

「今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。あてはま

る番号に○印をお付けください。」として、以下、5つの設問を設けた。

(1)外部資金について

「問 7-1 将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は産学連携等で得た外部資金によって大学教員の給与や研究費をまかなうのは好ましい。」という問題に対して、最も多かった回答は、「そう思う」で69%で、「そうは思わない」は27%、あった(図5-3-9)。

(2)兼職・兼業について

「問 7-2 大学教員の兼職・兼業についての規制は大幅に緩和するべきだ。」という問題に対しては、最も多かった回答は、「そう思う」で69%、「そうは思わない」としたものは25%であった(図5-3-10)。

図 5-3-9 外部資金について

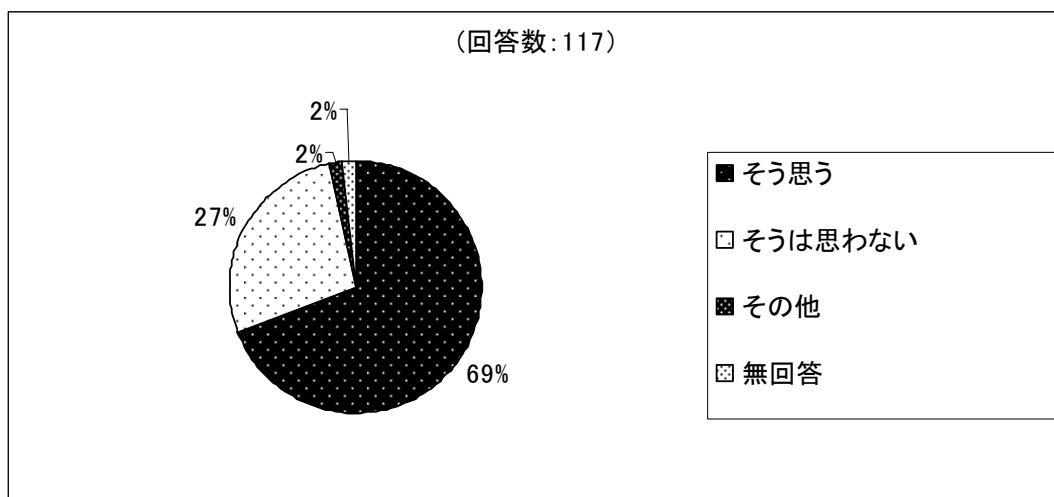
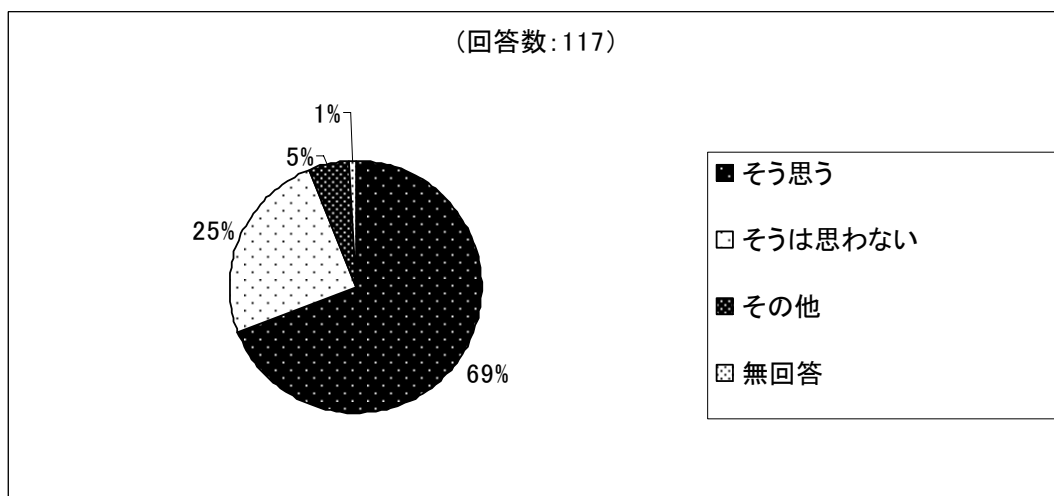


図 5-3-10 兼職・兼業について



(3)大学発ベンチャーの支援について

「問 7-3 大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。」という問題に対して最も多かった回答は「そう思う」で、83%とかなり高い割合を示した(図 5-3-11)。また、「そうは思わない」は、15%であった。

(4)情報公開について

「問 7-4 産学連携における研究成果の情報公開について」に対して最も多かった回答は、「大学教員は企業秘密を保護するために、一定期間それらの研究結果の発表を延期することが望ましい。」で、57%、「大学は公的側面を持つので、研究結果の発表は企業秘密に優先されてもしかたがない。」は33%であった(図 5-3-12)。

図 5-3-11 大学発ベンチャーの支援について

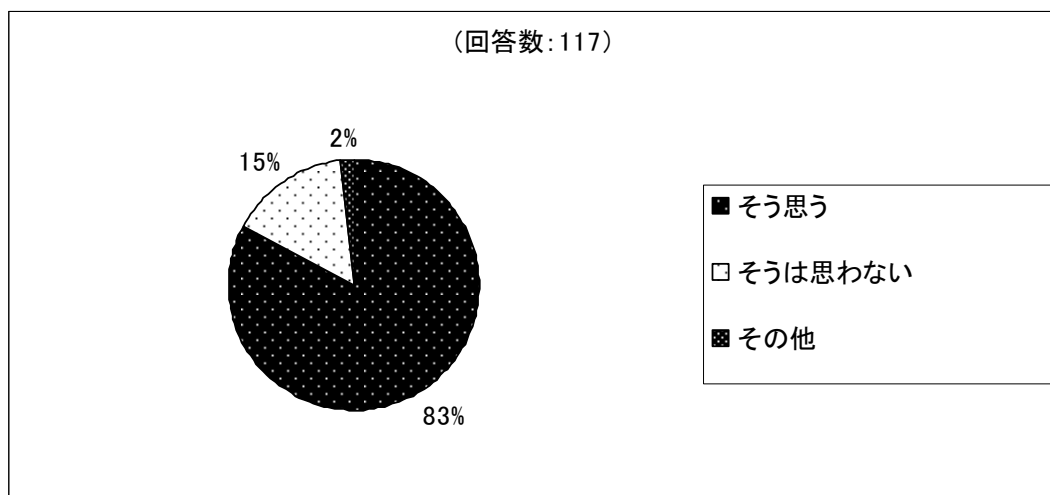
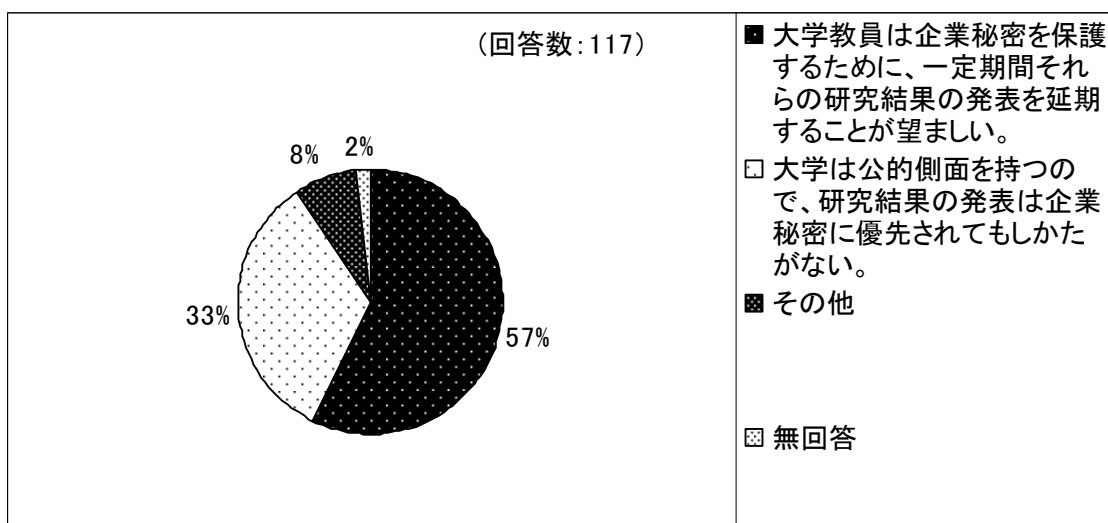


図 5-3-12 情報公開について



### (5) 教育の責任について

「問 7-5 学生の教育に対する責任について」最も多かった回答は、「今後は教育と（産学連携につながるようなものをも含めた）研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。」で、68%、「大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。」は29%であった（図 5-3-13）。

上記 5 つの産学連携に関する事項について、最も支持を集めた回答は、大学発ベンチャーの積極的支援についてで、83%であった。外部資金の積極的導入、兼職・兼業規制の緩和、職分の分担などは、それぞれ、約 7 割の支持を得ている。

### 7. 社内倫理規程について

「問 8 貴社では産学連携の中で生じる大学との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての社内倫理規程はありますか。」との質問には、「社内倫理規程はない。」が最も多く 55%、次いで「社内倫理規程はある。」が 23%であった（図 5-3-14）。

### 8. 倫理規定に対する提案

「問 9 その他、個人的にお考えの独自の産学連携に関する倫理規定の提案等がありましたらお書きください（企業についてでも大学についてでも結構です）」との設問に対して得られた主な回答をまとめると、表 5-3-1 の通りであった。

記入事項には、概して積極的に産学連携を推進すべきとの意見が多かったが、規定に対する具体的な提案としては、情報公開や委員会の設置といったものが多く見られた。

図 5-3-13 教育の責任について

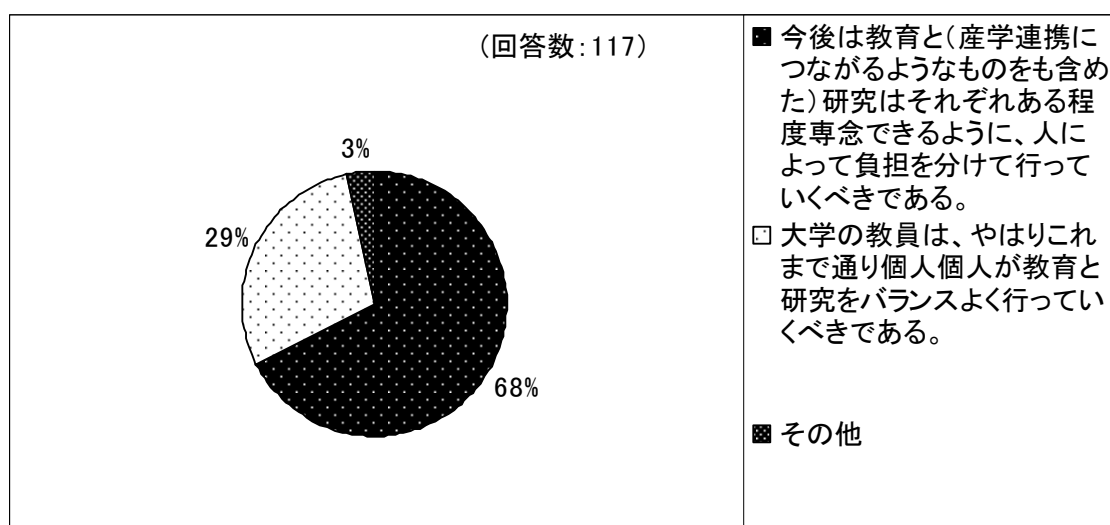




図 5-3-14 社内倫理規程について

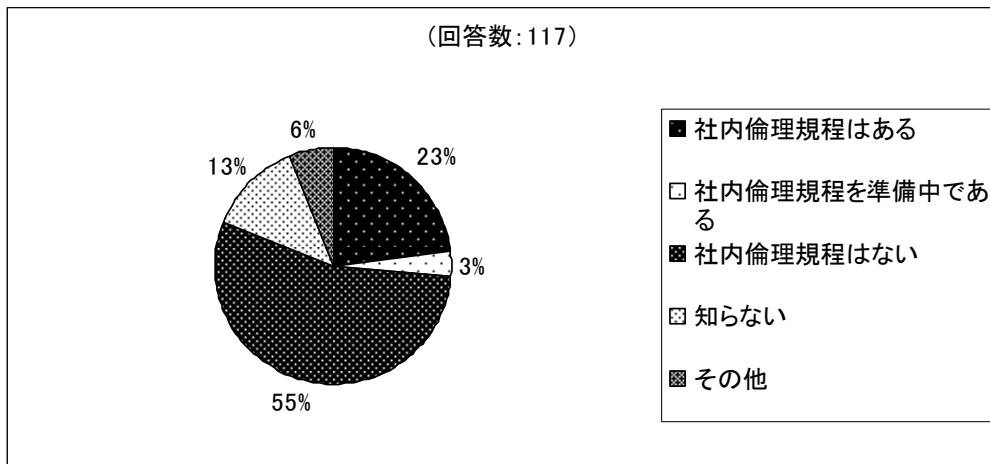


表 5-3-1 倫理規定に対する提案（重複回答）

内容	件数
透明性の確保、(会計等)情報公開が重要	3
モラルチェック体制の強化、倫理規定遵守管理委員会の設置	2
金銭、物品等の贈与を禁止する	1
個人ではなく組織と契約を結ぶ	1
大学発ベンチャーの役員兼業には一定の禁止条項を設ける	1
開発資金の提供が一定レベルを超えた場合会社の従業員扱いにする	1
できる限り厳しい倫理規定を作る	1
教員評価がネックである	1
計	11

### 9. その他の自由意見

「問 10 21 世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、企業という組織の社会における役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、企業が大学とともに行っていくべきだと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。」との設問に対して得られた回答をまとめると、表 5-3-2 の通りであった。

これには、圧倒的に環境問題に共に取り組むとする回答が多かった。

表 5-3-2 その他の自由意見（重複回答）

内容	件数
世界的な環境問題に取り組む	13
人材育成、教育が重要	3
産学の人事交流が重要	2
協議会、委員会等の設置	2
積極的に、大規模に産学連携に取り組む	2
大学の情報を広く発信する	1
公共性のある問題に取り組む	1
政府は研究資金の集中投資をする	1
企業ニーズを反映した研究を大学でする	1
厳しい世界経済の中で大学ももっと努力が必要	1
企業は資金が不足している	1
計	28

## 第4節 まとめ

本調査では、30～50代の男性で、第3次産業の常雇者が主な回答者であった。

産学連携に関する質問のうち、まず、兼業時間数については、「時間制限は不要」が73%に上り、「時間制限を設ける(19%)」を大きく上回り、兼業時間制限については、「1週間に1日・20%」(33%)とするものが多数派であった。

民間等との共同研究・受託研究については、「産学連携による社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。」(39%)と「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(33%)が大方の意見であり、産学連携を重視している大企業がほとんどであるということもわかった。

大学発ベンチャーについては、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(38%)、「産学連携による社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。」(25%)で、職分の分担や大学全体の積極姿勢に対する期待が強い。

特許については、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(33%)、「日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。」(26%)で、上記のベンチャーに対する考え方と同様、職分の分担を求める声が強かったが、日本の体制作りの立ち遅れを意識する面も強いことが特徴である。

産学連携全体に関する3つの問題である、(1)企業等からの贈与、役務提供等の問題、(2)企業等の供応接待の問題、(3)未公開株の譲り受けの問題で、過半数を占めたのが「利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。」であり、(3)、(1)、(2)の順に割合が高かった。

今後の産学連携に対する考え方に関する5つの事項について、最も支持を集めた回答は、大学発ベンチャーの積極的支援についてで、83%であった。外部資金の積極的導入、兼職・兼業の緩和、職分の分担などは、それぞれ、約7割の支持を得ている。

産学連携における社内倫理規程については未整備なものがところが多く、「ない」とするものが55%であった。

倫理規定に対する提案では、概して積極的に産学連携を推進すべきとの意見が多かったが、規定に対する具体的な提案としては、情報公開や委員会の設置といったものが多く見られた。また、その他の自由意見には、圧倒的に環境問題に共に取り組むとする回答が多かった。

全般に、産学連携には積極的な意見が多かった。

## 第6章 産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にかかわる国内と企業のアンケート調査結果の比較

### 第1節 主な調査結果の比較

本章では、第2章、5章で記載したアンケート調査結果について比較検討を行う。

#### 1. 兼業時間について

国内大学調査と企業調査では全く同じ質問形態ではないが、共通項について比較する。まず、兼業時間の制限は設けないほうがよいとする回答は、大学では、24% (図 2-3-3)、企業では 73% (図 5-3-1) と、大きく開きが出ている。また、具体的な時間数の制限として、週1日の制限が外国 (65%) でも、日本 (38%) でも大きな割合を占めているが (図 4-1-2、4-1-1)、企業でもこの制限が 33%の支持を集めており (図 5-3-2)、制限をつける場合の妥当なラインであるといえる。なお、それよりも多い週2日という回答も、企業の中に 19%あった。

#### 2. 民間等との共同研究・受託研究について

国内大学では、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(37%)、次いで「大学の任務は高等教育と学術研究の推進にあり、共同研究や受託研究のためにそれらがおろそかになることは許されない。」(27%) が多数を占めたのに対して (図 2-3-7)、企業では「産学連携による社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。」(39%)、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(33%) であった (図 5-3-3)。分担型を支持する割合は両者とも約3分の1を占めているが、従来の大学の教育・研究を重視する大学の姿勢と、産学連携によって社会貢献をしていくべきだとする企業の姿勢が大きく分かれており、意識の相違が見られる。

#### 3. 大学発ベンチャーについて

国内大学では、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(42%)、次いで「社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。」(20%) が多数を占めたのに対して (図 2-3-10)、企業でも、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(38%)、次いで「産学連携による社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。」(25%) であった (図 5-3-4)。ここでは、分担型や積極

型を支持する割合が高いという点で、両者の意見が一致している。政策的に大学発ベンチャーの設立を支援している社会背景の影響が強いと考えられる。

#### 4. 特許について

国内大学では、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(33%)、次いで「社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。」(23%)が多数を占めたのに対して(図 2-3-13)、企業では、「教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。」(33%)次いで「日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。」(26%)であった(図 5-3-5)。ここでは、分担型を支持する割合が高いという点で、両者の意見が一致している。また、積極型も企業では 25%、大学での現状容認型は 20%であり、本件の回答傾向も両者は類似している。

#### 5. 企業等からの贈与、役務提供等の問題

国内大学では、「相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員倫理規程と同様)。」(46%)、次いで「国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい」(38%)という結果になったのに対して(図 2-3-19)、企業でも同様に、前者が 56%、後者が 32%であった(図 5-3-6)。両者の回答傾向は類似しているが、国家公務員並みの規制は企業の支持のほうが高い。

#### 6. 企業等の供応接待の問題

国内大学では、「相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員倫理規程と同様)。」(48%)、次いで「国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい」(35%)という結果になったのに対して(図 2-3-22)、企業でも同様に、前者が 53%、後者が 32%であった(図 5-3-7)。ここでも両者の回答傾向は類似しているが、国家公務員並みの規制は企業の支持のほう若干高い。

#### 7. 未公開株の譲り受け

国内大学では、「相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員倫理規程と同様)。」(56%)、次いで「国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい」(24%)という結果になったのに対して(図 2-3-25)、企業でも同様に、前者が 68%、後者が 19%であった(図 5-3-8)。両者の回答傾向は類似しているが、国家公務員並みの規制は企業の支持のほうかなり高い。

## 8. 外部資金について

「将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。」に対しては、国内大学では、「そうは思わない」(57%)、「そう思う」(34%)であった(図 2-3-28)。一方、企業では、「そう思う」(69%)、「そうは思わない」(27%)と逆転している(図 5-3-9)。企業側からは外部資金に関して大学の意識よりもかなり積極的な回答が寄せられている。

## 9. 兼職・兼業について

「兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。」に対しては、国内大学では、「そう思う」(62%)、「そうは思わない」(31%)であった(図 2-3-31)。また、企業でも、「そう思う」(69%)、「そうは思わない」(25%)で、回答傾向は類似している(図 5-3-10)。企業のほうが規制緩和を支持する割合は高い。

## 10. 大学発ベンチャーの支援について

「大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。」に対しては、国内大学では、「そう思う」(78%)、「そうは思わない」(16%)であった(図 2-3-37)。また、企業でも、「そう思う」(83%)、「そうは思わない」(15%)であった(図 5-3-11)。企業のほうが大学発ベンチャーの支援を支持する割合が若干高い。

## 11. 情報公開・アカウントビリティについて

国内大学では、「大学の使命として産学連携における企業秘密よりも公的なアカウントビリティを優先する。」(46%)、「産学連携においては、企業秘密などの関係で公的なアカウントビリティが十分確保できないことについてはある程度仕方がない。」(44%)という結果になったのに対し(図 2-3-49)、企業では、「大学教員は企業秘密を保護するために、一定期間それらの研究結果の発表を延期することが望ましい。」(57%)次いで「大学は公的側面を持つので、研究結果の発表は企業秘密に優先されてもしかたがない。」(33%)であった(図 5-3-12)。ここでは、設問の形態が若干異なっているため、単純に比較はできないが、アカウントビリティ重視型の大学と企業秘密の保護重視型の企業が対立する形となった。

## 12. 教育の責任について

国内大学では、「教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。」(52%)、「大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。」(43%)という結果になったのに対し(図 2-3-46)、企業では、「今後は教育と(産学連携につながるようなものをも含めた)研究は

それぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。」(68%)、「大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。」(29%)であった(図 5-3-13)。両者とも分担型が高い支持を得たが、企業のほうがこの割合が大きい。

### 13. 大学・社内の倫理規定について

産学連携の中で生じる倫理問題に対して規定を設けているかという設問には、国内大学では、「知らない」(52%)、「倫理規定はない」(24%)の順が多かった(図 2-3-43)。一方、企業では、「倫理規定はない」(55%)、「倫理規定はある」(23%)の順であった(図 5-3-14)。

国立大学法人化という規程改正の過渡期であることもあって、大学教員は「知らない」とする回答が多く見られたが、規程に対する意識は薄い。一方、企業では倫理規定がないところが過半数を占めている。

### 14. 倫理規定に対する提案

大学も企業も「情報公開を促進する」という点で、比較的多数の意見を集めた。

### 15. その他の自由意見

大学は情報公開・発信の促進や従来の人材養成等の機能の強化を多く挙げているのに対し、企業は具体的に公的性格を持つ環境問題のプロジェクトに取り組むべきとする意見が多かった。しかし、人材養成に関しては両者とも重要性を指摘する割合が高かった。

## 第 2 節 調査結果の比較のまとめ

兼業時間についての制限を設けないほうがよいとする意見は企業が強く支持する傾向があり、大学の教員の 3 倍という結果となった。また、兼業時間制限を設ける場合は、週 1 日程度が前述の外国との比較からみても、また、企業の意見としても妥当であるといえることができる。

また、大学教員が産業界にかかわる共同研究・受託研究、大学発ベンチャー、特許の問題は、教員も企業も分担型にしていくという意見が強い。また、全般に、大学は産学連携をより重視していくべきである、という意見が企業側に多い。また、大学の主要な柱である教育についても、分担型を支持する意見が両者共に多かった。

贈与・役務の提供、供応接待、未公開株の譲渡など、企業との関係については、大学教員も企業も国家公務員並みの規制が必要であると考えている割合が高い。

さらに、今後の大学の姿勢に関しては、外部資金の導入、兼職・兼業規制の緩和、大学発ベンチャーの支援は、いずれも企業が積極的に肯定している割合が高い。

このような結果から、例えば、企業が大学に資金を投入していく用意があるとするならば、大学側が至急、こうした産学連携の柔軟な契約等の準備を整えていく必要があり、またそれに伴って、企業との癒着等に関する疑惑が生じないように、時に国家公務員並みの規制が設けられる必要があるといえる。また、これは、情報公開によって透明性を持たせるという面に依るところも大きいといえよう。



## 第7章 大学における倫理規程の検討

### 第1節 国立大学法人化後の倫理規程の前提

科学技術審議会の利益相反・ワーキング・グループの報告書<sup>2)</sup>によると、国立大学教職員について、以下のような記載がある。

国立大学教職員については現在国家公務員であることから、国家公務員倫理法の適用があるが、法人化後は非公務員型のため国家公務員倫理法の規制は直接には及ばない。ただし、国家公務員倫理法第42条において、みなし公務員規程のある非公務員型独立行政法人については「この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、職員の職務にかかる倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにしなければならない」と規定されている。従って、本規定に基づき、各国立大学法人において倫理を保持するための規定が作成されることが想定される。

その際、リエゾン活動や大学発ベンチャーへの関与には、特定企業への情報の開示や優先的取り扱いが当然に必要となることを踏まえたうえで、これらの活動が不当に妨げられないよう、特別の規定を設ける等の配慮が必要である。

現在の国家公務員倫理規程では、利害関係者との間の金銭等の贈与や貸付け、無償役務、未公開株式の譲り受け、供応接待、飲食・遊戯・ゴルフの規制の他に、利害関係者以外との禁止行為、贈与等の報告義務、倫理監督官への相談について定められている。これらの倫理規定と今回のアンケート調査と比較しながら、法人化後の倫理規程について以下に検討を行う。

---

2) 科学技術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ「利益相反ワーキング・グループ報告書」(2002.11.1) p.21

## 第2節 国家公務員倫理規程における禁止行為等との比較

### 1. 金銭・物品等の贈与、役務の提供等

金銭・物品等の贈与、役務の提供等の問題については、利害関係者以外の場合は問題はないとする国家公務員並みの規制が望ましいとする割合が大学全体で46%と高かった。しかし、国家公務員よりも若干緩やかにするとしたものも38%あり、この割合は国立大学も公私立大学もほぼ同じであった。また、企業では56%がこの方向を支持している。この件に関しては、公私立大学を含めて国家公務員の規制をそのまま踏襲することが標準的であると考えられるが、若干の規制緩和も考え得る。例えば、基準を利害関係者に基づかせずに、贈与された金銭の上限を定めるとか、限度以上の贈与等に関し報告義務を課すなど、いずれが緩和された状態かということは一概には言えないが、緩和を考える場合は、判断が曖昧にならないように注意する必要がある。

### 2. 未公開株の譲り受け

未公開株の譲り受けは利害関係者以外ならよしとする回答は大学全体で56%、これよりも若干緩やかな規制でよいとするものが24%であった。これは国立大学も公私立大学もほぼ同じ割合である。また、企業では68%がこの方向を支持している。この件も上記の贈与等の問題と同様に、国家公務員の規制をそのまま踏襲する標準的であるということが考えられるが、若干の規制緩和も考え得る。

### 3. 供応接待

供応接待は、利害関係者以外ならよしとする回答は全体で48%、これよりも若干緩やかな規制でよいとするものが35%であった。これは国立大学も公私立大学もほぼ同じ割合である。また、企業では53%がこの方向を支持している。この件も上記の贈与等の問題と同様に、国家公務員の規制をそのまま踏襲する標準的であるということが考えられるが、若干の規制緩和も考え得る。

以上の1～3のような主要な禁止行為については全体に国家公務員並みの規制を設けることが社会的にも受け入れられる方向性といえる。

なお、アメリカでは、NSF (National Science Foundation) や NIH (National Institutes of Health) が交付金を助成するに当たって、その機関が50人以上の雇用者を擁する場合、利益相反の規定を整備することを条件としている。この中で、責任ある立場にある研究者（配偶者・扶養児童を含む）の研究や教育に当然影響を及ぼすような相当な金銭的利益（significant financial interest）の情報について、機関長への公開を求めている。NSFでは除外項目として以下のものを挙げている。

- ① 所属機関からの給与、特許使用料またはその他の報酬
- ② 政府の Small Business Innovation Research Program (SBIR) または Small Business Technology Transfer Program (STTR) の各プログラムにおける出資の中で得た所有者利益
- ③ 公的または非営利団体のための、セミナー、講演、指導業務による収入
- ④ 公的または非営利団体のための、諮問委員会や審査委員会の業務による収入
- ⑤ 研究者とその配偶者、扶養している子の株式収入の総額が 10,000 ドル\*以下の場合かつ 1 つの事業体からの株式所有利益が 5% 以下の場合
- ⑥ 研究者とその配偶者、扶養している子の給与、特許使用料またはその他の報酬の総額が 1 年間に 10,000 ドル以下の場合

\*10,000 ドルという基準は、市場の適正価格に照らして設定される。

そして、要求された情報については、NSF への助成申請時に公開され、助成期間中は年ベースまたは新規情報が得られた時点で改訂される。また、機関は利益相反の存在を審査し、それらを管理または低減または排除するような人物を 1 名以上置かなければならない。そして、解決例として次のものを挙げている。

- a. 相当な金銭利益の公開
- b. 独立査察官の監視
- c. 研究計画の修正
- d. 相当な金銭的利益によって影響を受けるような NSF からの助成金の配分の失格
- e. 相当な金銭的利益の剥奪
- f. 相反が生じる関係を断絶

さらに、助成終了後少なくとも 3 年間（または NSF の決定のどちらか長い方）は金銭公開記録と利益相反に対する対処記録を保持することが機関に義務付けられている。

今後、日本でも、研究費を助成する側が以上のような情報公開を求めるケースが出てくると考えられ、必然的に大学側のポリシー整備が要請されることが想定される。アメリカの場合は上記③や④のようなセミナーや講演、各種委員会等の収入については開示しなくてもよいなど、教員や研究者の職業に特質にかかわる公的業務については、取り立てて開示を要請していないことは特徴的である。また、所属機関に関与しない収入の公開については約 100 万円を超えるものについてが相当な収入とみなされるということがある。一方で、日本の国家公務員倫理法や国家公務員倫理規程では、次のように決められている。

- ① 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等（法人、その他団体、事業を行う個人）から

の贈与等（金銭、物品、その他の財産利益、供応接待）や報酬（利害関係者からの講演等の報酬、利害関係者以外からの講演等の報酬のうち職務に関するもの）が1件につき5,000円を超えるものは四半期ごとに各省庁、独立行政法人の長等に提出し、写しを国家公務員倫理審査会に送付する。

- ② 本省審議官級以上の職員は、株等の取得・譲渡の種類や対価等について毎年各省庁の長に提出し、写しを国家公務員倫理審査会に送付する。
- ③ 本省審議官級以上の職員は、総所得金額、山林所得金額、各種所得金額、贈与税の課税価格等について毎年各省庁の長に提出し、写しを国家公務員倫理審査会に送付する。
- ④ 通常、以上の報告書は、1件2万円を超える報酬について一般に公開される。

大学教員の場合、講演やセミナーを依頼されることが多く、上記①のようなものについては、講演等に関する部分の規制を緩めることや、②、③のような特定の役職者の全ての株式利益や所得を公開することについても、国家公務員並みの規制が必要であるとは考え難く、アメリカの10,000ドルのように金銭的な上限を設けることも一案である。また、情報公開のために各教員に提出を求める報告用様式も、簡便なものとする措置も必要で、基本的に「はい」、「いいえ」形式の報告書で、2ページ程度のものなどがアメリカの大学ではみられる。

### 第3節 国家公務員倫理規程以外の基準について

本節では、イギリスとアメリカの大学それぞれ 10 校の倫理規程に関する情報を、主にインターネットで取得し、それらとの比較と共に前節以外の基準について論じる。各国の大学の選別は表 7-3-1 の通りである。

なお、情報源がインターネットであるため、全ての大学について各情報を収集することができなかったが、概の傾向を把握することができた（資料編参照）。

#### 1. 兼業（外部活動）規制について

兼業（外部活動）については、大学としての明確な方針を位置付けることが重要である。英米の多くの大学では、大学以外での専門的な活動が教員本人のみならず広くコミュニティにとっても有益であるという前提の下、適切な時間や質を保つためのガイドラインを定めている。

本調査において、イギリスでは際立った特徴はみられなかったが、アメリカでは、通常、学期中の 9 か月が義務付けられた勤務期間であり、それに即した兼業規制がある。すなわち、学期中の兼業規制があり、この間は 1 週間に 1 日（20%）の外部活動が許されている。なお、これは、今回実施したさまざまなアンケート調査からも支持されている割合であり、規制を設けるとすれば、この程度が妥当であると考えられる。また、通常、兼業は年に 1 回の報告が義務付けられている。許可制になっているところも多く、その都度報告をする。ただし、他大学での講義や短時間のコンサルティング活動などは報告不要と考える大学もあるが、これは、基本的に外部活動によってを広く知を普及することを肯定する大学の姿勢が背景にある。したがって、兼業については、それぞれの活動の性格を十分に考慮した上で、規制を設ける必要がある。

なお、兼業についてのアンケート調査では、時間制限を設けない方がよいとする意見が企業で 73%を占めるなど、大学教員（24%）と大きな意見の開きが出ている。このような産業界からの要請も踏まえ、兼業が社会や大学にとって有益な面は何かということを確認

表 7-3-1 英・米の大学選別方法

イギリス	大学評価のために、イングランド高等教育財政カOUNシル（HEFCE : Higher Education Funding Council for England）が代表して情報を収集し、”Research Assesment Exercise 2001”（RAE）を出版している。この中の 69 分野のうち、文系やあまり産学連携に関係しない分野を除いた 20 分野で、最高の評価 5*（7 段階評価）を最も多く獲得した上位 10 校を選別した。
アメリカ	U.S. NEWS & WORLD REPORT が毎年発表している大学ランキングのうち、の総合評価上位 10 校を選別した。誌名は、”America’s Best COLLEGES 2003”。

化し、位置付けた上で、時間制限を設け（多くは1週間に1日程度）、簡単な外部活動の報告を義務付けることが妥当であると考えられる。こうした報告については、本業がおろそかにならないように制限を加えるということと同時に、外部活動による社会貢献によって教員を評価するということが有用であるといえる。

## 2. 特許について

国内大学教員のアンケート調査では特許に関しては、分担型を支持するものが3分の1で、しかも特許取得が重視されているという結果が出ていた。また、企業も、分担型の支持が3分の1と最多数であった。基本的には、特許取得に熱心な教員がある割合大学にいるということをサポートするものであると考えてよい。

イギリスでは、雇用者の発明は雇用主に帰属するということから、教員の発明等による知的財産は大学帰属が基本である。プロジェクトなどに関与するために雇用された学生も同様であるが、通常の学生は原則的に本人の帰属となる場合が多い。ただし、学生がプロジェクトに関与していた場合、大学が学生の権利のために関連する技術を利用できなくなったり、学生以外の者のアイデアや助言が基本となって発明が生じたりする場合などもあるため、雇用者と同様に書面で合意することによって大学帰属となる場合がある。また、発明によって得られた純利益（特許使用料の総利益から、特許取得経費や維持費、特許実施権の許諾・マーケティング費用等のライセンスに関わった費用を差し引いた残りのもの）は、発明者に15～70%程度の割合で配分される。通常、収益額によって配分率が異なり、高額になるにしたがって、発明者本人への配分率が低くなる。今回の調査対象となったイギリスの大学で平均してみると、純利益が数百万円の場合は70～90%、1,000万円を超えると50%、1億円以上で30%が発明者本人への配分割合となっている。発明者以外の配分場所は、所属学科、学部、大学本部などである。

一方、アメリカの場合も、政府資金によって大学が研究開発を行った場合、特許権が大学や研究者に帰属するという制度の元で、各大学でポリシーが作成されている。基本的に、全ての発明を大学に速やかに開示する（1週間以内など）ということが義務付けられている。それは、当然のことながら、大学の時間と費用と資源を利用した発明に限られる。また、大学の資源を副次的に使用した場合は発明者本人のものと明記する大学（Dartmouth College）もある。なお、多くの場合著作権で言及されているが、大学の大規模な補助金や設備を使用しているときは、著作権が大学に帰属する。大学が特許申請を希望しなかったり、あるいは申請をする義務がないような場合は、発明者本人に所有権が戻される。配分率について、今回のアメリカの調査対象の大学をみると、発明者へは、純利益の25～100%（大学の取得分の上限が20%というところがあったため）の範囲で、収入額によって変化する。通常は発明者の配分が約40%で、収入が億（円）単位になると、30%程度になる。発明者以外の配分場所は、所属研究室、学科（またはセンター）、学部、大学本部、技術移転機関などである。また、現行のポリシー制定以前の発明については、現行のポリ

シーを適用する選択権が発明者本人にあるとする大学もあった。また、発明者の意向を可能な限り考慮する一方、研究成果が広く公益に資することを考慮することを各教官に勧めるとする方向性も、各大学ほぼ共通のものである。

特許戦略については、発明者個人の権利を最大限尊重することにより、研究の質を向上させる動因とする一方、一般にも有益であるような方針を打ち立てていくべきである。職務発明と考えられる発明はむやみに私的関連のある会社に提供することなく、全て大学に報告するという浸透させるために、大学と教員との信頼関係を確立し、適切な情報管理をしていくことが重要である。また、一旦大学に報告された発明は、迅速に今後の処置の判断を下すことが必要であるが、知財の管理について整備の遅れている日本の大学は多く、それらの価値判断や処理に当面は困難が伴うと予想される。また、諸外国の TLO の活動実績からみても、大学が特許料や維持費を支払った上で、所有特許から利益を得ることは非常に困難であるとされている。そうであるならば、基本的には報告された職務発明については大学に譲渡するという方針をとった場合でも、希望があれば個人に返還して、企業から特許を出願させる等の自由な選択に任せ、その代償、いわゆる間接経費分としてロイヤリティ収入の 20~30%程度を大学に還元するというような契約も考えられる。つまり、一旦大学に譲渡して大学に所有権を帰属させるということは、知的財産の総合的な管理を実施するという意味で重要であるということである。教員の中には大学に管理を委ねるという希望を持つ場合もあるわけであり、多様な選択肢を用意してなるべく発明者個人の意向を尊重することを基本にしなが、大学の実務もその収益、対価に見合ったものにしていくことが重要である。

なお、公的な性格を有する大学は、公共の福祉のために基本的には特許を取得しないという判断もあり得るが、最初から膨大な資金と研究者の労力を注ぎ込んで医薬品などを開発する場合もあれば、簡単なミスから発明が生じる場合もあり、その発明の背景の状況は様々で、一概に判断はできない。また、黒沢英一博士が発見し、1926年に住木諭介博士が国際学会で発表したジベレリン（植物の成長促進物質）の改良技術に関する特許を米国製薬会社が取得したため、日本で研究開発された基本発明であるにもかかわらず、日本が高額のライセンス料を米国に支払わなければならない事態に陥ったという話はよく例に出されるが、外国での特許出願や改良特許に対する防衛も考慮しなければならず、大学には社会の成熟度に応じた知的財産戦略が求められている。

### 3. 大学発ベンチャーへの支援

大学発ベンチャーに対して支援をしていくことをよしとする割合は、外国調査では 90%、日本の大学調査では 78%、企業では 83%であった。日本ではやや大学発ベンチャーに対する支援の意識が諸外国よりも希薄である。大学の技術を基にしたベンチャーが次々と生まれているアメリカについてみてみると、資金面では、大学が直接投資をするというよりも、大学の一機関が所有するベンチャー・キャピタルがその役割を担う場合も多い。大学

がベンチャーの株を所有する場合は、10～15%以内と限られているところもある。また、利益相反ポリシーとも関連し、教員が株式所有している会社への大学の投資や、大学役員が会社役員へ就任することに対する要承認等の規制のある場合がある。

ライセンスの権利の代償として大学が株式を取得する場合には、このようないくつかの規制も重要である。

#### 4. 情報公開・アカウントビリティについて

企業秘密を優先して研究成果の発表を延期することを望ましいとする割合は、外国では54%、日本企業では57%である一方、日本の大学では、企業秘密よりも公的なアカウントビリティを優先するという意見が46%と最も高い割合であった。

日本の大学教員に対する設問では、「延期」に関する選択肢がなかったためこのような結果となったが、日本の大学教員でも企業秘密優先型が44%の支持を集めたことを考え合わせると、もし「延期」についての選択肢を用意していれば、これが高い支持を集めた可能性がある。

この延期期間については、イギリスの大学も、アメリカの大学も、3か月というのが通常である。これについて注意しなければならないことは、特に学生が関与している場合、論文発表が急がれることがある。企業との共同研究においては、学生の関与に十分注意を払う必要がある。

#### 5. 利益相反ポリシーについて

イギリスの多くの助成機関は、利益相反問題を大学が適切に管理することを要請している。また、アメリカでもイギリスでも、多くの場合、“Significant Financial Interests”が問題となる。例えば、イギリスの場合、University College London では、次の場合を“Significant Financial Interests”から除外している。

##### (1) 株式の場合は次の全てを満たす時

- ① 認可を受けた商品取引所で上場された会社の所有株であること。
- ② 常に1万ポンドを超えない株であること。
- ③ 会社のために行う研究と株式取得との間に何らの関係の無い場合。

##### (2) コンサルタント料などの金銭的利益の場合は次の2つを満たす時

- ① 年間1万ポンド未満であること。
- ② 会社との研究契約や学生の奨学金の供与などの関係で引き受けたのではないと明白に証明できること。

また、University of Edinburgh では、利益相反が生じた場合の解決方法として以下を提示している。



- (1) 利益相反は無いと認める。
- (2) その利益相反を次の修正の上許可する。
  - ① 関係者に関連情報を公開
  - ② 第三者審査方式の意志決定や認可から除外
  - ③ 研究申請や計画の修正
  - ④ 関連する行為の縮小
  - ⑤ 行為の密接な監督
  - ⑥ 親しい者等の関係者の関与を止める
  - ⑦ 個人的利益の剥奪
  - ⑧ 間接経費や施設の使用について賠償する
- (3) どの選択肢でも合意不可の場合は雇用者を関与させない。
- (4) 利益相反に関するの合意に関する会議には、雇用者には労働組合の代表らを伴う権利がある。

アメリカの場合、本章第 2 節に記述したとおり、政府助成金取得に当たって利益相反の整備が大学に求められており、多くの大学でこれに則った規定が策定されている。また、Stanford University や Northwestern University などでは責務相反と利益相反を分けて明記している。このうち Stanford University のポリシーの要約は次の通りである。

#### (責務相反の一般原則)

教員は、大学に対する職業的な忠誠を負い、教育・研究等に対する時間と知的活力について責務がある。大学に対する責任と外部活動はバランスをとる。責務相反とは、時間とエネルギーの配分の問題である。外部活動を行うに当たっては、通常、四半期で 13 日間を超えないようにする。

#### (利益相反の一般原則)

個人の私的利益と大学に対する職業的義務との間に生じるもので、個人の職業的な行動や決定が、個人の金銭的またはその他の利益を考慮してなされたと、観察者が当然に疑問に持つようなことである。利益相反は、個人の性格や行動ではなく、状況による。利益相反は現代の研究大学では不可避である。大学の学究活動によって得られた知識を公益に資することは促進されるべきであり、コンサルティングや技術の商業化によって教員が報酬やロイヤリティ配分を受けることは適当であるが、私的金銭的利益を考慮して大学での行為や決定を行うことは職業目的と個人倫理に問題を生じ、大学の公的信用にも関わる。

教員はこれら責務・利益相反の問題を避けるか最小限に抑えるようにしなければならず、学生や研究支援スタッフの最大の利益を促進しなければならない。これらの問題の疑義が

生じるようなときは学科長、研究科長、副学務部長、研究担当学部長と相談する。

(主要規定の要約)

- ①教員は各学期の義務付けられた日には大学にいななければならない。
- ②大学に対する忠誠を損なうような他での職業行為は許されない。例えば、他で重要な管理責任をもったり、大学でできるようなプロジェクトについて外部資金提供により他の機関で主任研究者を引き受けるなど。
- ③教員はオープンでタイムリーな研究成果の交換を促進するために学的自由な雰囲気での促進に努めなければならない。学生やポスドクには教員の私的利益からの独立を確保し、学術情報の自由な交換に影響を及ぼすような外部の義務について学生・同僚らに情報を伝える。
- ④教員は、外部のコンサルティング活動の一部として、あるいは、教育・研究・学問・公的奉仕の大学としての使命以外の目的で、大学の施設、設備、人等の資源を使用してはならない。
- ⑤大学の活動の中で生まれた特許性のありそうな創造物や発見は適宜公開しなければならない。これは、資金源に関わらず大学所有の発明となり、発明者はロイヤリティ収入を得る。
- ⑥大学が事業体との間に贈与、外部資金プロジェクト、技術のライセンス、調達などの契約を承認する前に、その事業体と教員(配偶者、国税庁で決定された扶養している子、所帯のパートナーを含む)との間にコンサルティング契約や、相当な金銭的利益(少なくとも会社の株式の0.5%を所有しているかまたは少なくとも10万ドルの利益がある。但し、ミューチュアルファンドのように第三者が管理しているような所有権は除く。)や、そこに雇用されているなどの関係がある場合は、そのことを大学に公開しなければならない。
- ⑦教員としての義務が当然疑問視される場合、研究科長は、独立の監視委員会を設け、審査や研究成果の適宜公開等を行う。利益相反の疑義が生じるような治験には全てこの監視委員会を組織する。
- ⑧教員は本ポリシーに関する遵守証明を毎年しなければならない。また、肉親も含め、教育研究に関わる外部の資金提供の関係や大学と商業的関係のある事業体との金銭関係も公開する。相反の疑いが生じた場合は学科長や学部長にその都度公開する。
- ⑨研究科長はこのポリシーの再審査や承認、手続きの確立等を行う。自分自身の情報公開についても毎年整理しておく。
- ⑩研究担当部長は例外ケースを承認したり、研究科長の本ポリシーに対する計画を承認したり、条項の解釈等を行う。また、研究委員会にこのポリシーの遂行状況等について毎年報告する。
- ⑪研究担当部長に要求がある場合、学務部長に訴え、諮問会議にかけるか判断してもらう。

また、Northwestern University では、利益相反が生じるのは不可避であり、公開と承認が必要だとし、次のように説明する。

(責務相反の概要)

大学への責任に対する時間と知的活力の問題。他の組織と常勤の契約はしてはならないし、学部長の承認なく他の教育機関と契約を結んではならない。外部活動は学期中 1 週間に 1 日を超えてはならない。無報酬の外部活動 (ex. 大学等でのセミナーや講演、教育または専門組織の学術論文等の準備、論文・助成金申請のピア・レビュー、編集委員、政府助成金の諮問委員会等、学会の指導者の地位、教科書等の準備、専門教育の講演) は、大学での仕事に支障がなく、責務相反の可能性がない限り奨励する。これらについては承認は不要だが、報告は必要。報酬のある場合は、利益・責務の相反の可能性がある。大学に対する義務が侵されたり減じられたりするような場合は、大学に対する責任や報酬を減じるなどの措置をとる。外部で非常勤の身分に就く場合は、適当な管理部の承認が必要であり、通常継続期間が制限される。場合によっては拒否される場合がある。大学に対する義務が相当損なわれる場合は、通常 1 年以内の無給休職となるが、頻繁な休職によって大学への貢献が損なわれてはならない。

(利益相反の概要)

個人的利益と大学に対する義務との間に齟齬が生じた場合に生じる。それは、教員の専門的な行為や決定が大学の最大の利益以外の何らかの考慮によっていると第三者から当然疑問をもたれるような場合である。通常、外部からの報酬が給与の 10% を超えた場合は、公開する。利益相反が存在する場合は、影響を及ぼすような大学の決定行為に関与してはならない。

(監督者に公開すべき利益相反の例)

- ① 大学の決定や行為に影響を及ぼすような外部資金の利益 (肉親も含めて総計 10 万ドル未満の利益や 0.5% 未満の株式は含まれない)
- ② 報酬のあるコンサルティング等 (資源の使用や成果物の帰属について疑義が生じないよう、大学と外部活動との境界を明確にする。また、他の組織と常勤の契約はしてはならないし、学部長の承認なく他の教育機関と契約を結んではならない。)
- ③ 学生や支援職員の外部活動関与 (アイデアや研究成果を自由にオープンに交換できることが原則であり、学生の義務や権利を侵害してはならない。したがって、学生の論文指導や大学院のティーチング・アシスタントの研究指導をしている教員は外部活動を引き受けるべきではない。通常、支援職員が、こうした外部活動を手伝うことができる。)
- ④ 大学の資源の使用 (大学の名前、施設、設備は、学外に使用させない。施設利用を許可する場合でも大学の相当な利益になる場合に限り、通常 1 年で、更新も追加で 2 年

まで。)

- ⑤ 治験（研究者が結果に金銭的利益を得る場合は特に注意が必要。自分自身がそのものの発明者であったり、教員からライセンスを受けた会社の資金提供による治験であるときなどは、独立の評価監視委員会によって誠実さを保証することが必要。）
- ⑥ 教員の関係する団体に大学が関与（教員やその肉親が金銭的利益、雇用関係、コンサルティング関係をもっているような事業体と大学が契約を締結するときは、利益相反の疑問があり、臨時の公開・再吟味・承認が必要。）

また、学生やポスドクは、基本的に会社に利益をもたらすような研究に巻き込まないようにする（Harvard University）という姿勢もみられる。多くの大学では、利益相反の審議やこれに関する相談を受ける委員会を設けている。なお、医学系では、通常の学部とは別に規程を設けているケースが多い。

基本的には、外部活動について年報で公開したり、それによって得た一定額以上の利益を報告したりするということが義務付けられている。利益相反が生じることは避けられないとし、情報公開や監督などの手段により行動の透明性が求められている。

以上のことから、ポリシー作成にあたっては、次の点を押さえていることが望ましいと考えられる。

- ① 社会貢献のために外部活動を大学が奨励するということが前提であるということ。
- ② 外部活動を行うに当たっては利益相反や責務相反が不可避であり、またこれらがどのようなものであるかを説明すること。
- ③ 責務相反に関しては、基本的には時間的な問題なので、教員や職員の勤務時間や兼業について、大学に対する責任や義務を明確に周知する。
- ④ 利益相反に関しては、外部活動における金銭的な利益が問題となる。こうした関係が大学の意思決定や研究結果に影響を与えるのを避けるため、情報の開示を中心とした対策を整える。
- ⑤ どのような場合に利益相反が生じるかという例を挙げておくことは有効である。また、そのような例の場合、どのような対処をするのかということも併記しておく。
- ⑥ 情報公開に関しては、常勤の教員に対し、年 1 回の外部活動や外部資金受け入れの報告が課されるのが通常であるが、常に最新情報に更新されていること。また、その他の雇用者・ポスドク等にも潜在的利益相反について報告させる。なお、申告が滞ることのないよう、様式については簡便なものであることが望ましい。
- ⑦ 利益相反に該当するかどうかということ個人が疑問に思ったときに、相談できる委員会や部署を設置しておく。また、審査のできる委員会を設置し手続きを決めておく。不服申し立てにも対処すべきである。

## 第4節 まとめ

現在の国家公務員倫理規程では、役職者の贈与等の報告義務がある。これは、さまざまな意思決定に際し、影響力があるからであり、その意味では、法人化後の大学における役職者も、その行動の透明性が求められてよいと考える。ただし、例えば、利害関係者以外でも5,000円以上の報酬については報告義務があるとする国家公務員並みの厳格な規定が必要かどうかの判断は、大学の方針による。また、利害関係者との間では、金品の贈与、未公開株の譲渡、供応接待などを禁じるという国家公務員並みの規制は多くの支持を集めているので、これらは踏襲していくことが期待される。

また、兼業（外部活動）については、こうした活動が社会や大学にとって有益な面は何かということをも明確化し、位置付けた上で、時間制限を設け（多くは1週間に1日程度）、簡単な外部活動の報告を義務付けることが妥当であると考えられる。こうした報告については、本業がおろそかにならないように制限を加えるということと同時に、外部活動による社会貢献によって教員を評価するという点に有用であるといえる。

特許については、今後益々重視される傾向にある。これについては、発明者個人の権利を最大限尊重することにより、研究の質を向上させる動因とする一方、一般のためにも有益であるような方針を打ち立てていくべきである。職務発明と考えられる発明はむやみに私的関連のある会社に提供することなく、全て大学に報告するということを浸透させるために、大学と教員との信頼関係を確立し、適切な情報管理をしていくことが重要である。なお、学生が、知的財産に関与するような研究に携わることには注意を要する。

大学発ベンチャーに対しては、大学の投資額の制限や大学と会社との関係の透明性の確保が求められる。

なお、産学連携によって、企業秘密と大学のアカウンタビリティが対立することがあるが、これは、3か月の開示延期ということが通常の妥当な解決策であると考えられる。

利益相反については、産学連携にあたって避けられない事態であるが、社会貢献のために外部活動を大学が奨励するということが前提であり、疑義が生じないように体制を整えることが重要である。これには、利益相反の例示をしておくことによって学内に周知することや、利益相反の生じそうな場合の対処法について明記しておくことが必要となる。基本的には報告や情報公開ということが重要である。ただし、講演等の多い大学教員については、外部活動の報告についてもなるべく簡便な様式にすることも大切である。

## 第8章 おわりに

平成 16 年度に国立大学が法人化されるのを機に、大学教員の倫理が改めて問い直されている。これまで国立大学の教員であったものが非国家公務員になることにより、倫理上何について問われるのかということが一つの焦点であったが、本調査によれば、一般の認識としては、現在の国家公務員の規制を大きく外れたような緩和を求めるようなことはなかった。それは、法人化されても多額の税金が大学に投入されることには変わらず、したがって、当然のことながら公的性格が強いからである。ただ、その公的性格が実社会に即応しにくい機動性のなさという弊害を生み出しており、社会の中の大学が改めて問い直されている。しかし、実社会は、また、資本主義の営利追求という基礎の上に成立しており、「営利を追及することが神の意思に従うことである」というような合意のある社会でない限り、大学と実社会の意思は完全に一致することはない。したがって、本稿で扱った大学人の倫理とは、社会と接触のある、すなわち産学連携における、個々のケースに限られている。それは、外部活動による勤務時間の使用や企業からの報酬など、基本的には時間と金銭の問題である。そして、社会で有用とされ、人々に活用される研究成果であればあるほど、大学人の倫理が問われることになる。しかし一方で、産学連携が脚光を浴びる現代でも、実社会で重用される研究成果を生み出す教員は、全体数から見ればそれほど多くはないし、戦後学生運動等で糾弾された企業と大学教員の癒着に対するアレルギー体質も消滅しきったわけではない。したがって、産学連携において倫理観を追及される教員は、大学での義務を果たした上でさらに付加された実績に対する姿勢を問われることになる。だから、教員の間で「分担型」の支持が高いという結果にもつながった。個々の教員が研究や教育にそれぞれ重み付けを少しずつ違えて取り組み、全体として大学が上手く機能していくという方向性も、また、一つの選択肢である。そして、大学は、各教員が産学連携における倫理について、疎漏な結果を生じないように、透明なシステム作りをし、教員自身が不慣れた結果、個人とし攻撃を受けないよう、組織として体制を整えていく必要もある。それは、一つには、知的所有権の帰属が大学にあるとする方向性である。

また、産学連携の最大の焦点は、必ずしも意思の一致しない大学と企業が、共に取り組むべき課題がある、ということである。それは、目先の経済的な利益ではなく、将来にわたる人類共通の課題に共に取り組むということであり、両者はそのようなテーマの設定に、常に心を砕くべきである。

### <謝辞>

末筆ですが、本調査研究の実施にあたり、多数の各国公私立大学・TLO 等の教職員の方々および企業の方々にご協力をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、本稿執筆全般にわたりご指導いただきました菊本虔教授とデータ処理に多大なご尽力をいただいた北濃祥三氏、相川小弓氏、鈴木美香氏に感謝申し上げます。

# 資 料 編

**【産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準  
策定の研究にかかわるアンケート調査集計結果】**

1. 調査実施日	平成14年9月18日
2. 調査実施対象	自然科学系の学部・学科・研究科を有する国公立大学の中から無作為抽出した教員2,500人。内訳は、国立大学教員1,000人、公立大学教員500人、私立大学教員1,000人。合計2,500人。大学数は国立大学30大学、公立大学23大学、私立大学66大学。
3. 調査実施方法	調査対象の大学総務担当課宛に調査票を郵送し、各大学総務担当課から該当教員へ配付を依頼。調査票記入後、当該教員から同封の返信用封筒にて返送を依頼した。なお、締め切りは平成14年10月15日とした。

4. 回収状況

対象	配付数	回収数	回収率
国立大学	1,000	254	25.4%
公・私立大学	1,500	378	25.2%
合計	2,500	632	25.3%



【 ① 国立大学 】

回答総数：254

問	調査事項	回答数	割合			
	<p>(兼業時間について) 国立大学の教員の勤務時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付けください。</p>					
1	1. 勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける。※(1)	時間/週 ※1	その他 ※2	68	26.77%	
	2. 勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける。	a. 勤務時間内外それぞれ	時間/週 ※3	その他	31	12.20%
		b. 勤務時間内外を通じて	時間/週 ※4	その他 ※5		
	3. 勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設ける。	時間/週 ※6	その他 ※7	11	4.33%	
	4. 勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設けない。 (現在の国立大学と同じ)		※(2)	84	33.07%	
	5. 兼業時間に関する制限は設けない。		※(3)	58	22.83%	
	無回答		※(4)	2	0.79%	
合計				254	100.00%	
	<p>(民間等との共同研究・受託研究について) 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。</p>					
2	1. 大学の任務は高等教育と学術研究の推進にあり、共同研究や受託研究のためにそれらがおろそかになることは許されない。			60	22.90%	
	2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。		※(5)	35	13.36%	
	3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。		※(6)	45	17.18%	
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。		※(7)	102	38.93%	
	5. その他		※(8)	20	7.63%	
合計(*複数回答を含む)				262	100.00%	
	<p>(大学発ベンチャーについて) 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。</p>					
3	1. 大学教員がベンチャーに関与することにはそもそも疑問がある。			28	10.85%	
	2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。		※(8)	46	17.83%	
	3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。		※(9)	43	16.67%	
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。		※(10)	110	42.64%	
	5. その他		※(9)	30	11.63%	
	無回答			1	0.39%	
合計(*複数回答を含む)				258	100.00%	
	<p>(特許について) 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。</p>					
4	1. そもそも大学教員の本分は教育と論文発表にあり、特許取得のためにこれらがおろそかになることは許されない。			46	17.76%	
	2. 日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。			59	22.78%	
	3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。		※(11)	50	19.31%	

問	調査事項	回答数	割合
4	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。 ※(12)	84	32.43%
	5. その他 ※10	20	7.72%
	合計(*複数回答を含む)	259	100.00%
(産学連携全体の諸問題)			
産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。			
1	大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題		
	1. 公正さを欠くため許されない(国家公務員倫理規程と同様)。 ※(13)	68	26.77%
	2. 非公務員なので、大学の運営を考えながら緩やかな規制にするべきである。	150	59.06%
	3. 問題はない。	21	8.27%
	4. その他 ※11	13	5.12%
	無回答 ※(14)	2	0.79%
	合計	254	100.00%
2	産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題		
	1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員倫理規程と同様)。 ※(15)	116	45.31%
	2. 非公務員なので緩やかな規制にするべきである。 ※(16)	102	39.84%
	3. 問題はない。 ※(17)	13	5.08%
	4. その他 ※12	23	8.98%
	無回答	2	0.78%
	合計(*複数回答を含む)	256	100.00%
3	産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題		
	1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員倫理規程と同様)。 ※(18)	120	47.06%
	2. 非公務員なので緩やかな規制にするべきである。 ※(19)	100	39.22%
	3. 問題はない。 ※(20)	13	5.10%
	4. その他 ※13	20	7.84%
	無回答	2	0.78%
	合計(*複数回答を含む)	255	100.00%
4	大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題		
	1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員倫理規程と同様)。 ※(21)	137	53.73%
	2. 非公務員なので緩やかな規制にするべきである。 ※(22)	67	26.27%
	3. 問題はない。	15	5.88%
	4. その他 ※14	35	13.73%
	無回答	1	0.39%
	合計(*複数回答を含む)	255	100.00%
(法人化後の産学連携に対する考え方)			
国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。			
6	将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。		
	1. そう思う	75	29.53%
	2. そうは思わない ※(23)	157	61.81%
	3. その他 ※15	12	4.72%
	無回答	10	3.94%
合計	254	100.00%	

問	調査事項	回答数	割合
6	兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。		
	1. そう思う	160	62.99%
	2. そうは思わない	84	33.07%
	3. その他 ※16	7	2.76%
	無回答	3	1.18%
	合計	254	100.00%
	特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。		
	1. そう思う	197	77.25%
	2. そうは思わない ※(24)	48	18.82%
	3. その他 ※17	5	1.96%
	無回答 ※(25)	5	1.96%
	合計(*複数回答を含む)	255	100.00%
	大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。		
	1. そう思う	194	76.08%
	2. そうは思わない	49	19.22%
	3. その他 ※18	8	3.14%
	無回答	4	1.57%
	合計(*複数回答を含む)	255	100.00%
	TLOは学校法人の場合は現在でも学内組織に位置づけて事業を行うことがあるが、法人化後はそのようにするのがよい。		
	1. そう思う	148	58.27%
2. そうは思わない ※(26)	69	27.17%	
3. その他 ※19	23	9.06%	
無回答 ※(27)	14	5.51%	
合計	254	100.00%	
貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題について学内倫理規程作成の準備を進めていますか。			
1. 法人化後の学内倫理規程を準備中である。	29	11.42%	
2. 法人化後の学内倫理規程は準備していない。 ※(28)	33	12.99%	
3. 知らない	180	70.87%	
4. その他 ※20	7	2.76%	
無回答	5	1.97%	
合計	254	100.00%	
(法人化後の倫理問題に対する対策)			
国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。			
7	学生の教育に対する責任について		
	1. 大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていきべきである。 ※(29)	106	41.41%
	2. 法人化後は教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていきべきである。 ※(30)	136	53.13%
	3. その他 ※21	10	3.91%
	無回答	4	1.56%
	合計(*複数回答を含む)	256	100.00%

問	調査事項	回答数	割合
2	アカウントビリティについて		
	1. 産学連携においては、企業秘密などの関係で公的なアカウントビリティが十分確保できないことについてはある程度仕方がない。 ※(31)	105	41.18%
	2. 大学の使命として産学連携における企業秘密よりも公的なアカウントビリティを優先する。	134	52.55%
	3. その他 ※22	9	3.53%
	無回答 ※(32)	7	2.75%
	合計(*複数回答を含む)	255	97.25%
7	企業との関係について		
	1. 利害関係にある企業からの金銭や物品の贈与・貸付、役務の提供や供応接待等の問題には学内で厳しい処分を考える。 ※(33)	98	38.43%
	2. 法人化後は企業との関係が国家公務員並に規制されるわけではなく、その義務もないので、必然的にある程度規制は緩やかにする。 ※(34)	134	52.55%
	3. その他 ※23	19	7.45%
	無回答	4	1.57%
	合計(*複数回答を含む)	255	100.00%
4	未公開株の譲り受けの問題		
	1. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は、国家公務員と同様に、利害関係者からのものについて禁止する。	157	61.57%
	2. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は特に設ける必要はない。 ※(35)	59	23.14%
	3. その他 ※24	25	9.80%
	無回答	14	5.49%
	合計(*複数回答を含む)	255	100.00%
8	その他、個人的にお考えの独自の倫理規定の提案等がありましたらお書きください。 ※25	45	
9	21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、知の拠点ともいえるべき大学の役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、大学が社会に向けて行っていくべきと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。 ※26	96	
専門分野	1. 文学	1	0.4%
	2. 法学	0	0.0%
	3. 経済学	1	0.4%
	4. 理学	50	19.7%
	5. 工学	97	38.2%
	6. 農学	34	13.4%
	7. 医学	53	20.9%
	8. 複合領域	11	4.3%
	9. その他 ※27	10	3.9%
	無回答	1	0.4%
	合計(*複数回答を含む)	258	母数は254
職名	1. 教授	142	55.9%
	2. 助教授	94	37.0%
	3. 講師	10	3.9%
	4. 助手	2	0.8%
	5. その他 ※28	3	1.2%
	無回答	3	1.2%
	合計	254	母数は254

※1～28, ※(1)～(35)は別紙参照

【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／1.勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける。:時間/週】

※1

No.	時間/週	回答数
1	2	2
2	3	1
3	4	5
4	5	1
5	6	1
6	8	28
7	10	11
8	15	1
9	16	5
10	8~16	1
11	20	3
合計		59

【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／1.勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける。:その他】

※2

No.	回答内容
1	兼業時間は週1日までは制限しない(勤務時間内でもよい)。週1日を越える場合には事前に申請し、兼業時間を勤務時間から差し引き残りの勤務時間に応じて給与を決定する。
2	兼業の内容によるものと思います。本来の業務に近い内容のものがかなり多いと思います。
3	8時間/月
4	常識的な範囲での制限。
5	週2日以内。
6	個々の職場で業務に支障をきたさない範囲で上限を決める。
7	教員の教育研究の内容と兼業の内容について検討(審査)して許可すべき。

【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／2.勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける。/a.勤務時間内外それぞれ:時間/週】

※3

No.	勤務時間内	勤務時間外 (時間/週)
1	4	8
2	5	5
3	5	20
4	6	6
5	6	8
6	8	8
7	8	8
8	8	16
9	10	10
10	10	10

No.	勤務時間内	勤務時間外 (時間/週)
11	10	15
12	10	20
13	12	—
14	16	8
15	20	20

【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。/2.勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける。/b.勤務時間内外を通じて:時間/週】

※4

No.	時間/週	回答数
1	3	1
2	5	1
3	7	1
4	8	2
5	10	1
6	12	1
7	15	1
8	16	2
9	20	2
合計		12

【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。/2.勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける。/b.勤務時間内外を通じて:その他】

※5

No.	回答内容
1	1日/週
2	大学によって考えが異なってよい。
3	1日/週若しくは4日/月

【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。/3.勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設ける.:時間/週】

※6

No.	時間/週	回答数
1	2	1
2	4	1
3	8	2
4	10	1
5	24	1
6	30	1
合計		7

【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／3.勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設ける。：その他】 ※7

No.	回答内容
1	400時間/年

【問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎず教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／5.その他】 ※8

No.	回答内容
1	質問の意図が不明。共同研究、受託研究が学術研究と不可分の場合もあり、本来分離して考えることがわからない。この質問のtermは何を民間企業との共同研究と見なしているのか不明。
2	1と3の間。
3	金をとることが目的となり受託研究が始まりますと遂にそこに時間と労力が量され、本来の基礎研究ができなくなる。
4	教育に関するものがおろそかになることは許されない(大学全体として)。研究に関しては、それが企業の下請け的なものになることはゆるぎないが、沿うでない限り問題は起こり得ない。
5	最新の教育を提供するには最新の研究を行っていることが必要であり、教育と受託研究etc.ともに満足のゆくものではない。
6	大学の任務は高等教育と学術研究の推進にあり、それらの評価は従事時間ではなく、業績評価として行われるべき。具体的には論文、著書、研究室の卒業生等。
7	共同研究や受託研究は大学の本分である教育や学術研究とは対立する存在ではない。例えば、学生を産学連携活動に巻き込みつつ教育をするなど、教育・研究のために共同研究や受託研究をもっと利用すべきである。
8	基本的には1であるが、共同研究等にも積極的に参加すべきである。
9	共同研究や受託研究の内容が学術研究と一致している場合のみ推進すべきであり、そうであれば問題ない。
10	教育と研究に分けるべきであり、学術研究から産業界への貢献へ発展する余地がある。共同研究と学術研究は両立可能である。
11	いかなる制限も設けず全く自由にする。
12	任期性の要件をクリアすることが前提としており、研究、教育評価に耐えること。その条件下で③の積極的にとりくむべき。
13	出来る力ほど両立可能と考えている。
14	教育、学術研究、産学連携に対しバランスをもって臨むべき。
15	基本は①であるが、③も重要、③に対応する職を増やす。
16	研究の内容に応じて判断すべきである。
17	民間等との共同研究、受託研究の内容に依存する。その内容が本来の教官の研究と近ければ問題ないが、そうでない場合には考える必要がある。
18	本務に支障ないスケジュールをたてて申請し、許可制とする。教育に関しては、非常勤枠拡大も視野に入れるがシラバス内容の達成には常勤教員の責任とする。
19	共同研究や委託研究も行うが、教育や学術研究もおろそかにすべきでない。
20	学術研究と無関係な共同研究は予算が充分であれば誰も行わない。教育との配分が行えない教員は、各法人が処遇を考えればよい。(減給なり交代なり)

【問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／5.その他】 ※9

No.	回答内容
1	ベンチャーに時間をかける分に見合う教育要量の補充を保障すべきである。
2	大学での職務とベンチャー関連業務を区別し、それぞれの勤務時間数に応じて、それぞれの給与を決定する。但し、大学の職務を行わないことは許されない。
3	教育、学術研究がおろそかに成らない程度にベンチャーに積極的になる。

No.	回 答 内 容
4	教育、研究に影響がない事が必要。
5	問2回答1と同じ
6	おろそかになるようなベンチャーへの関与はすべきでないが、ベンチャーに取り組む必要はある。
7	私立大学ではないので、大学教員がベンチャーに関与することにはそもそも疑問がある。
8	「問題が生じる」ということであれば良くない。大学の機能に問題なければベンチャー促進することには異論なし。
9	両者をともに満足させられないようならベンチャーの関与は控えるべき。
10	ベンチャー企業活動と大学が対立関係にあるという認識を改め、教育・研究の推進のためにベンチャー企業で研究開発するのにも認め教育と位置づけられたい。
11	教育、学術研究がおろそかにならない範囲で、ベンチャーに関与すべきである。
12	その様な教官は大学教官として不適格である。
13	本務とのバランスは給与で調整することでベンチャー立ち上げ期への一時的偏りを認めぬ。問1のB案「大学業務に関連のない場合、当該時間の減給条件に勤務時間内での兼務を実施することを可能にする。但し、この場合も本務とのバランスがあるので学内審査の対象とする。」をここにも適用する。
14	ベンチャー業務に忙しすぎて教育・研究がおろそかにしている教員は大学を去るべきだと思います。
15	各法人により上記いずれの対応あるいは、その他の対応をとれることを決定すれば良い。
16	関与してもよいが、成功するのは稀であるから、それをよく肝に銘ずるべきである。
17	教員と呼ばない別部門を作ればよい。
18	大学自体が奨励する形であれば問題ない。
19	教育と研究にわけるべき。ベンチャーに仕事の重点が移った人は該当邦人を辞める制度にすべき。それによって若い人が大学に就職できる口も増え流動化も促進する。
20	そうならない様にすべき。
21	全く自由にする。教育等に不適当な教員は辞職させ非常勤扱いとする。
22	時間外ならば自由にすべき。
23	教育や学術研究を重視し、可能な限りベンチャーに関与。
24	本来の職場に大きな支障がでるようであれば、大学教員の職を辞してベンチャー業務に専念すべきである。
25	この中に回答できる項目がない。しいて言えば4.
26	本業務がおろそかにならない範囲で行うべきである。
27	ビジネスが軌道に乗り、代理人を以って業務遂行が可能になるまでベンチャーによる大学の収益を評価し他の業務を可能な限り減免する。
28	ベンチャー関連業務を行っても、教育や学術研究をおろそかにすべきでない。
29	教育・研究と関連のあるベンチャーであれば問題ないはずであり、内容で審査すべき。それで問題が生じるなら審査法を変更する。
30	ベンチャーを促進することは必要と思うが、兼業時間数との兼ねいも考え、収益が上がるような場合(給与を貰う場合には、賃金の振分け(大学分とベンチャー分に分ける)も考慮すべき。

【問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。/5.その他】

※10

No.	回 答 内 容
1	教育、学術研究がおろそかに成らない程度にベンチャーに積極的になる。(問3と同様)
2	特許の権利をどこに帰属させるかによる。個人ならば1、研究室や大学などであれば3。
3	発明、特許取得に取り組む必要はあるが、教育、研究をおろそかにすべきでない。
4	特許の為の研究に学術的価値がないとは思えない(特許が取得できる程の内容であれば)。自分の研究で特許を取るかどうかは研究員の価値感に任せるべき。特許の取得に積極的になるべきは、役員個人ではなく、大学という機能の果たすべき役割である事務的な事、社会的価値の調査に研究者自身が時間を取られるようでは特許の研究すらままならない。
5	両者をともに満足させられないようなら教育や学術研究を主とすべきであるが特許取得が全て任せられる適切な学内機関(TLOなど)をもうければよい。
6	両者がそれほど二律背反の問題とは思えない。



No.	回 答 内 容
7	そもそも大学研究には斬新なアイデアが無ければ研究にならない。斬新なアイデアがあるからこそ、学術論文も書けるし、必要ならば特許も書ける。従って、論文発表と特許取得とが対立するような構図(あるいは設問)はナンセンスである。
8	各法人により上記いずれの対応あるいは、その他の対応をとれることを決定すれば良い。(問3と同じ)
9	教員と呼ばない別部門を作ればよい。
10	特許は論文発表と同列で考えるべき。
11	問3と同じ。学術研究がおろそかな人は辞ささせるべき。なおかつ、このよりにして辞めることを奨励すべき。
12	工学の分野では特許がとれない論文発表は意味がないので、設問がおかしいと思う。
13	そうならない様にすべき。
14	全く自由化してみる。
15	発明や特許取得できるような研究は学術論文化が容易と思われるので、この質問は理解できない。
16	基本的には3を支持するが、あくまでも教育・研究に大きな支障を生じない範囲内。
17	特許となるべきものは、特許にすべきであるし、特許の後、論文化できるものも多くなるので、お互いに論文作成と特許が矛盾するとは思わない。
18	本業務がおろそかにならない範囲で行うべきである。
19	両方のバランスを考えて取り組むべきである。
20	特許取得のための手続き等についての支障を強化する。

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／1.大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題  
／4.その他】

※11

No.	回 答 内 容
1	大学教員個人としては許されない。大学(組織)として透明化してすべき。
2	金銭物品授受がないことを前提として。
3	提供された情報の中身内容による。
4	届け出て兼業として認められている限り(アドバイザー等の契約)問題ない。無期限に職務をりようすることは、ある程度の規則が必要。
5	当初より想定される事例につき規則を決めておく。
6	オープンに行うルールがあれば問題ない。
7	大学教官が特殊な職権を持っているとは思えない。官僚と大学教官を公務員という枠で同列に捉えるべきでない。
8	他の人物や企業も関心を示すのなら、その可能性も考えた上できめれば良い。
9	具体性がなく答えられない。
10	全く自由にする
11	公正さを欠くが内容を公開し機会の公平さを確保。
12	質問の意味が分かりません。
13	大学に許認可組織を設け、認可制とする。

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／2.産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題／4.その他】

※12

No.	回 答 内 容
1	大学教員個人への贈与等は全て許されない。組織(大学)として全て対応すべき。
2	委託研究費一本で処理し、それ以外は認めない。
3	利害関係なくして行為はないでしょう。いずれも慎むべき。
4	受領しない。
5	問題の意味が良く分かりません。金銭、物品の贈与がある場合、何らかの業務(兼業)の報酬あるいは専門的知識の供与、講演謝金である場合は、問題ないでしょうが、それ以外は、民間人であっても収賄になるのでは？

No.	回 答 内 容
6	わからない。
7	プライベートな内容の物に関しては不均等と考える。
8	金品はだめだが、役務はOK。
9	当初より想定される事例につき規則を決めておく。問5-1同様
10	完全に開示すべきである。
11	研究の推進という条件が明確であれば問題ない。
12	オープンに行うルールがあれば問題ない。
13	兼業を明確にし正当な給与とすれば良い。
14	教育に携わる者として金銭や物品の贈与を受けるのは好ましくない。
15	全てオープンで大学が認めるものなら可。
16	全く自由にする。
17	研究、事業に関してなら可。
18	抽象的議論では分かりにくい。
19	産学連携の内容・報酬等を明確にして契約することが重要。それ以外のものは原則的に受けるべきでない。
20	利害関係者以外の場合でも問題になる。個人的な供与は受けない。大学への寄付は歓迎する。
21	大学という共同体内での新規則を作り、貢献者への正当報酬を定義し保障する。
22	大学関連講座或いは教室への贈与は可であるが、個人への贈与は不可。

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／3.産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題／4.その他】

※13

No.	回 答 内 容
1	限度を厳しく設定すべき。
2	委託研究費一本で処理するので一切無用である。
3	利害関係なくして行為はないでしょう。いずれも慎むべき。(問5-2同様)
4	受領しない。
5	問題の意味が良く分かりません。金銭、物品の贈与がある場合、何らかの業務(兼業)の報酬あるいは専門的知識の供与、講演謝金である場合は、問題ないでしょうが、それ以外は、民間人であっても収賄になるでは？(問5-2同様)
6	一般に交際費として認められる範囲は問題ないとする。
7	供応接待については厳に慎むべき。
8	完全に開示すべきである。
9	研究の推進という条件が明確である必要がある。
10	オープンに行うルールがあれば問題ない。
11	職権のないところ賄無し。
12	好ましくない。
13	全てオープンで大学が認めるものなら可。
14	全く自由にする。
15	抽象論では分かりにくい。
16	供応接待の内容にもよるが、そもそも研究とは無関係であり慎むべきである。
17	利害関係者以外の場合でも問題になる。こちらにも交際費があつて接待できる場合は良いが、そうでない場合は会費制。
18	大学という共同体内での新規則を作り、貢献者への正当報酬を定義し保障する。
19	個人的な供応接待は不可。認めると汚職につながる。

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／4.大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題／4.その他】

※14

No.	回答内容
1	原則1であるが、教員個人ではなく大学に対してならばよい。
2	許されない
3	全て教員本人の判断に任せるべきである。
4	委託研究費一本で処理するので一切の利便は受けない。
5	利害関係なくして行為はないでしょう。いずれも慎むべき。(問5-2同様)
6	受領しない。
7	会社と同等です。それが知識等の対価としての契約が結ばれていれば問題ありません。
8	未公開株の意味不明。
9	個人的な蓄財を目的とした利用は不可。
10	許されない。
11	反対。
12	当初より想定される事例につき規則を決めておく。問5-1同様
13	許されない。
14	未公開株の譲渡は問題ないとする。
15	禁止すべき。
16	オープンに行うルールがあれば問題ない。
17	正統な報酬と認められれば問題ない。
18	好ましくない。
19	研究開発等への参画が未公開株取得等の問題に鳴子と自体、回答者は思いも及ばぬ問題である。上述の問5-2、-3の記述から考えると“あるべき”ではないこと。
20	研究に対する意識が変わるので譲り受けてはならない。
21	問5-1?4に関しては、あらかじめはっきりと規則を作っておくべきである。
22	問題あり。
23	大学が認めるものなら可。
24	よくわかりません。
25	許されない。
26	絶対反対。
27	量による株は会社経営に関与していると見なすことができるため、慎重にすべき。会社を経営している人は辞めさせる。
28	全く自由にする。
29	抽象論では分かりにくい。
30	法律的に問題なくとも、そのような事は信じ難い。このような質問に驚きを禁じえない。
31	一概に是非は問えないと思います。
32	利害関係者以外の場合でも個人的な便宜を受けることは問題がある。
33	大学という共同体内での新規則を作り、貢献者への正当報酬を定義し保障する。(問5-3同様)
34	ダメ。汚職につながる。

【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／1.将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。／3.その他】

※15

No.	回答内容
1	給与はそう思わない。研究費はそう思う。
2	そのような人がいてもよいが、多くの教官には無理と思う。
3	一つのOptionとしてYes。
4	給与が大学から支給されない期間は自由に時間を使えることが必要。
5	本給があいまいでは困る。

No.	回答内容
6	外部資金導入に対する敬償的な側面はあってもよいが、分野によっては外部資金が難しいので基本的には反対。
7	そういう部分があってもよい。
8	考えはいいが日本風土にあうか？
9	授業の免除を希望する場合は、アメリカとは逆であるが、して良いと思う。
10	研究費を外部資金によることはかまわない。
11	先ずは外部資金の利用法について我が国の実情に合った方向をじっくり考える。我が国の内情はアメリカと異なっている。
12	研究費としてはいいが、給与としてはダメ。

【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／2.兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。／3.その他】

※16

No.	回答内容
1	そこそこ
2	内容によって緩和の大小は変わる。
3	情報公開を完全に。兼職・兼業をオープンにする。
4	「適度に」緩和する。
5	ある程度歯止めが必要。
6	兼業は構わないが、重点が移ると判断した時は辞めさせる。とにかく、毎年調査(面接)を行う。(学科単位などで)
7	大学の職務に対する評価制度が確立していれば大幅に緩和して良い。

【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／3.特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。／3.その他】

※17

No.	回答内容
1	特許により大学が利益を得た後考慮すべきと思う。
2	程度問題
3	わからない。
4	現状について不明なのでわからない。
5	特許により偏っては困る。他の見直しとセットで。

【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／4.大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。／3.その他】

※18

No.	回答内容
1	程々に
2	学生が主体とする場合
3	「社会貢献＝ビジネス」のような発想は誤っている。大学の社会的責任は別の形で果たすべきだ。
4	ベンチャーが大学からでなければならないのかという疑問がある。
5	場合による。
6	ベンチャーが営利目的か社会貢献かで異なる。
7	程度問題である。
8	大学経営のために必要なら止むを得ない。

【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／5.TLOは学校法人の場合は現在でも学内組織に位置づけて事業を行うことがあるが、法人化後はそのようにするのがよい。／3.その他】

※19

No.	回 答 内 容
1	TLO自体の経済的自立に問題がある。TLOの制度に疑問がある。
2	TLOの説明がないので回答不能。
3	権利を開覧して研究室、施設に帰属するようにさせ、その一部をTLOで回収して、その運用にあてる。
4	よくわからない。
5	TLOが自立できることが前提。現実的には学内組織に近い基準となる。
6	TLOをより機能するにはTLOの民間化が必要。
7	TLOとは何ですか？
8	研究の専門組織(研究所等)を持つ場合は学内組織でも可。
9	わからない。
10	個々に判断すべき。
11	わからない。
12	わからない。
13	意味がわからない。
14	場合、形態による。
15	わからない。
16	よく分からない。
17	TLOは大学外においた方がよい。
18	わからない。
19	場合によります。大学で違ってもいいのですか？
20	？
21	わからない。

【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／6.貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題について学内倫理規程作成の準備を進めていますか。／4.その他】

※20

No.	回 答 内 容
1	委託研究費で処理して公開しているので特に必要ない。
2	おそらく従来の内容を続けるのではないかと想像します。
3	準備中だと思うが、具体的な進展はない。
4	学内倫理規定は既に設けられている。しかし産学連携に限ったものではない。
5	考慮中と思う。
6	将来的に準備する必要あり。国内外での研究協力を行う上で、法人化後は全国組織である程度基準を設けるべきである。
7	検討しているはずだが具体的には知らない。

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.学生の教育に対する責任について／3.その他】

※21

No.	回答内容
1	臨床を持つ我々には、この選択肢では対応できない。患者を誰がみるのだ。
2	2に近いがまだそのレベルにたっていない。
3	実学を重視すべきではないか？実用化されない学術研究に価値はあるのか？
4	各法人によりさまざまでいいと思う。
5	教員と呼ばない別部門を作ればよい。
6	全く自由にしてみる。
7	基本は1としながらも、必要に応じて2も取り入れる。
8	授業のコマ数が多くなければ両立は容易。両立できない大学に問題があるのだと思う。
9	教育と研究をバランスよく行い、兼業も充実できるプランを立てる。ベンチャー設立については業務減免も考慮する。
10	教育・研究のバランスは自分で決める。

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2.アカウンタビリティについて／3.その他】

※22

No.	回答内容
1	上記1、2でケースバイケースである。
2	連携によるメリットで十分相殺される。
3	大学における研究と企業の研究で公的な責任がことなるとは思えない。公的な価値は共通に適用されるものではないか？公的資金による成果は企業においても独占できないと思う。
4	杓子定規ではないが、基本として優先は学問的公開。
5	全く自由にしてみる。
6	原則は2である。1も視野に入れておくことは必要。
7	アカウンタビリティの内容が分からない。抽象論では答えにくい。
8	特許権に関して、大学がその所有者とするのであれば、大学毎に判断すれば良いのではないか。
9	大学と企業の双方のバランスを考えるべきである。

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.企業との関係について／3.その他】

※23

No.	回答内容
1	大学法人として、それぞれの大学で規則等を自主的に定める。
2	委託研究1本で処理すべきである。経費管理は大学事務で行う。
3	すべてにおいて憤む。
4	1?2の中間。
5	受領しない。
6	利害関係にある企業からの金銭や物品・貸与、役務の提供や供応接待等の問題には学内で基準を作り遵守する。
7	個人のモラルの問題。
8	あくまで企業対企業と同様、契約baseで行えば問題ない。
9	問5-1(届け出て兼業として認められている限り(アドバイザー等の契約)問題ない。無期限に職務をりようすることは、ある程度の規則が必要。)、問5-4(個人的な蓄財を目的とした利用は不可。)と同じ。
10	職権なし。
11	これまでの回答は法人化後の状況を前提としている。従ってこの問は先ページ問5で回答済み。
12	問7-1と問7-2の中間。
13	全て公開することに重点を置き、それに対する違反を厳しく処分する。これまでより程度規制は緩やかにすべきだろう。
14	全く自由にしてみる。

No.	回答内容
15	抽象論では分かりにくい。要はそれぞれの大学が課す「教育義務・要請」を充分に行っていることが根本。それを満たしていれば、こと細かに規制する必要なし。
16	未定見(1に近いが)
17	利害関係がなくても、個人的に便宜を受け取るようなことはしない。厳しい処分は必要。
18	大学への収益、個人の意欲亢進を重視した制度を作る。

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていくべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。/4.未公開株の譲り受けの問題 /3.その他】

※24

No.	回答内容
1	原則1であるが個人ではなく大学に対してならば禁止しなくてよい。
2	許されない。
3	委託研究費以外は受け付けない。
4	すべてにおいて慎む。
5	受領しない。
6	未公開株の意味不明。
7	問7-3同様。あくまで企業対企業と同様、契約baseで行えば問題ない。
8	分からない。
9	問5-4と同じ。(個人的な蓄財を目的とした利用は不可。)
10	緩やかに規制する。
11	無条件に禁止する。
12	アカウンタビリティが確保されれば問題ない
13	問7-3と同様。(これまでの回答は法人化後の状況を前提としている。従ってこの間は先ページ問5で回答済み。)
14	何らかの倫理規定は必要。
15	はっきりと規定を作っておけばよい。
16	大学の判断に任せる。
17	わからない。
18	問5-4と同じ。(量による株は会社経営に関与していると見なすことができるため、慎重にすべき。会社を営んでいる人は辞めさせる。)
19	全く自由とする。
20	抽象論では分かりにくい。「利害」の意味するところにもよる。
21	譲り受けの事実について何年か後に公開義務付けてはどうか？
22	ある程度の倫理規定はもうけるべきである。
23	利害関係がなくても、個人的に便宜を受け取るようなことはしない。厳しい処分は必要。
24	大学への収益、個人の意欲亢進を重視した制度を作る。問7-3同様。

【問8 その他、個人的にお考えの独自の倫理規定の提案等がありましたらお書きください。】

※25

No.	回答内容
1	倫理規定を考えて、一律に規制するという考え自体に納得できないものがある。例えば、英国の大学のように、rigidな規制がなくともケースバイケースで問題なく産学連携を行っている場合もある。要は、教員の行動は基本的に大学が公的、中立的なものであるとの基本認識に基づいていけば良いだけで、研究のあるフェーズでは個別の企業とのつき合いが深くなり、また、別のphaseでは、もっと一般的、中立的になるというように、研究の進捗によって最終的に社会に研究成果を還元する手段に差がでることはありえる。つまり、実際経験ない者が机の上で規定を考えることが最も恐ろしいことだと思われる。
2	日中の勤務時間の8割を外来患者治療に当たっており研究は時間外にしかできない現状である。研究補助要員、治療補助要員などの人的な確保なくして、研究だ、共同研究だ、産学連携だと言われても無益な議論である。よい治療を公的に供給する使命を帯びてきた大学病院勤務の研究者がいることを忘れてはならない。
3	個人的あるいは個別企業のためにだけ知的財産を利用することは禁止すべきである。欲得に毒された産学連携に流されないよう注意すべきである。

No.	回答内容
4	従来の硬直化した国家公務員規定を緩和することにより産学連携にインセンティブを付与することは必要であるが、垣根を全て外すと混乱しきつとシステムは破綻する。
5	個人の権利が十分に確保されることが重要。上記の質問も個人（研究室）が法人に近い契約を結び運営していくことを認めれば問題ないのでは？
6	法人化後は、倫理規定を緩やかにし、企業との共同研究や起業（ベンチャー）に関わる教官の利益を妨げないようにし、産学連携を促進するように環境作りする必要がある。
7	国家公務員という規定を全てすてることが大事。
8	このアンケートでは非公務員化を強調しているが、国立大学法人化と私立大学化とは全く別物であり、本質的に従来の国立大学と変わらないのではないかと？
9	あらかじめ届け出た兼業内容以外の情報、役務などの提供を前提とした（引替えの）贈与、貸与、供給接待は禁止する。また、個人の私的な蓄財を目的とした情報、役務などの企業等への（職務を利用した）提供を禁止する。但し、一般的に交際費として容認される範囲の金銭、物品の贈与、接待については、その限りではない。 1) 自分の職務を利用して知り得る得られる全てをも無制限に企業に提供できるものではない。2) 公的機関（大学）での職務を通してのみ得られる情報等を勝手に利用して私的財産を蓄財することは許されない。（一定の規則があるべき）
10	利害関係者との関係を明確にすること。倫理の基本を再検討すべき、特に現業部門（病院）を持つ医学部においては他学部と異なる問題があり要注意。
11	各自が自分の職責を全うしているなら、規制はある程度ゆるやかにするべきです。
12	法人化のイメージが定まっていない状況の中で、いろいろと「もし・・・なら・・・」という問いかけ自体不思議な感じがする。「こうなるので、これについてはどう考えるべきか？」というのが正しいのではないかと？
13	法人化後のことは机上の論であって、まだ良く分からないことが多い。倫理規定は法人であろうとなかろうとひとのみちであるので変わらない。
14	規定に縛られて行動が束縛されることがないように、規則を緩める方向性は是非必要である。中央官庁との区別はつけるべきである。
15	よほど特殊な場合を除いて、教員が教育、学術研究をおろそかにしたくなるような優遇措置や規制緩和は行うべきではない。
16	金銭、物品、予算、未公開株の提供は問題ないが、ほぼ全てを公開すべきである。
17	基本的には教育者としての倫理に基づくべきである。
18	文部省は本来、学問・研究が中立であるとの立場で大学教育・研究を捉えてき、その為公務員としての倫理観形成にも指導的に対応してきた。しかし、その後、大学の学問研究に対する方針に180° 転換し、社会貢献や企業起しに役割を果たすべきになり、さらに非公務員型とすることで、これまでの倫理観が根本的に合わなくなってきている。大学人は教育・研究に携わることへの倫理観を形成することに工夫し、細かな規則などに意を持たないようにすべきであろう。細かく規制する事は文部省（および国家）の方針に合わない（矛盾）するようになる。（そのことに目が向いて国家が言う発展を阻害することになりかねないと思う。）
19	産学連携したとき企業に都合の悪いデータは発表しにくいことがある。従って大学の自主性は確保しておくべきと思う。
20	独立法人化し公務員ではなくなるから、いかげんというか、規則を緩やかにすることには反対です。現在では、企業内研究機関の方が大学研究機関より優れた研究をおこなっていく場があるので教育機関はやはり人材育成ということがやはり重要だと思います。
21	特になし、会計や予算の使途が明確であるなら金品の授与や未公開株の譲渡にも何ら問題ないと考える。但し、個人に対してではなく研究室に対しての授与、寄付とすべき。仕事で得た利益なのだから。
22	古い言葉であるが「学問の府」が全てのベースではないか。その府は社会から付託を受けて成立しているのだから社会と同じように考えれば良い。
23	非公務員化されても、給与、研究費が公的資金（国家予算）に全面的によっている限り倫理規定は厳しくて当然と思う。
24	兼業しないと学会活動、研究会参加、門外出張、論文発表代など維持出来ない（大部分の大学関係者）事が問題です。必要経費を認めるべきです。
25	ベンチャー企業の（ある意味下請的な）仕事を学生にさせる場合は、正規社員同等の給与（1ヶ月20万円）を支払う必要がある。ベンチャー企業が失敗した場合は、教員も社会的、金銭的な責任をとる。
26	昨今のニュースから、企業には倫理を守ろうという意識は無いように思われる。内部告発によってしか明らかにならない。どんな規定を作っても人の心の問題となるのでは？
27	アナキスト的な考えになるかも知れないが、日本は一時的に全く自由化してみることで、その結果、教育が真におろそかになる場合に考え直す。しかし、基本的に教育とは「教えられるという態度をすてさせる」ことが第一歩である。
28	兼職・兼業は①教官の個人的収入のもの②社会的な要請によるものがある。前者については、ある程度の制限が必要。具体的には、医療の有資格者が病院で医療行為で収入を得るのは制限が必要。そうでないと大学が空洞化する。②のケースとしては、行政の相談に応じたり養成校の非常勤講師などが挙げられる。兼業によって教育がおろそかになるのは容認できない。



No.	回答内容
29	本アンケートでは産学連携を倫理という側面から把握しようとしていますが、この視点に問題を感じていません。現在の職務規定では“一身を教育研究に捧げる”という規定の仕方になっていると理解しています。そして、兼業の申請をする場合には、“本務”に対する規定が存在していないのが実情です。せいぜい存在するのは、当該年度における講義等の担当割です。研究については「どのような課題で、どんな目的をもって、どのように取り組もうとしているのか、どんな成果を期待しているのか、その結果は？」といった極く基本的な事柄が組織としてオーソライズされていません。このような状況に問題の本質が存在していると私は理解しています。このような検討が組織としてなされているのであれば、研究のどの部分を産学連携で実施しようとしているのが明確になることを期待できます。教育面でも「どのような課題で、どんな目的をもって、どのように取り組もうとしているのか、どんな成果を期待しているのか、その結果は？」の問いはほぼそのまま役立つ事柄です。講義を開講している組織として、あるいは学生への入学許可を与えている組織としてこのような検討が陽に成されていないのが実情です。改革すべき第一はこのような事態の改善であると理解しています。
30	法人化後も現在の国立大学は、従来の中立性、公平性の特質を生かすべきである。中立性を守りながら大学は自立すべきである。
31	法人化で公務員の給与体系が変わった訳ではないので、その分のアカウンタビリティは確保が必要。倫理観の概要は、十分説明されている（法人化として）べきと思う。
32	要重要事項に関して倫理規定だけでなく、検討する委員会を設置して解決にあたる。
33	企業との関係のある程度規制緩和するのに賛成であるが、研究は大学の施設、事務官の協力で成立することが多いので、大学全体としての利益も考慮に入れた倫理規定が必要。
34	供与が国民の税金により支給される限り、倫理規定に関しては国家公務員並の扱いを受けるのが妥当。
35	倫理規定が必要な事項は末端では起こらないと考えている。
36	倫理とは一体何なのでしょう？私企業に倫理規定というものがあるのですか？私企業で通常行われていることがわからないので、金銭、物品の供与と言われても一体どのようなイメージをすればよいのか分らないのです。質問全体として、国立大学が法人化された後、旧国大という大きな枠の中で倫理問題をどう捕えるのかを聞かれているのか、各大学が独自性を発揮しているいろいろな形を作った時に大学独自の倫理規定の問題を念頭においているのか、非常に分かりづらいものでした。
37	情報公開について明確に判断できる基準をつくるべきである。研究を阻害してはいけないが、「税金へのアカウンタビリティ」の意味を明確にして設定する必要がある。
38	景気の悪いときは企業にも無駄なお金はない。研究費は1円でも多い方がよいが、個人的な便宜など一切必要としない。大学教員の給与はもう少し高くしてもよいと思うが、特殊な手段で儲けたいと思うほど不自由していない。
39	運営交付金や補助金が税金でまかなわれることから、現国立大学から大幅に変更する必要はない。但し、経営上、関連会社設立を行った場合には、特別の扱いが可能ないようにすべきである。
40	大学全体への収益を最終目標に、個人の正当報酬を保障し、活動意欲亢進を図る倫理規定とする。
41	日本の大学にとって未知の領域に乗り出すわけなので、色々な問題が生じてくると思います。そこでの要請は公開性だと思います。この点を各大学がよく議論すべきだと思います。
42	大学法人化後の非公務員と民間とはどこが相違するのか、先ず非公務員＝民間、それとも非公務員≠民間を、はっきりすべきだと思われます。多分大学の施設を使って教育・研究するのが、非公務員に該当すると思われますので、全国的なある程度の基準を設けるべきと考えます。国内外での研究など行う上で必要になってくると思われれます。
43	倫理は個人の心にあると思う。?人心に悼る”ことをしたかを反省することが肝要で、どんな規定を作っても必ず抜け道が出来る。
44	大学職員のモチベーションが上がるような方針を立てて頂きたいです。大学でやるくらいなら辞めて他の機関でやった方がましだというのでは、いくら奨励しても成果があがらないと思います。
45	大学教員は、研究と教育はお互いにフィードバックされてくる関係のものであるから両者のバランスをとって、この二つに専念すべきであろう。そして、特許、産学協同はfield work として研究・教育をbaseとした形で反映されていくべきと考える。

【問9】21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、知の拠点ともいえるべき大学の役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、大学が社会に向けて行っていくべきだと思う活動について何かご意見等ありましたらお書きください。】

※26

No.	回答内容
1	問題が大きすぎるが、まず学内で専門的に詳しい教員に提言を求め、大学としての活動課題をあげて公表したらどうか。
2	思想、価値規範に影響を与えられるような質のよい基礎研究と、それに基づく社会に対する積極的な提言が重要。

No.	回答内容
3	社会貢献は重要なことですが、とにかく企業との連携や企業との貢献と同義に考えられ易いようです。自治体、住民団体なども含め、NGO, NPOとも連携し環境、食糧、生活習慣（ライフスタイル）にまで及ぶ社会・地域連携と貢献を目指すべきであると考えます。従って、私利私欲追求が主目的とする現在の企業との結びつきにおいては、倫理感をもって臨むべきです。人類の福祉の観点を失うべきでない。そして、法人化後の大学には、正当な交付金を国の責任において配分すべきと考えます。
4	特になし。ただ一生懸命働くだけだと思われる。
5	大学が公的にその運営を保証されてこそ始めて経済効率とは直結しない医療、文化的諸研究の発展が担保される。工学的発想のみで大学の法人化を待望する議論をする人は自分達だけ国立大学をでて産業と結びつけた民間大学をお作りになられてはいかがですか。
6	研究、教育、管理運営の人員を効率的に配置すべき。大学が社会に向けて行っていくべきと思われる活動は、ここ（管理運営）で考えるべきこと。
7	大学人一人一人が、考え方を改めてゆく必要がある。最近話題になっている愛媛大学の脇本忠明教授著「私が変わります」が地球を守る―21世紀人間環境宣言（三宅出版）が、大学が社会に向けて行っていくべき活動であると、大いに共感しました。
8	基幹大学は、「政府役人寄り」の活動でなく、もっと広い視野に立った「人間寄り」の活動を積極的に行うべき。
9	①問題の発見と解決に向けた努力を専門分野の中で行う。（研究）②その戦略を学生、院生に例示する。（教育）このことにより①の担い手が増加する。⇒目的達成のスピードが加速する。
10	大学内の実情は、自分の個人的興味を実現させることにばかり関心を持ち、社会的要求を無視している人が多い。大学人といえども社会を構成する一員であるから社会的要請がある内容に関心を示し、むしろ積極的に参加し意見を述べるべきである。特に技術系教職員は活動への参加を義務と考えるべきであろう。
11	エビデンスを十分に積んだ社会アピールを強力にし、オピニオン・リーダーになることが望まれる。
12	視野の広い人材、自ら考え発信していける人材の排出。
13	自分の大学を卒業する学生に十分な問題意識の教育をすることが先決では。
14	人類共通の問題解決にこそ政府は国民の税金を十分に活用し、国際的プロジェクトを支援すべきであると考えます。
15	大学でしかできないもの、即ち利益とかに結びつかなくても人類の好奇心や夢を育てる部門、哲学、基礎科学の重要性を広く社会にうたえていくこと。
16	専門分野における教育、研究および各種委員会等を通して思想を具現化していく努力を行う。
17	社会システム自体を変える必要があります。しかし、産の構造はわかりません。アカデミアが理想的な姿、また、そのための方策、法律を含めて提言し、それを推進するための組織をつくるべきです。すでに「プトメオスタシス社会創成」の研究をスタートしておりますが、より広い分野のアカデミアの結集の重要性を痛感しております。
18	企業倫理の順守の要請。
19	積極的に産学連携に取り組むことが重要である。これまで国立大学の教官は平等を建て前に全ての教官の負担が同じになり、給与にも差をつけなかった。今後、講義をいくつ教えるかなど負担と給与が相関性を持ち、産学連携に重点を置く教官は講義の負担を減らし自由な時間をもてるようにする。そのかわり給与も減るので産学連携を通して副収入があるべき。
20	科学的思考のできる人材育成。真実（自然界の真理）を愛し求めることの重要性の啓蒙。日本経済再生及び地球規模の問題解決に貢献することは重要なことだろうが、それが大学に課せられたもっとも重要な使命であると勘違いさせないこと。
21	全ての大学が一方向に向かうのではなく、個々の大学が地域といままで以上に結びつきを強くもって活動していくべきである。
22	大学はいろいろ意見のある中立のオピニオンリーダーになるべきである。御用学者が蔓延している状況下では無理か？
23	「社会が一体となった取り組みが必要」即「産学連携の促進」というのは極めて短絡的で納得できない。大学の使命は有為人材の育成、すなわち教育と人類共通の知的財産の形成、すなわち研究にあると思う。企業と一体となって利潤追求に走るようなことになれば必ず将来に禍根を残す。「社会貢献」という美辞のもと企業の研究活動の肩代わりをするなどのもつてのほか。
24	☆健全な科学ジャーナリズムの発展のために情報と人材供給する。☆有効な開かれた科学的な議論の場を提供する。☆大学側から効率良く有効にアクセスが可能なデータベースを責任もって立ち上げ管理、運営するなどの情報提供専門部門を設置する。（内容に対する責任、運営の公平、情報アクセスの自由への責任を負う）
25	地域の自然資源を掘りおこし、地域と一体となって持続的な活動を展開する。

No.	回答内容
26	①役割分担について：企業は採算のとれた運営を行うのは当然であり、一方教育機関は採算性を追求すべきでない。むしろ人材育成のために赤字となるべきである。よって、産学共同事業を推進した結果、エコロジーの好転につながるという筋書きは成立しない。②日本の大学教育レベルが下がっている原因を教員側に探すならば、これは教員の身分保証に安住したからである。教員評価をすべきであり、評価項目は「論文の数」のみでなく教育効果をも加えること。さらに利益を求めない産学共同も加えるべきである。教員が個人の利益を求めらば、大学を去って起業家に専念するとよい。
27	専門の水産生物学の立場から海岸破壊や海洋汚染の修復、食糧危機に対する対策を産学連携で行う必要性を強く感じる。そういう研究分野（複合的）を確立したいと思うし教育に積極的に反映したい。しかし、学内では、そういうことは社会問題であってサイエンスの取り扱う問題ではないと冷笑を受ける場合がある。現在、地域異業種産業と連携を深めつつあり成果も期待できる。しかし、ローカルな課題であって広範な理論構築と繋がらず無意味であると批判をうけることがある。貴大学では、産学連携の活動中、冷淡な意見や圧力は存在しますか？
28	まず地道な取り組みから始めるしかないと思います。→公開講座等
29	人類共通の問題の科学的根拠をもっと積極的に社会へ情報発信する。それを官と一体となって解決する方策を提案する。
30	1. 包括的に環境問題を研究できるように、さまざまな分野の研究者が集まる学際的な研究科の創設を急ぐべきである。 2. 都心部から自動車を徹底的に排除する「A11路面電車構想の経済的、社会的、文化的、環境的意味の研究を行う。研究チームを早急に作るべきである。一例であるが、今後このような生活に密着した研究テーマが積極的に取り上げられて欲しい。
31	人材の育成あるのみ。
32	ISO2001の取得。
33	あまりにアメリカ的にならず日本としての独自性や良い面がたくさんあるので、それを生かすようにすべきである。今さらアメリカ的になっても日本人は対応が難しく、かえって潰れていくことが多いと考える。
34	自主、民主、公開の学術会議の科学政策の原則堅持することが社会発展に寄与することになる。
35	エネルギー・環境問題や食糧問題が取ざたされているとき、常に経済的価値観というものが対峙する存在として取り上げられる。即ち、地球全体が危機的状況であることがわかっているにもかかわらず、経済的な利益や効率を第一に考える風潮が蔓延しているため、エネルギー・環境問題が二次にまわされ、解決どころか一向に改善の方向すら向いてこないのが現状である。米国の京都議定書離脱問題はまさにこの表れである。これから益々勢いづいてくるであろう中国などは、エネルギー・環境問題などと言っておれないほど経済優先の政策、社会観念に蝕まれていると考える。我々の身の回りにおいても、公共交通機関を使わず、つい自動車を利用したり、あらゆる物の容器にプラスチック製品が使われたりするなど、卑近な例は枚挙に暇がない。このようなことを考えるとき、やはり倫理教育と啓蒙活動こそが最も重要であると思われる。特に文系学生に対するエネルギー・環境倫理教育は学部4年間を通じ、あらゆる学習の機会を通じて強力に推し進めてもらいたいものである。例えば、大学卒業後、貿易関係のビジネスを通して経済的に成功しても、その企業が遠く日本から離れた熱帯雨林の大量伐採につながるようでは真の成功とは言えない。大型ダムや道路など闇雲に公共投資を行う政治家や官僚にも同じことが言えよう。おそらく大学卒業生のほとんどは文系の人間であろうから、まずは彼らに対する徹底したエネルギー・環境倫理教育を行い、啓蒙することこそが重要であると考え。最終的には、世の中の価値観が金銭からエネルギー・環境にシフトすれば、山積する地球規模の問題も自ずと解決すると確信している。
36	法人化に向け「各大学がそれぞれ自分の生き残りにかけている」ように見えるが、近いところの大学が話し合ったり共に協力しあう姿勢もなく大学淘汰時代を迎えている。今の地球とくに日本ではもっと「スロー」ペースが必要になってくるであろう。
37	問題解決型の研究を敬遠する傾向はなくなるとは思いますが、Policy makerのレベルを上げるといいますか、日本の実力を上げる他に良い施策はないでしょう。例えば食の安全という安全保障の問題で、これを統括する役所が<規制>と<産業拡興>の両方をやっていたというのが日本国の後進性でしょう。エキノコックスは私の分野で、こういうところで主張するところ苦しいところですが、エキノコックス問題解決は間違いなく安全保障の問題です。『なんとかしなくちゃ』なりません。
38	差し迫った問題を整理して包み隠さず平易な形で国民全体に伝える役目を大学が担う。そのために大学が持つスタッフ、手段、設備などを拡充し、また、この種の活動の頻度も大幅に多くする。
39	輩出する卒業生の目標をある程度示して社会への公約とする。（品質保証としてのサービス内容の開示）
40	報道の自由の名の基に現在のマスメディアには記事が売れるという視点が強すぎる。特に正しい科学的情報の発信システムについて大学が関与する必要性を感じている。
41	しっかり教育を行う。
42	NPOやNGOとの連携を強めていくべきである。大学は、営利企業の視点に立つのではなく、消費者や一般市民の立場から、企業活動を監視し、警告や提言を発する責務を有すると考える。
43	工学系に身を置く者としては、自然破壊や汚染、食糧危機、エネルギー問題、温暖化問題に技術的側面からのアプローチに全力を尽す覚悟をする。一方、人間に直接係わる学問を自らの専門とする研究者は、社会の在り方について、もっと責任ある行動をとって欲しい。現況の単なる批判や嘆きでなく、積極的な提言を期待する。これ無くしては大学は真の意味のUniversityたり得ない。
44	特にこのような問題に関心の高い企業や技術開発を行っている企業に対して、大学として重点的に支援するような方向を取る。共同研究、研究費の共同申請etc.

No.	回答内容
45	我々はマスコミの報道によって上記の問題を知るが、日常的な体験を通して感じることであろう。このような問題について見方、考え方が科学的推論・データに基づけられていることを啓蒙することが大学の役割かと思う。社会の構成員一人一人が、この問題に関して自分の考えが持てるようにし、自分の問題としての唱え方でどう解決するかを考えられるようにすることであろう。
46	自然保護に対する教育・研究を優先的に行う。
47	技術、社会、経済等、将来のアセスメントをもっと行い社会に情報をながすべきだろう。
48	この尊厳をあくまでも普遍化することが重要であり、その延長上に地球に住む人類の安寧が得られるものと考えられる。法人化するから、公務員でなくなるから倫理基準を緩やかにせよということにはならない。あしたでも公明正大、正々堂々とした生き方が必要である。
49	研究成果の実用化、雇用の創出に結びついて実用化。
50	真理の探究を踏み外してはなるまい。その上で行政、産業、社会、個人と連携は必要だろう。なかでも個人の視点はこれからの新世紀では抜けない。
51	学問や教育は永い年月をかけてできあがるものですから、短期のアカウンタビリティを追求するのは良くない。ベンチャーラボ、TLO、産学連携などは、大学の役割、機能、活動のうちの極一部をしめるに過ぎないはずで、それらの在り方ばかりがクローズアップされて、本来の働きが問題にならないのは、社会全体にとってマイナスだと思います。(このアンケートが産学連携の問題をとりあげていることは了解しています。)
52	①教育(情報伝達)方法の多様化、②分野によっては終了年限を定めず生涯教育型を工夫、③単位取得互換性の全国組織化、④環境資源についての教養学教育組織の新設、受講希望者を出来るだけ幅広く受け入れるシステムづくり
53	「社会が一体となって取り組める」ことは既知の学問を利用するプロセスの問題である。大学の第一の使命は知の創造であり、現実問題への直接的同時的貢献は大学の使命ではない。
54	現在の風潮は市場経済の論理とメカニズムを大学に導入して、この問題に対処しようとしているが、そもそも自然破壊や南北問題は市場経済によってもたらされたものであり、ドロボーにドロボーを取締れと言っているようなものである。大学発NPOの充実が重要と考える。
55	国立大学が法人となり、その教員が非公務員となった場合でも、知識人の養成という教育機能は引き続き大学が担うべき部分として残ります(むしろ強化すべきかもしれない)。「産学連携」に熱意ある人材は教育部門を離れ、教員は国家公務員と同レベルの倫理基準を維持するべきだと思います。その上で初中等教育関係者の専門(再)教育等に門戸を開き、国民全体の問題解決能力の向上を図ることが重要と考えます。「差し迫った」問題に対処するために大学を変順させてしまってはなりません。
56	大学の若手教員に絶望している。今は対策を思いつかない。
57	あまりに大きく困難であり思いつかない。ただ、地球の破滅に向かって進んでいるのは確かなようである。便利さを犠牲にしてもスローダウンさせることが必要なことと思う。
58	種々の情報の発信。
59	広報活動。
60	「差し迫った地球規模の問題」解決にどの程度役立つかを研究テーマの評価基準とし、評価の高いものにリソースを重点配分する。研究業績の評価も同じ尺度で行い、ボーナスや給与に反映させる。
61	全く自由にしてみる。環境問題への取り組みも個人の発想から新しいものが生まれる。社会が一体となるのは、その後である。
62	1. 全ての教官の社会啓蒙活動参加の義務化 2. 市民投票による研究課題優先化と研究費配分 3. 教育、研究、社会活動の等分重視政策の継続。 4. 文部省による研究統制の廃止。 5. 科学省と市民代表による研究費配分援助の確立。 6. 産学共同への市民参加の推進。
63	上記の差し迫った問題は必ずしも利益・経済優先主義の経営方針では解決に着手できるとは思えない。国が公的研究課題として力を入れるべきである。
64	政策の提言を積極的に行う。
65	現在、大学も短い時間軸における効率重視の社会システムの一環に組み込まれ過ぎている印象を受けます。大学はもちろん社会から離れてしまえばその存在意義を失うと思いますが、大学の本来の使命を全うするには、効率のみに捕われず社会からある距離を保って活動することも必要だと考えます。社会の中のシステムの一部に成り切ってしまうと、社会の問題に対して発言しても、社会(構成員)の中の意見の一部ということになってしまえば、発言の重みというものがなくなってしまうかも知れません。それより大学自体が問題に対する正しい視点を失ったり、見方ができなくなったりする危険性があると思います。社会のシステムの一部でありながら、社会から少し距離をおいた立場にいる存在が必要かも知れません。地球規模の問題に限らず、これから訪れるであろう様々な問題に対処するために、大学はそういう立場にいることを今後益々重要になってくると思います。
66	大学が教育研究のあらゆるレベルで、社会に情報を発信・提供し、大学の行う職務・仕事内容が社会に見えるような活動を工夫・充実させることが重要。これまでややもすると、大学人は、「学問は尊い。大学人は高貴・重要な仕事をやっているのだから、税金をはじめとして国家・社会がこれを全力支援するのは当然」という姿勢であった。この気持ちを改めて、「自分が社会の支援を受けているなら、支援によって行っている自分の仕事について、社会に十分に説明し理解を得る必要がある」という当然の立場を認識すべきである。

No.	回 答 内 容
67	諸問題の多くが私たち一人一人の生活に起因することをもっと啓蒙する必要がある。快適さ、便利さ、経済性を追求するあまり、エネルギーの浪費や廃棄物の問題などが起こっている。新しい価値観、ライフスタイル、システムなどで提言して行くべきであり、問題を解決する方策の開拓には研究費や巨大な装置等も必要なので一般社会の人々の理解が重要である。
68	発展途上国からの人材の受入れ、また人材の派遣。大学の役割は大きくなる一方であるが、その中で人員削減が進み、事務的な事柄をはじめとして、すべてを一人の人間が行わなくてはならない状況がある。人員配置も重要である。
69	市民フォーラム、市民対話のような地道な活動を学会等と連携して、こつこつ進めていくしかないと思います。「社会が一体」と言葉では簡単ですが、実際の道は遠い。大学教員も社会に向けて、少しずつ情報発信して対話すべきである。
70	<知の拠点>として、過去の人類の遺産を文明社会に対する解毒剤として役立てること。つまり、人文主義的な人間教育の回復（むしろ新たな構築）。
71	大学の施設や組織に、それらの問題に取り組むものを作り、社会にケースを提示する役目があるのだと思う。教育上、最も大事な自分の態度と言動が不一致でないことを示すべきと考える。
72	汚染物質と見なされるもの、例えば、鉛化合物の毒性、規制など、現在、元素をもとに考えられている。しかし、実際には、どのような化合物になっているのかで化学反応性などは著しく異なる。元素単位で規制すると産業が成立たなくなるので、化学系教室でもって、この問題を検討すべきである。
73	研究分野（理学は少ない）によって大きな違いがあります。現実的にも研究の上で接点の多い（大きな）ところでは大いに提言貢献すべきだと思います。しかし、本分は、研究・教育であることは忘れずに可能なところで実施するのが最良です。
74	文化財を次の世代に残す活動、再利用・再生に努力する活動
75	テレビ放送による公開講座を通じて啓蒙活動を行う。
76	地域の自然、社会環境に対して、大学が特に官と連携して、一定程度の責任を負うシステムを作る必要がある。
77	大学でのこの分野の教育・研究を充実させる。文部科学省もこの分野に研究費を充填すると共に産学協同研究も推進させる。
78	常に得られた情報を速やかに社会に報告すること。
79	環境問題の解決のためには、どうしてもお金が必要です。これをメインにしたら企業の協力は得にくいと思います。大学の役割は重要かもしれませんが、残念ながらこのままの形では重視されなくなるでしょう。教育と啓蒙で国民や地球上の人々を環境問題で目を向けさせることが必要なのですが、どこがやるのかと言われたら、大学しかないのでは？ 大学が企業に近づくのもいいですが、大学と企業が別の視点で考え方を持たなければ、両方が存在する理由がなくなります。そのため、また大学が特徴を出すべきだと思います。この特徴から大学の役割が生まれ、この中で結びつこうとする企業が結びつけないかと思うのです。問題が大きすぎて、この紙面では書き切れません。
80	自然に対する観察力の低下、興味や関心の無さを最近感じます。自然に対する認識を映像で表現するため、simulationのみを受け入れ、その背後にある物理概念をいかに数式として表現してきたかという点への取り組みが弱いと思われる。これこそ人間の「知的財産」と思うが、それを分かり易く社会に伝え、科学的判断の向上を保証すべき。 1)観察教室、自然とのふれあい教室:小人向け 2)創造力教室:大人向け
81	情報交換のためのフォーラム（ウェブ上の）が有効であると思われる。
82	大学の地位は必要だが、大学の数を減らしてレベルアップしなければならない。そのためには厳しい生き残り競争を経て淘汰していくべきであろう。
83	大学が国民の側に目を向けられるような処置が必要であり、国の時の政策にのみ左右される現状では、大学に多くを期待することは無理である。
84	指摘はその通りである。それ故にこそ公的使命を深く自覚すべきであって、産業との私的な関係を結ぶことについては、慎重にあるべきである。社会貢献に対するインセンティブは別の形で考えればよい。
85	大学が国と地方自治体とタイアップして社会的啓蒙活動を行うべきである。
86	企業側が大学の社会的役割（教育・研究）を十分に理解するような活動。
87	啓蒙活動および研究成果の公表等を通して、地域社会における取り組みを支援する。
88	先ず第一に問題についての知の普及を効果的に行い、社会が一体となった取り組みが行われる環境を作る。次に大学の持つ科学的手法、合理的精神を政治決定や行政に反映させるような未来型社会システムの構築。結局、原発事故その他の問題の起源は、科学そのものではなくて、システム運用における科学性の欠如である。
89	教員の専門性が十二分に発揮できるような大学の運営システムを構築すべし。1人の教官がいろいろなことに手を出すのは、人材の無駄が多すぎる。ルーズに専門性を分けて教員を配置し、産学連携に望んだらどうか？
90	地球規模の問題に関する理解と問題解決に取り組むには、社会全体に対する（再）教育が必要である。大学には研究発表等で情報を発信することは勿論、教育面での積極的な役割を果たしていくことが求められているのではないか。
91	「いい研究を通して人を育てること」この点だけでよい。いろいろなことをやれば、本論をやる時間がなくなる。じっくり時間をかけないと、いい研究にいい教育もあり得ない。

No.	回 答 内 容
92	今までの文部科学省の教官は学術発表や論文の数を競っていましたが、思考変更すべき時期にきていると思います。地球環境保全のため、?エネルギー資源の開発、?産業廃棄物の処理・再利用、?人工開発から自然保護、?世界砂漠化防止策、?食糧・人工対策、?エイズをはじめとする疫病対策……、国内外の政治、経済…問題に提言すべきと思います。1年何回学術発表したかの考えは捨てるべきです。
93	今後の大学の役割について、その一つの柱は情報発信と考えている。即ち、成果を学会誌等の専門雑誌に発表するばかりでなく、易しく解説してホームページに記載して、一般の市民、高校生に知らせる必要が今以上にあると考える。
94	現在、大学同士の繋がりが希薄だと思います。いくらアイデアがあっても学内に専門家がないので実現できないケースが多々あると思います。あるアイデアを元に大学の枠組みを越えて取り組めるシステムが望ましいです。
95	もっと大学がTVプログラム(番組)を作成し放映する。
96	社会への貢献は、名誉も含めた利害の感覚の中から生まれません。人が自らの利益の追求に汲汲とせず、ゆとりある感覚の中で(金銭はなくてよい。)新しい文化を築く心意気でなされるべきものである。今は全ての分野で新しい文化の創造への意欲が薄れているように感じる。研究者もあまりにも賞マニアになっているのではなからうか。

《専門分野 / 9. その他》

※27

No.	回 答 内 容
1	教育学
2	歯学
3	歯学
4	歯学
5	歯学
6	歯学
7	食品製造工学
8	天然物化学
9	薬学
10	薬学

《職名 / 5. その他》

※28

No.	回 答 内 容
1	客員教授(名誉教授)
2	非常勤講師
3	名誉教授兼非常勤職員

【付帯意見】

- 【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／1.勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける。】 ※(1)

No.	付 帯 意 見
1	制限をつけるべきでない。
2	勤務時間外は制限無し
3	勤務時間外は制限を設けない。
4	教員定数を維持したまま学生数増を続けた結果、講義担当時間増となっている。これ以上、学外活動に時間を費やすと肝心の教育がおろそかになる。
5	時間外は制限を設けない。
6	制限無し
7	時間外は自由
8	制限無し
9	正確には勤務時間を週4日とし1日を兼業時間あてる。
10	時間数の制限を設けない。

- 【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／4.勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設けない(現在の国立大学と同じ)。】 ※(2)

No.	付 帯 意 見
1	勤務時間外は兼業を認め勤務時間内は制限を設ける。(10時間/週)
2	但し、勤務時間内外のそれぞれの評価を厳密に行う。その評価基準の一つは法人への寄与による。

- 【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／5.兼業時間に関する制限は設けない。】 ※(3)

No.	付 帯 意 見
1	「兼務の遂行に支障がない」が要件でよい。その内容については実態に応じて各法人が判断すべき。
2	本務(講義や会議)に支障ない限り自由。
3	兼業といえども自分の研究・教育に役立つという理由で許可を申請している。講義や学生の研究指導に支障が無い限りは自己管理の問題。
4	給与面で考えるべき。
5	「兼業」が意味する範囲が分かりません。他大学等の非常勤講師も含んでいるという設定でしょうか？ 大学が独自に個人業績として評価で(するしかないか大学が決めること)設定すればいいと思っています。
6	国立大学が本業の評価を行う。
7	基本的には、教員の判断の内とする。産学連携自体は種々の形式が考えられ履行時間の認定法自体にも問題がある。で、可能な限り規則で縛らないことが望ましい。

- 【問1 国立大学の教員の兼業時間については、勤務時間外で職務の遂行に支障がないということが許可の要件の一つとなっています。国立大学法人化後には、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／無回答】 ※(4)

No.	付 帯 意 見
1	6.その他:A.業務内容を①大学業務に関連がある場合と②関連がない場合に分け、前者には勤務時間内の兼務を認める。共同研究、受託研究に結びつく可能性がある場合、大学の広教営業上有益と認められる場合、本務の教育研究上有益と認められる場合は、学内審査を経て①のパターンで個人収入を得ても良いとする。B.②のパターンと認められた場合でも、当該時間の減給条件に勤務時間内での兼務を実施することを可能にする。但し、この場合も本務とのバランスがあるので学内審査の対象とする。
2	時間による制限は無意味と考える。

【問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるという  
ような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお  
付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況で  
お考え下さい。／2.日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このよう  
な現象が起こるのはある程度やむを得ない。】

※(5)

No.	付 帯 意 見
1	法人化後には共同研究、受託研究を増やさざるを得ないと推測され、教育・研究面への影響が出てくることは充分考えら れる。しかし、大学教官としての考え方(個人の裁量)では教育・研究面への配慮をおこたってはならない。
2	おろそかになった分は、別の形で補う必要はある。例えば入試業務などは、専門員をつくる。教育のプロを養成してカバー する。

【問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるという  
ような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお  
付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況で  
お考え下さい。／3.社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと  
積極的に取り組むべきである。】

※(6)

No.	付 帯 意 見
1	「教育や研究と無関係な共同研究や受託研究」というものが想像できない。
2	3の結果として、あるいはそれを効果的に行うために4のような取り組みがあつてよい。

【問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるという  
ような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお  
付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況で  
お考え下さい。／4.教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員  
をある程度職分として分けるべきである。】

※(7)

No.	付 帯 意 見
1	分野によってその教官の適・不適性を見極め、また、変更に関してflexibleであるという前提の上で。(資格的なものを考え る。)
2	必ずしも分ける必要はありません。大学側が個々に何に重点を置くか設定して、これに従って各教員が判断行動すればい いと思います。
3	共同研究や受託研究の一部を本務の範囲に入れる方向で考えても良いではないか。

【問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に  
忙しく、教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように  
考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人  
化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／2.日本は産学連携が立ち遅  
れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。】

※(8)

No.	付 帯 意 見
1	法人化後には共同研究、受託研究を増やさざるを得ないと推測され、教育・研究面への影響が出てくることは充分考えら れる。しかし、大学教官としての考え方(個人の裁量)では教育・研究面への配慮をおこたってはならない。

【問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に  
忙しく、教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように  
考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人  
化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／3.社会貢献は大学の任務の  
重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。】

※(9)

No.	付 帯 意 見
1	講義を1人当り週3回以内に抑えれば、研究業務に専念できる。ベンチャー業務も大学院生と一緒に行うので、教育・研究 活動の一環ととらえている。
2	3の結果として、あるいはそれを効果的に行うために4のような取り組みがあつてよい。
3	人的なサポートを充実するという前提で3



- 【問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／4.教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。】 ※(10)

No.	付 帯 意 見
1	必ずしも分ける必要はありません。大学側が個々に何に重点を置か設定して、これに従って各教員が判断行動すればいいと思います。
2	教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある完全に職分として分けるべきである。

- 【問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／3.社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。】 ※(11)

No.	付 帯 意 見
1	特許取得に熱心だとなぜ教育や研究がおろそかになるのか理解できない。申請書作成に時間がとられるからか？ それは研究論文を書くのも同じと言える。
2	3の結果として、あるいはそれを効果的に行うために4のような取り組みがあつてよい。

- 【問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／4.教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。】 ※(12)

No.	付 帯 意 見
1	必ずしも分ける必要はありません。大学側が個々に何に重点を置か設定して、これに従って各教員が判断行動すればいいと思います。
2	教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある完全に職分として分けるべきである。

- 【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／1.大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題／1.公正さを欠くため許されない(国家公務員倫理規程と同様)。】 ※(13)

No.	付 帯 意 見
1	会社間においてもインサイダーは許されません。秘密保持契約を結びます。

- 【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／1.大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題／無回答】 ※(14)

No.	付 帯 意 見
1	設問の表現が充分でない。「職務を利用した」の意味不明。今でも研究室の最新成果などは親しい人には学会発表前に話している。抽象論では分かりにくい。

- 【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／2.産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題／1.相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員倫理規程と同様)。】 ※(15)

No.	付 帯 意 見
1	社会通念(常識)の範囲内で

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／2.産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題／2.非公務員なので緩やかな規制にするべきである。】

※(16)

No.	付 帯 意 見
1	但し、公務員、非公務員を問わず、ある程度中立的な立場が期待される場合には、考える必要有。
2	今が「うるさすぎ」というだけで奨励すべきではない。
3	利害関係がないのに金銭云々の提供があるとは思えない。
4	このような場合、社会的ルールが基準になること、大学教員の自覚(倫理観)がきちんとしておくべき。
5	但し、研究費や研究関連物品に限る。

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／2.産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題／3.問題はない。】

※(17)

No.	付 帯 意 見
1	金銭物品が知識提供の対価であれば問題ない。

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／3.産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題／1.相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員倫理規程と同様)。】

※(18)

No.	付 帯 意 見
1	社会通念(常識)の範囲内で(問5-2と同じ)

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／3.産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題／2.非公務員なので緩やかな規制にするべきである。】

※(19)

No.	付 帯 意 見
1	今が「うるさすぎ」というだけで奨励すべきではない。(問5-2と同じ)
2	利害関係がないのに金銭云々の提供があるとは思えない。(問5-2と同じ)
3	やはり社会的ルールが基準(いわゆる常識の範囲)になるが、大学教員の常識(倫理観)形成に工夫必要。

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／3.産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題／3.問題はない。】

※(20)

No.	付 帯 意 見
1	会社と同等であればよいとおもいます。
2	当初より想定される事例につき規則を決めておく。問5-1同様

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／4.大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題／1.相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員倫理規程と同様)。】

※(21)

No.	付 帯 意 見
1	社会通念(常識)の範囲内で(問5-2と同じ)
2	反対

- 【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。／4.大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題／2.非公務員なので緩やかな規制にするべきである。】 ※(22)

No.	付 帯 意 見
1	得られる金銭的利益はある比率で大学に戻すべき。

- 【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／1.将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。／2.そうは思わない】 ※(23)

No.	付 帯 意 見
1	外部資金の意味が異なる。
2	アメリカの方法に従うのは危険。

- 【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／3.特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。／2.そうは思わない】 ※(24)

No.	付 帯 意 見
1	対価で十分

- 【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／3.特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。／無回答】 ※(25)

No.	付 帯 意 見
1	質問の設定が分かりません。

- 【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／5.TLOは学校法人の場合は現在でも学内組織に位置づけて事業を行うことがあるが、法人化後はそのようにするのがよい。／2.そうは思わない】 ※(26)

No.	付 帯 意 見
1	学内組織でない方がよい。
2	自由化すべき
3	特許ビジネス会社として自立競争してもよいのでは。

- 【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／5.TLOは学校法人の場合は現在でも学内組織に位置づけて事業を行うことがあるが、法人化後はそのようにするのがよい。／無回答】 ※(27)

No.	付 帯 意 見
1	質問の意味が分かりません。
2	TLO?
3	TLOは殆ど機能しない。今のTLOは駄目。
4	what is TLO?
5	TLO?
6	TLOのことは知らない

- 【問6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／6.貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題について学内倫理規程作成の準備を進めていますか。／2.法人化後の学内倫理規程は準備していない。】 ※(28)

No.	付 帯 意 見
1	おそらく

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.学生の教育に対する責任について／1.大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。】 ※(29)

No.	付 帯 意 見
1	各人のバランス(目標)を明示する。教育:研究:運営等=40:40:20etc.
2	但し、外部資金による被雇用者はこの限りにあらず。
3	研究、教育両方できる人、研究主体、教育主体のごとく分割する。両者をやる人の評価を高くする。*:大学に真に必要な人材だから。

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.学生の教育に対する責任について／2.法人化後は教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていきべきである。】 ※(30)

No.	付 帯 意 見
1	すでに実施している。

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2.アカウンタビリティについて／1.産学連携においては、企業秘密などの関係で公的なアカウンタビリティが十分確保できないことについてはある程度仕方がない。】 ※(31)

No.	付 帯 意 見
1	研究費を受け取る以上、信義は重要。

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2.アカウンタビリティについて／無回答】 ※(32)

No.	付 帯 意 見
1	日本語にして

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.企業との関係について／1.利害関係にある企業からの金銭や物品の贈与・貸付、役務の提供や供応接待等の問題には学内で厳しい処分を考える。】 ※(33)

No.	付 帯 意 見
1	国の経済対策に関与する立場の大学関係者のことを考えると厳しくあるべきです。

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.企業との関係について／2.法人化後は企業との関係が国家公務員並に規制されるわけではなく、その義務もないので、必然的にある程度規制は緩やかにする。】 ※(34)

No.	付 帯 意 見
1	しかし関係をオープンにする。

【問7 国立大学法人化後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／4.未公開株の譲り受けの問題／2.未公開株の譲り受けについての倫理規定は特に設ける必要はない。】 ※(35)

No.	付 帯 意 見
1	但し公開すべき

【 ②公・私立大学 】

回答総数：378

問	調査事項	回答数	割合			
1	(兼業時間について) 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。					
	1. 勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける ※(1)	時間/週 ※1	※2	100	26.32%	
	2. 勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける※(2)	a. 勤務時間内外それぞれ ※3	時間/週 ※(3)	その他	50	13.16%
		b. 勤務時間内外を通じて	時間/週 ※4	その他 ※5		
	3. 勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設ける	時間/週 ※6	その他 ※7	13	3.42%	
	4. 勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設けない (現在の国立大学と同じ)		※(4)	119	31.32%	
	5. 兼業時間に関する制限は設けない		※(5)	92	24.21%	
無回答			6	1.58%		
合 計(*複数回答を含む)			380	100.00%		
2	(民間等との共同研究・受託研究について) 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。					
	1. 大学の任務は高等教育と学術研究の推進にあり、共同研究や受託研究のためにそれらがおろそかになることは許されない。		※(6)	105	27.27%	
	2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるはある程度やむを得ない。		※(7)	40	10.39%	
	3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。		※(8)	80	20.78%	
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。		※(9)	142	36.88%	
	5. その他		※8	16	4.16%	
	無回答			2	0.52%	
合 計(*複数回答を含む)			385	100.00%		
3	(大学発ベンチャー*について) 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。					
	1. 大学教員がベンチャーに関与することにはそもそも疑問がある。		※(10)	38	9.79%	
	2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるはある程度やむを得ない。			67	17.27%	
	3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。		※(11)	88	22.68%	
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。		※(12)	153	39.43%	
	5. その他		※9	37	9.54%	
	無回答			5	1.29%	
合 計(*複数回答を含む)			388	100.00%		
4	(特許について) 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。					
	1. そもそも大学教員の本分は教育と論文発表にあり、特許取得のためにこれらがおろそかになることは許されない。		※(13)	66	17.01%	
	2. 日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるはある程度やむを得ない。		※(14)	71	18.30%	

問	調査事項	回答数	割合
4	3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。 ※(15)	98	25.26%
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。 ※(16)	125	32.22%
	5. その他 ※10	26	6.70%
	無回答	2	0.52%
	合計(*複数回答を含む)	388	100.00%
(産学連携全体の諸問題) 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。			
1	大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題		
	1. 大学教員自身が入札の決済ラインに入っているなど、利害関係者にあたる場合は、公正さを欠くため許されない(国家公務員並みの規制)。 ※(17)	165	43.54%
	2. 大学の運営を考えながら、国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。	169	44.59%
	3. 問題はない ※(18)	30	7.92%
	4. その他 ※11	12	3.17%
	無回答	3	0.79%
合計(*複数回答を含む)		379	100.00%
5	産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題		
	1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。 ※(19)	173	45.77%
	2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。 ※(20)	137	36.24%
	3. 問題はない ※(21)	27	7.14%
	4. その他 ※12	36	9.52%
	無回答	5	1.32%
合計		378	100.00%
3	産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する応接待の問題		
	1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。	178	46.97%
	2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい ※(22)	123	32.45%
	3. 問題はない ※(23)	31	8.18%
	4. その他 ※13	40	10.55%
	無回答	7	1.85%
合計(*複数回答を含む)		379	100.00%
4	大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題		
	1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。	218	57.52%
	2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい ※(24)	84	22.16%
	3. 問題はない ※(25)	24	6.33%
	4. その他 ※14	46	12.14%
	無回答	7	1.85%
合計(*複数回答を含む)		379	100.00%
(今後の産学連携に対する考え方) 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。			
6	将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。		
	1. そう思う ※(26)	143	37.73%
	2. そうは思わない ※(27)	203	53.56%

問	調査事項	回答数	割合	
6	1	3. その他 ※15	23 6.07%	
		無回答	10 2.64%	
		合計(*複数回答を含む)	379 100.00%	
	2	兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。		
		1. そう思う ※(28)	230	60.85%
		2. そうは思わない ※(29)	111	29.37%
		3. その他 ※16	25	6.61%
		無回答	12	3.17%
		合計	378 100.00%	
	3	特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。		
		1. そう思う ※(30)	304	80.42%
		2. そうは思わない ※(31)	54	14.29%
		3. その他 ※17	9	2.38%
		無回答	11	2.91%
		合計	378 100.00%	
	4	大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。		
		1. そう思う	299	79.10%
		2. そうは思わない	50	13.23%
		3. その他 ※18	19	5.03%
		無回答	10	2.65%
	合計	378 100.00%		
5	TLOは学内組織に位置づけて事業を行うのがよい。			
	1. そう思う	222	58.73%	
	2. そうは思わない	90	23.81%	
	3. その他 ※19	22	5.82%	
	無回答	44	11.64%	
	合計	378 100.00%		
6	貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての学内倫理規程はありますか。			
	1. 学内倫理規程はある ※(32)	60	15.79%	
	2. 学内倫理規程を準備中である ※(33)	26	6.84%	
	3. 学内倫理規程はない ※(34)	117	30.79%	
	4. 知らない ※(35)	152	40.00%	
	5. その他 ※20	10	2.63%	
	無回答	15	3.95%	
	合計(*複数回答を含む)	380 100.00%		
7	(今後の倫理問題に対する対策) 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていくべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。			
	学生の教育に対する責任について			
	1. 大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。 ※(36)	168	44.33%	
	2. 教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。 ※(37)	190	50.13%	
	3. その他 ※21	12	3.17%	
	無回答	9	2.37%	
	合計(*複数回答を含む)	379 100.00%		

問	調査事項	回答数	割合
2	アカウントビリティについて		
	1. 産学連携においては、企業秘密などの関係で公的なアカウントビリティが十分確保できないことについてはある程度仕方がない。 ※(38)	174	46.03%
	2. 大学の使命として産学連携における企業秘密よりも公的なアカウントビリティを優先する。	155	41.01%
	3. その他 ※22	29	7.67%
	無回答	20	5.29%
	合計	378	94.71%
7	企業との関係について		
	1. 利害関係にある企業からの金銭や物品の贈与・貸付、役務の提供や供給接待等の問題には学内で厳しい処分を考える。 ※(39)	130	34.30%
	2. 企業との関係が国家公務員並に規制されているわけではなく、その義務もないので、規制は国家公務員よりやや緩やかでよい。 ※(40)	203	53.56%
	3. その他 ※23	31	8.18%
	無回答	15	3.96%
	合計(*複数回答を含む)	379	100.00%
4	未公開株の譲り受けの問題		
	1. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は、国家公務員と同様に、利害関係者からのものについて禁止する。 ※(41)	255	67.28%
	2. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は特に設ける必要はない。	66	17.41%
	3. その他 ※24	37	9.76%
	無回答	21	5.54%
	合計(*複数回答を含む)	379	100.00%
8	その他、個人的にお考えの独自の倫理規定の提案等がありましたらお書きください。 ※25	77	
9	21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、知の拠点ともいえるべき大学の役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、大学が社会に向けて行っていくべきだと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。 ※26	160	
専門分野	1. 文学	4	1.1%
	2. 法学	1	0.3%
	3. 経済学	1	0.3%
	4. 理学	49	13.0%
	5. 工学	170	45.0%
	6. 農学	31	8.2%
	7. 医学	75	19.8%
	8. 複合領域	23	6.1%
	9. その他 ※27	21	5.6%
	無回答	6	1.6%
	合計(*複数回答を含む)	381	母数は378
職名	1. 教授	225	59.5%
	2. 助教授	100	26.5%
	3. 講師	36	9.5%
	4. 助手	1	0.3%
	5. その他 ※28	11	2.9%
	無回答	6	1.6%
	合計(*複数回答を含む)	379	母数は378

※1～28, ※(1)～(41)は別紙参照



【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。/1.勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける。:時間/週】

※1

No.	時間/週	回答数
1	1	1
2	1.5	2
3	2	2
4	3	1
5	4	4
6	5	7
7	6	6
8	7	1
9	8	32
10	10	11
11	12	1
12	15	2
13	16	4
14	20	1
15	30	1
16	2~4	1
17	4~6	1
18	5~6	1
19	8~16	1
合計		80

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。/1.勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける。:その他】

※2

No.	回答内容
1	下記設問のように職分を分けた場合は制限を設ける必要はないと思う。分けない場合は、教育に支障がでない~10時間/週程度。
2	勤務の実情による。また、経営側との調整による
3	時間数はともかく、現実問題として一旦兼業を始めると勤務時間に対応すべき用件が発生すると思われるので。
4	時間だけでなく規定した曜日を設ける。たとえば（水）とか
5	1日/週
6	1~2日/週
7	本務の1/5程度の時間まで
8	業績によって制限の度合いを決める
9	問2とリンクするが、職分として各々設定すべき
10	届出制・申告制
11	32時間/月
12	大学活動にマイナスとならない範囲とする
13	一日/週程度
14	最小担当時間内
15	週4日以上のお勤
16	上記以外は休日に働く

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／2.勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける。／a.勤務時間内外それぞれ：時間/週】

※3

No.	勤務時間内	勤務時間外	(時間/週)
1	2	2	
2	2	6	
3	4	10	
4	5	5	
5	5	10	
6	5	10	
7	5	15	
8	8	6	
9	8	8	
10	8	8	
11	8	10	
12	8	16	
13	8	(無回答)	
14	8	(無回答)	
15	8	本務に影響が出ない程度	
16	10	10	
17	12	12	
18	15	内外を通じて20時間/週	
19	30	(無回答)	
20	6~8	8	
21	(無回答)	7	

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。／2.勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける。／b.勤務時間内外を通じて：時間/週】

※4

No.	時間/週	備考
1	2	
2	3	
3	5	
4	6	
5	7	
6	8	40時間の2割程度と考えました
7	8	
8	8	
9	8	
10	8	
11	8	
12	8	
13	10	
14	12	
15	16	
16	16	
17	16	
18	18	
19	20	

No.	時間/週	備考
21	20	
22	24	

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。/2.勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける。/b.勤務時間内外を通じて:その他】

※5

No.	回 答 内 容
1	40時間/月
2	2日/週
3	全就業時間の2/5以内をMaxとする→時間の使い方について自己申告制で自己審査し、その結果を公表する
4	日/週とし、例えば1~2日/週

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。/3.勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設ける:時間/週】

※6

No.	時間/週	備考
1	1	
2	5	
3	5	
4	5	
5	15	
6	16	
7	16	
8	40	勤務時間(40時間/週)以上に兼業を認めるべきでない。民間との共同研究や受託研究が教員の研究テーマと一致している場合は、勤務時間内の活動を認めざるを得ない(これも兼業に当るのだろうか。)
9	1.5日	

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。/3.勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設ける:その他】

※7

No.	回 答 内 容
1	年間100時間前後
2	勤務に支障ない程度

【問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるといような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。/5.その他】

※8

No.	回 答 内 容
1	総ての大学が共研、託研を取り入れるべきあって、当然、基礎学術大学は除外。工・農など本来応用大学は、これを推進すべきこと
2	少なくとも理工系の場合、共同研究や受託研究の内容が自身の大学における研究活動と著しく異なることは殆んど無く、共同研究や受託研究を行うことで教育・研究がおろそかになることは、それ自体おかしな話であると思われる。問題点を指摘するとすれば、行っている大学の絶対数が少ない点であると思われる
3	共同研究も学術研究の一環であるべきである
4	委託制度と言えども自分の専門性の中で行っているのだから委託研究も自分本来の学術研究の中に生かすべきである。従って、この両者は抵触することなく、むしろ相補的關係に持っていくべきである

No.	回 答 内 容
5	本気で産学連携を考えるなら、現在のような教育、学術研究、産業界との共同研究という枠組み自体が意味が無いと思います
6	問題が生じない範囲で共同研究や受託研究に取り組むべきである
7	柔軟な対応としっかりした管理のもとで、調和をはかるべき
8	共同研究や受託研究に教育や学術研究をリンクさせて、その中で学生の教育を推進していく。正規のカリキュラムにあるものは論外ですが
9	4に賛成するが、期間を決めてローテーションするなどの事が必要では？
10	本人の自覚に任せるべき。民間や行政との関係が教育や研究上きわめて大きな意味を持つことがある。分けることは一律には不可であろう
11	ケースバイケースで柔軟に考えるべき
12	共同・受託研究そのものを制限してはならない。100%が共同・受託研究でも差し支えない。→研究者の活動に研究形態による制限を設けない。評価(業績・教育の実績)の成績だけで地位や給料・その他が定められるべきである。研究者の活動に研究形態による制限を設けない
13	大学の任務は高等教育と学術研究の推進にある。共同研究や受託研究がその推進に寄与するものである場合は積極的に取り組むべきである
14	全てが両立するよう、制度及び個人的努力で解決すべきである
15	学術研究よりも教育指導の時間不足、教育指導の手抜きとして現れる。教育指導の原則的ルール(大学への教育業務出勤日の規定)を明確にする
16	共同研究・受託研究を教育に活かせば両立可能で、現に小生も実施できた。この場合、位の高い研究教官が可

【問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。/5.その他】

※9

No.	回 答 内 容
1	クビ
2	応用大学ではVBが本来業務の一環であり、その経験はむしろ必要なこと。経験してどう教育できるか、空論はVBにあらざる
3	教育がおろそかにならない程度の関与であるべき
4	大学教員全員がベンチャーに対して理解を示すべきである
5	その教員には大学を退職していただくべき。もし退職しない場合は解雇すべき
6	教育はきちっとするべきだが、ベンチャーも重要である
7	ベンチャーを通じての社会貢献と大学における研究・教育がどちらが大事という議論は成立しない。どちらも大学人としてやっていかなければ、いけないと考えています
8	ベンチャー設立には積極的に対応すべきであるが、教育・研究活動に支障がきたさない様な制度を作ることが最重要課題である。基本的にはベンチャーキャピタルの導入と教員の教育活動へのへの支援、例えば非常勤講師の雇入れ費用の捻出などが考えられる
9	本気で産学連携を考えるなら、現在のような教育、学術研究、産業界との共同研究という枠組み自体が意味が無いと思います
10	1に近いが関与そのものを否定しない
11	問題が生じない範囲で大学発ベンチャー設立等に取り組むべきである
12	研究成果で起業する事は、問題とは考えない。ただ起業を目指し研究・教育がおろそかになる事は問題。
13	ベンチャーに積極的に取り組む人とそうでない人の共存を許すべきである
14	ケースバイケースであるが、到達目標を明確に設けて専念させる。後で厳正な評価を行う。
15	そもそも大学での学生数が教員に比べかなり多いので教員の余力がなくなっている現状を打開すべきである。ベンチャーに携るのはOKだが、教育・研究をおろそかにすることは許されぬ
16	3項→教育・研究と関連づける必要がある。教育・研究に反映させる
17	たとえベンチャーに参加しようが教育をおろそかにしては大学の教員ではなくなる。両方しっかり行うべき
18	上記4に近い考えであるが、私立大学では必ずしもこれができるとは考えられない
19	各自にベンチャーか大学かを選んでもらう
20	教育・学術研究がおろそかになるならベンチャーに関わるべきでない
21	4に賛成するが、期間を決めてローテーションするなどの事が必要では？

No.	回 答 内 容
22	要はバランスの問題であり、そのあたりの評価制度の確立が先決
23	ベンチャーに深く関与する教員は、他の教員とは別枠にする
24	本人の自覚による。規定を設けることは困難。教育効果に対する評価の問題であろう
25	基本的には4であるが期間設定をするべきであろう。(要審査)
26	ある種のCheckは必要
27	おろそかになるべきでない
28	但し、起業したら退職すべき
29	ケースバイケースで柔軟に考えるべき
30	大学教員としての責務を果たした上で取り組むべき
31	ベンチャー業務に忙しいことが即ち、研究・教育活動のレベルが高いものと評価されるべきである
32	教育や学術研究が疎かにならない範囲でかかわるべきである
33	ベンチャー業務に深く関わる場合は専任教員を辞める客員教員etcへ移籍
34	ベンチャーに重点を置いたら退職してでも行うべき
35	3. の精神に基づき、マネージメント事務処理等の環境も整える
36	両方の活動が成り立たなければ、一方を非常勤・休職など、常勤と異なる勤務形態(給与減額)の規程を作る
37	働く時間によって給与の決定を行うシステムを作る

【問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。/5.その他】

※10

No.	回 答 内 容
1	応用大学ではVBが本来業務の一環であり、その経験はむしろ必要なこと。経験してどう教育できるか、空論はVBにあらざる
2	特許取得に対しても教員全体が関心を持つべきであり、職分として分けることは反対である
3	教育と特許取得の両方が必要である
4	学術研究延長上にある産学連携を考えるので(大学教員の立場から)特許取得に重きを置くことには反対。1の意見に近い
5	特許を取る事が社会貢献ならば、問3と同じ考えです
6	大学内における特許取得支援組織の設立(リエゾンオフィス)などを通じて、教員の負担を軽減すれば問題ないと思われる
7	社会貢献(産とのつながり)＝特許という上記設問に疑問を覚えます。知的財産は重要です
8	問題が生じない範囲で特許取得等に取組むべきである
9	ケースバイケースであるが、到達目標を明確に設けて専念させる。後で厳正な評価を行う。
10	1で、論文発表→研究 におきかえるべき
11	3項→教育・研究と関連づけ、教育・研究に反映させる
12	発明をすれば、それを論文に仕上げるべき。これで学術研究としての形をつくることができる。特許取得でも同じ、取得後にそれを使った論文が書けるはず
13	上記4に近い考えであるが、私立大学では必ずしもこれができるとは考えられない
14	4に賛成するが、期間を決めてローテーションするなどの事が必要では？
15	要はバランスの問題であり、そのあたりの評価制度の確立が先決
16	特許と学術上の業績とは矛盾がある
17	特許取得は学術研究の過程で自然発生的に生じるもので、それに熱心になるとは言い難い
18	本人の自覚による。規定を設けることは困難。教育効果に対する評価の問題であろう
19	基本的には4であるが期間設定をするべきであろう。(要審査)
20	両立すべしである
21	個人の認識による。一般論を行なうものではない
22	ケースバイケースで柔軟に考えるべき
23	発明/特許取得と学術研究とが相反事項になるであろうか？
24	特許取得は研究活動の成果・結果であって、表面的には「その熱心なあまり……」となっても何の問題もない
25	3. の精神に基づき、特許申請業務サポート、管理などの整備を行う
26	ベンチャーのケースと同様、本務の活動が低下すればそれに応じた勤務形態を変えることが出来るようにする

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.大学教員が産学連携に参与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題／4.その他】

※11

No.	回 答 内 容
1	倫理の問題。規制には疑問
2	特別な計らいを望むようでは連携できない
3	職務を利用した特別な計らいは、厳禁である。モラルの確立を望む
4	大学への報告義務と大学による判断による
5	私立大学の自己規制を原則とするべきである
6	2に近いが各施設等で規定するもの1つである
7	わからない
8	学術的財産には当然よい。インサイダー的行為は禁止
9	全ての情報を公開し、社会の評価に任せる
10	内容、程度による
11	公開すること。特定の学説に基づく誤った方針を支持したケースが多い。薬害・環境等社会問題の解決を遅らせる政策の背景に学者がいる

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2.産学連携に参与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題／4.その他】

※12

No.	回 答 内 容
1	倫理の問題。規制には疑問
2	連携は自らの業務の一環であり、金銭、物品、供給、株など手にするなど考えられない。これらを望むなら連携に係るべきでない。但し、お茶とか昼食、夕食など常識の程度なら必要である。のど渇いては話せないし腹減っては仕事もできないから
3	大学等が監理会社を作り、オープンでおこなうべき
4	本来もらわないのが一般的常識ではないか
5	仕事に対する対価を受けているならば、それ以外はことわるべき
6	個人への贈与は許されない
7	それが正当なものであれば問題ない。例えば、研究成果の報酬のようなもの、それ以外は、何故そのような事をする必要があるのか
8	大学への報告義務と大学による判断による
9	金銭は大学での研究費とすべきである。(個人に支払うのはやめた方がよい)
10	罰則
11	教員個人への贈与には疑問あり。大学への寄付や大学を通じた教員への研究費助成とし、情報開示が必要
12	私立大学の自己規制を原則とするべきである
13	2に近いが各施設等で規定するもの1つである
14	教員個人への金銭・物品の供与等の受け取りは不適切であり、避けるべきである
15	利害関係者というのがよくわかりません
16	利害の基準は個人によって異なるので一斉控えるべきだと思う
17	厳しく規制すべき
18	基本的には全て不可(それくらいの気持ちを持たないといけない)、もし必要なら正式に企業等の役員等を兼職すべき
19	全てことわるべきである
20	難しい問題で判断に苦しむ
21	わからない
22	贈与は独立行政法人化すれば問題はない
23	国際水準に合わせた国家公務員並みの規制が必要

No.	回 答 内 容
24	許されない
25	問題あり
26	全ての情報を公開し、社会の評価に任せる
27	問題あり
28	金銭に関しては奨励寄付金制度で行うべきである
29	避けるべき
30	産学連携の契約にその大学教員の報酬や賞金配分額を明確にしておき、それに従う事が大切。大学としての規制は不要
31	内容、程度による
32	利害関係に関わらず、理由のない金銭等の贈与は好ましくない
33	受けるべきではない
34	具体的にどのような状況を指すのかよくわからない
35	私立なら問題なし

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題／4.その他】

※13

No.	回 答 内 容
1	倫理の問題。規制には疑問
2	供応接待はあるべきではない
3	私個人としては望まない
4	仕事に対する対価を受けているならば、それ以外はことわるべき
5	個人への接待は許されない
6	元来接待などやるべきでない
7	接待は原則禁止した方がよい
8	罰則
9	禁止
10	私立大学の自己規制を原則とするべきである
11	2に近いが各施設等で規定するのも1つである
12	供応接待:こんな時間はない。自分で払ったら良い
13	不適切
14	禁止すべき
15	利害の基準は個人によって異なるので一斉控えるべきだと思う
16	厳しく規制すべき
17	基本的には1だが、なるべく避けた方がよい
18	全てことわるべきである
19	難しい問題で判断に苦しむ。程度の問題で。
20	わからない
21	供応接待が必要ない
22	国際水準に合わせた国家公務員並みの規制が必要
23	産学連携の場合は、企業と大学教員との間には利害関係は必ずある。従って、接待の程度によると考える
24	供応接待がなければ研究できないなどという事はありえないので原則として禁止すべきである
25	問題あり
26	上の4、に同じ
27	問題あり
28	規制すべきである
29	ダメ
30	避けるべき

No.	回 答 内 容
31	供応接待は不明朗であり、受けてはならない。全て契約書に基づいて報酬を受け、それは公表されるべきである
32	内容、程度による
33	理由の無い供応接待は好ましくない
34	打ち合わせや情報交換で一定金額内の会食程度は容認すべきと思うが、"供応接待"が利得目的であれば許されない
35	今時供応接待を喜ぶ人間がいるとは思えられない。本当は健康の面で時間の面でも迷惑なのではないか？
36	受けるべきではない
37	具体的にどのような状況を指すのかよくわからない
38	私立なら問題なし

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／4.大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題／4.その他】

※14

No.	回 答 内 容
1	倫理の問題。規制には疑問
2	厳禁にする(個人の場合)、会社組織でオープンにして管理すべき
3	自分の起こした会社なら良いが、一般的に贈与はありえないのでは
4	仕事に対する対価を受けているならば、それ以外はことわるべき
5	基本的に大学の管理下におくべきである。個人への還元は大学で規定を設けるべきである
6	これも禁止した方がよい
7	罰則
8	状況によっては異なるのでは
9	私立大学の自己規制を原則とするべきである
10	2に近いが各施設等で規定するのも1つである
11	不適切
12	禁止すべき
13	利害の基準は個人によって異なるので一斉控えるべきだと思う
14	厳しく規制すべき
15	これは厳に慎むべきである
16	正規の(兼業)役職員としてなら良いが、そうでないなら不可
17	全てことわるべきである
18	ある種のガイドラインの下でなら反対ではない
19	わからない
20	独立行政法人化後であれば問題ない
21	国際水準に合わせた国家公務員並みの規制が必要
22	あってはならない
23	上記と同様、研究の遂行には関係ないので、原則として禁止すべきである
24	問題あり
25	おかしい
26	上の4、に同じ
27	問題あり
28	規制すべきである
29	ダメ
30	避けるべき
31	あってはならない。
32	契約書にそのことが明記されていれば差し支えない。当然、株価の時価で課税される
33	問題あり。株というのはその企業の運営に関するものだから、研究等の事業の一部に連携するという程度を超えるのではないか



No.	回 答 内 容
34	問題あり
35	内容、程度による
36	インサイダー取引に問題あり
37	問5全般に関わるのですが、公に説明できるものであれば、良いと思いますが
38	未公開株の譲渡は許されない
39	よくない
40	受けるべきではない
41	いかにも問題がありそうだ
42	私立なら問題なし

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／1.将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。／3.その他】

※15

No.	回 答 内 容
1	一律に決められないのでは？
2	外部資金が調達可能な分野は、そのようにすればよい。調達不可能な基礎研究は国家、団体の補助が必要
3	研究費のみ外部より
4	体制が整うまで無理である
5	学問・研究の領域により異なる
6	その場合は、教員数を増加して対学生数比を大きくする必要がある
7	実現上、難しい問題がありそうよく分からない
8	全体として望ましくない。例外的には認めてもよい
9	基礎研究で外部資金が配分されるならば?1”でよい
10	基礎分野と応用分野によって違ってよい
11	そう望みたくないが、そのような環境になった場合はやむをえない
12	研究費はOK
13	アメリカモデルをまねする必要なし
14	職分によって扱いが異なる
15	体制が整うまでは無理である
16	期間を決めて職分を分けて、該当する人は1.
17	ケースによる
18	その大学がどのような知を生産するかによる
19	現在の国家財政の状況如何によってはアメリカ並みとなる
20	現状ではそうは思わない。環境整備に依存する

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／2.兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。／3.その他】

※16

No.	回 答 内 容
1	?大幅”にでなく“多少”
2	各人の能力に応じて兼職、兼業は、本務に影響のない場合に認めるべき
3	新しい身分制度の確立が必要
4	徐々に緩和していく
5	制度を整えば緩和してもよい
6	最初から大幅にではなく段階的に緩和していく
7	連携するならばそれは本来、業務の一つであり兼務・兼業にならないのではないか
8	勤務時間外なら原則OK
9	ある程度の規則は必要

No.	回 答 内 容
10	限度を定めるべきである
11	ほどほどに緩和する
12	大幅にという事は賛成できない
13	そういう選択があってもよいと思う
14	教員のあり方の多様性を認める方向
15	兼職・兼業による本業の不足分を減給にすれば、緩和に賛成
16	そう思うがあくまでも大学教員としての責務は果たすべき
17	職分を選択してもらい、その人は1.
18	大学教員の本務(教育と研究)に支障をきたさない程度
19	本業が疎かにならないようにする
20	兼職兼業の緩和方向には賛成だが、その場合の費用負担は割り切るべきである(大学からの給与は兼職比で削減等)
21	本来の教員、学術研究が疎かにならない範囲でかかわるべき
22	大幅というのはどれくらいか選択の自由は必要
23	大学の構造改革なしに緩和をするのは避けるべき
24	勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設けない(現在の国立大学と同じ)。
25	程度による
26	兼職の割合によって給与を決定する

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／3.特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。／3.その他】

※17

No.	回 答 内 容
1	評価の見直しは必要だが、特許のみでなく、その他の業務に対してもバランス良く評価する仕組みが必要
2	教員評価の項目の1つであってもよい。これだけではおかし
3	ある程度必要
4	メリットがあるなら、自分でやるでしょう
5	◇特許の帰属は発明者にあるので大学が特に評価すべきものではない。◇大学が出願人となる場合には応分の評価をすべきである
6	共同研究の契約書に明記されたものに従うこと。完全に自由化すること
7	申請所有権、維持管理運営体制を先行させるべきである

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／4.大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。／3.その他】

※18

No.	回 答 内 容
1	応用指向でない部分も重視していくことが大学の使命
2	一面では評価しえるが、全てが目指すべきものではない
3	教育に支障ない限り問題ない。もし支障があるなら全く考えを改めて、大学の中を研究と教育の住み分けをするしかない
4	程度による
5	大学発というより地域の企業とタイアップした形がよいと思う
6	ある程度必要
7	ケースバイケースと思われる
8	必要悪として認めざるを得ない。一丸となることには反対
9	学術の純粋さが確保できた後は、思う
10	良くわからない
11	時流であり、やむ終えない

No.	回 答 内 容
12	大学法人の価値判断に任せれば良い
13	それがなければ社会における大学ではない
14	一部の大学がそうする事は良いと思う
15	大切だがそればかりではないだろう

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／5.TLOは学内組織に位置づけて事業を行うのがよい。／3.その他】

※19

No.	回 答 内 容
1	TLOとは何ですか？
2	事業までは疑問
3	お尋ねの意を解せず不答
4	教育とはっきり切り離されるならば、どちらでもよい
5	学内だけでなく大学のある周辺地域も含めた形があってもよい
6	1、2の間
7	個々の大学に整備するのではなく、地域のセンターとして位置づけては
8	よく分からない
9	学内組織が理想だが私立大学の場合、資金的な環境が充分でない場合が多く実現は難しい。共同体的な組織が現実的では
10	TLOの意味が解りません
11	どちらでもよい
12	TLO？
13	現実に機能するか疑問
14	よくわからない
15	学内組織は余計なオーバーヘッドになるのではないか心配
16	TLO不明
17	TLOって何ですか？
18	TLO？
19	TLOの意味が分からない
20	？
21	？
22	良くわからない
23	共同組織として位置付ける
24	どちらでも良い。大学法人の価値判断に任せれば良い
25	TLOの意味が解りません
26	諸般の状況に応じて対応することが望ましい
27	分かりません
28	ケースバイケースで基準を設けて選択する

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／6.貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての学内倫理規程はありますか。／5.その他】

※20

No.	回 答 内 容
1	大学を離れている
2	現在作成中
3	物品の定義がわからない。研究用薬品、装置ならよい
4	公務員法の適用を受ける
5	公務員法
6	知らないがなと思う
7	倫理規定はないが、全て大学企画室を経由しない限り産学連携は行うことが出来ない
8	おそらく(市立なので)市の規定を順当しているのではないか
9	倫理全体の規定は無いが個々の分野ごとの規定は設けられている
10	今後検討していくことになると思う

【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。  
／1.学生の教育に対する責任について／3.その他】

※21

No.	回 答 内 容
1	倫理問題でどう係るか解せない
2	基本的には1であるが、ある特定期間は2の扱いも必要と思われる
3	教育と研究は区分できない。事業化の可能性をもつ研究にも教育効果をもつものもある
4	倫理問題とは何か？ 教育は大学の使命であり本来倫理問題を越えたものである
5	教育を教員個人に任せるのではなく、組織的に取り組むことも重要である。また、教育システム、教育手法、教育効果などの研究も立派な研究成果として評価する風土を育てるべき
6	設問と回答選択が対応しない？
7	1, 2両方の形態があっても良いと思う
8	基本的には2であるが期間を設定すべきでしょう
9	バランスよくできる人はバランスよく。できない人は専念
10	研究と教育を相反するものと考えerことは誤りである
11	1に近いが分業は進められない。多少バランスが崩れても双方負担すべきである
12	制度の整備と個人の努力で教育・研究・連携のバランスをとる

【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。  
／2.アカウンタビリティについて／3.その他】

※22

No.	回 答 内 容
1	これは難しいので今のところ答えられない
2	企業と大学(教員)とで取り扱い方を明記すべきである
3	はじめにしっかりとした契約を結んでおく
4	ケースバイケースで一律には答えられません
5	アカウンタビリティとは何か？ カタカナ語で言っても通じない。日本語で説明して欲しい
6	大学としては企業秘密等はつかんでおく必要があるが、公表等については一律の規定では無理ではないか
7	アカウンタビリティとは何ですか？
8	ルールを設けるべき
9	1か2か判断に迷う
10	ルールを作る必要あり
11	判断できず
12	企業秘密はいつまでも維持できるものでない(まねが出る)ので企業も論文、特許によりプライオリティを確保することで研究のアカウンタビリティが保てる
13	産学連携では企業秘密は遵守するべきである
14	意味不明
15	内容によってどちらとも言えない
16	問の趣旨よく理解できず、回答できない
17	連携に際し論文発表の自由の確保が必要
18	ケースバイケース
19	アメリカにおいて大学でも国家戦略に反する問題に対して刑事問題となったことも考えるべきである
20	ケースバイケース
21	よく分からない
22	企業秘密と公的なアカウンタビリティは対立するものではないと思うのですが
23	基準づくりと個人の判断で行う
24	これは難しい。重要な研究ほど1になる
25	産学連携に適した形の情報公開の有り方を議論すべき
26	ケースバイケースで

【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いませんか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。  
 ／3.企業との関係について／3.その他】

※23

No.	回 答 内 容
1	交通費など必要経費は受けるべきで、それ以上のものという意味なら、このような人物は企業と関係もたないようにすべきだ
2	関与する必要ない
3	国立大学の教員は国家公務員であるはずである
4	制度は内規に従う
5	正当な報酬として取り決めにあらかじめしておくべきである。その他の贈与に関しては、企業がもつ倫理に従うのも一つの方法である。企業の持つ倫理は何か教えて欲しい
6	企業と大学との間に緊張関係がなければならない
7	大学内の企業との接触・交渉窓口を設置し、関連情報や資料の整備、公開を義務付ける
8	ルールがあれば良い
9	社会通念に照し合せ、ケースバイケースで判断すれば良い
10	1と同様であるが、大学と企業で話し合いして規定をつくれればよい
11	一般常識的範囲で
12	大学の形態と関連するので、現状では答えられない
13	金銭や物品の贈与と上にあるが、当然受けるべき謝金が充分あれば、贈与など起きないのではないか。むしろ企業が少ない謝金で問題を解決しようとして贈与が起きると考える。従って、?倫理的観点”の厳密な定義が必要と思う
14	一律に規制すると副作用があるかもしれない
15	ある種のガイドラインの下で、行なわれるべきと思う
16	個人宛でなければ、できるだけ緩やかにすべき
17	場合による
18	今後、独立法人化に移行すれば、2に準じて緩やかな規制となろう
19	グローバルスタンダードに合わせるしかない
20	物品の貸付や役務の提供問題なしとする。供応接待等、研究の遂行に関係ないものは厳しい処分を考える
21	全ての情報を公開し、社会の評価に任せる
22	私的な関係を無くす
23	研究と位置づけられる事に対する報酬は構わないが、供応接待贈与は好ましくない
24	貢献度に見合った対価は当然である(但し、大学を肩書きにした対価は大学の収入とし、本人へは大学から出す)
25	大学内の準則に従う
26	特許取得は研究活動の成果・結果であって、表面的には「その熱心なあまり……」となっても何の問題もない
27	どの程度のことを規定しているのか不明
28	公に説明できるものであれば、良いと思いますが
29	何らかの規制は決めておくべき
30	地方公務員として規制されている
31	case by case 但し一定の基準は設けるべきである

【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いませんか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。  
 ／4.未公開株の譲り受けの問題／3.その他】

※24

No.	回 答 内 容
1	応用大学ではVBが本来業務の一環であり、その経験はむしろ必要なこと。経験してどう教育できるか、空論はVBにあら
2	ある程度の常識的な規定はあるだろう
3	制度は内規に従う
4	国家公務員より緩やかな倫理規定を設定する
5	この問題について更なる検討を要する
6	未公開株の譲り受けと贈与の関係がわからない
7	1と2の中間、幾分緩い倫理規定は必要

No.	回 答 内 容
8	自分で買うなどする
9	社会通念に照し社会的公正さがある場合は禁止
10	不適切
11	未公開株の授受は研究とは全く無関係なものとする。企業が下心があるから、極く少ない謝金で、ごまかそうとするのではないか。絶対にもらうべきではない。もっと研究に対する正当な評価がなされれば、?倫理”も解決すると思う
12	全て禁止する
13	ベンチャーをする以上、未公開株の取得は創業者利得として当然である
14	場合による
15	1ほど厳格である必要はないが、2では困る
16	前項と同様、独立法人化に伴って変化する
17	グローバルスタンダードに合わせるしかない
18	企業との関係が国家公務員並に規制されているわけではなく、その義務もないので、規制は国家公務員よりやや緩やかでよい。
19	この問題についてはもっと検討する必要がある
20	全ての情報を公開し、社会の評価に任せる
21	大学教員たるものは、株などで金儲けを考えるべきではない。その様なことを考えていると、本務に支障をきたし、大学本来の使命が果たせなくなる
22	未公開株も一定の評価を行い、然るべく申告すれば特に禁止する必要はない
23	株を持つ必要があるのか？
24	契約書にそのことが明記されていれば差し支えない。当然、株価の時価で課税される
25	解らない
26	大学での規定を作るべきである
27	インサイダー取引に問題あり
28	公に説明できるものであれば、良いと思えますが
29	未公開株の譲渡は全面的に禁止する
30	2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。
31	未公開株の譲り受け制度そのものが不明瞭である
32	教育本人の貢献によって決定すれば良い

【問8 その他、個人的にお考えの独自の倫理規定の提案等がありましたらお書きください。】

※25

No.	回 答 内 容
1	私学の場合、直接受益者は学生であり、いずれの行動も学生に不利益にならない事も最も大切な判断基準となる
2	規則規則では日本は取り残される
3	保証された給与と研究費によって教育と研究の職務分担を図る。研究職にかかる成果は、大学へ還元されるべきである。そのことによって基礎教育と基礎研究とが保証され、大学経営が成り立つ。従って、産学連携やベンチャービジネスにおける教員の成功は全てが個人に帰するものではない。これを許せば大学は成立せず。学生の基礎教育は崩壊する
4	企業から必要経費以上のものを受け取るなら、大学の公的窓口を通せばよく、規定を必要とするようなら連携など止めたほうがよい
5	特に倫理規定を設けなくても自然と落ち着くところに落ち着かず。最初から規定を設けるのではなく、その落ち着く過程を経験することが重要である気がする
6	企業等からの金銭や物品は全て大学に入り、その分、処遇や報奨金等で研究費や私的所得に反映する制度を作る
7	「倫理」を議論する以前に、日本の大学(国公立を問わず)で早急に行わなくてはならないことは、各大学教員の任務、責務、労働時間等を明確にして、ある人のどれだけの仕事について、どれだけの給与が支払われているかを明らかにすることである。このことがなければ、大学教員の兼業についての議論は成立し得ない
8	欧米の倫理の基本には、資本主義を許す「神の見えざる手」のようなキリスト教の発想がある。日本も国民の宗教心、倫理観が確立されないと、規定ばかり決めても画餅となる。(→東電の原発事故隠し、東京女子医大のデータ改ざんなど枚挙にしているではないか)札幌農業校のクラーク博士の唯一の規定は、?Be gentleman”であった
9	倫理規定は本来精神的な面が強い。行き着く所は、明文化し裁判になっても通るルールである必要がある。但し、大学人としては個人に帰する所が大きいので、金額、内容等について、取り決めることが良いとは思わない

No.	回 答 内 容
10	倫理は個々の価値感に基づいて各人が自ら、自主的自由に決めることであり、それに対する公的な介入は許されない
11	大学教育は多様あり、時代の変化に対応すべきであり、特に実学としての教育こそ、今後の課題でありましょう。学生の職能する基礎教育の強化が必要であり企業との倫理問題は、それなりのルール作りが急務と考えます
12	産学共同などの活動に先立ち、学内倫理規定の判定を義務づける必要があると思う
13	今、日本で産学連携がアメリカ並に育つか否かの岐路にある。また、国の将来がそれにかかっていると言ってよい。こういう場合、従来の慣習や価値観に拘束されているのは結局、お茶を濁した程度の事はできない。大学教員は教育の義務(質・量)にきちんと責任を持つ事は絶対であるが、研究に関しては評価、処遇を含め思い切って自由化すべきであると思う。それによって活力が生じる
14	公正な倫理規定を設けることが大事であろう
15	大学が独立行政法人として企業と連携を行うなら企業間の倫理規定とも言えるものである。おそらく贈与等表だつてはないはずである。本来すべきでない
16	色々なケースが起るだろうから、しっかりした管理機構をつくり実態をしっかりつかんでおく必要があるだろう。この機構が厳正に処分・報償等の規定を作り、それを厳格に実施できるようにする
17	現在の多くの大学では教員数/学生数の比が小さく、教員の余力があまり残っていないのが普通である。この現状でベンチャーさせると、その教員はどうしても研究・教育がおろそかになると思う。まず、教員の給与を減らしてもよから教員数を増やす必要がある
18	国立大学が独法化に向けて大きく変化しているので、大学教員の職務分担を個人により研究あるいは教育に程度差をつけることを前提にして、産学協同研究を実施するにあたっては、その成果を十分に評価できる制度を構築すべきと考えています。この点から考えれば、大学人個人に多少の利益があるような形にすべきと考えています
19	産学連携に関した倫理規定を考えていないが、技術者倫理規定教育は重要であると思う
20	教育・学術研究、産業界等の関連の研究を行う教員を職分として分けると同時に、それぞれの給料の母体も分けるべきである。又、それぞれの割合に応じて各個人に明確にすべきである。それが「あいまい」であると如何なる方策も「なき」に等しい
21	学術研究をあまりに純粹に考えていないか？ もっと現実問題に対しての研究を評価すべきである。一旦、企業との付き合いが始まれば今までは比較にならないほどの様々な問題が生じる。それを覚悟しなければ産学共同に行なえない。いずれにしても教育を忘れないことが重要では、
22	大学間で情報を出し合い、倫理について大枠をつくるべき
23	1.ケースバイケースの問題が多いように考えます。先ずは実状調査が必要と思います。こういうアンケートも実態がどうなっているかの情報をつけて頂くと考え易い。それを踏まえないで規定をつくると困った現象が起きる可能性がある。2.規定をつくって、その結果オーバーヘッドが増えるのは困ります
24	努力に対するそれ相応の報酬を受けるのは差し支えない。ただし、社会通念に照し、明らかに不公正な利益供与に対しては厳しく禁止すべきである。その辺の区別がはっきりできるような倫理規定はあつて然るべきと考える
25	問6に関するが、企業出資の講座を設ける。又は、各関連講座に企業出資の役職を設ける等、行なっていくのも1つである。倫理規定は、そのために大学と企業のその時に決めておく。(現状は大学の規定に準じている)
26	大学の研究には企業にとって、役に立たないものが多いと考えるが、役に立つ研究にはもっと沢山研究費を支払うべきだ。従って、教員も役に立たない研究には研究費が無くなくなることを十分承知すべきである。しかし、日本では本当の基礎研究に研究費が回って来ないのが現状ではないか？ 少し的をはずれたかも知れないが、倫理規定なるものは、もっと産学連携をクールに考えれば問題なく成り立つと思うが
27	問2～4について、産学連携に専念し、教育(・研究(?))に貢献出来ない場合は、その分を大学等に寄付等の形で還元する必要があると思う。また、これらの評価システム(教育・研究)とその対価を明確に規定する必要があると思う
28	教育者としての立場に影響を及ぼすことがないようにすることが重要と考える。産学連携に関わる利害関係に限定するだけでは不十分な場合があるのでとは考えるので独自の(国家公務員でない)規定を考えたい
29	私学の場合、特色があつてよい。「特定企業と連携のある大学」があつてよい。それを規制すべきでない
30	兼職を緩和した上で、それぞれの職務における責任を明確にすればよい。要は大学教員だけの身分で、ごちゃごちゃするのが良くない
31	倫理に関する講習が必要かもしれない
32	残念ながら、あまり考えたり討論した事がなく、何も提案ありません
33	大学の任務は高等教育と学術研究の推進による人材養成である。ところが、最近では人材養成どころか設立者への貢献、特に地域社会への貢献を第一に上げているが、これは誤った考えだと思う。地域社会が求める共同研究や受託研究だけでは優れた人材は育たない。特にノーベル賞級では、独自性のある発想から新規の発明が生まれるので、型にはまった研究テーマ(社会貢献のみ考えたテーマなど)では一種のルーチンワークになってしまう。種々の研究テーマに研究費が付くようにすべきである
34	全大学一括でない方がよい。各大学それぞれ特徴ある規則をもつべき
35	大学が独立法人になった時には、上記の形態と異なる取扱もあるものと思われるが、その時点ではアンケートはどうなるのでしょうか？
36	私学には2つの顔がある。1つは、給与、研究の大部分を学生の授業料から得ていることである。この点から教員は最重要と考える。2つは、大学の宣伝に寄与することである。新聞、TVなどマスメディアを含めて社会との接点を増すことにある。これらを1人の教員が行なうのは相当に大変である。学外で研究費が得られる教員(給与も含めて)と学内で教育を行なう教員とは、ある程度分けざるを得ないと思われる。-倫理規定ではないが、

No.	回答内容
37	あまりに厳しい規制を設けると産学連携はありえなくなると考えます
38	大学は教育が第一義的に重要である。?教育”、?学生”への不利益となるようなことがあってはならない。倫理規定は、この点にてらして策定する
39	倫理規定(行動規範)の内容はともかく、それを決定するプロセスに?社会的コンセンサス”を作り上げる努力と常にReviewすることが必要と考えます
40	特にはないが、教育と研究を同時にハイレベルで行なうことは非常に難しい。分業制度を導入すべきと考える
41	倫理規定を定めることが先か? 行動倫理について議論することが先か? 誰でもが納得する内容だからこそ倫理規定になりうる。?常識的な線はこの当りでしょう”というコンセンサス無しに倫理規定を作るのは無駄
42	企業側はあくまでも研究費の助成という形で大学を援助すべき。その他の報酬は、企業側できちんとした規則を設ければよく、曖昧さが残るから問題となる。成果を上げている研究者には、きちんとした形で金銭の贈与(能力給)があっても問題ないと考え
43	学生に胸を張って言えるような倫理基準を作るには、いくつか作って見てそれらを施行して見てという時間が必要な気がする。個人的には大学での研究が当初から商業的利益を目的としたものになるような仕組みには反対です
44	各大学で決めればよろしい。それに従うべき
45	国公立大は税金、私大は授業料等が主となって研究成果→企業との連携となることを考えれば、ある程度の規定は必要である
46	この問題は国公立と私立大では立場、考え方がかなり異なると思われる。両者は分けて考える必要がある
47	研究と教育を職分して個々の専門家を作ることが重要と考えるが、今の価値観は研究>教育であるため、この価値観を崩して研究=教育となるかどうか最大のポイントであると考え
48	大学教員を2~3種類にエントリーしてもらい、最低その期間(3~5年)はそれに専念してもらおう。A研究・授業(従来並)・・・日本並B研究と産学半々・・・欧州並C産学中心・・・米国並、 国立大学教員は税金(公務員と同等)を受けている以上、一私企業に便宜を図ってはいけないと思う
49	物づくりの具体的作業場は東南アジア・中国に移っています。日本が(と強調する必要もありませんが)今もっとも考えるべき事は、新しい、ないし技術革新(環境も原子力も含め)を産官学がゴッパになって(垣根を掃って)考え、進める時ではないかと思う。そのために大学や企業や独法人のあり方が少しずつ変容することはないかと思えます。もちろん一定の倫理は必要ですが、要は全体として個人がもっとも活動し易い形体にしていくことではないかと思えます。初めから枠をはめるのではなく
50	企業と全くの一線を画して仕事は出来ないと思う。大学の倫理、企業の倫理、たぶん違いが大きい。でも国民の考えは双方に対して同じだと思う。この辺の整理と説得できる内容のものを考える必要があります
51	兼業など窓口を大学と一本化し、個人と企業との繋がりを無くす必要がある。大学と企業との契約の元に、大学教員が仕事をすべきである
52	大学から発信した技術や情報はこれまで産業界では軽視してきた。倫理規定を決めるより、積極的に産学連携が進む仕組みの確立が急務と考える。倫理規定はおのずと自然発生的に落とし所が決まってくる
53	大学と産学官の倫理も大事かもしれませんが、その時の生命倫理・宗教倫理等研究を公正に行っているかも大事だと思います。今後ES細胞遺伝子組み換え等での倫理等研究自身が問われると思います
54	内部告発の制度(告発者の保護を含む)と第三者による審査と公表
55	提案は特にありません。私の個人的な考えは、倫理規定を現在より厳しくする必要はなく、発展を考えた場合、基本的には研究者のモラルに任せるべきである。従って人事の際にはこの点も審査を厳しくする必要があります
56	倫理については大学人としての社会性から共有できるものの確立を目指して議論していける公共機関の設立が望ましい
57	大学本来の教育や研究を阻害したりするような産学連携はダメ。逆に矛盾しない産学連携はOK
58	まだ具体的なことは考えておりません。言える事は、大学の使命は教育と研究を車の両輪として、有為な人材を世に送り出すことである。また、利害関係にとらわれることなく、世の中を正しい方向に導くこと。研究成果が結果的に金儲けに繋がるのは良いが、最初から利益を生むための研究をすべきではない。その様な教員が増えると大学はダメになる。
59	いつでもopenに出来るようにすることを義務付ける
60	産学連携における研究の内容について何でもよいというのではなく、ある程度の公共性、社会への還元性を担保できないでしょうか
61	何事も教育・学術研究が疎かにならぬ範囲内であれば容認して良い
62	”産学連携”は大学側の知的財産を企業が活用する場合と、大学側が自ら企業活動するために企業に支援を仰ぐ場合の両面が考えられるが、共に利害に絡む活動である。調査の金銭のやり取りは当然であり、産学連携を活性化するには上のような点についての倫理限定は不要と考えます。但し、学生の授業料から給与を得ている場合、教育を犠牲にした活動はすべきではないと考えます。
63	◇契約を細かく具体的に締結しそれを学内、学外両方向に公開すること◇倫理規定は契約に反する事実がある時に審査し、罰則を適用する◇契約の内容については、最大限、自由なものにする



No.	回 答 内 容
64	提案ではありませんが、私のやった研究は特許というものには該当しないが、世界でも新しい考え方や方法を3件発見し、日本人が発見発表したのだと世界に発表し、誇りに思っている。このような発見・発表は倫理規定はあるかどうか難しいと思う。それを秘密にしてある企業や個人の人に教えるのかとか、公開するとかが倫理なのでしょうか？私のやった研究は特許ではないが、特許でない研究者の多いことを理解して欲しい。とすると、特許でない研究をしている私には、このアンケートに答える資格はないか？
65	情報公開
66	大学は中立・公正であるべきで、教育・研究を通じて学生を指導していくことを第一とすることが国益になる。目先の利益・経済性のために、研究を遂行することは中・長期的には国益とはならない。やはり最後は大学職員が人間性の発展を中心に据えて、教育・研究を遂行すべきである。現在の大学改革には人間教育の発想はなく、利益・経済のためだけにある
67	現今の国家財政、経済の中で、国立大といえども存続を危惧せざるを得ない現状である。また、後進国の台頭の時代に何時までも物まね大学でなく創造的研究成果の社会への還元され、知の価値が正しく評価されることを考えねばならない
68	教員の能力、個性に依存する問題であり、社会的に平均的なモデルで全体を規制すべきではない
69	社会的な常識の範囲においては特別の規定の適用は不要と考える
70	とにかく規定を作って、事業を推進すべきである
71	インサイダー取引を招くような情報提供は原則禁止する
72	誤った学説に基づき、誤った政策を支持しているケース、政治・政策と結びついた結果がもたらす災厄が多すぎる。学術研究と教育の区分が分からない・分けられない状況は今後も続く。管理運営者(学長・理事長)の兼務禁止と出勤日数・時間を一般教員職員の水準を確保することが先決と思う。(管理責任者が管理・支援していない状況が"いい加減さ"を生み出している)
73	大学外部からの依頼研究・依頼分析などは研究者の業績に反映しないと思われる場合、これを拒否するのが研究者の立場です。欧米ではその様な研究費・分析費の一部(5~10%)を研究者に対する報酬(honorarium)として支払うのが当たり前で、そのためにいやな依頼も引き受けるのですが、我国では報酬の制度が一般化されていないので、いけば「ただ働き」の状態です。産学連携の研究・分析などを促進するには「honorarium制度」を一般化するべきである
74	倫理観は個人により差異があり、また時代によっても変わるもの。厳しく押し付け的な規定はどうか。
75	常に本人がある事業にどれだけ貢献したかの程度によって給与等全てが決定されるべきである。企業よりの活動が多ければ、公務員としての給与は減少されるべきである
76	大学・企業・官界ともに要は「人」の問題である。各領域で「人づくり」に徹したいものである
77	大学教員の産学連携への関わりにおいてはあくまで「公益に資する」という条件が第一に置かれるべきで、単なる私利の極大化を図る手段であってはならない。(その様な活動は純粋に私企業人として行うべきである)こうした方向性が維持される限りにおいて、関連諸規則・法規は出来るだけ自由度の高いものであることが望ましい

**【問9 21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、知の拠点ともいえるべき大学の役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、大学が社会に向けて行っていくべきと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。】**

※26

No.	回 答 内 容
1	私立大学では、教育に関連した(担当)時間が多く、質問内容は理解できるが、それを実行に移すことが難しい。又はこれに加えて、事務的処理時間、会議等に忙殺される。このような内的問題を大学全体として考え、社会貢献できる環境作りを第一に行うべきであろう
2	客観的な情報提供者としての立場を守ることが大切である
3	超専門及び専門別に討論と国家として実施すべき方針を早急に提出すべきと思われる
4	・field work,社会への参画が必要。・日本は?知”立国であるべき。・高学歴以外の人への教育も必要
5	個人及び学問分野レベルでの社会参加が必要。なお、公開フォーラム等は教育としても利用すべきである
6	1.まず、人間と他生物、この住み分けを確立すること。これは大学の役割ということにはならないが、人口はむしろ都市に集中させて効率よい生活様式を強制する。山間山里などから人類は撤退し生物に明け渡すべきである。2.都市集中人口を環境とどう共生するか、これが大学の知恵の出どころである。以下省略
7	そのような問題を解決していけるような学生を世の中に大勢出していくこと。大学は大学自体が活動するよりも人材を育成することが最大の役割
8	公開講座(特に夜間、休日)
9	産学連携等経営的な観点から大学を見直すことも重要であるが、教育は時間と金をかければ良くなることも事実であり、効率のみを考える大学になってはならない

No.	回 答 内 容
64	提案ではありませんが、私のやった研究は特許というものには該当しないが、世界でも新しい考え方や方法を3件発見し、日本人が発見発表したのだと世界に発表し、誇りに思っている。このような発見・発表は倫理規定はあるかどうか難しいと思う。それを秘密にしてある企業や個人の人に教えるのかとか、公開するとかが倫理なのでしょうか？私のやった研究は特許ではないが、特許でない研究者の多いことを理解して欲しい。とすると、特許でない研究をしている私には、このアンケートに答える資格はないか？
65	情報公開
66	大学は中立・公正であるべきで、教育・研究を通じて学生を指導していくことを第一とすることが国益になる。目先の利益・経済性のために、研究を遂行することは中・長期的には国益とはならない。やはり最後は大学職員が人間性の発展を中心に据えて、教育・研究を遂行すべきである。現在の大学改革には人間教育の発想はなく、利益・経済のためだけにある
67	現今の国家財政、経済の中で、国立大といえども存続を危惧せざるを得ない現状である。また、後進国の台頭の時代に何時までも物まね大学でなく創造的研究成果の社会への還元され、知の価値が正しく評価されることを考えねばならない
68	教員の能力、個性に依存する問題であり、社会的に平均的なモデルで全体を規制すべきではない
69	社会的な常識の範囲においては特別の規定の適用は不要と考える
70	とにかく規定を作って、事業を推進すべきである
71	インサイダー取引を招くような情報提供は原則禁止する
72	誤った学説に基づき、誤った政策を支持しているケース、政治・政策と結びついた結果がもたらす災厄が多すぎる。学術研究と教育の区分が分からない・分けられない状況は今後も続く。管理運営者(学長・理事長)の兼務禁止と出勤日数・時間を一般教員職員の水準を確保することが先決と思う。(管理責任者が管理・支援していない状況が"いい加減さ"を生み出している)
73	大学外部からの依頼研究・依頼分析などは研究者の業績に反映しないと思われる場合、これを拒否するのが研究者の立場です。欧米ではその様な研究費・分析費の一部(5~10%)を研究者に対する報酬(honorarium)として支払うのが当たり前で、そのためにいやな依頼も引き受けるのですが、我国では報酬の制度が一般化されていないので、いけば「ただ働き」の状態です。産学連携の研究・分析などを促進するには「honorarium制度」を一般化するべきである
74	倫理観は個人により差異があり、また時代によっても変わるもの。厳しく押し付け的な規定はどうか。
75	常に本人がある事業にどれだけ貢献したかの程度によって給与等全てが決定されるべきである。企業よりの活動が多ければ、公務員としての給与は減少されるべきである
76	大学・企業・官界ともに要は「人」の問題である。各領域で「人づくり」に徹したいものである
77	大学教員の産学連携への関わりにおいてはあくまで「公益に資する」という条件が第一に置かれるべきで、単なる私利の極大化を図る手段であってはならない。(その様な活動は純粋に私企業人として行うべきである)こうした方向性が維持される限りにおいて、関連諸規則・法規は出来るだけ自由度の高いものであることが望ましい

**【問9 21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、知の拠点ともいえるべき大学の役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、大学が社会に向けて行っていくべきと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。】**

※26

No.	回 答 内 容
1	私立大学では、教育に関連した(担当)時間が多く、質問内容は理解できるが、それを実行に移すことが難しい。又はこれに加えて、事務的処理時間、会議等に忙殺される。このような内的問題を大学全体として考え、社会貢献できる環境作りを第一に行うべきであろう
2	客観的な情報提供者としての立場を守ることが大切である
3	超専門及び専門別に討論と国家として実施すべき方針を早急に提出すべきと思われる
4	・field work,社会への参画が必要。・日本は?知”立国であるべき。・高学歴以外の人への教育も必要
5	個人及び学問分野レベルでの社会参加が必要。なお、公開フォーラム等は教育としても利用すべきである
6	1.まず、人間と他生物、この住み分けを確立すること。これは大学の役割ということにはならないが、人口はむしろ都市に集中させて効率よい生活様式を強制する。山間山里などから人類は撤退し生物に明け渡すべきである。2.都市集中人口を環境とどう共生するか、これが大学の知恵の出どころである。以下省略
7	そのような問題を解決していけるような学生を世の中に大勢出していくこと。大学は大学自体が活動するよりも人材を育成することが最大の役割
8	公開講座(特に夜間、休日)
9	産学連携等経営的な支点から大学を見直すことも重要であるが、教育は時間と金をかければ良くなることも事実であり、効率のみを考える大学になってはならない

No.	回 答 内 容
10	社会正義を基本にして、社会に発信する義務があるので、庶民のためにを考えて行動すべきである。今までは、大学が特殊世界であり、特権(?)が多くあったように考える。人間個人の立場でものを考えるべきだと思います
11	1.教育により「知」を次の世代に受け伝えて、また「知」を創り出す手段を受け伝えること。2.研究により新しい「知」を創り出すこと。3.講演、執筆等で新しい「知」を広く知らしめること
12	Opinion Leaderであるべきで、政府等における政策などに意見を言っていくべきである。また、社会問題の解決のための公開の意見交換を積極的に行っていくべきである。そういう意味では、産官学の立場が対等かつ実践的であるべきだ
13	産学との連携は、教育・研究を活性化するために不可欠である。積極的に社会参加することで人類共通の問題により実質的に貢献ができると期待される。私学教育は生き残りをかけて重大な局面に立っている。地域の要求に合わせた大学づくりは必須である
14	社会への直接的な貢献だけではなく、「知の拠点」としての地道研究も大学の使命であることを訴えていくべき。最近、表面的な成果ばかり期待する風潮が強いように思う
15	デンマークのフォルケ・ホイスローのように、国民の民度を高めるような生涯教育の一環を大学が担うべきであろう。国民一人一人の実践なくして諸課題の克服は不可能であるから
16	共同研究開発については、もっと開かれた大学のシステム作りが必要と考えられる。その過程で生じてくる色々な問題は主題を達成することを前提とした思考の中で、規定を含めて決定して行けばよいと考える
17	私は、これらの問題の重要性は認識しているものの、なぜか今ひとつ興味がわきません
18	大学専門分野研究の情報化の促進(ホームページ)(研究室の公開)
19	大学、国立研究所、企業には、それぞれ活動の目的が存在する。本来の活動を中心にすえて行う必要があることは言うまでも無いが、大学が行う活動としては、問題解決を目標とした教育活動が最も重要であると考えられる。教育活動を通じた社会への貢献について、具体的な目標と施策を大学独自で作って行く必要がある。UIIに基づく学生に対するプログラムと、卒業生や一般社会に対する生涯教育プログラムにより、常に様々な問題と向かい合える様な環境づくりと根強い息の長い活動が必要である
20	大学開放、公開講演会など積極的に学外者を大学に受け入れる。分野別の研究者リストを公開し、メール、研究室tel/faxなどで直接外部からの質問をうける
21	何が問題になっているのか、また、その解決手段にどのようなものがあるかマスメディアと共同して、社会に啓蒙すべきです。インターネットにアクセスした者だけに知らせるとするのは消極的です
22	一般大衆に向けての啓蒙、ボランティア、NPO、NGO活動への参加をもっと行うべきである
23	大学という場を通じて、もっと幅広い活動を行うための施策が重要です。現在のように教員が個人で研究室を切り回りつつ、社会的活動もというのは限界がありすぎます。Logisticsを整備することが急務なのではないでしょうか
24	倫理基準を地球や人類に置き透明な姿勢で産学連携せねばならないだろう
25	公開の考え、第三者評価の考えは良いと思います。私立大学では、学生対応重視や経営重視の立場から研究軽視になりがちですので、経営者の考えも重要な要素です
26	科学的検証に基づいた問題点やその解決法の明確な提示。社会的利潤追求による有益性と損益性のわかりやすい提示を行うことでの研究成果の共有を計る。各問題に取り組める優れた人材の育成
27	小学校からの教育で上記問題を教え、大学はこの問題を解決するための研究の場を設けるべきである。研究は本来興味のある事をやるべきであるので、その興味を持たせるために、早い時期からの教育が必須であり、そのように教育した学生が興味をもって解決のための研究を実施する場を提供するだけで大幅に状況が変わってくるのではないかと
28	一言で言えば「大学」が一人一人にとって、第二の故郷のようになるべきではないか。一生そこに?がりがりあり、個人の程度に応じて?知?を磨くことのできる?場?としての存在であって欲しい。夏の休暇に社会人も?故郷?に帰って十分に学ぶ施設であり、機関としての部分を備えて欲しい
29	大学教員(国公立)と一般の公務員とは職務がかなり異なるので、いわゆる公務員規定をそのまま大学教員に適用するのは疑問がある
30	不断の情報発信、啓蒙活動
31	大学の教育・研究、産学連携内容の公開
32	とにかく教育の質を上げるべきである。このためには自らが第一線の研究者でなければならない。私のところには、毎年4年生が5~6人来て、その大半が院に残る。授業は週に5~6コマある。家庭(子供)をもっているから週末に研究する訳にはいかない。学校の雑用も多い。このような状況では、授業準備に十分時間をさけないでいる。研究室の学生に対する教育も思う存分できない。せめて研究室の学生数が半分になればと思う
33	大学の人事をもっと社会に公開すべきである
34	(質問とは少し違いますが……)大学教官個人個人に教育・研究(医学部の場合は診療)、さらに社会貢献だの産学連携だの全てを求め風潮は全くどうかしている。全部やれる人間などいるわけがない。制度としてまで定めるかどうかは別としても、各々の業務にある程度特化し、例えば、年をとってくれば研究→教育中心とか民間企業出身者が産学連携を念頭につく教授ポストとか色々な種類のもの(ポスト)が、皆が認識する形で存在することが望ましい

No.	回 答 内 容
35	社会が受入れることが可能な評価制度をまず構築することが必要。我が国にとって今何が必要な「知」なのかをもっと議論すべきだと思います。若干研究者にとって、先の展望が計ることが出来る体制が今後ゆくえを決定すると思います。研究の発展が急速に進んでいることは判りますが、その中で研究実績を求めすぎている者、また逆に古い体制は、そのような流れを通り過ぎるのを待っているような姿勢がありありとわかります。大学人はまず社会に受け入れられなければなりません
36	パース・コントロールの必要性
37	問8でも書きましたが、技術者倫理の教育が重要であると考えています。国際標準的な技術者倫理を作り出すのは、大学の仕事であるようにも思います
38	工学系に属していることもありますが、より社会貢献性の高い研究テーマを強化して行くべきと考えます
39	大学は閉鎖的に活動している事が多く産学連携により開かれた研究・情報公開の基に活動を行うことが社会への還元へとつながっていくものと考え
40	知の拠点としての役割を果たす大学は、将来、アメリカモデルの模倣であってはならない気がします
41	?知の拠点”といえるべき大学の大学人としての一般教養が余りに貧弱である。それで大学の一般教養の充実は必須である。これなくして如何なる問題解決も不可能である。理系・文系と分けた教育は少なくとも大学1、2年生には止めるべきである
42	大学または学会から、これらの問題に関する情報を発信し、報道機関の協力を得て広報活動を積極的に促す
43	社会人に再教育の機会を提供する
44	国立大学の現状をみると、余りにも純粋な学術研究(すべてが国際的な研究)をめざしすぎていて、大学が地域や日本の社会の中にあることを忘れていて、そのような中でベンチャーベンチャーと言っても奇異な感がある。また、理系の学術業績として英文の論文しか認めないというのも奇異である。日本の社会に効率的に貢献するためには和文の情報も発信せざるを得ない。特に環境問題に関しては、地域の問題であり、それに対応できる大学がいくつあるのか疑問である。当方は県立大学で地域貢献が一つのテーマとなってきた。これからは実際に大学の周囲に目を向けて、そこから学術研究・教育を始め、その中で何を新しいものを見つけて社会で利用できる形に仕上げて行くことを考える方向が必要なのではないか
45	国の意見代弁者にならないこと
46	①大学を高卒者中心の入学制度から、もっと社会人に門戸を広げたものにすべきである。②社会における専門資格に直結した大学があっても良い③研究者養成大学と教育優先大学とを区分して、社会とのつながりを広げるべきである
47	あまりにマクロ論であるが、研究の自由、価値観の多様性の確保、規制緩和等により、大学の先生方が殻にとじこもることなく、自由活達に社会と関わりを持てるように周囲がサポートすると共に、これに対応して大学の先生方は自らを律し、社会の期待に応じてゆかなければならない
48	最も肝要な点は大学が社会的ニーズに敏感であることである。大学は社会的ニーズに応じられる存在であるべきである。独断的な象牙の塔にこもる特権階級であってはならない。国家あるいはよりグローバルな存在に対してもサービスできる存在でなければならない
49	社会全体が金銭的な利益追求に目が向き過ぎて、倫理感・哲学と言ったものが軽視されているような嫌いがある。科学技術の進展に水を差す考えは無いが、それにも自ずと限界があろう。地球環境問題はその限界を示す兆候と言える。大学だけの役割とは思わないが、何の為に技術や科学を進展させるのか。限界があるとすればどこか、制約条件は何かなど哲学的倫理的な観点から、しっかりと教育し直したら良い。産学連携もこの辺を良くわきまえた上で自由に行ないたいものである
50	情報公開を益々進めるべきだと思います
51	・公開講座など一般市民を対象とした講義、講演会の充実。・大学で行なっている研究内容を一般市民に分かり易く発表する機会を設ける。キャンパスの一般公開を行なう。・インターネットを活用して関連する分野の情報を発信し、質問を受け付ける
52	利益と関係ない分野の研究に対しては公的資金が入りやすい制度が必要
53	学部教育にもっと力を注ぐべきである。業績至上主義が巾をかきやすくなってから、研究活動の活発な国立大学ほど学部教育がおろそかになっている。その例は薬学部(他は良く知らない)で、税金を使っている国公立大学の薬剤師試験の合格率が極端に悪い。また、医学部における種々の倫理感の欠如に伴う事件も業績至上主義が関与しているものと思う。産学共同研究では最も注意しなければならない点と思われる
54	・環境教育→学生、社会人に対して。・政策決定に直接関与すること→一部の専門家は政府の諮問機関を通じて科学的根拠に基づいた政策決定に参加しているといえるが、多くの大学の教員には、そのような機会とは与えられていない。政策決定にかかわらなければ、環境問題を解決するための実践には結びつかない
55	真にそういう時代に、大学が私利私欲に走ってはならない。「社会が一体となり」というのも、またおかしい。大学は確固たる倫理を身につけた学生を社会に送り出す義務がある。これこそ社会が大学に求めているものである。そのためには大学人はお金の惑わされない倫理が必須です
56	意見ではないが、大学間の生き残り競争で働く市場原理は、そのような問題を解決するのにプラスの方向に果たして働くのだろうか、という疑問を持っています
57	産業との連携だけでなく、行政やNPOなどとの連携も含めて、問題の分析や対策につながる研究を行なっていくことが大学の課題であると考え。そのような研究を行なう過程で問題意識をもった学生を育てる手法や理念が形成されるはずであり、教育面での貢献も不可欠であると考えている

No.	回 答 内 容
58	人材の供給がベースとなるべき、産学連携はプロジェクト的(実費のみ外部負担)で行なうべきである
59	若き学生を教えるという立場からは、大学の研究はもっと基礎に重点を置いてよいのではないかと。基礎研究が重要であるということが十分判断される世の中になって欲しい
60	産学連携についてもそうですが、日本の科学技術、大学もすべて欧米追従型で、果たしてこれでよいのかという疑問も持っています。大学はあくまでも教育機関であり、今後を担う人物をどう育てるべきなのかをもっと真剣に考えるべきです。それが社会に貢献することになるのではないのでしょうか
61	その通りだと思いますが、大学人がより社会に対して積極的にになれる為には、教員が研究費の面にも、それをサポートする人的な面にも豊かにならない限り難しいと思います。現状でそれを行なう為には、各会でのリーダーになっているような(研究費を沢山とって、沢山仕事をしているような)先生方が、社会問題をよりまじめに考えて時間をさくような正義感(或いは倫理感)をもってもらうようなことがなければ達成できないと思います
62	今、具体的に「活動」を考えていないが、「社会と一体となった取り組み」を行なった教員に対して「評価」をすることが重要である
63	少子化とゆとり教育で学生の知的レベルは年々劣悪化する傾向にある。大学は先ずその知的レベルの維持が急務である。ご指摘の諸問題については学生を含め社会への啓蒙に努力する必要がある。一方、初・中等教育について、未資源国日本の唯一の資産である知的レベルの低下には大いに不安を感じる
64	大学によっては市民開放型のものでよい。USやCanadaのように大学を3種類に分けることも必要。・研究型大学・学部重視型大学・市民開放型大学→教員の評価項目が違います
65	マクロ的には国なり地方自治体主体でコンソーシアム等を設立して公的に対応していく事項であるが、個々の教員としては、それぞれの研究が上記テーマの下にどのように貢献できるかをもちっと積極的に公表していくべき
66	大学の情報発信の役割は重要だと思う
67	大学のある地域の環境問題に、地域の住民と共に積極的に取り組む
68	大学のもつ「本来の役割」事に力を入れ、同時に社会的貢献も大切だと思います。人を育てる事は、大変なエネルギーと時間がかかります。このあたりが、大学の原点ではないかと思えます
69	日本では食糧の殆ど全て米以外が輸入にたよっている。米さえも減反政策で米を作らない田畑が増えている。また、自動車社会への急激な移行により、田畑が家屋や庫庫地(駐車場)に変わり、農産物を作る面積が減っている。食糧危機をのりきるためにも、このような日本の政策を変えるように大学内から発信すべきである。大学から農学部が廃止されることには、このようなことから反対すべきである
70	NPOの立ち上げの関与(支援を含め)
71	生涯学習の場の提供、兵役でなく学習の義務を設ける
72	構成員それぞれの立場を尊び、同質性を求めない
73	大学人が個々の意識で取り組むべき問題であって大学が音頭をとってやるべき問題ではない。活動を広げてゆくべきである。大学はそれらの活動を支援するか、または支援しなくても足を引っ張ることがないようにすることが大切と思われる。支援は時間であり、授業や会議等から制約を緩和することと考えている
74	机上の空論は無用。実践的理論と検証ならびに科学的考察が必要。社会、行政への反映と市民生活への還元寄与が重要
75	大学の特徴は、企業とことなり得になる研究をすることだけでなく純粋に学問的な仕事をする事があげられるから、企業もそこをよく理解して資金援助すべきだが、実際には金になることにしか資金を出さない点が問題である。そのため余り組んでやる事が少ない領域が多い
76	学生の教育と?地球規模の問題”を視野に入れた研究を進めること。企業活動は利益が第一義的である。企業倫理もつことの方が、大学に倫理を求めるより先に行なうべきことである
77	倫理感を持った優秀な人材を社会に送り出すことが大学の使命である
78	そのような問題の提案、解決に対しては、学会の役割は大であるが、政治的問題もあるので影響力は極めて小さい。学会、学会の会長等の政府への発言力の強化が望まれる。それらの提言に対して学協会、その会長の機能が停止している。学協会が多すぎるので廃止、統合すべきである
79	難しい問題ですので考えがまとまりません
80	大学の役割は、あくまでも有能な人材の育成であり、産業界は大学の研究・開発そのものによらざるべきでない。大学教員の行なう研究の成果は、たとえて言えば教科書に一行を書き加えるが如くのものである。誰もが始めは教科書を読んで勉強するが、それだけでは金を稼ぐ事はできない。学生や企業人は、大学の教官や研究室での成果を自らの手本として扱い、自分で自分の目的に合った研究・開発を行なって社会へ還元すべきであり、大学はそういうことのできる人材を育てるためにあると考える
81	身近なことから対処すべき。例えば、学内のゴミ処理、全学禁煙化等
82	現在の大学は社会の実相とかけ離れている点が多々ある。もっと社会と大学の距離を縮める必要があり、そのためには教員はもとより、私学経営者の思考を改善を計ることが肝要。私学への文部科学省による介入がひどすぎる。もっと私学の独自性を認めなくてはならない
83	活動したくても毎日会議ばかりで何にもできない。もっと研究に専念できる環境づくりが先ず必要ではないだろうか

No.	回答内容
84	1.大学が持つ情報で特に社会と一体になって解決しなければならない問題についての情報を出来るだけ公開する。2.問題解決に必要な組織を共同で作し、社会からの資金供与を受けて大学も積極的に活動する。3.得られた結果、成果を迅速に社会に還元する
85	差し迫った地球規模の問題を物質的に(自然科学的に)解決しようとするのは確かに重要であるが、「幸福とは何か」とか「自由主義経済の有限の空間での問題」とか、より人文社会科学的な取り組みの重要性の認識が絶対に不足している。この後者の取り組みのためには、産と学が独立していることが不可欠で、連携は大学の存亡に影響する。大学の最も重要な社会への貢献は「人間の誇り」とは何かを身をもって社会に示すことである
86	研究の一貫として行なえばよい。そういった問題に興味がある研究者が life workとして取り組めばよく回りに強制すべき問題ではない
87	社会に責任のある人を育てれば良い
88	大学は基礎研究とそれと並行する教育活動を充実させる事で十分に社会に貢献できると思います。大学の本分は教育、企業は経済(生産)活動、それぞれの本務を尽くすことの方が大事?互いに自分の本務に自信を持ってなくなったもの同士が接近したところで一時しのぎです
89	大学は中立的立場にあるべきであり、研究を通じて得られた基礎的知見は広く公開していく方が望ましい。知的所有権との兼ね合いを今後考えていく必要があると思われる
90	積極的に技術開発へ協力すべきである。学生教育の実学化の支援ともなる。従来の学術研究も重要であり、バランスをとることも大切である
91	現在全ての問題を大学に課しているが、教員の役割分担を明確にし、必要な場合は、人員増をしなければ本来の仕事である教育と研究は十分行えなくなるだろう。秀でた人材を社会に出して行くのが大学の本当の役目であろう
92	大学が社会に対してオープン化してゆくこと自体は望ましいことと思う。しかし、理工学分野においては、優れた研究は、isolationされた独自の研究から始まるのを常としている。産学一体という言葉は一見良さそうな響きだが、静かな研究環境を研究者に対し、保持する力を社会が持っていないと優れた研究成果は出ない。社会的要求に振り回されたら将来はない
93	学問研究は人間の具体的な生活に影響を受けるものではないと考えている。上記の問題の解決は研究ではなく、作業であろう。研究とは知的探求である。大学人もこのことを認識し、また、産学協働も理解し、各人それぞれに各人の考えでもって寄与すべきだろう
94	確かに社会との結びつきは重要であると思うが、あくまでも大学は学生の教育を第一にして次に研究を優先させるべきである。そしてその上で、積極的に対外アピールなどをして学外交流を深めれば充分であると考えている
95	とりあえず、社会人に近いうちになる学生へその方面の教育を随時行う
96	◇大学では学生に地球破壊の問題点を指摘し、その問題の原因について学生に考えさせ、またどのように解決する方法があるか、個人の研究テーマとして取り組むように指導すべきである◇社会に対しては解決方法のヒントを提言し、共同研究をするべきである
97	立派な建物を造ることをするのであれば、次世代の社会システムのモデルとなるようなミニ社会モデルをキャンパス内に構築していくことが必要ではないか。一般社会人を呼んで教室で講義をすれば事足りる時期は過ぎ去ったと思う
98	教育普及を中心に行う。夜間授業・通信教育・公開講座・出版物等を充実させる。これらを全て大学教員が行う必要はない。卒業生・ボランティアなどの援助が必要
99	専門家がもっと一般に語りかけるべき。マスコミに任せず、(言葉のつまみ食いさせず)一貫性のある説明が必要だと思う。特に技術的な(原子力・コンクリート・食料etc)問題につき分かり易く語るべきだと思います(例えば岩波新書など)
100	大学も社会に学びの場をどんどん広げていくべきでしょう。又社会人もどんどん大学に入って来て、再教育・生涯教育に参加すべきだと思います。アメリカもアングロサクソンの社会から多民族・多文化社会へと進み、一方「知」を規制する知的所有権の期限延長に反対する意見も強くおこりつつあります。知は人間の共通の財産とするトーマス・ジェファーソンの考えも再び甦りつつあります。大学は人を作り、産学・社会はものをつくりという基本の部分の相違はありますが、研究はお互いに接触して進むものと思います。相互依存で行くべきではと思います。すみ分けではなくブレンド・カオスの時代と思いました
101	情報公開です
102	大学の研究者の評価が「論文の数に比例」を何とか是正しないと、泥臭い現実の問題に取り組む研究者が現れない
103	従来の大学は教員の意識の中に象牙の塔的なものがあり、研究すること自体が目的になっていると思います。しかし、研究はあくまでも人間の生活を豊かにしていくための手段であり、研究自体が目的ではないはずです。間に提示されているような諸問題を解決する第一歩は、教員が自分の研究は人類の発展のためにどう役に立っているのかという意識を明確にすることです。その意味では大学も一般社会もそう違いはないはずです。私は上の問の「大学は知の拠点」といった発想自体が本来手段であるべき学問・研究を目的化しているような気がします
104	公開講座など大学が社会に対して開かれた方策を考えるべきと考える
105	省エネなど環境の確保の重要性を学生に強く伝達する必要がある。地球規模の問題は一世代で解決できない。次の世代を担う若者に強い信念を教え込むことが重要である
106	まずはFundがなければ大学は動かないと思います。大きなプロジェクトでメンバーは公正に審査されることを望みます

No.	回答内容
107	小中高校教育に対して知的最低限をもっと明示すべきでそれが満足されていない学生の大学教育が成立しない状況になっている
108	利益を追求すべき企業と人類全件に奉仕すべき大学とは、当然少し距離があるべきです。アメリカ方式を「良」とする日本社会の考え方がおかしいです。基礎科学の面ではヨーロッパの貢献が大きくなっています。ヨーロッパ諸国では大学は自己喪失していません
109	確かにこの問題解決には社会が一体となって取り組むことが重要です。しかし、現状では差し迫った問題にもかかわらず、その重要性が認識されていないと思います。例えば地球温暖化問題にしても100年で気温が5℃上昇する(大変な事態に至る)としても、1年にすれば僅か0.05℃の変化は当面の問題ではないと考えられてしまいます。従って現状のまままで進行すれば100年後にはあらゆる自然現象がどのようなのかを社会全体に認識させることが必要だと思います。そのためには、短期的には啓蒙活動はもとより、幼い時からの「教育」の場で自然保護の重要性を身に付けさせることが大切かと思えます
110	我々は科学・技術の発展に伴い、大きなリスクを負いつつある。直接的なその解決方法はわからないが、科学・技術・社会のkey wordで各々の専門の研究所で考えるideaの下で教育と研究にせめて励む必要がある
111	ジャーナリズムに見られるような大衆迎合主義に陥ることなく、社会に対して真の啓蒙活動を積極的に行うべきである。(例えばエネルギー・環境問題・IT社会の問題点など)
112	日本の本当の財産は高度教育を受けた市民である。市民を非専門家として排除せず、専門家(大学・企業)とともに活動する公的枠組みとしての大学が望ましい
113	大学はあくまでオーソドックスな教育・研究を行っていくべきであり、産学連携については慎重になるべきです。大学は企業のパートナーではありません。大学・企業それぞれが独自性を持ちつつ連携することが重要だと考えます
114	積極的な産学共同、情報公開(知的財産:ソフトウェアなどのオープン化)
115	最近の世の中の動きを見るにつけ、大国のエゴが目立ちます。このままだとテロも増えそうです。利害を重視するのではなく、正義に基づく行動が必要だと思います。大学は正義を貫くべきである。大学人の見識がますます必要になってくる。世の中を正しい方向に導くべく、大学人は行動すべきである
116	成果の公開とそのアクセスへの容易化
117	産学連携において、大学或いは大学人として関わっていくことには賛成です。しかし、私的な利益の為よりも社会の利益、公共の利益をある程度担保できるシステムが必要ではないかと思えます
118	個人の趣味的研究テーマより、社会的貢献性の高いテーマの学術研究に意識的に取り組むことが、問中の諸問題のみでなく、教育上にも有効と考えている
119	大学連携ベンチャーの価値判断は全て営利面からなされており、それ自体問題がある訳ではないが、諸問題を発生させる要因となっている事は否定出来ない。上述の諸問題の解決に”社会が一体となって取り組む”という考え方は全体主義国家にならぬ限り不可能がある。が誰かがブレーキをかけ指針を示し、それを実行させる仕組みづくりをしない限り軌道修正は出来ない。実行させるのは政府の仕事とし、対策や指針作りや実行の一部は国家や非学制組織が適している。当然学生組織にも然るべき行動を義務付ける必要があるが、大学が非学制組織として積極的に行動すべき分野と考える。しかし、活動は大学発では大きな成果は得られないので、税金を投入し、国策として実効ある成果を約束させた研究テーマを主導・実行する体制を作るべきである
120	各学部教育のカリキュラムに標記課題に関係する内容を組み込む
121	従来の技術が陳腐化し、次々に中進国(主に中国)にcatch upされ、take overされて行く現状を見る時、日本の技術力(=国力)の基盤は革新的技術の開発以外にない。大学はもっと技術開発に軸足を置いた運営と各教官の評価を行うべきである。私大の現状は生き残りのための学生集めと低レベル学生の教育にエネルギーの大半を費やしている。文科省はもっと現場に足を運び、将来性ある研究に時間をかける環境整備を考えよ
122	日本の大学の殆どは一部を除いて社会における知の先端とはなっていないし、一部の先端的レベルにある教員でさえも、先端を担っている研究者としての社会への貢献を果たしていない。この設問自体あまり生産的ではない。先ず、大学の自己改革が徹底的に行われることが絶対必要である。学術審議会を全廃し、全ての学術団体が研究費配分に関与することを廃止しなければならない。一つの案として「内外の企業あるいは外国の研究所・大学との共同研究のみを日本の大学・研究所で研究を許されるようにする」ことが大切
123	私は70才。第二次世界大戦を少し経験した人間です。敗戦で衣食住の苦しみと戦争のむなしさを肌で感じた。「日本はものづくりと貿易立国で生きる」として、これに”夢と希望”をかけてきた人間です。しかし、その間にローマ・クラブの警告や、20世紀の環境の問題など山積した問題が起こった。それらに対して私達大学教員は学生達と目線の高さを同じにして大いに語り合うべきであった。その語り合いによって学生達が社会に出て、より問題解決に向けて貢献してくれると思う。これも一つの、大学が社会に向けて行く活動であり、それが教員が社会に向かうことが出来る可能性を高めることと思う。しかし、自分はその努力が足りなかったと悔いている
124	◇現在の大学の人員・体制で(以下「大学」という)知の拠点以外の役割を持たせるのには無理がある◇「大学」は自らの知的活動を社会に従来に増して公開し、透明性を高めることが必要と考える。その上で「大学」と社会的要請とをcoordinateする人員を配すべきだと考える◇coordinatorを養成することが必要
125	まず学生たちの教育＝一人一人の考え方・行動の仕方等を
126	これらの問題を解決する研究領域に対しては公的支援とその成果に対する評価を大学・研究機関・研究者に与えるシステムを作ること。又これらの問題に関する幅広い学問領域の開発が必要。当面の危機解決に視点を狭めるのではなく、人間の福祉、人類の存続の穏やかな発展を基軸にした学問の再構築が必要

No.	回答内容
127	環境問題等に関する地域の中核として各種の情報発信の場とする。所属する学生に対する講義などを通して問題意識の啓蒙に努める
128	上記地球規模の問題は、科学技術の発展による経済活動の増大により生じたものである。本質的には大学と社会との関係をどうするのかということよりは、大学自体での教育・研究の理念を研究の発展が社会貢献とともに社会悪にもなるものとの考えを基にした理念で遂行されるべきである。当然、地球規模の問題は解決されるべきであるが、科学技術の発展が両刃の剣であるとの教育が今後ぜひとも必要であり、これが長期的な社会貢献になると信じる
129	現在の文明社会を維持し、さらに発展させるためにも、産学連携が必要と考えられるが、新たな発見、着想と言えどもそれまでの学術的根拠に基づくものであり、様々な学問領域における知識・智恵の集積は全人類共通の財産であって、特定の個人・企業に富をもたらすものであってはならないと考える。また、今日的な地球環境問題などは、まさに利益追求型の先進国のマイナス面が顕著化した為であり、物質欲に取り付かれた人類への警告を受け止めるべきであり、経済活動最優先の考えには諸手を上げて賛成しがたい。これらの観点から、個人的には、企業へのアドバイス・共同研究に止め、経済活動に直接影響を及ぼすような活動は控え、自然科学的興味を大切にしたい
130	環境問題とともに世界的規模の人口増、経済的仕組みの問題を平行して考えないと分らなくなる。国家や宗教は厳然として存在することも事実である。日本や先進国だけが少子化が当然のことであると安閑とするわけにはいかない。このような時、大学の使命は、教育を通じた人材の育成、社会への公正な情報の発信、地球規模の問題解決のための創造的研究は重要である。利潤とは直結しなくても、基礎的研究も大学では無視できない
131	国立大学の法人化等に伴い、今までの枠にとらわれないSystemを早急に構築すべきである
132	学生の知的関心を高め、国としての産学基盤を充実させるには産との様々な関わりが必要だろう。それは経済効率を云々するものである場合が多くその点を学ぶことも重要である。しかし、知の拠点である大学は同時に公平であり公正でなくてはならない。この事を企業等にそして教員自身も確実に認識することが必要である。公平公正な機関を作り動かして見せることも重要な役割だろう
133	積極的に活動すべきと考える
134	上記に関する事は営利企業では不可能なものが多いと思われる。大学は営利と関係なく自由に研究できる状況にあるので、このような問題解決に、中心となって活動すべきと考える
135	大学の壁を低くして地域密着型の大学をめざす。具体的には◇キャンパス内にオープンスペースを作り出入り自由の街の一部を作る◇オープンセミナー、オープン授業etcの機会を増やす◇一般社会人との共同プロジェクト、研究会etcを推進する
136	大学の技術等を活用した環境汚染防止・リサイクル等を産学共同で推進する必要がある
137	一つの考えとして、産学共同で地球規模の問題(テーマ)を多く取り上げて研究し解決する方向に進むべきだと思います
138	大学内のみに関心せず、広く社会に自己の成果をアピールすべきである。このため、学会等の発表のみならず、公開講座・市民講座等には積極的に参加し、および講演を行いました、大学等もそのような場を多く設けることが望まれる
139	現在、各分野では少しずつ取りかかっているところもありますが、近未来の差し迫った諸問題を総合的に整理し体系化すると共に、その具体的な取り組みに関する現状分析とその対策を研究し・推進するための幅広い層に適用可能な分かり易い学問体系として構築し直し、倫理観を含めてその技術教育を強力に推進してゆく必要があると思われます
140	学生の意識向上のため、学生ISOクラブ等の支援、大学として環境教育を必須科目として取り入れる等持続可能な循環型社会を担うに相応しい人材育成を基盤にした専門教育をするべき
141	ベンチャーだ。ハイテクだ。産学連携だ。と声高に叫ばれているが、それに専念しても成功する確率は低いのではないのか？大学教育にそれほど余裕があるのだろうか。役に立たない卒業生を出すので、代わりに教員が乗り出すと言うのではないのかな？
142	国際的視野が必要で、他国の大学の社会に対する取り組みを、人的交流を含み、情報として取り入れ、さらにそれを社会に発信し、社会が判断できる材料を提供していく必要があると思います。この意味では専門分野別、地域別の国際センターを大学に設置することが有効と考えます
143	大学が教育機関であることを再認識し、カリキュラムに絞り込むことを検討する。現状では、ほとんどの大学が自己評価・点検に取り組んでいることを利用して、大学評価の重要項目に位置づければ各大学・学部・学科の教育内容や目的に応じた多様な対応が具体化し易い
144	シーズとニーズを結びつける。共同研究の推進→PR講演会、見学会等の展開
145	大学の知と企業の技術力を統合させていくことは必要です。企業との共同研究・共同事業を推進していくことは大切ですが、大学の本来の機能を損なうものであってはなりません。大学での知的財産は本来、公的なもので、誰にでも利用できるといった性質のもので、特許等には馴染まないのではないかと思います
146	情報発信(全ての面)、真の統合政策カリキュラムの普及
147	◇大学で専門家を育成するためのシステム作りが必要(大学院で専門家を育てるのではない)◇教育方法、教育効果方法の見直し
148	◇大学の研究活動の公開◇学科・専攻を単位とする教育活動・研究活動の展開(学外との研究グループ活動の活性化が、学内の教育活動を生計費確保・地位保証の手段となっている)◇環境社会問題は政治経済体制と結びついているので、大学が批判的立場からでも研究活動できるよう独立性を明確かつ保障すべきと考える(時代の要請という偏った科学技術・産業支援策これを支える政治経済政策の結果と考える)



No.	回 答 内 容
149	大学教員が個人として自己の思想・哲学に基づいて社会に働きかけるべきである。大学という組織として、一つの固定した思想・主張でもって社会に働きかけるべきではない
150	自由に行えるのが第一。しかし、教育は十分に考えるべき。教育なくして大学ではない
151	研究成果やそれらにより知り得た情報の提供・公開及び提言等を積極的に行うべき
152	この問題は多く官・民の間での議論が成されると思うが、両者はそれぞれの背景をどうしても引きずった考え方が多いかと思うので、次の案を提案する①官学民の幅広いフォーラムを設立し、多数回、公開の議論を実施し、実行の徹底を図る②国民末端までの徹底を目指すので、その組織、活動は多地域かつ幅広いものとする③最終的には法律化も考慮した方がよい(罰則ありの法)
153	日本には大学が多すぎて人的資源の配分が適切になされていない。大学も教育専門・研究専門など機能分化を図る必要がある。学力の低い学生は大学に入学する必要はなく、早くから職業教育する必要がある
154	大学が産業界と協力するのは大変良いことである。しかし、過去の公害問題でもあったように、大学人が特定の企業へ肩入れするようなことでは社会的にはマイナスの効果しか生まない。大学人には、人類共通の問題に立ち向かっているのだという倫理観が今後ますます重要になってくると思う
155	①これらの問題を解決するための基礎から応用を含むプロジェクト研究の一層の推進に各大学の1/3の時間と労力を当てる②支障のない限り、関連研究の情報(研究課題も含む)公開を図り、学際領域での研究としての発展を計る③特に、特化したテーマで地域社会との連携を図る
156	知の拠点(かも知れないが)と言う表現は”社会が一体となった”取り組みと少しニュアンスが違ってくる。知の拠点→Top down 一体となった→Bottom up 研究活動そのものは普通にやっていたら良いのだと思います。後は政策上の問題ではないでしょうか
157	産学連携はますます重要性を増すと思われる、各大学での取り組みを早急に進めたい。本調査の結果が知りたいものです
158	大学は「人づくり」「国づくり」の場である。経営・教育・研究が三輪車のごとくバランスを保ち、共同思考を醸成し建設的でありたい。
159	◇啓蒙活動(一般向けへの分かり易い情報の発信)◇行政への積極的な発言・関与◇学術的な解決策についての研究◇情報の蓄積(収集)・整理・公開
160	倫理の問題は国公立大と私立大では大きく異なる。私立大の場合は、大学の資産を使ったベンチャーが、経営の柱に成る事もあり得る。国公立大ではある程度の制限があるのはやむを得ないが、規制は緩和すべきと考える

《専門分野 / 9. その他》

※27

No.	回 答 内 容
1	Biotech
2	環境科学
3	看護学
4	歯学
5	歯学
6	体育
7	文献学
8	薬学
9	薬学
10	薬学
11	薬学
12	薬学
13	薬学
14	薬学
15	薬学
16	薬学
17	薬学
18	薬学
19	薬学
20	薬学
21	薬学

《職名 / 5. その他》

※28

No.	回 答 内 容
1	pof. emeritus
2	東京大学名誉教授
3	非常勤教授
4	部長
5	名誉教授
6	名誉教授
7	名誉教授
8	元教授
9	元教授、現非常勤講師
10	元講師

【付帯意見】

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付けください。／1.勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける。】 ※(1)

No.	付 帯 意 見
1	現行の非常勤講師等も時間外兼業とは認め難い。制限を設けて時間内を認める方が正規である
2	但し、その分は無給とする。(その意味では勤務時間外か?)
3	制限は必要と思う。さもなければ本業に影響しかねない。
4	給料は減額する。また、勤務時間外は制限を設けない
5	但し時間外は自由
6	大学における教育と研究が本務である。学生の教育には時間をかけて欲しい
7	本勤務の4割を越えない範囲で認めてよいのではないか
8	回答不能：兼業の定義は？兼職とは区別しての間か？
9	理解を深め、共同思考を活かしたい

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付けください。／2.勤務時間内外での兼業時間数に制限を設ける。】 ※(2)

No.	付 帯 意 見
1	意見：兼業の定義を明確にしたうえでのアンケート調査が望ましい
2	職分が分けられる場合、連携に係る制限の必要はない

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付けください。／2.勤務時間内外での兼業時間数に制限を設ける。／a.勤務時間内】 ※(3)

No.	付 帯 意 見
1	土曜日に補う

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付けください。／4.勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設けない(現在の国立大学と同じ。)】 ※(4)

No.	付 帯 意 見
1	但し、大学教員の「勤務時間」とは何か、明確に定める必要あり！ 勤務時間による契約なども必要
2	1又は4
3	現実には兼業する時間はありません。休日も殆ど休んでいません

【問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付けください。／5.兼業時間に関する制限を設けない。】 ※(5)

No.	付 帯 意 見
1	教員として教育必要な講義etc. 以外はfreeで良いと思われる
2	但し、きちんと定めること。野放図をさける。兼業時間相当分の給与は、企業で持ち、その分公費を除す
3	どこからが勤務どこからが兼業と区分することが難しい。結果で判断すべきではないでしょうか？
4	兼業時間に関する時間制限を設けることは困難であると考えています
5	ケースバイケースではないか。一律には論じられない。但し、より細かい規定が必要であろう
6	教育、業務に以外にできれば
7	その必要はない(時間数の制限なし)
8	但し、給与は兼業比に応じて大学や兼業先で分担配分し、プラスにならぬ様にする(時間外分の上乗せは可)

【問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるという  
 ような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお  
 付けください。／1.大学の任務は高等教育と学術研究の推進にあり、共同研究や受託研究の  
 ためにそれらがおろそかになることは許されない。】

※(6)

No.	付 帯 意 見
1	大学に席を置く場合

【問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるという  
 ような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお  
 付けください。／2.日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このよう  
 な現象が起こるのはある程度やむを得ない。】

※(7)

No.	付 帯 意 見
1	日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような「許容内でおろそかになる」現象が起こ るのはある程度やむを得ない。
2	本人の自覚がまず第一、おろそかになるような事態を起こさないようにすべきである

【問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるという  
 ような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお  
 付けください。／3.社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと  
 積極的に取り組むべきである。】

※(8)

No.	付 帯 意 見
1	自己の学術研究や教育上プラスになり、また地域社会への貢献にもプラスとなることについては、積極的に行うべき である
2	問2～4において、本務に著しい影響が出るようなら本末転倒である

【問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるという  
 ような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお  
 付けください。／4.教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員  
 をある程度職分として分けるべきである。】

※(9)

No.	付 帯 意 見
1	条件付：大学の収入源に見合った配分とする（収入源の80%が授業料収入の場合は80%を教育に配分等）
2	但し価値は同等（どれも大切）

【問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に  
 忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのよう  
 に考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.大学教員がベンチャーに関  
 与することにはそもそも疑問がある。】

※(10)

No.	付 帯 意 見
1	例外規程があっても良い
2	理学と工学とでは違いがあります。理学は産業界に影響されない方が良いですが、工学部は社会のニーズに敏感であ るべきです

- 【問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。】 ※(11)

No.	付 帯 意 見
1	大学にとって教育・研究は不可欠、その研究を促進し、教育を行うのに最近の情勢では自ら資金を調達せざるを得ない分野もある
2	教育は手を抜くべきではない

- 【問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／4.教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。】 ※(12)

No.	付 帯 意 見
1	設問との関係不明瞭
2	条件付：大学の収入源に見合った配分をすべきである。授業料や学生の寄付金が主である場合には教育、産業界からの収入にはそれに対応した活動を委任化、国などからの研究費や補助金に対しても相応の対応をするのが筋（国などから大学への費用に対する見返りをもっと明確化することが肝要）
3	教育するということや学術研究という点に関して、うっかり忘れ果てている場合が見られるので
4	上記4.に近いが教員として担当する講義は、おろそかには出来ないはずである。従ってベンチャーの立ち上げが必要な場合は、人員の確保が必要と考える

- 【問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.そもそも大学教員の本分は教育と論文発表にあり、特許取得のためにこれらがおろそかになることは許されない。】 ※(13)

No.	付 帯 意 見
1	選択肢文章中「論文発表」はトル
2	特許の対象は厳しく技術のみに限られるべきです。境界が判然としない人類共通の基礎知識は全ての人々に共有されるべきです

- 【問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2.日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。】 ※(14)

No.	付 帯 意 見
1	程度による
2	公私のけじめをつけておろそかになることを避けるべし

- 【問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。】 ※(15)

No.	付 帯 意 見
1	教育は手を抜くべきではない

【問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／4.教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。】

※(16)

No.	付 帯 意 見
1	しかし特許については、現在も裁判事例が社会ではありますが、本人か大学（企業）か・・・又は、その割合等々問題が生じる可能性大、ハッキリさせておく必要あり。
2	設問との関係不明瞭
3	但し価値は同等
4	問2～4が「4」なのは本アンケートの主題の様子動きがようやく認められた今日、教員の側の”洗練”がなされていないこと。及び大学の経営側にとすれば産との共同による華々しい活躍にばかり目をやる気配が出がちなため。学問には産との共同とは無縁に近いものもあるのでは

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題／1.大学教員自身が入札の決済ラインに入っているなど、利害関係者にあたる場合は、公正さを欠くため許されない(国家公務員並みの規制)。】

※(17)

No.	付 帯 意 見
1	罰則を設けるべき
2	国家予算に係る場合には当然、規制は避けられない

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題／3.問題はない。】

※(18)

No.	付 帯 意 見
1	研究上のことなら問題ない。それ以外、大学教員が1の場合のような形でかわることがあるのでしょうか

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2.産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題／1.相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。】

※(19)

No.	付 帯 意 見
1	あいさつ手みやげ、お菓子程度

【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2.産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題／2.国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。】

※(20)

No.	付 帯 意 見
1	一般常識の範囲で

- 【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2.産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題／3.問題はない。】 ※(21)

No.	付 帯 意 見
1	この贈与は謝礼と考えるが
2	私立大

- 【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題／2.国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。】 ※(22)

No.	付 帯 意 見
1	一般常識の範囲で

- 【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題／3.問題はない】 ※(23)

No.	付 帯 意 見
1	私学

- 【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／4.大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題／2.国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。】 ※(24)

No.	付 帯 意 見
1	以上は但し、情報公開が原則

- 【問5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／4.大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題／3.問題はない。】 ※(25)

No.	付 帯 意 見
1	それが正当なものであるなら、それ以外は不必要で上の金銭や物品の贈与になる
2	私学

- 【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／1.将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。／1.そう思う】 ※(26)

No.	付 帯 意 見
1	そういう選択があってもよいと思う

- 【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／1.将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。／2.そうは思わない】 ※(27)

No.	付 帯 意 見
1	産学連携のためではなく、研究の支援、進展のために1年のうち数ヶ月は、本務から開放すべきである

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／2.兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。  
／1.そう思う】

※(28)

付 帯 意 見	
1	そういう選択があってもよいと思う

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／2.兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。  
／2.そうは思わない】

※(29)

付 帯 意 見	
No.	
1	種類にもよるが

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／3.特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。／1.そう思う】

※(30)

付 帯 意 見	
No.	
1	審査が難しくケース・バイ・ケースで良い。つまらない特許申請もあると時間ももったいない

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／3.特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。／2.そうは思わない】

※(31)

付 帯 意 見	
No.	
1	研究実績の評価ならOK
2	大学人は特許を目標にして研究すべきではない。特許は結果として許される

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／6.貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての学内倫理規程はありますか。  
／1.学内倫理規程はある。】

※(32)

付 帯 意 見	
No.	
1	手みやげ2000円まで、年賀状
2	専用の規程がなくても厳しく制限されているはずである
3	ある程度

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／6.貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての学内倫理規程はありますか。  
／2.学内倫理規程を準備中である。】

※(33)

付 帯 意 見	
No.	
1	ほぼ決定した

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／6.貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての学内倫理規程はありますか。／3.学内倫理規程はない。】

※(34)

No.	付 帯 意 見
1	必要ならつくる。

【問6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。／6.貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての学内倫理規程はありますか。／4.知らない】

※(35)

No.	付 帯 意 見
2	規程ないと思う
1	おそらくない

【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いませんか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.学生の教育に対する責任について／1.大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていきべきである。】

※(36)

No.	付 帯 意 見
1	バランス一必ずしも均等である必要はない
2	少しあってもいい

【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いませんか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／1.学生の教育に対する責任について／2.教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていきべきである】

※(37)

No.	付 帯 意 見
1	数年単位で流動性を持たせた上で
2	文系と理系では立場が異なる

【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いませんか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2.アカウンタビリティについて／1.産学連携においては、企業秘密などの関係で公的なアカウンタビリティが十分確保できないことについてはある程度仕方がない。】

※(38)

No.	付 帯 意 見
1	特に時間外兼業の場合は
2	1. に近いがその研究内容が公的アカウンタビリティに対して、どの程度重要化等内容による

【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いませんか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.企業との関係について／1.利害関係にある企業からの金銭や物品の贈与・貸付、役務の提供や供応接待等の問題には学内で厳しい処分を考える。】

※(39)

No.	付 帯 意 見
1	1. に近いが程度の問題と考える



【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.企業との関係について／2.企業との関係が国家公務員並に規制されているわけではなく、その義務もないので、規制は国家公務員よりやや緩やかでよい。】

※(40)

No.	付 帯 意 見
1	特許や共同研究とは、そもそも利益目的なので相応の金銭の受け入れは当然と考える。但し、情報公開が条件

【問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていきべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／4.未公開株の譲り受けの問題／1.未公開株の譲り受けについての倫理規定は、国家公務員と同様に、利害関係者からのものについて禁止する。】

※(41)

No.	付 帯 意 見
1	当面は
2	貢献度による

## 【 ③大学全体 】

回答総数：632

問	調 査 事 項	回答数	割 合			
1	(兼業時間について) 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的（法人化後）にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。					
	1. 勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける	時間/週	その他	168	26.50%	
	2. 勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける	a. 勤務時間内外それぞれ	時間/週	その他	81	12.78%
		b. 勤務時間内外を通じて	時間/週	その他		
	3. 勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設ける	時間/週	その他	24	3.79%	
	4. 勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設けない (現在の国立大学と同じ)			203	32.02%	
	5. 兼業時間に関する制限は設けない			150	23.66%	
無回答			8	1.26%		
合 計(*複数回答を含む)			634	100.00%		
2	(民間等との共同研究・受託研究について) 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。					
	1. 大学の任務は高等教育と学術研究の推進にあり、共同研究や受託研究のためにそれらがおろそかになることは許されない。			165	25.50%	
	2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。			75	11.59%	
	3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。			125	19.32%	
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。			244	37.71%	
	5. その他			36	5.56%	
	無回答			2	0.31%	
合 計(*複数回答を含む)			647	100.00%		
3	(大学発ベンチャー*について) 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。					
	1. 大学教員がベンチャーに関与することにはそもそも疑問がある。			66	10.22%	
	2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。			113	17.49%	
	3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。			131	20.28%	
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。			263	40.71%	
	5. その他			67	10.37%	
	無回答			6	0.93%	
合 計(*複数回答を含む)			646	100.00%		
4	(特許について) 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。					
	1. そもそも大学教員の本分は教育と論文発表にあり、特許取得のためにこれらがおろそかになることは許されない。			112	17.31%	
	2. 日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。			130	20.09%	

問	調査事項	回答数	割合	
4	3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。	148	22.87%	
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。	209	32.30%	
	5. その他	46	7.11%	
	無回答	2	0.31%	
	合計(*複数回答を含む)	647	100.00%	
5	(産学連携全体の諸問題) 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。			
	1	大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題		
		1. 大学教員自身が入札の決済ラインに入っているなど、利害関係者にあたる場合は、公正さを欠くため許されない(国家公務員並みの規制)。	233	36.81%
		2. 大学の運営を考えながら、国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。	319	50.39%
		3. 問題はない	51	8.06%
		4. その他	25	3.95%
		無回答	5	0.79%
	合計(*複数回答を含む)	633	100.00%	
	2	産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題		
		1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。	289	45.58%
		2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。	239	37.70%
		3. 問題はない	40	6.31%
		4. その他	59	9.31%
		無回答	7	1.10%
	合計(*複数回答を含む)	634	100.00%	
	3	産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題		
		1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。	298	47.00%
2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい		223	35.17%	
3. 問題はない		44	6.94%	
4. その他		60	9.46%	
無回答		9	1.42%	
合計(*複数回答を含む)	634	100.00%		
4	大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題			
	1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。	355	55.99%	
	2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい	151	23.82%	
	3. 問題はない	39	6.15%	
	4. その他	81	12.78%	
	無回答	8	1.26%	
合計(*複数回答を含む)	634	100.00%		
6	(今後の産学連携に対する考え方) 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。			
	1	将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。		
		1. そう思う	218	34.44%
	2. そうは思わない	360	56.87%	

問	調査事項	回答数	割合	
6	1	3. その他	35	5.53%
		無回答	20	3.16%
		合計(*複数回答を含む)	633	100.00%
	2	兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。		
		1. そう思う	390	61.71%
		2. そうは思わない	195	30.85%
		3. その他	32	5.06%
		無回答	15	2.37%
		合計	632	100.00%
	3	特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。		
		1. そう思う	501	79.15%
		2. そうは思わない	102	16.11%
		3. その他	14	2.21%
		無回答	16	2.53%
		合計(*複数回答を含む)	633	100.00%
	4	大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。		
		1. そう思う	493	77.88%
		2. そうは思わない	99	15.64%
		3. その他	27	4.27%
		無回答	14	2.21%
		合計(*複数回答を含む)	633	100.00%
5	(法人化後は) TLOは学内組織に位置づけて事業を行うのがよい。			
	1. そう思う	370	58.54%	
	2. そうは思わない	159	25.16%	
	3. その他	45	7.12%	
	無回答	58	9.18%	
	合計	632	100.00%	
6	貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての学内倫理規程はありますか。			
	1. 学内倫理規程はある	60	9.46%	
	2. (法人化後の)学内倫理規程を準備中である	55	8.68%	
	3. (法人化後の)学内倫理規程はない(準備していない)	150	23.66%	
	4. 知らない	332	52.37%	
	5. その他	17	2.68%	
	無回答	20	3.15%	
	合計(*複数回答を含む)	634	100.00%	
7	(今後の倫理問題に対する対策) 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、(法人化後)どのような対策をとっていきべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。			
	1	学生の教育に対する責任について		
		1. 大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていきべきである。	274	43.15%
		2. 教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていきべきである。	326	51.34%
		3. その他	22	3.46%
		無回答	13	2.05%
	合計(*複数回答を含む)	635	100.00%	

問	調 査 事 項	回答数	割 合
7	アカウントビリティについて		
	1. 産学連携においては、企業秘密などの関係で公的なアカウントビリティが十分確保できないことについてはある程度仕方がない。	279	44.08%
	2. 大学の使命として産学連携における企業秘密よりも公的なアカウントビリティを優先する。	289	45.66%
	3. その他	38	6.00%
	無回答	27	4.27%
	合 計(*複数回答を含む)	633	100.00%
	企業との関係について		
	1. 利害関係にある企業からの金銭や物品の贈与・貸付、役務の提供や供応接待等の問題には学内で厳しい処分を考える。	228	35.96%
	2. 企業との関係が国家公務員並に規制されているわけではなく、その義務もないので、規制は国家公務員よりやや緩やかでよい。	337	53.15%
	3. その他	50	7.89%
	無回答	19	3.00%
	合 計(*複数回答を含む)	634	100.00%
	未公開株の譲り受けの問題		
	1. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は、国家公務員と同様に、利害関係者からのものについて禁止する。	412	64.98%
	2. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は特に設ける必要はない。	125	19.72%
3. その他	62	9.78%	
無回答	35	5.52%	
合 計(*複数回答を含む)	634	100.00%	
8	その他、個人的にお考えの独自の倫理規定の提案等がありましたらお書きください。	122	
9	21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、知の拠点ともいえるべき大学の役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、大学が社会に向けて行っていくべきだと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。	256	
専門分野	1. 文学	5	1.3%
	2. 法学	1	0.3%
	3. 経済学	2	0.3%
	4. 理学	99	15.7%
	5. 工学	267	42.2%
	6. 農学	65	10.3%
	7. 医学	128	20.3%
	8. 複合領域	34	5.4%
	9. その他	31	4.9%
	無回答	7	1.1%
合 計(*複数回答を含む)	639	母数は632	
職名	1. 教授	367	58.1%
	2. 助教授	194	30.7%
	3. 講師	46	7.3%
	4. 助手	3	0.5%
	5. その他	14	2.2%
	無回答	9	1.4%
合 計(*複数回答を含む)	633	母数は632	

## 2. 産学連携における行動基準についてのアンケート調査集計結果 (外国の大学)

1. 調査実施日	2002年
2. 調査実施対象	米AUTM (Association of University Technology Managers) 加盟機関221箇所 (日本を除く「AUTM加盟機関国別内訳」参照)、英大学139箇所、独大学98箇所、仏大学72箇所、計530箇所。
3. 調査実施方法	アンケート調査票を各大学等に郵送。同時に、産学連携に関する規定またはガイドラインの送付を依頼。宛先は、米AUTM加盟機関はDirector、英・独・仏の大学はpresident。返信用封筒を同封の上、2002年11月30日までに返送を依頼した。なお、ホームページ上にも調査票を掲載し、E-mail、FAXでも返信を可とした。

### 4.回収状況

対象国	対象数	回収数	回収率	
アメリカ	162	32	19.8%	
イギリス	147	14	9.5%	
ドイツ	99	16	16.2%	
フランス	72	3	4.2%	
その他	50	14	28.0%	
	(内訳) カナダ25、イスラエル・スイス各4、オーストラリア3、中国・ベルギー・ロシア各2、アイスランド・ギリシア・スウェーデン・チリ・フィンランド・マレーシア・南アフリカ・メキシコ各1	(内訳) カナダ 8	8	32.0%
		スイス 4	4	100.0%
		チリ 1	1	100.0%
		南アフリカ 1	1	100.0%
不明	—	3	—	
合計	530	82	15.5%	

### \*AUTM加盟機関国別内訳

アメリカ	162
カナダ	25
イギリス	8
イスラエル	4
スイス	4
オーストラリア	3
中国	2
ベルギー	2
ロシア	2
アイスランド	1
ギリシア	1
スウェーデン	1
チリ	1
ドイツ	1
フィンランド	1
マレーシア	1
南アフリカ	1
メキシコ	1
合計	221

回答総数：82件

問	調査事項	回答数	割合
1	あなたの大学の教員は、1年に2~3か月は外部資金によって賃金が支払われていますか（1つに○印をつけてください）。		
	1. はい ※(1)	22	26.83%
	2. いいえ ※(2)	52	63.41%
	3. 無回答 ※(3)	8	9.76%
	合計	82	100.00%
	あなたの大学では、教員がコンサルティング等の外部活動に費やす時間を制限する公式な規定を持っていますか（1つに○印をつけてください）。		
	1. はい ※(4)	65	79.27%
	2. いいえ ※(5)	15	18.29%
	3. 無回答 ※(6)	2	2.44%
	合計	82	100.00%
	1. 問1-2.で「はい」の場合、上限何時間までか明記してください（例えば、1週間最大1日など）。 ※1	64	98.46%
	2. 無回答	1	1.54%
	合計	65	100.00%
	大学教員の兼業規則が緩和されることは好ましいと思いますか（1つに○印をつけてください）。		
	1. はい ※(7)	17	20.73%
2. いいえ ※(8)	44	53.66%	
3. その他（具体的に） ※2	11	13.41%	
4. 無回答 ※(9)	10	12.20%	
合計	82	100.00%	
2	産学連携への貢献の程度に応じて大学教員を評価することは公正だと思いますか（1つに○印をつけてください）。		
	1. はい ※(10)	56	68.29%
	2. いいえ ※(11)	8	9.76%
	3. その他（具体的に） ※3	14	17.07%
	4. 無回答 ※(12)	4	4.88%
合計	82	100.00%	
3	大学教員がハイテクベンチャーを設立したり、またはそれらを支援したりすることは、是認されることだと思いますか（1つに○印をつけてください）。		
	1. はい ※(13)	73	89.02%
	2. いいえ ※(14)	6	7.32%
	3. その他（具体的に） ※4	2	2.44%
	4. 無回答 ※(15)	1	1.22%
合計	82	100.00%	

問	調査事項	回答数	割合	
4	産学連携の諸問題について：各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印をつけてください。			
	4-1	教育・純粋科学 対 産学連携		
		1. 大学教員は、教育・純粋科学と産学連携を同程度重視すべきである。 ※(16)	62	75.61%
		2. 大学教員は教育・純粋科学をある程度犠牲にしても、産学連携を遂行すべきである。	2	2.44%
		3. 大学教員は各々の意欲や専門性に従って、教育や純粋科学、または産学連携に対して役割分担をするべきである。 ※(17)	11	13.41%
		4. その他（具体的に） ※5	7	8.54%
	合計		82	100.00%
	4-2	情報公開・研究成果の一般普及 対 企業秘密		
		1. もし大学と産業界の研究目的が互いに相反しているならば、研究結果の発表は企業秘密に優先されなければならない。 ※(18)	23	28.05%
		2. 上記の場合、大学教員は企業秘密を保護するために、ある期間それらの研究結果の発表を延期することが望ましい。 ※(19)	44	53.66%
		3. その他（具体的に） ※6	13	15.85%
		4. 無回答 ※(20)	2	2.44%
	合計		82	100.00%
4-3	発明の権利			
	1. あなたの大学では、民間企業との共同研究で生まれた発明権は大学が保持し、民間企業は専用実施権を持つ。 ※(21)	34	41.46%	
	2. 大学と民間企業との共同研究で生まれた発明権は共有となる。 ※(22)	24	29.27%	
	3. その他（具体的に） ※7	22	26.83%	
	4. 無回答 ※(23)	2	2.44%	
合計		82	100.00%	
5	あなたの大学では、大学教員のベンチャーに投資していますか（1つに○印をつけてください）。			
	5-1	1. はい ※(24)	42	51.22%
		2. いいえ ※(25)	39	47.56%
		3. 無回答	1	1.22%
		合計		82
	5-2	問5-1.で「はい」の場合、あなたの大学では、大学で保持される特許使用料の代わりにその大学発ベンチャーの株を保有していますか（1つに○印をつけてください）。		
		1. はい ※(26)	33	78.57%
		2. いいえ ※(27)	6	14.29%
		3. 無回答 ※(28)	3	7.14%
	合計		42	100.00%
	5-3	あなたの大学には大学発ベンチャーの株の保有に関して規定またはガイドラインがありますか（1つに○印をつけてください）。		
		1. はい ※(29)	41	50.00%
		2. いいえ ※(30)	33	40.24%
3. 無回答 ※(31)		8	9.76%	
合計		82	100.00%	
5-4	1. 問5-3で「はい」の場合、それらについて明記してください。 ※8			
	2. 無回答 ※(32)	9	21.95%	
	合計		41	100.00%



問	調査事項	回答数	割合
6	あなたの大学には民間企業との金銭的関与に関する情報公開について何らかの規定またはガイドラインがありますか（1つに○印をつけてください）。		
	1. はい ※(33)	59	71.95%
	2. いいえ ※(34)	19	23.17%
	3. 無回答	4	4.88%
	合計	82	100.00%
	6-2	1. 問6-1.で「はい」の場合、それらについて明記してください。 ※9	52
2. 無回答	7	11.86%	
合計	59	100.00%	
7	あなたの大学には利益相反に関与する事務室や委員会などがありますか（1つに○印をつけてください）。		
	1. はい ※(35)	44	53.66%
	2. いいえ ※(36)	37	45.12%
	3. 無回答	1	1.22%
	合計	82	100.00%
	7-2	1. 問7-1で「はい」の場合、その名前を明記してください。 ※10	36
2. 無回答	8	18.18%	
合計	44	100.00%	
専門分野 (複数回答)	1. 文学	1	1.1%
	2. 法学	6	6.8%
	3. 経済学	4	4.5%
	4. 理学	14	15.9%
	5. 工学	11	12.5%
	6. 農学	1	1.1%
	7. 医学	5	5.7%
	8. 複合領域 ※(37)	2	2.3%
	9. その他 ※11	38	43.2%
	10. 無回答	6	6.8%
	合計	88	
職名 (複数回答)	1. 学長	6	6.8%
	2. 所長	40	45.5%
	3. 教授	6	6.8%
	4. 助教授	0	0.0%
	5. 講師	0	0.0%
	6. 助手	0	0.0%
	7. その他 ※12	33	37.5%
	8. 無回答	3	3.4%
	合計	88	

【問1-3 「問1-2 あなたの大学では、教員がコンサルティング等の外部活動に費やす時間を制限する公式な規定を持っていますか(1つに○印をつけてください)。」で「はい」の場合、上限何時間までか明記してください】

※1

No.	回 答 内 容
1	1 day/week
2	Varies with type of faculty - i.e. which school etc.
3	no set amount; outside activities must not prevent full service to the university.
4	20% of their time or 1day per week
5	max 1 day per week
6	1 day per week
7	up to 20% of working time subject to agreement with the head of school.
8	1 day per week
9	1 day a week/13 days a quarter
10	30 days per year
11	20% (one day a week)
12	1 day/week
13	1 day/week
14	20%
15	1day in even 7 days
16	10 hours per week
17	1 day/week or 20%
18	one day/week
19	30 days per year
20	one day/week
21	1 day/week
22	Double salary maximum.
23	max one day per week
24	one day a week
25	2 days per week
26	1 day per week
27	one day per week
28	1day per week ~ 2 days per week
29	20% of his or her time
30	one day / week, embedded in their working conditions (collective agreement).
31	informal rule is 20% of workweek. There is however, no formal limit, except approval by the dean.
32	one day per week
33	one day per week
34	one day per week
35	23 days/yr.
36	one day per week
37	one day/week
38	8 hours a week
39	1 day per week
40	1 day per week
41	60 days
42	1 day 1 month
43	20%
44	Not more than 1/2 work-time based in agreements.
45	20% if an University hires; unlimited if not.
46	one day/week
47	1/5

No.	回 答 内 容
48	1/2 day/week
49	20% 1 day/week
50	Maximum specified by head of school.
51	Maximum of one day per week.
52	1 day/week
53	Negotiable
54	no more than one day per week
55	Flexible, but not more than 1 day/week and not to exceed 5 days in any 5 week period.
56	8 hours per week or 20% of whole worktime
57	20% per week = one day
58	2 days each month
59	It is limited by law and that is more complicated.
60	one day/week
61	One day per week in a six day week.
62	Must not interfere with scholarly activity, administrative commitments or teaching schedule.
63	1 day/week

【問1-4-3. 大学教員の兼業規則が緩和されることは好ましいと思いますか(1つに○印をつけてください)。/その他(具体的に)】

※2

No.	回 答 内 容
1	Depends on the nature of the arrangement.....the priorities of teaching and peer-reviewed science must remain in place.
2	possibly, the case must be referred to the relevant committee.
3	No firm policy - but business should not detract from academic work.
4	It depends on a review of the facts of circumstances .
5	Not sure I understand the question.
6	No Policy statement. If relaxation is proposed by faculty member, and disclosed in writing, it will be reviewed to consider approving a relaxation. Conflicts of interest must be disclosed and reviewed by a third party.
7	Conflict of Interest and Commitment Policies must be established and followed or enforced.
8	Yes if appropriate conflict management structure is in place.
9	Status quo to remain.
10	These should be clear guidelines. Up to the university to decide how flexible they are.

【問2. 産学連携への貢献の程度に応じて大学教員を評価することは公正だと思いますか(1つに○印をつけてください)。/その他(具体的に)】

※3

No.	回 答 内 容
1	Yes as a part of the appraisal process.
2	Assuming these collaborations supplement traditional academic activities
3	Should be part of the evaluation process.
4	As far as this contributes to overall university objectives
5	I think it depends on their field. Some disciplines would benefit from collaboration(for example, Industrial Engineering) while money would not.
6	only partly, depends on field.
7	This can be a valid area of contribution for some faculty members.
8	Yes, but up to some amount
9	Since the university leaves it to the discretion of the professors to collaborate with the industry, it can not on the other end, take into account those activities aspect of the evaluation process.
10	Fair, perhaps, but that is neither FSU Policy nor practice. Our foremost concern is how our faculty performs as an academic teacher to our student body.

No.	回 答 内 容
11	Yes if they are scientists or engineers. No if they are working in arts, humanities, social sciences.
12	Only to extent it supports university mission.
13	One aspect of the evaluation only.
14	Only a part of an overall evaluation and, of course, weighted according to faculty (humanities, social science, etc.)
15	There should be a policy in place to regulate the professor's involvement.

【問3-3.大学教員がハイテクベンチャーを設立したり、またはそれらを支援したりすることは、  
是認されることだと思いますか(1つに○印をつけてください)。/その他(具体的に)】 ※4

No.	回 答 内 容
1	They may be encouraged
2	Yes, provided impact on other faculty the university and students is properly accounted for.

【問4-1-4. 産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに  
○印をつけてください。/教育・純粋科学 対 産学連携/その他(具体的に)】 ※5

No.	回 答 内 容
1	Faculty members should define their own preferences.
2	Institutions find balance of assignments. For equal score card for performance requirement.
3	The university require "balanced excellence" in the contribution made by academic staff.
4	mainly education + science but also uni./industry collab.
5	Education & research should come first but those working in applied science should seek industry collaborations.
6	10 function : research + education of students. 20 research support Gov. + industry.
7	#3 with the words 'encouraged' replacing to take 'assigned'

【問4-2-3. 産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに  
○印をつけてください。/情報公開・研究成果の一般普及 対 企業  
秘密/その他(具体的に)】 ※6

No.	回 答 内 容
1	Usually the conflict - publication or discussion with industrial partners and almost always given all
2	Compromises can be worked out
3	The university as the owner of intellectual property needs to protect or exploit that I.P.
4	Delay until provisional patent application
5	We always reserve the right to publish what is found in research.
6	Publications may be delayed up to 60 days until patent filings have taken place-typically, 90 days. No delay ever to protect not patentable trade secrets.
7	It is acceptable for faculty members to postpone the publication of their research results for some period in order to permit patent filing. No more than a 60 day delay is appropriate.
8	1&2 (and No.2 case:)postpone for no more than 1 year.
9	Problem is much more difficult and depends from agreements
10	To pursue intellectual property rights
11	University does not keep trade secrets. IT is in opposition to principles of open discourse. However university will delay publication 60-90 days to secure patents.
12	Where possibly apply for patent protections so publication can proceed.

【問4-3-3. 産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに  
○印をつけてください。/発明の権利/その他(具体的に)】

※7

No.	回 答 内 容
1	Some are one way and some are the other.
2	Unless pre-determined by contract, resercher retains the rights; both reseacher + university benefit form commercialization.
3	contractual negotiation
4	IP arrangements are negotiated as part of the research contract.
5	Jointly owned, Revenue share.
6	Whoever invents it owns it. If jointly invented it is jointly owned. Licenses are not automatic. The university vetoes ownership but company must negotiate a licence.
7	The university, by state law (Ohio) owns inventions and the university may licence them -- exclusive or non-exclusive.
8	University owns rights of university inventions. Sponsoring company has first option to license.
9	No.1 is the most common case. We assign IP rights to the industry in case the background IP belongs already to the industry.
10	University owns all rights for work performed on our campus. Sponsors receive non-exclusive right to use for internal, non-commercial purposes as a minimum, and always an exclusive option to negotiate an exclusive license for commercial purposes.
11	1,2; case dependent
12	Ether 1 or 2 depending on contributions to development.
13	Doesn't realy apply as we do not have any inventeions.
14	University usually owns the inventions & licenses to the sponsoring company either exclusively or non-exclusively.
15	It depends from agreements.
16	No.1; an option to exclusive to exclusive licensing, No. 2; only if co-invention
17	Three possibilities: 1.industrial partner owns the inventions. 2.university remains owner but gives licences. 3.common inventions; university and partner are considered as owner.
18	Depends on agreement established at onset of collaborative projects.
19	There is a common approach in USA in collaborative reserch, university owns the inventions, but grants to companies non-exclusive right to use, and limited option for exclusive, with terms to be negotiation.
20	We try to establish 2.
21	the rights should be personally

【問5-4-1.「問5-3あなたの大学には大学発ベンチャーの株の保有に関して規定または  
ガイドラインがありますか(1つに○印をつけてください)。」で「はい」の場合、  
それらについて明記してください】

※8

No.	回 答 内 容
1	s. a., patents and success-loar or evaluated and treated as capital-equivalent
2	managed by subsidiary company.
3	See www.viowa.edu/~vpr/
4	see attached
5	We expect it.
6	Conflict of Interest
7	Guidline only. - as each case is different - typically University would take ~25% equity share.
8	see our www.rfsuny.org/tto
9	Usually 5% of start-up with an undilutable class of stock separate from investor class of stock.
10	Unwritten policies + guidelines
11	Please see web site.
12	see www.pitt.edu/home/pp/policies/11/11-02-03.html

No.	回 答 内 容
13	Limit amount to 10% of company; some antidilution protection; share equity with inventors if they do not have separate equity in company.
14	We don't exceed 5%.
15	Equity is not held by university directly, but by a foundation. Inventors' equity is transferred directly to inventors.
16	Univ. takes 24% and dilutes in funding mounts to 5%. Royalties are paid in addition.
17	We share 50:50 with the inventors.
18	IN THE GUIDELINES OF THE UNIVERSITY
19	We require a valid business plan, evidence of professional management and clearance of conflict review for faculty.
20	Negotiated on case by case basis.
21	Committee established to deal with such questions.
22	To evaluate cases or review.
23	Conflict of interest; equity management
24	10% Non dividend until rate cap > \$1000
25	Cannot use University funds or resources to purchase equity
26	We will accept shares in lieu of up front payments.
27	Attached
28	under development currently, going for approval 16 Board of Governors.
29	①possible for consideration for intellectual property only ②cannot exchange equity for services.
30	We can take equity from start-ups in lieu of licensing fees.
31	At the discretion of the university Tech transfer organization known as the Genesis Group.
32	If faculty member takes equity, he/she waives rights to royalties.

【問6-2-1.「問6-1.あなたの大学には民間企業との金銭的関与に関する情報公開について  
 何らかの規定またはガイドラインがありますか(1つに○印をつけてください)。  
 で「はい」の場合、それらについて明記してください】

※9

No.	回 答 内 容
1	every investigator is required to report "CONFLICTS OF INTEREST" on at least an annual basis.
2	Coverd in several Policies- outside Professional activities, Conflict of Interest, Professional Ethics, etc.
3	Requisites of Interest
4	See <a href="http://www.viowa.edu/~vpr/">www.viowa.edu/~vpr/</a>
5	As per the 'Nolan' recommedates on ethical behavior in the public sector.
6	Annual disclosure
7	Conflict of Interest
8	Conflict of Interest Policies + Consulting Policies
9	Conflicts of Interest Policy
10	Guidline that discuss are subject to business agreements with partners.
11	5% or more must disclose.
12	Long form to fill out, must disclose all relationships
13	Conflict of interest Policy - currently being revised.
14	URL
15	full disclosure
16	It's required by university system & state.
17	Conflict of Interest
18	see URL above and also <a href="http://www.pitt.edu/home/pp/policies/11/11-02-03.html">www.pitt.edu/home/pp/policies/11/11-02-03.html</a>
19	Being a state institution, we have to be able to disclose financial ties. Mostly, this is a positive for company & university.
20	Annual report required by all faculty members disclosing all interests.
21	On a case by case when linked with startup and collaboration envisioned.

No.	回 答 内 容
22	Annual declaration of interests
23	We have "rules" - I have enclosed them.
24	Background (U.S. federal gov't requirement by NIH, NSF) must disclose financial interest if : 1) greater than \$10,000 or 2) 5% equity stake.
25	Attached
26	Any financial interest a professor has with a sponsoring company must be declared prior to the approval of a research contract.
27	See Q1-4
28	Requesting to register annually
29	See attached
30	Basic NSF requirement, one per year
31	Disclosure is a requirement of employers.
32	Conflict of interest
33	Richtlinie für die ... "(annex 1). General term and "conditions for R&D contracts..." (annex 2). Several DRAFT CONTRACT (annex 3). Secrecy Agreement (annex 4)
34	yearly report to administration
35	If financial ties pose a real or potential conflict of interest they must be disclosed to Dean & Dean must approve & if necessary manage the situation.
36	See web site for U of Arizona
37	specified by Law
38	must disclose if over 5% ownership or paid \$10,000 in any 12 month period.
39	All faculty and staff submit conflict of interest statements.
40	full disclosure
41	§36 of University Law (Hessen) (cf. copy)
42	Must be revealed and published.
43	Must report financial ties and get approved of Univ.
44	Register of interests
45	declaration to be made to senior manager
46	Conflict of interest policy & State laws require disclosure.
47	Too detailed ; Extensive to list here, but requires full disclosure of relationships, and review / decision by dean and by provost.
48	CEO not allowed for staff members
49	Copied and attached
50	There must be full disclosure
51	Unless required by law to do otherwise, all such info is treated as confidential.
52	Annual report & updates when significant changes must be reported to bears & conflict committee.

【問7-2-1.「問7-1あなたの大学には利益相反に関与する事務室や委員会などがありますか  
(1つに○印をつけてください)。」で「はい」の場合、その名前を明記してください】 ※10

No.	回 答 内 容
1	deontology commission
2	CONFLICT of INTEREST COMMITTEE ESTABLISHED by THE PRESIDENT'S OFFICE
3	Vice President/ Collective Agreement
4	CONFLICT of INTEREST COMMITTEE
5	See www.viowa.edu/~vpr/
6	Senior staff disclose financial interest annually included - code of scientific practice- (Research Committee)
7	Being established
8	Dean of Research
9	Conflict of interest Committee
10	Conflict of Interest Committee

No.	回答内容
11	1)ombudsman 2)Committee to secure proper research
12	Actually through an Academic Steering committee.
13	there are two, which are described in the policies referenced above. One is specific to startup companies-- the Entrepreneur Oversight Committee.
14	Conflict of Interest Office
15	We have a patent and technology commercialization committee.
16	Working group under the Vice President for Reserch.
17	Attached
18	CODE
19	See attached
20	only formed this year. No results on policies get.
21	C of I task force committee
22	Institutional Review Committee
23	ethics committee
24	Ombudsman, Advisory committee
25	Asst. U. P. for Research
26	Part of Division of Research
27	Committee and approval process
28	Transfer -Liaison -Office
29	Research Ethics Committee
30	Handled by Secretarys Department.
31	There are established conflicts of interest policies.
32	Commission for reproach of scientific wilful misconduct
33	Conflict of interest advisory committee
34	University Advisory committee
35	Handled by the office of the President supported by the Board of Regents.
36	There are 2 - one for college of medicine & one for the rest of the university. Simply called conflict committees

【専門分野/その他】

※11

No.	その他の専門
1	Communications
2	TECHNOLOGY TRANSFER
3	TECHNOLOGY TRANSFER
4	TECHNOLOGY TRANSFER
5	Administrator
6	TECHNOLOGY TRANSFER
7	University Licensing
8	Tech Transfer
9	Technology Development & Research Admin.
10	physics
11	Bus. Administration
12	Reserch
13	TECHNOLOGY TRANSFER
14	Technology Licensing office (TLO)
15	Ph. D.-Chemistry. 20yrs. of business Experience before coming back to university.



No.	その他の専門
16	TECHNOLOGY TRANSFER
17	Technology transfer
18	Technology Commercialization
19	Research Coordinator
20	Technology transfer
21	Tech. transfer
22	management
23	Administration
24	Arts
25	All above mentioned
26	Intellectual property law & commercialization
27	Director of Reserch Services
28	technology transfer
29	Rsereach & Intellectual Property Management
30	Tech Transfer Director
31	Administration service
32	Administration
33	politics /public administration
34	Technology Transfer
35	Reserch management
36	Technology Transfer Office
37	tech transfer

【職名/その他】

※12

No.	その他の職名
1	Director FRAUNHOFER ICT, Director Chair LASER TECH. TECH. UNIV. AACHEN
2	Manager
3	Associate Director
4	Administrator
5	Head-Innovation and Enterprise Office
6	Vice President
7	Assistant Vice President for Technology Transfer and Economic Development.
8	Administrative Secretary
9	Technology Licensing manager
10	Technology transfer office
11	Vice Provost for Research
12	lawyer
13	Pro-Vice-Chancellor (Research + Business Development)
14	CEO
15	manager, Research Support Office
16	Dir. of Research Promotion
17	Vice President
18	Vice President
19	Vice President
20	Associate Vice Chancellor for Intellectual Property Management and Associate General Counsel for Research and Intellectual Property Management.

No.	その他の職名
22	Adviser to the President on Senate Affairs and International Relations
23	Adminisutration
24	Vice President for Research
25	Personal referent of the president
26	Academic Register
27	Special Asst. Research Contract Affairs
28	Assistant vice chancellor for technology transfer, and executive director, Tecnology Licensing Office
29	Lawyer/administration officer
30	Administration/Technology Transfer
31	Deputy Vice chancellor Research
32	Associate Director
33	Tech Transfer officer-communication & Information Technology

**【付帯意見】**

**【問1-1-1.あなたの大学の教員は、1年に2~3か月は外部資金によって賃金が支払われていますか(1つに○印をつけてください)/はい】 ※(1)**

No.	付 帯 意 見
1	They may paid, but it is not an obligation.
2	in Non medical area 12 mo Appointments in Medical areas
3	some
4	some of our faculty's salaries come from outside funds.
5	one month
6	some
7	some are

**【問1-1-2.あなたの大学の教員は、1年に2~3か月は外部資金によって賃金が支払われていますか(1つに○印をつけてください)/いいえ】 ※(2)**

No.	付 帯 意 見
1	Not normally
2	But most receive outside funding in the form of federal research grants.

**【問1-1-3.あなたの大学の教員は、1年に2~3か月は外部資金によって賃金が支払われていますか(1つに○印をつけてください)/無回答】 ※(3)**

No.	付 帯 意 見
1	UNCLEAR ON QUESTION
2	Not sure what the question means.
3	?
4	Depends: Some member are completely paid by the university, others are financed by industrial partner.
5	Academic decision made by dean, not in policy statement.

**【問1-2-1.あなたの大学では、教員がコンサルティング等の外部活動に費やす時間量を制限する公式な規定を持っていますか(1つに○印をつけてください)/はい】 ※(4)**

No.	付 帯 意 見
1	1 day out of 7
2	partly- only professors
3	the outside activity cannot interfere with assigned duties.

**【問1-2-2.あなたの大学では、教員がコンサルティング等の外部活動に費やす時間量を制限する公式な規定を持っていますか(1つに○印をつけてください)/いいえ】 ※(5)**

No.	付 帯 意 見
1	but you must declare the money. You receive for such activities.
2	20% is rule of thumb
3	not formal, but 20% limit informal(1day/per week)
4	acc. ?extra work"
5	We have research-engineers which are complete financed from outside.

**【問1-2-3.あなたの大学では、教員がコンサルティング等の外部活動に費やす時間量を制限する公式な規定を持っていますか(1つに○印をつけてください)/無回答】 ※(6)**

No.	付 帯 意 見
1	Academic decision made by dean, not in policy.

【問1-4-1.大学教員の兼業規則が緩和されることは好ましいと思いますか(1つに○印をつけてください)/はい】 ※(7)

No.	付 帯 意 見
1	Provided there are benefit to their department.

【問1-4-2.大学教員の兼業規則が緩和されることは好ましいと思いますか(1つに○印をつけてください)/いいえ】 ※(8)

No.	付 帯 意 見
1	some flexibility allowed under consultation and agreement.
2	They have to declare such activities or get permission.

【問1-4-4.大学教員の兼業規則が緩和されることは好ましいと思いますか(1つに○印をつけてください)/無回答】 ※(9)

No.	付 帯 意 見
1	Do not understand this quistion.
2	?
3	I don't understand the question. I think there should be regulation and oversight over their side business.
4	? not understood.
5	Some regulations cannot be relaxed. Others can but should only be done for pre agreed time period.
6	I cannot make a subjective statement or opinion in area reseved for dean's purview.

【問2-1.産学連携への貢献の程度に応じて大学教員を評価することは公正だと思いますか(1つに○印をつけてください)/はい】 ※(10)

No.	付 帯 意 見
1	but other contributions must be taken into account (training, basic research).
2	In certain disciplines, not all provided. Other measures of evaluation are also considered ( publications, etc.)
3	But only to a small extent ~10%-20%.
4	But this does not necessarily persist the prior of my university.
5	within limits
6	duty to notification

【問2-2.産学連携への貢献の程度に応じて大学教員を評価することは公正だと思いますか(1つに○印をつけてください)/いいえ】 ※(11)

No.	付 帯 意 見
1	Not all faculty have the motivation to participate in U-I activities nor is the ic acceptable capacity for the science of all faculty.
2	Depends on what you want from a university.

【問2-4.産学連携への貢献の程度に応じて大学教員を評価することは公正だと思いますか(1つに○印をつけてください)/無回答】 ※(12)

No.	付 帯 意 見
1	up to 20%
2	I cannot make a subjective statement for an area reseved for dean's purview.

【問3-1.大学教員がハイテクベンチャーを設立したり、またはそれらを支援したりすることは、  
 是認されることだと思いますか(1つに○印をつけてください)/はい】 ※(13)

No.	付 帯 意 見
1	in accordance with university policies
2	With full disclosure of that role in advance to Univ. officials, who should approve such relationships.
3	But only in a limited fashoin
4	if they are willing to do so
5	Under the condition that they follow university and state rules for doing so -- this ensures the management of conflicts of interest.
6	In our university we encourage this type of of involvement from our professors.
7	While not a FSU approved Policy, FSU practice accepts and encourages this.
8	with substantial oversight
9	this is common practice of our universities.
10	need this ; but also need.
11	Where agreed with Dean.
12	Enabled by: (1) State Law (2)University Policy
13	Our faculty can be share holders but not activity involved in the day to day operations.

【問3-2.大学教員がハイテクベンチャーを設立したり、またはそれらを支援したりすることは、  
 是認されることだと思いますか(1つに○印をつけてください)/いいえ】 ※(14)

No.	付 帯 意 見
1	We accept this as part of the outside activities

【問3-4.大学教員がハイテクベンチャーを設立したり、またはそれらを支援したりすることは、  
 是認されることだと思いますか(1つに○印をつけてください)/無回答】 ※(15)

No.	付 帯 意 見
1	Not applicable

【問4-1-1.産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印  
 をつけてください。/教育・純粋科学 対 産学連携/大学教員は、教育・純粋科学  
 と産学連携を同程度重視すべきである。】 ※(16)

No.	付 帯 意 見
1	This is no contradiction but rather complementary. University can profit as well.

【問4-1-3.産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印  
 をつけてください。/教育・純粋科学 対 産学連携/大学教員は各々の意欲や専  
 門性に従って、教育や純粋科学、または産学連携に対して役割分担をするべきで  
 ある。】 ※(17)

No.	付 帯 意 見
1	"should be assigned "→ however this should be decided between the faculty member, department chair and dean.

【問4-2-2.産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印をつけてください。/情報公開・研究成果の一般普及 対 企業秘密/上記の場合、大学教員は企業秘密を保護するために、ある期間それらの研究結果の発表を延期することが望ましい。】 ※(18)

No.	付 帯 意 見
1	(trade secrets:) postpone not to exceed a suitable time(ie.2-3 years) and not present students from graduating of time.
2	We allow for a short period of two to three months in order to protect the IP. This deals usually is delay, because review process takes time for journal
3	postpone →limited time
4	No more than 6 month delay

【問4-2-1.産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印をつけてください。/情報公開・研究成果の一般普及 対 企業秘密/もし大学と産業界の研究目的が互いに相反しているならば、研究結果の発表は企業秘密に優先されなければならない。】 ※(19)

No.	付 帯 意 見
1	Limit & speed of time subject to any agreements at protection of the right to publish.
2	postpone for brief time to file patents is OK.
3	inventions should be protected prior to publications.

【問4-2-4.産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印をつけてください。/情報公開・研究成果の一般普及 対 企業秘密 /無回答】 ※(20)

No.	付 帯 意 見
1	1&2

【問4-3-1.産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印をつけてください。/発明の権利/あなたの大学では、民間企業との共同研究で生まれた発明権は大学が保持し、民間企業は専用実施権を持つ。】 ※(21)

No.	付 帯 意 見
1	(companies have exclusive) or non-exclusive (licensing)
2	When a university employee is an inventor (or co-inventor), we retain ownership(or co-ownership) and grant the company a right to negotiate a license.
3	mainly
4	(companies have exclusive) option to negotiate a license.
5	(companies have) the right of first refusal
6	(companies have exclusive) option to license

【問4-3-2.産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印をつけてください。/発明の権利/大学と民間企業との共同研究で生まれた発明権は共有となる。】 ※(22)

No.	付 帯 意 見
1	subject to agreement / contracts.
2	Compare to attachments!
3	#2 with the addition of 'and faculty members'

【問4-3-4.産学連携の諸問題について:各質問に対して最も近いと思われる番号1つに○印をつけてください。/発明の権利/無回答】 ※(23)

No.	付 帯 意 見
1	Does not apply in bus. admin.

【問5-1-1.あなたの大学では、大学教員のベンチャーに投資していますか(1つに○印をつけてください)/はい】 ※(24)

No.	付 帯 意 見
1	indirectly/ (through subsidiary company)
2	Time, not money
3	Invest Technology.
4	Rarely cash, usually technology and flexibility.
5	indirectly via a tech transfer company

【問5-1-2.あなたの大学では、大学教員のベンチャーに投資していますか(1つに○印をつけてください)/いいえ】 ※(25)

No.	付 帯 意 見
1	In Germany, our University is organized as a public entity and cannot activity be involoed in business achivies.
2	We don't make direct investment but do help to form start-up companies in other ways and the university has invested in venture capital firms.
3	We have not invested in spin-off companies, but we provide assistance and provide favorable licensing terms.
4	we invest intellectual assets. But not money
5	Currently not allowed by STATE constitution.
6	not with cash.

【問5-2-1.問5-1.あなたの大学では、大学で保持される特許使用料の代わりにその大学発ベンチャーの株を保有していますか(1つに○印をつけてください)/はい】 ※(26)

No.	付 帯 意 見
1	Fraunhofer (!) holds up to 25% of spin offs to ease collaboration.
2	Equity and Royalties
3	but we negotiate a mix of equity and royalties, not equity OR royalties.

【問5-2-2.問5-1.で「はい」の場合、あなたの大学では、大学で保持される特許使用料の代わりにその大学発ベンチャーの株を保有していますか(1つに○印をつけてください)/いいえ】 ※(27)

No.	付 帯 意 見
1	But Univ. Foundation=yes

【問5-2-3.問5-1.で「はい」の場合、あなたの大学では、大学で保持される特許使用料の代わりにその大学発ベンチャーの株を保有していますか(1つに○印をつけてください)  
/無回答】 ※(28)

No.	付 帯 意 見
1	We take equity when licensing technology.
2	Get both, equity + royalties.
3	Not "in lieu of royalties" but we accept equity
4	as partial consideration.
5	We do accept equity, but usually in addition to royalties, rather than in lieu of royalties.
6	Not money, Take equity in lieu of some payment (e.g. upfront fee) in license deal.
7	We always take a combination of equity + royalties.

【問5-3-1.あなたの大学には大学発ベンチャーの株の保有に関して規定またはガイドライン  
がありますか(1つに○印をつけてください)/はい】 ※(29)

No.	付 帯 意 見
1	In development not fully approved
2	<20% equity for university and for faculty.
3	We negotiate equity

【問5-3-2.あなたの大学には大学発ベンチャーの株の保有に関して規定またはガイドライン  
がありますか(1つに○印をつけてください)/いいえ】 ※(30)

No.	付 帯 意 見
1	We are currently developing policies.
2	We do it.
3	Policy was under development, but not implemented.
4	but in future it seems to be possible.
5	Std. 15%

【問5-3-3.あなたの大学には大学発ベンチャーの株の保有に関して規定またはガイドライン  
がありますか(1つに○印をつけてください)/無回答】 ※(31)

No.	付 帯 意 見
1	see above
2	Not allowed

【問5-4-2.問5-3「あなたの大学には大学発ベンチャーの株の保有に関して規定またはガイド  
ラインがありますか(1つに○印をつけてください)」で「はい」の場合、それらについ  
て明記してください/無回答】 ※(32)

No.	付 帯 意 見
1	The guidelines are not written, but there is common practice.
2	each is handled on a case by case basis.



【問6-1-1.あなたの大学には民間企業との金銭的関与に関する情報公開について何らかの  
規定またはガイドラインがありますか(1つに○印をつけてください)/はい】 ※(33)

No.	付 帯 意 見
1	Full disclosure
2	Conflict of Interest Policies.
3	INTERNET:http://www.tu-ciresden.cle/vd51/ff_index.htm
4	For some staff
5	full disclosure
6	must be disclosed.

【問6-1-2.あなたの大学には民間企業との金銭的関与に関する情報公開について何らかの  
規定またはガイドラインがありますか(1つに○印をつけてください)/いいえ】 ※(34)

No.	付 帯 意 見
1	We are developing these polices as well.

【問7-1-1.あなたの大学には利益相反に関与する事務室や委員会などがありますか(1つに  
○印をつけてください)/はい】 ※(35)

No.	付 帯 意 見
1	More or Less
2	for research affairs.

【問7-1-2.あなたの大学には利益相反に関与する事務室や委員会などがありますか(1つに  
○印をつけてください)/いいえ】 ※(36)

No.	付 帯 意 見
1	Not formally
2	Not at this time.
3	Not a Formal Committee. But would be dealt with by Management Committee.
4	We have a policy.
5	formed as needed
6	Each of 10 deans makes such decisions, with final approval by provost.

【専門分野/8.複合領域】 ※(37)

No.	付 帯 意 見
1	Science and Business

### 3. 産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究にかかわるアンケート調査集計結果（日本企業）

1. 調査実施日	平成15年8月8日		
2. 調査実施対象	全国の上場企業3,626社（東洋経済新報社「2003年第2集 会社四季報」（2003.4）より）から1,000社を無作為抽出。		
3. 調査実施方法	郵送により各企業に3部ずつ調査票を配付の上、任意の職員に配付を依頼。各自調査票記入後、当該職員から同封の返信用封筒にて返送を依頼した。なお、締め切りは平成15年9月20日とした。		
4. 回収状況	対象数	回答総数	回答率
	3,000	117	3.90%

## 【企業】

回答総数：117

問	調査事項	回答数	割合
(産学連携をする大学教員の対応について)			
1	大学教員が産学連携のために時間を費やす場合、時間制限を設けたほうがよいと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。		
	1. 時間制限を設ける	22	18.80%
	2. 時間制限は不要 ※①	86	73.50%
	3. 産学連携に時間を費やすのは反対	2	1.71%
	4. その他 ※1	7	5.98%
合計		117	100.00%
2	問1で「1」に○印をつけた方におたずねします。上限何時間までかお書きください(例えば、1週間最大1日など)。	21	100.00%
	※2	21	100.00%
合計		21	100.00%
(民間等との共同研究・受託研究について)			
3	民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて大学での教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。		
	1. 大学の任務は高等教育と学術研究の推進にあり、共同研究や受託研究のためにそれらがおろそかになることは許されない。	9	7.50%
	2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。 ※②	15	12.50%
	3. 産学連携による社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。 ※③	48	40.00%
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。	40	33.33%
	5. その他 ※3	8	6.67%
合計(*複数回答を含む)		120	100.00%
(大学発ベンチャーについて)			
4	大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。		
	1. 大学教員がベンチャーに関与することにはそもそも疑問がある。	13	11.02%
	2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。 ※④	23	19.49%
	3. 産学連携による社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。	30	25.42%
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。	44	37.29%
5. その他 ※4	8	6.78%	
合計(*複数回答を含む)		118	100.00%
(特許について)			
5	大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。		
	1. そもそも大学教員の本分は教育と論文発表にあり、特許取得のためにこれらがおろそかになることは許されない。	12	10.17%
	2. 日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。 ※⑤	31	26.27%
	3. 特許を取得することで社会貢献をすることは大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。 ※⑥	30	25.42%
	4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。	38	32.20%
5. その他 ※5	7	5.93%	
合計(*複数回答を含む)		118	100.00%

(産学連携全体の諸問題)			
産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。			
1	企業から産学連携に関与している大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題		
	1. 利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)	※⑦	65 55.56%
	2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい	※⑧	38 32.48%
	3. 問題はない		7 5.98%
	4. その他	※⑥	7 5.98%
	合計		117 100.00%
6	企業から産学連携に関与している大学教員に対する供応接待の問題		
	1. 利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)	※⑨	63 53.85%
	2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい		37 31.62%
	3. 問題はない		8 6.84%
	4. その他	※⑦	8 6.84%
	無回答		1 0.85%
合計		117 100.00%	
3	企業から産学連携に関与している大学教員へ未公開株を譲渡する問題		
	1. 利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)	※⑩	80 68.38%
	2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい		22 18.80%
	3. 問題はない		5 4.27%
	4. その他	※⑧	10 8.55%
合計		117 100.00%	
(今後の産学連携に対する考え方)			
今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。あてはまる番号に○印をお付けください。			
7	将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は産学連携等で得た外部資金によって大学教員の給与や研究費をまかなうのは好ましい。		
	1. そう思う		81 69.23%
	2. そうは思わない	※⑪	32 27.35%
	3. その他	※⑨	2 1.71%
	無回答		2 1.71%
合計		117 100.00%	
2	大学教員の兼職・兼業についての規制は大幅に緩和するべきだ。		
	1. そう思う		81 69.23%
	2. そうは思わない	※⑫	29 24.79%
	3. その他	※⑩	6 5.13%
	無回答		1 0.85%
合計		117 100.00%	

問	調査事項	回答数	割合
7	大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。		
	3 1. そう思う	97	82.91%
	2. そうは思わない ※13	18	15.38%
	3. その他 ※11	2	1.71%
	合計	117	100.00%
	産学連携における研究成果の情報公開について		
	4 1. 大学は公的側面を持つので、研究結果の発表は企業秘密に優先されてもしかたがない。	39	33.33%
	2. 大学教員は企業秘密を保護するために、一定期間それらの研究結果の発表を延期することが望ましい。	67	57.26%
	3. その他 ※12	9	7.69%
	無回答	2	1.71%
	合計	117	100.00%
	学生の教育に対する責任について		
5 1. 大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。 ※14	34	29.06%	
2. 今後は教育と(産学連携につながるようなものをも含めた)研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。	79	67.52%	
3. その他 ※13	4	3.42%	
合計	117	100.00%	
(社内倫理規程について)			
8	貴社では産学連携の中で生じる大学との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての社内倫理規程はありますか。		
	1. 社内倫理規程はある	27	23.08%
	2. 社内倫理規程を準備中である	4	3.42%
	3. 社内倫理規程はない	64	54.70%
	4. 知らない	15	12.82%
	5. その他 ※14	7	5.98%
合計	117	100.00%	
9	その他、個人的にお考えの独自の産学連携に関する倫理規定の提案等がありましたらお書きください(企業についてでも大学についてでも結構です)。 ※15	26	
10	21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、企業という組織の社会における役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、企業が大学とともに行っていくべきと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。 ※16	28	
☆年齢			
	1. 10代	0	0.00%
	2. 20代	20	17.09%
	3. 30代	31	26.50%
	4. 40代	27	23.08%
	5. 50代	27	23.08%
	6. 60代	10	8.55%
	7. 70代	0	0.00%
	8. 80代以上	0	0.00%
	無回答	2	1.71%
	合計	117	100.00%

調査事項		回答数	割合
☆性別			
1. 男		104	88.89%
2. 女		11	9.40%
無回答		2	1.71%
合計		117	100.00%
☆職業（就業状況）			
1. 会社の役員		8	6.84%
2. 雇用者（常雇）		106	90.60%
3. 雇用者（臨時雇）		1	0.85%
4. その他		0	0.00%
無回答		2	1.71%
合計		117	100.00%
☆職業（分類）			
1. 水産・農林業		0	0.00%
2. 鉱業		0	0.00%
3. 建設業		11	9.40%
4. 食料品		3	2.56%
5. 繊維製品		2	1.71%
6. ハルブ・紙		0	0.00%
7. 化学		8	6.84%
8. 医薬品		2	1.71%
9. 石油・石炭		2	1.71%
10. ゴム製品		0	0.00%
11. ガラス・土石製品		3	2.56%
12. 鉄鋼		2	1.71%
13. 非鉄金属		0	0.00%
14. 金属製品		2	1.71%
15. 機械		10	8.55%
16. 電気機器		18	15.38%
17. 輸送用機器		0	0.00%
18. 精密機器		2	1.71%
19. その他製品		3	2.56%
20. 電気・ガス業		0	0.00%
21. 陸運業		0	0.00%
22. 海運業		2	1.71%
23. 空運業		0	0.00%
24. 倉庫・運輸業		1	0.85%
25. 通信業		2	1.71%
26. 卸売業		11	9.40%
27. 小売業		16	13.68%
28. 銀行業		0	0.00%
29. 証券・商品先物取引業		0	0.00%
30. 保険業		0	0.00%
31. その他金融業		0	0.00%
32. 不動産業		1	0.85%
33. サービス業		14	11.97%
無回答		2	1.71%
合計		117	100.00%

【問1 大学教員が産学連携のために時間を費やす場合、時間制限を設けたほうがよいと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。/ 4.その他】

※1

No.	回答内容
1	その内容に応じて、制限時間を設けたらどうか。
2	一律に制限するという考えには賛成しかねます。
3	学校種別や対象者の立場によるのでは。
4	時間制限を設けたりする必要はないかもしれないが、学生に対する指導などがおろそかにならないように、注意することは必要だと思う。
5	基礎研究ならば、時間制限不要が望ましいが、実務研究の場合は時期が重要と考えるので、時間制限を設けるが望ましい。
6	裁量によるところ、大学教育に影響のない範囲で
7	目的による

【問2 問1で「1」に○印を付けた方におたずねします。上限何時間までかお書きください(例えば、1週間最大1日など)】

※2

No.	回答内容
1	1週1日、1ヶ月3日
2	労働時間の2割程度まで
3	一概に言えないが産学連携のテーマのプライオリティー(新技術が経済社会において画期的に貢献)を付けて取り組むべきと考えます。
4	1日3時間×5日＝15時間／week 程度
5	1週間最大2日
6	1日／週
7	1週間1～2日程度
8	年間30日
9	最大週2日
10	1ヶ月最大5日間
11	1ヶ月で4日
12	週1日まで
13	1週間2日
14	プロジェクト内容にもよるが、月2～3日程度
15	一概には言えないが、2日／週
16	1週5時間以内
17	1週間最大3日
18	1週間最大1日
19	教育・研究に支障をきたさない程度(休日や時間外での対応とする)
20	年間通算して2ヶ月間程度
21	週8時間程度

【問3 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて大学の教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。/ 5.その他】 ※3

No.	回答内容
1	両立出来る程度を見きわめる事が重要
2	民間等との共同研究も教育の一環ではないかと考えます。
3	現在の大学教育は基礎知識の修得という範囲はあるものの、今後については社会対応型のウエイトをより増幅させた取組みを望みます。但し、企業との利益重視型(癒着の構図)は基準づくり倫理観を持って取組めばクリアーできるものと考えます。
4	3.4.の中間 完全に職分するのは反対
5	学校教育と社会の現状を知るためには、共同は必要である。
6	両立させるべき。教育や学術研究もおろそかにさせない様にする為の、教員の評価制度が必要
7	共同研究の成果を、大学内の教育にフィードバックできるのなら、問題ないと考えます。
8	おのずと時間配分には限度があり、担当教官あるいは大学が主体的に判断すべきである。

【問4 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連に忙しく教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。/ 5.その他】 ※4

No.	回答内容
1	自身の研究のためならどんどんやるべき
2	大学が国公立なのか私立なのかによって、対応は異なる。私立であれば、ベンチャーに関与してもあまり問題ではないが、国民の税金が投入されている国立は多少問題あると考える。
3	起業する事に意義があるのか、社会貢献か利益追求か目的によって異なるが、日本全体や産学業界においてはこれを基本奨励すべきと思う
4	ベンチャーで収入を得る教員で給与より高くなりベンチャー側に就職し、教員をやめるのはやむを得ないが、ある時期には二また(経済的に)はやめるべきでは？(教員の方を顧問教授等にし、給与を顧問料にし、抑える等)
5	制約・規則など、企業と大学の枠の中での規則をはっきりさせていれば、良いのではないか。
6	両立させるべき。教育や学術研究もおろそかにさせない様にする為の、教員の評価制度が必要
7	共同研究の成果を、大学内の教育にフィードバックできるのなら、問題ないと考えます
8	おろそかになるという考えそのものがおかしい。ベンチャーで育成された知識やスキルは、大学教育にもフィードバックされるはずである。判断は各自すべきである。

【問5 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるという問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。/ 5.その他】 ※5

No.	回答内容
1	発明や特許取得は、学術研究の延長上にあるものと考えます。
2	各大学の判断による
3	両立させるべき。教育や学術研究もおろそかにさせない様にする為の、教員の評価制度が必要
4	取得そのものを目的とすべきではない。
5	大学教員(個人)が特許を取得するのではなく、もっと公的に活用できるように大学etcの公的機関として、取得するようにすべき。
6	共同研究の成果を、大学内の教育にフィードバックできるのなら、問題ないと考えます。
7	発明や特許取得が大学において評価されない現状を改めるべき



【問6 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。】

【問6-1 企業から産学連携に関与している大学教員への金銭や物品の贈与、任務の提供等の問題 / 4.その他】

※6

No.	回答内容
1	固く禁ずるべきであり、規制は必要
2	全面禁止が望ましい。そもそも既得権益が何故発生するのか設問に疑問
3	研究の本分とかけ離れているので、厳しく規制すべき
4	何をどうして報酬をいくらにするというように、都度契約取り交わし、契約を公開できる形にしておけば問題はない。
5	本質的にさけるべきである。
6	正当なルール内での適用なら問題なし
7	本来あるべき姿ではないと考えます。

【問6-2 企業から産学連携に関与している大学教員に対する供応接待の問題 / 4.その他】

※7

No.	回答内容
1	固く禁ずるべきであり、規制は必要
2	不安ではないかと思う
3	世間並み(度が過ぎない範囲)
4	接待する必要なし
5	全面禁止。既得権益化する。利害関係の範囲の区分が出来ない。何故、供応接待が必要なのか？研究に裁量で左右される事があるのか？
6	厳しく規制すべき
7	供応接待は止めるべき。きちんとした報酬としてのみ、契約で定めるべき。
8	本来あるべき姿ではないと考えます。

【問6-3 企業から産学提携に関与している大学教員へ未公開株を譲渡する問題 / 4.その他】

※8

No.	回答内容
1	インサイダー取引規制との関連性においてクリアであればOK
2	固く禁ずるべきであり、規制は必要
3	問題あり
4	やるなら株よりも、金額がはっきりする金銭の方が良い
5	厳しく規制すべき
6	契約に定めれば、全く問題ない
7	本質的にさけるべきである
8	本来あるべき姿ではないと考えます。

【問7 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。あてはまる番号に○印をお付けください。】

【問7-1 将来的にはアメリカのように1年のうち数ヶ月は産学連携等で得た外部資金によって大学教員の給与や研究費をまかなうのは好ましい。 / 3.その他】

※9

No.	回答内容
1	アメリカのようにではなく、日本としての状況に合わせれば良い。
2	研究費を外部資金によって賄うことは望ましいが、給与についてはそう思わない。

【問7-2 大学教員の兼職・兼業についての規制は大幅に緩和するべきだ。/ 3.その他】

※10

No.	回答内容
1	ある程度まではOKだが、本業に支障をきたす場合には何か制限なり罰則なりが必要では？
2	民間からの登用を義務づけ(割合を決める)これを満たしたときのみ、許すこととする。
3	緩和すべきと思うが、大幅に(アメリカ並みに)とは思わない。
4	教員の中で差が出ると、差別化に？
5	ある程度の範囲をもって可とする
6	特に現状の規則に問題はないと考えます。

【問7-3 大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのは良い姿勢だ。/ 3.その他】

※11

No.	回答内容
1	賛成だが、支援する基準(分野)、支援内容等につき基準を設け、情報開示を義務付ける等の透明性が必要
2	かたよりすぎると、活性化にはつながらないのでは？

【問7-4 産学連携における研究成果の情報公開について/ 3.その他】

※12

No.	回答内容
1	企業利益追求は、資本主義経済下では、あたり前の事であるが、あくまで研究課題(テーマの優位性・・・生活、健康、科学、etc)によって、即効性が求められるものであれば、即情報情報開示すべきである。今、最も求められるのは、企業のシズンシップである。
2	研究発表や情報開示につき一定のルールを定め、それに沿った運用を行う
3	1に近いが、大学の独自性もあってよいのでは。
4	共同発表を原則にする
5	TPOによるのでは？
6	契約により決めればよい。
7	大学と企業とで公開する範囲を事前に契約させる。大学側がその研究成果に対する貢献度に応じて、公開する範囲を広げるのが原則
8	大学側から見れば、TLOを通して積極的に技術の公開をした方が、企業との連携機会が多くなると思います。

【問7-5 学生の教育に対する責任について/ 3.その他】

※13

No.	回答内容
1	ある程度分担が必要だろうが、最終的にはどちらもおろそかにはできないものである。(1と2の中間ぐらい)
2	大学そのものの定義を明確化し、学生に支えるべき責務については100%遂行してほしい。それ以外の興味関心が学内で実現できる仕組みを持つことこそ重要なのでは。
3	社会資本の配分が公平(民間企業の研究者)になるよう、税金を得て行なう研究成果を独占する事があってはならない。
4	教員は常に教育によりフィードバックができるように考え、行動すべき

【問8 貴社では産学連携の中で生じる大学との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての社内倫理規程はありますか。/ 5.その他】

※14

No.	回答内容
1	未定
2	産学連携に限定せず、包括的にしたものがある。
3	規程ではないが、社内指針を公表している。
4	特に産学連携に焦点をあてたものではないが、一般的な規程はある。
5	国家公務員並みの規制を採用
6	産学を特定したものではないが、倫理規程はある。
7	ないと思う

【問9 その他、個人的にお考えの独自の産学連携に関する倫理定義の提案等がありましたらお書きください(企業についてでも大学についてでも結構です)。】

※15

No.	回答内容
1	大学の研究スピードがもっと速くなることを希望する(結果が早期に出るように)
2	産学連携に賛成します。産みの苦しみはあるとしても、実践的な融通性のある大学の先生が、日本には必要と考えます。そういう風土を創り上げるには、着実に小さいことから始めていただきたい。
3	特になし
4	大学が私立か公立(国県市)によって、産学連携に対する倫理規定もそれぞれ異なってくると思われる。大学の組織内で、人・物・金において産学連携に係る部署、又は人(教員・職員等)が大きな比重を占める様になった場合、大学全体の運営でどの様な権限を持つべきか、関係する企業から独立した立場でおれるかある種の歯止めが必要か。
5	産学連携の分野や内容につき、基準を設け、情報開示につき一定のルールを設ける等、透明性を持たせることが必要
6	このアンケートは、主に工学部系の議論が進められていると思うが、本来、医学部・農学部・経済・教育・文学部・法学部……といった全ての学部で、もう少し企業及び社会と産学連携と同じレベルのことは行なうことにより、世の為にならない変な医者、学者……、経済学者、国家公務員を作り出すことを防止出来るのでは。→ 閉じた世界を作ってしまうと、独特のルール(倫理)が出来、不正・変なことにつながりやすい。
7	・産学連携にて、日本全体の知識力をUPすることは大賛成。・現在学生への知識UPにも注力をして欲しい。
8	倫理規程の必要性はよくわかります。但し、現実には直面している訳ではないので、具体的にどのように対処してよいか考慮しているところです。
9	大学は研究成果に対する中立性を確保すべきだから、研究への直接費外の接待費用、交通費、助手の人件費等の管理に於て、大学の費用とすべきものとの区別を明確にすべきである。全ての研究会計は公開が前提である。第三者による会計監査と中立委員会による倫理監査を成果公表後3ヶ月内に公表する。
10	教育や研究がおろそかにならないよう、ある程度のルール作りが必要と思います。企業からの資金提供は、あくまで対大学にあるべきで、個人の私利私欲に汚されない仕組みを整備すべきと思います。
11	大学の教官は、社会に貢献する仕事をもっとすべきと考えている。しかし、教官は国から給与を支給されているので、企業べったりとなると、おかしなことが生ずると思う。一方、教官としての学生への教育・指導は当然やって貰いたい。要は、教官本人のモラルによる部分が大きいと思う。過渡期として教官が企業べったりとなることもあると思うが、様子を見て是正していけばいいのではないかと。
12	特にありません
13	金銭・物品贈与については、お互いないほうが望ましいのでは。研究に対しての評価項目を作成して、評価基準を世間一般と同じようにしておけばよい。
14	産学連携による起業により、社会の活性化を図るためのインセンティブとして、あらゆる面で規制を緩和していくべきだと思うが、社会的な倫理を逸脱した場合のチェック体制も必要となる。
15	企業の研究開発のもっと上流にあたるところで、大学側の研究開発に期待したい。
16	大学内に倫理規定遵守管理委員会を設け、査定する。産学連携において企業からの開発資金が一定レベルを越える時は、研究期間内企業の従業員扱いとする。大学・企業別とでなく、同じ場で話す必要はないか? 倫理がくずれる背景には個人的、企業独自の利益がからむ場合が多い。
17	産学共同路線が否定された時代がありましたが、何も米国を見習う(真似)することはないでしょう。100年先の研究、教育をきちんとやれば、社会に十分貢献できると思うのですが。
18	なし(倫理規定を必要とする状況がなげかわしい)
19	規則により、大学教員の活動をしばるというよりも、教員に対する評価(アセスメント)方針により、本来あるべき動きを求める方針が正しいのではないかと。評価が悪ければ、警告し、改善されなければ罷免する等の厳しい処置が必要評価基準には当然「教育」の基準も含まれており、その場合には学生側からの評価が必要
20	企業にしろ大学にしろ、倫理規定はできる限り厳しいものであるべきで、いづれも社会人としてあるべき姿を示すものであってほしい。

No.	回答内容
21	大学発のベンチャーが我国の企業・起業形態として広く普及した場合、リスクについての平等性から大学職員とベンチャーの役員との兼任には一定の制限、例えば資本・売り上げ規模・上場などで兼任を禁ずる必要があると考える。民間ベンチャーでは、失敗した場合の戻るべき場所がないのだから。
22	・問7-1のように、教員の給与、研究費を外部資金でまかなうことを大幅に認めるべきである。優秀な研究者に対しては、資金・人が集まり、そうでない研究者は失業するようにすべきである。 ・基礎研究に対しては別途、国のファンドを準備することでバランスをとる。
23	産学連携はもっと推進すべき。しかし、大学全体としては教育・基礎研究とのバランスをとるべき。産学連携を推進する教員が不当に利益を得るのは反対。ベンチャー等で活躍する教員がそのベンチャーの利益から一部利益を得るのは正当。
24	国立大学が一私企業からの委託研究や共同研究開発を、行なってはいけないというのでは、社会のニーズや産業界とのつながりが、極めて希薄になり、ますます世間しらずの教員ばかりになる。もっと企業の実態をよく知り、ずれないことが大切だと思う。
25	企業は利益追求を最優先とする一方で、環境・介護・安全等の技術向上も力を注ぐ必要がある。しかし、実際にはビジネスとして成り立たないものは廃れる傾向にある。そこで、利益よりも倫理を重んずる研究に大学側が積極的に取り組まれることを希望したい。
26	横のつながりは大切であるが、あまり密な関係になりすぎるのもどうかと思う。ある程度、企業優先の形をとるべき。

**【問10 21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積しています。このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、企業という組織の社会における役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、企業が大学とともに進んでいくべきだと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。】**

※16

No.	回答内容
1	・海水の安価な淡水化技術研究 ・再利用が可能な原材料の開発 ・ディーゼルエンジンのクリーン化 ・ナノテクノロジーを使用した医薬品の開発etc 全世界で使用可能な技術を産学官で短時間に成果が出るように取り組んでほしい
2	地球温暖化・オゾン層破壊・熱帯雨林の減少など、地球環境問題は文字通り待たない状況であり、CO2削減も十分ではありません。環境問題こそ、まさしく産学・官民一体で第一優先で取り組む問題ではないでしょうか。
3	環境に関すること → 食糧にしても環境が大切 → 天候、水等、地球規模で考えたいところ。世界平和
4	大学側である程度の民間との人事交流がない限りは、産学連携は成功しない。この場合、大学の教授、助教授クラスが民間の研究所に望まれて転職し、また逆に民間の研究所のスタッフが、大学に登用されるという状況が必要。アメリカなみを目指すのであれば、ここまでできなければハンパなものとなる。民間から採用した分は外に出て頂く位のことが必要。
5	複数の企業及び大学による研究活動の推進。(国内及び国外)
6	社会に貢献する分野：環境問題、エネルギー、食糧、医薬、通信、交通、宇宙分野に於ける共同研究 その他地域振興に貢献する分野等も対象として考えて良い
7	もっとネット等で世間(企業)社会が求めている方向へ向かっての研究を行なって欲しい(学生も立派な研究人材である(意欲、馬力、時間が社会人、妻帯者よりあるメリットがある)
8	環境・食料・エネルギー・人口等の諸問題に関する共同研究。
9	大学は、高等教育と学術研究に専念すべきではなく、世の中の様々な考え方の集積できる場所であろうと考えます。若い学生と、ベテランの企業人とのパイ役を担うことも、今後は必要になってくると思います。その為にも、産学連携の考え方は重要になると考えます。
10	資源の有効利用
11	大学によるグローバルなネットワークによる成果の先進性に関する情報収集と、企業による販売企画力による市場調査力に基づいて、消費者意識の変化を伴う誘導を行う。ある意見で消費財の選択権の制限になるが、地球環境に悪い商品を出さない。環境税など、金銭による免罪符を設けても、消費者へ転化するだけなので、基準外の商品出荷の禁止が必要。経済政策を含めた、国際的基準設定が必要。
12	少し話が違いますが、格付けや企業評価に地球規模の問題に取り組む姿勢を反映していく。そうすれば、企業が大学とどのように連携をとるべきかを、独自に考えていくと思います。
13	環境保全は企業にとっても、ビジネスになってきている。この分野は産学共同を強力に推進してもらいたい。
14	特にありません
15	問題解決の指針の作成、体制面の整備、企業、大学両方を知る人材の育成等々。
16	省資源、省電力等は特に日本においては急務なテーマと思う。
17	言うべきは簡単だが、企業は業績が一番。環境保護、社会貢献、人類共通の問題といっても、実際の取り組みすることについては、特に私共のような小企業にあっては、賛同したくても時間が取れない。金を出せない状況にあるのが現実だ。

No.	回答内容
18	※前提として 1.人事の相互交流 2.公共性のある目標に向かって、大学と企業が“共同組織”を作り活動できるような政府の施策 ※全世界と連携しつつ、第1段階として日本人のアイデンティティや日本の国を見直すこと。そのようなNon Profitな活動等。
19	法律、倫理専門家を混じえ、大学－企業の懇談会を開き、倫理規定指針を協議する。学生にもインターンシップ等を活用し、倫理教育を実施する。
20	各企業は厳しい世界経済の中で活動しているので、各大学も更なる努力をしていただきたいと思います。
21	自然と人類の協調
22	協議会、フォーラム等活動。
23	地球規模の環境汚染や温暖化対策の為の研究を、実務レベルも含め積極的に対応すべきと思う。
24	現在でも公的な目的の場合(医療・機器など)では、NEDOなど公的資金を利用して、企業が開発を行なうことは広く認められているが、残念ながら1件1件が細分化され「選択と集中」がなされていない傾向にある。テーマによっては、1件 10-100億程度の集中投資がなされてもいいと思う。例えば、救急車搭載可能な超小型MR、CTなど。
25	環境・食糧に関する国プロをもっと充実させるべき。企業にとって、これらの問題を解決していく開発に大学と連携して取組むインセンティブを増やすべき。
26	製品の設計段階から、部品等に関しても環境に配慮した設計に取り組むべきである。
27	環境破壊、汚染低減等に向け、産業界で真に求められる研究課題を、大学の基礎研究課題に取り込み、企業はその成果を取り込んだ活動を積極的に取り組む。実務上、基礎研究を行う余裕のないのが企業の実態であり、また、大学の基礎研究の内容は、企業現場のニーズを反映していない場合が多い。
28	人の育成。そのような観点で物事を考える「人」を育てるべきである。

**【付帯意見】**

**【問1 大学教員が産学連携のために時間を費やす場合、時間制限を設けたほうがよいと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付け下さい。／2.制限は不要】**

※①

No.	付 帯 意 見
1	必ずしも明確に作業時間を区別出来ないのでは？（成果が大事）

**【問3 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて大学での教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。】**

※②

No.	付 帯 意 見
1	但し、常識の範囲内として

**【問3 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて大学での教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。／3.産学連携による社会貢献は大学の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。】**

※③

No.	付 帯 意 見
1	あまり閉じた世界(学会のみ)での研究ばかりしていると、視野がせまくなり社会人としての幅がせばまるのでは？（一部基礎研究の天才的な人は別と思うが）

**【問4 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付け下さい。／2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。】**

※④

No.	付 帯 意 見
1	必ずしも明確に作業時間を区別出来ないのでは？（成果が大事）

**【問5 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付け下さい。／2.日本では知的財産に関する体制作りが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。】**

※⑤

No.	付 帯 意 見
1	但し、常識の範囲内として

**【問5 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付け下さい。／3.特許を取得することで社会貢献をすることは大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。】**

※⑥

No.	付 帯 意 見
1	あまり閉じた世界(学会のみ)での研究ばかりしていると、視野がせまくなり社会人としての幅がせばまるのでは？（一部基礎研究の天才的な人は別と思うが）

【問6 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。】

【問6-1 企業から産学連携に関与している大学教員への金銭や物品の贈与、任務の提供等の問題。/1.利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。】

※⑦

No.	付 帯 意 見
1	歯止めがなくなるので、厳しい規制が必要

【問6-1 企業から産学連携に関与している大学教員への金銭や物品の贈与、任務の提供等の問題。/2.国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。】

※⑧

No.	付 帯 意 見
1	ある程度はやむを得ないが、度を過ぎれば危！(研究者ではなく、政治家的になってしまう) → お金目当てなら、ベンチャーで独立しろ！

【問6-2 企業から産学連携に関与している大学教員に対する供応接待の問題/1.利害関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。】

※⑨

No.	付 帯 意 見
1	個人のモラルには限界がある

【問6-3 企業から産学連携に関与している大学教員への未公開株を譲渡する問題/1.利害外関係者以外の場合には問題はない(国家公務員並みの規制)。】

※⑩

No.	付 帯 意 見
1	必ずしも分ける必要はありません。大学側が個々に何に重点を置くか設定して、これに従って各教員が判断行動すればいいと思います。

【問7 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。あてはまる番号に○印をお付け下さい。】

【問7-1 将来的にはアメリカのように1年のうち数ヶ月は産学連携等で得た外部資金によって大学教員の給与や研究費をまかなうのは好ましい。/2.そうは思わない】

※⑪

No.	付 帯 意 見
1	しっかりとした枠組みを

【問7-2 大学教員の兼職・兼業についての規制は大幅に緩和するべきだ。/2.そうは思わない】

※⑫

No.	付 帯 意 見
1	大幅には反対

【問7-3 大学内で大学発ベンチャーを支援し、大学の社会貢献やイメージアップの増大につとめるのはよい姿勢だ。/2.そうは思わない】

※⑬

No.	付 帯 意 見
1	「大学の」という垣根の問題

【問7-5 学生の教育に対する責任について/1.大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。】

※⑭

No.	付 帯 意 見
1	バランスよく出来る教員がより望まれる
2	教育と研究を分離することが可能か疑問
3	完全に人で分けると、社会的にはあまり通用しない教授が、学生を教えることになり、望ましくないのでは？
4	人員増は必要かも

#### 4. インターネット調査による英・米の倫理規程資料

##### 2001 Research Assessment Exercise Results

No.	HESA Institution code	Institution name	Unit of assessment number	Unit of assessment name	Multiple submission letter
11	H-0114	University of Cambridge	14	Biological Sciences	D
12	H-0114	University of Cambridge	14	Biological Sciences	A
13	H-0114	University of Cambridge	18	Chemistry	
14	H-0114	University of Cambridge	19	Physics	
15	H-0114	University of Cambridge	20	Earth Sciences	
16	H-0114	University of Cambridge	24	Statistics and Operational Research	
17	H-0114	University of Cambridge	25	Computer Science	
18	H-0114	University of Cambridge	26	General Engineering	
19	H-0114	University of Cambridge	32	Metallurgy and Materials	
32	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine	14	Biological Sciences	
33	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine	18	Chemistry	
34	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine	19	Physics	
35	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine	25	Computer Science	
36	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine	26	General Engineering	
37	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine	27	Chemical Engineering	
38	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine	28	Civil Engineering	
39	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine	30	Mechanical, Aeronautical and Manufacturing Engineering	
40	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine	31	Mineral and Mining Engineering	
5	H-0112	University of Bristol	14	Biological Sciences	B
6	H-0112	University of Bristol	18	Chemistry	
7	H-0112	University of Bristol	20	Earth Sciences	
8	H-0112	University of Bristol	24	Statistics and Operational Research	
9	H-0112	University of Bristol	28	Civil Engineering	
10	H-0112	University of Bristol	35	Geography	
50	H-0156	University of Oxford	18	Chemistry	
51	H-0156	University of Oxford	19	Physics	
52	H-0156	University of Oxford	20	Earth Sciences	
53	H-0156	University of Oxford	24	Statistics and Operational Research	
54	H-0156	University of Oxford	26	General Engineering	
55	H-0156	University of Oxford	32	Metallurgy and Materials	
58	H-0159	University of Sheffield	14	Biological Sciences	B
59	H-0159	University of Sheffield	14	Biological Sciences	A
60	H-0159	University of Sheffield	29	Electrical and Electronic Engineering	B
61	H-0159	University of Sheffield	29	Electrical and Electronic Engineering	A
62	H-0159	University of Sheffield	32	Metallurgy and Materials	
26	H-0124	University of Leeds	16	Food Science and Technology	
27	H-0124	University of Leeds	29	Electrical and Electronic Engineering	
28	H-0124	University of Leeds	30	Mechanical, Aeronautical and Manufacturing Engineering	
42	H-0149	University College London	18	Chemistry	
43	H-0149	University College London	27	Chemical Engineering	
44	H-0149	University College London	35	Geography	
46	H-0153	University of Manchester	14	Biological Sciences	
47	H-0153	University of Manchester	25	Computer Science	
48	H-0153	University of Manchester	32	Metallurgy and Materials	
72	H-0167	University of Edinburgh	25	Computer Science	
73	H-0167	University of Edinburgh	29	Electrical and Electronic Engineering	
74	H-0167	University of Edinburgh	35	Geography	
1	H-0001	Open University	35	Geography	Z
2	H-0109	University of Bath	30	Mechanical, Aeronautical and Manufacturing Engineering	
3	H-0110	University of Birmingham	27	Chemical Engineering	
4	H-0110	University of Birmingham	32	Metallurgy and Materials	
20	H-0116	University of Durham	18	Chemistry	
21	H-0116	University of Durham	35	Geography	
22	H-0117	University of East Anglia	21	Environmental Sciences	
23	H-0122	University of Kent at Canterbury	24	Statistics and Operational Research	
24	H-0123	Lancaster University	19	Physics	
25	H-0123	Lancaster University	24	Statistics and Operational Research	
29	H-0124	University of Leeds	34	Town and Country Planning	
30	H-0125	University of Leicester	14	Biological Sciences	C
31	H-0126	University of Liverpool	30	Mechanical, Aeronautical and Manufacturing Engineering	
41	H-0141	Royal Holloway, University of London	35	Geography	
45	H-0152	Loughborough University	33	Built Environment	
49	H-0154	University of Newcastle	14	Biological Sciences	
56	H-0157	University of Reading	21	Environmental Sciences	
57	H-0158	University of Salford	33	Built Environment	
63	H-0160	University of Southampton	19	Physics	
64	H-0160	University of Southampton	25	Computer Science	
65	H-0160	University of Southampton	28	Civil Engineering	
66	H-0160	University of Southampton	29	Electrical and Electronic Engineering	
67	H-0160	University of Southampton	30	Mechanical, Aeronautical and Manufacturing Engineering	
68	H-0161	University of Surrey	29	Electrical and Electronic Engineering	
69	H-0163	University of Warwick	24	Statistics and Operational Research	
70	H-0164	University of York	25	Computer Science	
71	H-0165	University of Manchester Institute of Science & Technology	32	Metallurgy and Materials	Z
75	H-0171	Heriot-Watt University	31	Mineral and Mining Engineering	
76	H-0172	University of Dundee	14	Biological Sciences	
77	H-0179	Cardiff University	28	Civil Engineering	
78	H-0179	Cardiff University	34	Town and Country Planning	
79	H-0180	University of Wales, Swansea	28	Civil Engineering	
80	H-0184	The Queen's University of Belfast	30	Mechanical, Aeronautical and Manufacturing Engineering	
81	H-0188	Institute of Cancer Research	14	Biological Sciences	



No.	HESA Institution code	Institution name	Multiple submission name	2001 Rating	Proportion of Staff Selected	Category A and A* Research Active Staff (FTE)
11	H-0114	University of Cambridge	Zoology	5*	A	58.36
12	H-0114	University of Cambridge	Biochemistry	5*	A	41.00
13	H-0114	University of Cambridge		5*	A	68.00
14	H-0114	University of Cambridge		5*	A	138.88
15	H-0114	University of Cambridge		5*	A	56.65
16	H-0114	University of Cambridge		5*	B	17.00
17	H-0114	University of Cambridge		5*	B	34.33
18	H-0114	University of Cambridge		5*	A	124.50
19	H-0114	University of Cambridge		5*	A	26.00
32	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine		5*	B	74.70
33	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine		5*	B	42.95
34	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine		5*	A	99.83
35	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine		5*	B	42.60
36	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine		5*	B	7.40
37	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine		5*	A	37.90
38	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine		5*	B	52.10
39	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine		5*	B	66.25
40	H-0132	Imperial College of Science, Technology and Medicine		5*	A	39.00
5	H-0112	University of Bristol	Biochemistry	5*	A	33.40
6	H-0112	University of Bristol		5*	B	41.00
7	H-0112	University of Bristol		5*	A	20.50
8	H-0112	University of Bristol		5*	A	11.00
9	H-0112	University of Bristol		5*	C	12.00
10	H-0112	University of Bristol		5*	A	27.00
50	H-0156	University of Oxford		5*	A	73.75
51	H-0156	University of Oxford		5*	A	155.60
52	H-0156	University of Oxford		5*	A	19.00
53	H-0156	University of Oxford		5*	C	12.00
54	H-0156	University of Oxford		5*	A	77.80
55	H-0156	University of Oxford		5*	A	32.00
58	H-0159	University of Sheffield	Molecular and Cellular Biology	5*	B	29.90
59	H-0159	University of Sheffield	Animal and Plant Sciences	5*	A	21.00
60	H-0159	University of Sheffield	Electronic and Electrical Engineering	5*	B	27.00
61	H-0159	University of Sheffield	Automatic Control and Systems Engineering	5*	B	13.00
62	H-0159	University of Sheffield		5*	A	20.60
26	H-0124	University of Leeds		5*	C	7.00
27	H-0124	University of Leeds		5*	D	13.40
28	H-0124	University of Leeds		5*	B	23.50
42	H-0149	University College London		5*	B	31.75
43	H-0149	University College London		5*	A	25.00
44	H-0149	University College London		5*	A	44.10
46	H-0153	University of Manchester		5*	B	68.00
47	H-0153	University of Manchester		5*	B	55.43
48	H-0153	University of Manchester		5*	B	8.00
72	H-0167	University of Edinburgh		5*	A	87.10
73	H-0167	University of Edinburgh		5*	B	29.00
74	H-0167	University of Edinburgh		5*	A	27.00
1	H-0001	Open University	Geography	5*	C	13.60
2	H-0109	University of Bath		5*	A	40.40
3	H-0110	University of Birmingham		5*	A	24.00
4	H-0110	University of Birmingham		5*	A	24.77
20	H-0116	University of Durham		5*	A	36.50
21	H-0116	University of Durham		5*	A	44.20
22	H-0117	University of East Anglia		5*	A	53.34
23	H-0122	University of Kent at Canterbury		5*	D	5.00
24	H-0123	Lancaster University		5*	A	20.83
25	H-0123	Lancaster University		5*	B	16.00
29	H-0124	University of Leeds		5*	A	19.75
30	H-0125	University of Leicester	Genetics	5*	B	14.33
31	H-0126	University of Liverpool		5*	A	21.00
41	H-0141	Royal Holloway, University of London		5*	A	20.10
45	H-0152	Loughborough University		5*	B	13.00
49	H-0154	University of Newcastle		5*	B	23.62
56	H-0157	University of Reading		5*	A	22.00
57	H-0158	University of Salford		5*	A	45.74
63	H-0160	University of Southampton		5*	B	30.65
64	H-0160	University of Southampton		5*	B	26.15
65	H-0160	University of Southampton		5*	B	19.00
66	H-0160	University of Southampton		5*	A	68.43
67	H-0160	University of Southampton		5*	A	100.09
68	H-0161	University of Surrey		5*	A	55.30
69	H-0163	University of Warwick		5*	B	10.00
70	H-0164	University of York		5*	B	39.00
71	H-0165	University of Manchester Institute of Science & Technology	Metallurgy and Materials	5*	B	22.00
75	H-0171	Heriot-Watt University		5*	A	24.20
76	H-0172	University of Dundee		5*	B	67.00
77	H-0179	Cardiff University		5*	A	20.25
78	H-0179	Cardiff University		5*	A	33.20
79	H-0180	University of Wales, Swansea		5*	B	13.83
80	H-0184	The Queen's University of Belfast		5*	B	16.00
81	H-0188	Institute of Cancer Research		5*	A	25.00

上記は、units of assessmentのうち、産学連携とあまり関係ないものと医療関係(別な倫理規程が必要)を除いて5\*の評価を得ているものの多い順に並べた。  
 なお、採用したUnits of assessmentは、No. 14~21、24~35である。5\*の評価がなく、結果的に採用できていないNo. もある。

No.	大学名	5*の数	兼業制限/雇用形態	知的財産権	知財収益の配分
	イギリス一般		「30日ルール」、「60日ルール」:この時間数まで外部活動を認める	イギリスの法律では雇用者の発明は雇用主(大学)帰属(以前はスタッフ帰属で国の会社に譲渡。1980年代半ばから各大学がテクノロジー・ライセンスング・オフィスを設置し始める)。	発明者は15~70%の間で、純利益の高低によって決まる。
1	Imperial College of Science, Technology and Medicine	9	①外部機関での活動はあくまで個人的なもので、大学は責任を負わない。②役員、共同出資者就任は理事長承認、顧問、財産受託者の就任は所属長の許可。	policyについてはアクセス不可	
2	University of Cambridge	9	特に制限は無いが、本務への影響を慎重に考える。	大学帰属。学部学生:原則本人帰属、大学院生:ケースバイケース(奨学金の支払契約など)、大学雇用者:大学帰属、他、外部資金を使わない場合は本人帰属	純利益の最初の2万ポンドは発明者:発明者の所属学科:大学本部=90:5:5、次の4万ポンドは70:15:15、次の4万ポンドは50:25:25、10万ポンド以上になると33.3:33.3:33.3
3	University of Bristol	6		大学帰属。学部学生・大学院生も大学帰属。そのかわり、「fare share」なシステムを大学が持つ。特許出願費用は大学もちで、1,000~2,000ポンド。外国の場合は何千ポンドも必要。	最初の収入のうち、4千ポンドまでは発明者。次の収入では、大学が負担した特許料などがカバーされる。それ以上の収入については次の通り。1万5千ポンドまでは発明者:発明者の所属学科:大学本部=70:15:15、1万5千~7万5千ポンドのときは50:25:25、それ以上は各々3分の1ずつ。発明者の通常の転職の場合、何ら発明者の取り分に影響は無い。発明者死亡の場合、遺産扱い。
4	University of Oxford	6	コンサルタントなどで30日までは外部活動を認める。部局の委員会の許可。 ①執行取締役就任不可(任命権者と利益相反委員会の要承認)②大学関連企業の取締役や職員禁止(大学指名の場合有。但し、上場前株式取得禁止)	大学帰属。学生も書面合意によって含まれる。また、大学が知的所有権を利用しない場合、研究者に速やかに譲渡する。	(特許申請のコスト等を差し引いた)純利益の配分:①研究コストをカバーできない場合→一般歳入に40%、学部に60%②研究協議会や産業界などから助成されている場合、通常→5万ポンド以下で研究者(達):一般歳入:学部(等)=90:10:0、5万ポンド~50万ポンドまでのとき45:30:25、50万ポンドを超えると22.5:40:37.5③Isisが知財に関与した場合→7万2千ポンド以下で研究者(達):一般歳入:学部(等):Isis=63:7:0:30、7万2千ポンド~72万ポンドまでのとき31.5:21:17.5:30、72万ポンドを超えると15.75:28:26.25:30④知財を大学が扱い、研究者がIsisを介さない方法を希望し、その方が大学にもメリットがある場合→上記③の配分で、Isisの30%が大学の一般歳入に回される
5	University of Sheffield	5			
6	University of Southampton	5		通常大学帰属。	純利益0~1万ポンドまでは発明者:大学=80:20、1万1~5万ポンドのときは70:30、5万1~100万ポンドのときは50:50、100万1ポンド以上のときはそれぞれ3分の1、3分の2
7	University of Leeds	4		大学帰属。学部学生・大学院生も雇用者でなくとも契約により大学帰属。10万ポンドの特許維持・係争費用を準備。	諸経費や大学の間接経費を差し引いた後、発明者は25~40%の間。大学や発明者等のシェア比率は"Planning and Resources Committee"によって随時作られるガイドラインに沿って、"Opportunities Appraisal Group"が決定する。ロイヤリティ収入の10%は管理コストとしてプールされ、残りはResource Center(配分に関与)を通じてHORC(the head of the resource center)と発明者が適切に分配。株式の場合、大学:発明者=60:40。ただし、株式とロイヤリティ収入を一括に考慮して配分可。Committee on University Companies(CUC:ULIS等を監督、新設会社を支援。)は最初の5年間60%を要求できる。

No.	大学名	5*の数	兼業制限/雇用形態	知的財産権	知財収益の配分
8	University College London	3		雇用者の発明は大学帰属。学生は場合により(プロジェクトに関与していたりすると、①大学が全技術を利用不可になったり、②研究室の他の人々のアイデア、アドバイスが基本になっていることがあるときなど)雇用者と同じ扱いとなり、書面で合意。	
9	University of Edinburgh	3	外部活動は許可制		
10	University of Manchester	3		大学帰属。学生にも及ぶことがある。	

No.	大学名	利益相反委員会	利益相反要点	情報公開
	イギリス一般		多くの助成機関は助成時の利益相反問題を大学が適切に管理することを要請している。 主要な雑誌には利益相反ポリシーがある。例えば、'Nature'は、競合する金銭的利益を公表するよう著者に求めており、著者が断ると、そのことが発表される。	
1	Imperial College of Science, Technology and Medicine		外部委員就任時に利益登録簿に潜在的利益相反を記録	
2	University of Cambridge			適切なIPR保護の下、可能な限りオープンに議論すべき。スポンサーは3か月の発表延期をする。
3	University of Bristol			
4	University of Oxford	Conflict of Interest Committee	雇用者は左記委員会に書面で報告義務がある。また、副学長、副学長代理、登記官、委員会メンバー、学部、学科等の長、教員会議の委員長、大学の中心的管理サービスの長、特に利益相反委員会を管理するような会議の委員長、利益相反委員会に個人的に関与している人物などは、外部からの利益について毎年公表する。	
5	University of Sheffield			
6	University of Southampton			
7	University of Leeds		4点を"keep in mind"①コンサルタントなどを引き受けたときの責務相反②決定に影響があり、利益を得た場合(家族も含む)③秘密情報を外部に流して利益を得る④大学とビジネス関係のあるところからの金銭等の贈与	

No.	大学名	利益相反委員会	利益相反要点	情報公開
8	University College London	Committee on Conflict of Interest 学部の長らが説明をする。当事者は学部の長または利益相反委員会に相談する。対象者は全ての職員、名誉教授、研究関係者。	2003年1月に大学としてのポリシーとガイドラインを作成。職員全員、年1回兼業状況などを報告する義務がある。“Significant Financial Interests”の除外対象として以下の2つがあげられている。(1)株式の場合は次の全てを満たす時：①認可を受けた商品取引所で上場された会社の所有株であること。②常に1万ポンドを超えない株であること。③会社のために行う研究と株式取得との間に何らの関係もない場合。(2)コンサルタント料などの金銭的利益の場合は次の2つを満たす時①年間1万ポンド未満であるこ	
9	University of Edinburgh		アドバイスを欲しいときは人事部や財務部に相談をする。1回25ポンドを超える個人的な金銭的利益を規制(コンサルタント料や株式利益、ロイヤリティ収入、知財権などは除く)。多くの場合、解決方法は次のうちのどれか。(1)利益相反は無いと認める(2)その利益相反を次の修正の上許可する①関係者に関連情報を公開②第三者審査方式の意志決定や認可から除外③研究申請等の修正④行為の縮小⑤行為の密接な監督⑥親しい者等の関係者の関与を止める⑦個人的利益の剥奪⑧間接経費や施設の使用について返済する(3)どの選択肢でも合意不可の場合	
10	University of Manchester			

No.	大学名	大学発ベンチャー	URL	備考
	イギリス一般			
1	Imperial College of Science, Technology and Medicine		<a href="http://www.imperial.ac.uk/">http://www.imperial.ac.uk/</a>	
2	University of Cambridge	The University of Cambridge Challenge Fund 上限25万ポンドまで資金拠出。	<a href="http://www.cam.ac.uk/">http://www.cam.ac.uk/</a>	
3	University of Bristol	大学は株式を要求でき、取締役会で取締役やオブザーバーを任命できる。大学とベンチャーに影響のある者は株式等を所有できない。大学に設置されている(英大学12箇所)に政府資金によって設置)Bristol Enterprise Center他の機関とも提携し5億5千ポンドの資金を有する)が設立に関する各種支援。設立は最終的に副学長承認。大学発ベンチャーに関わる大学の所有財産は、Bristol Innovation Limited(BIL)が管理。BECのファンドは、設立初期段階に、通常5千～1万5千ポンドまで授与	<a href="http://www.bris.ac.uk/">http://www.bris.ac.uk/</a>	
4	University of Oxford		<a href="http://www.ox.ac.uk/">http://www.ox.ac.uk/</a>	
5	University of Sheffield	初期段階のベンチャーの株は研究者が40%、Sheffield University Enterprises Limited(SUEL:全額出資TLO)が60%所有。株式売却益は、SUELの所有株のうち、2分の1(=資本の30%)が研究者の所属学科に、3分の1(=資本の20%)が大学に、残りの6分の1(=資本の10%)がSUELに渡り、事業費用となる。	<a href="http://www.shef.ac.uk/">http://www.shef.ac.uk/</a>	
6	University of Southampton	ブリストルやバス大学と共に900万ポンドをビジネス・プランに提供。また、Southampton Asset Management(SAM:大学組織)500万ポンド準備。IP2IPO Limitedは、初期段階の大学発ベンチャーに500万ポンドの資金を用意。支援の代わりに、SAM(大学の所有株を管理)の所有株の20%を取得。また、シードコーンに対し、常勤、非常勤職員共に5,000～15,000ポンド(最高3,000ポンド)の授与。	<a href="http://www.soton.ac.uk/~indexes/">http://www.soton.ac.uk/~indexes/</a>	
7	University of Leeds	通常、年間25万ポンド以上の収入レベルで、短期間の成長を見込めなければ大学として勧めない。	<a href="http://www.leeds.ac.uk/">http://www.leeds.ac.uk/</a>	

No.	大学名	大学発ベンチャー	URL	備考
8	University College London		<a href="http://www.ucl.ac.uk/">http://www.ucl.ac.uk/</a>	
9	University of Edinburgh		<a href="http://www.ed.ac.uk/">http://www.ed.ac.uk/</a>	
10	University of Manchester		<a href="http://www.man.ac.uk/">http://www.man.ac.uk/</a>	2004年秋から University of Manchester Institute of Science and Technology(UMIST) と合併。

斜体は2) 科学技術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ「利益相反ワーキング・グループ報告書」(2002.11.1)から引用(参考文献2))

No.	大学名	スコア	兼業制限/雇用形態
	アメリカ1般		給与は9か月分で、3か月分は外部活動によって獲得
1	Princeton University	100	給与は勤務が義務付けられた9月から6月までの9か月分を支払う。夏休み期間にも雇用された場合、1か月当たり学期中の給与の9分の1が支給される。
2	Harvard University	98	コンサルティング活動は1週間に1日または総勤務時間の20%。
3	Yale University	98	常勤は1週間(7日間)で1日。ただし、外部活動が学生のためになったりする場合なども考慮する。非常勤の場合は勤務を妨げるような外部活動を禁止。
4	California Institute of Technology	93	
5	Duke University	93	(9か月ベースで)1か月に4日まで(1週間に1日)コンサルティング活動可。外部活動は学務部長または学長に年1回報告する(コンサルタント、アドバイザー、マネージャなど、企業や他のビジネスとの関係、また、その企業名や関係の室や範囲。金銭的協定は書く必要なし)。他の教育機関での講義や短いコンサルティング活動の報告は不要。



No.	大学名	スコア	兼業制限/雇用形態
6	Massachusetts Inst. of Technology	93	<p>全ての外部活動(範囲、種類、特許準備の必要性等)について、常に、学科長に報告する。それについての解決に不満がある場合は、“Faculty Committee on Outside Professional Activities”に申し出る。</p> <p>年度は9月1日から5月31日までの9か月間だが、月給は毎月支払われる。したがって、例えば、一学期が始まる前に辞職した場合は、7、8月分の月給を大学に返す。一学期の終わり(1月15日)の辞職の場合は、1月分の給与は支払われない。なぜなら、12月31日時点で、年間の基本給与の半分が支払われているからである。また、12月31日で辞める場合は、一月分の給与(年俸の9分の1のレート)の半分を大学に返却する。5月31日辞職の場合は、6月30日まで月給を支給する。夏季の勤務に対しては、年俸の9分の1の計算で最高2か月分支給される。“Industrial Liaison Program”などで夏季に勤務する場合は、上記のレート以外で算出されるが、20日を超えない。</p>
7	Stanford University	93	<p>四半期(13週)で13日間。この制限は会計上の原則から引き出したものではなく、インセンティブや教育・研究促進目的が基本になっている。四半期で13日を超えても良いが、3学期間で39日を超えてはならない。四半期で13日すなわち、4学期間で52日の配分は自由である。独立研究所やメディカルスクールでは別途規定がある場合がある。コンサルティング活動に含まれないもの:①出版関係(本、映画、テレビ製作、芸術作品で収入を得る)②専門的活動(国の委員会、政府機関や委員会、助成機関審査員再審査集団、他大学の委員会やアドバイザー、その他類似の委員会など。通常のコンサルティングとの相違は、公的なものか、大学の活動かというところ。個人的な金銭的利益のために引き受けてはならない。)③夜間の副業(専門や研究分野に直接関係のない様々な利益の追求。個人的な生活の一部であって、大学の規則やコンサルティングのポリシー外のことである。勤務時間外であること。)*非常勤職員:13日制限を比例配分する。(13×F)+((1-F)×6×13)(F:常勤職員の割合、13は四半期間の平均の週の数、6:勤務時間外の専門的活動に充てる1週間のうちの最大の日数)ex.常勤の75%の勤務をしている場合、Fに0.75を代入すると、29.25となり、四半期に29日をコンサルティングに当ててよい。</p> <p>4学期目で給与を支給されていない場合は13日制限は当てはまらないが、もし給与を支給されていたら、適用される。休暇中のコンサルティングは、四半期で13日まで。時間で換算する場合は四半期で130時間までとする。1学期間に日基準と時間基準の両方を使用する場合は、全コンサルティング時間を勘定するのに、1日のコンサルティングの時間数を10時間とする。</p> <p>9か月契約の教員は、4学期目(常にはないが、通常は夏休み)の給与はない。</p>
8	University of Pennsylvania	93	<p>学期間中は原則として7日(1週間)で1日を超える外部活動はしてはならない。</p>
9	Dartmouth College	87	

No.	大学名	スコア	兼業制限/雇用形態
10	Columbia University	86	1週間に1日外部活動可。教員以外の雇用者はコンサルティング等の外部活動は禁止又は部局長か監督者の許可が必要。
10	Northwestern University	86	

No.	大学名	知的財産権
	アメリカ1般	「パイドール法」(1980年アメリカ合衆国特許商標法修正条項の通称)は1980年に米国で制定された法律であるが、この修正条項により従来、米国政府の資金によって大学が研究開発を行った場合、特許権が政府のみに帰属していた制度から、大学側や研究者に特許権を帰属させることが認められるようになった。 "United States Patent and Trademark Office"が国内の特許の認可を与えており、登録から20年間権利が与えられる。アメリカでは、発明の書面による発表後、1年間特許登録が許される。発表前にアメリカで特許登録をすれば、12か月は外国で登録権を得ることが出来る。 特許は登録されてから20年間認められる。 最初の特許申請から返答があるまで約12か月以上かかる。認められるか拒否されるか最終判断が出るまでに全部で2~6年かかる。特許費用は通常、2万5千~5万ドルの範囲。外国特許費用は年間1万~2万ドル。維持費用として1特許につき数千ドルが加わる。
1	Princeton University	発明の所有権は大学帰属。学生も同様。
2	Harvard University	発明はすべて大学に公開する。大学の研究に関与している学生も同様。但し、学生の場合、雇用されていたり、資金提供元の契約にあたり、重要な大学設備を利用した場合などに限る。医療関係以外の発明は各自が特許にすることを発表するかを選択し、"Committee on Patents and Copyright"が決定。医療関係の発明で発明者が特許等について選択しなかったときの所有権者の決定は大学がする。外部資金が入っているときは契約による。
3	Yale University	雇用者の個人的な発明かつ大学の設備や人を使用していない場合以外は大学が特許申請や特許の成果に対する権利を保持する。しかし雇用者の所有になって、会社に譲渡した場合でも、Office of Cooperative Research(OCR)に発明に関する報告義務がある。この委員会は基本的な大学の使命に基づき、最も効果的な大学の技術移転に努めたり、商業的価値について評価したりする。発明者の意向は可能な限り考慮する。大学が特許申請や実施を望まなかったり、法的にそれらの義務が無い場合は、発明者が自由に処理できる。Committee on Cooperative Research, Patents, and Licensingという学内メンバーの組織がこれらのポリシーについて助言する。産学連携による資金提供者は実施権が認められる。学生にもこのようなポリシーを適用。ただし、状況(授業に関連したもの、教官の指導の下に実施した個人的研究、雇用されている学生の研究等)を考慮する。 大学としては、研究成果が広く公益に資することを考慮することを各教官に勧める。
4	California Institute of Technology	"Office of Intellectual Property Counsel"が特許や著作権、商標の問題について運営する。勤務時間を使ったり、大学の設備を使用したり、任命されて生じた発明は、大学の特許契約書に署名をしなければならない。このような発明や発見については即座に大学に報告しなければならない。所有権の配分の裁定については、教員から選ばれた"Faculty Committee on Patents and Relations with Industry"が勧告する。
5	Duke University	原則として個人帰属だが、次の場合は別扱い(大学帰属にして、そのあと個人の特許料等を考える)。①実用的なコンピュータ・プログラム。②組織的に収集したデータベース等の情報や患者等のプライベートな情報。その他大学が決めたもの。③多額の補助金・助成金・費用でなされたもの。④大勢の大学関係者が各個人のオリジナリティについて不明瞭に関与しており、契約もきちんと取り交わしていない場合。⑤補助金や助成金が知財について言及していないときは、大学のポリシーに従う。 "University Intellectual Property Board"(知的財産委員会):学務部長に任命された7人の人物で構成され、うち、"Executive Committee of the Academic Council"から推薦された教員(委員長を含む)は4人以上。知的財産ポリシーの解釈や管理を行う。当該委員会と"Patent Policy Committee"の見解が衝突した場合、学長、学務部長、教員会議議長(学長が議長を務める全ての会議に出席する)が速やかに問題を解決する。 大学は研究成果の公開を奨励しており、最終的な公開の権利は大学にある。公開は学務部長の許可がない限り、スポンサーの希望で90日を超えて伸ばすことは出来ない。 知財ポリシーに対する疑問等は、"Intellectual Property Committee"が担当する。また、特許の都合で発明の発表の延期を求める場合は、大学は3か月以上の延期を求めない。

No.	大学名	知的財産権
6	Massachusetts Inst. of Technology	大学のカリキュラムの中で、大学の「大規模な(オフィス、図書館等や給与の支払いなどは含まれない)」「資金や設備(規定のない最小限の資金を使用し、命令された仕事ではなく、最小限の時間を使って大規模装置を使用するかまたは大規模ではない装置を使うか、しかも勤務時間外の個人的な発明の場合は、大学の基金や装置を利用したとはいえない。)」を使用して生じた著作権や「勤務時間中(カリキュラムの中で)」に生み出された著作権は、大学帰属。また、これは、学生(例外はある)や参加者、訪問者を含む。企業が資金提供している場合は、大学が特許の所有権を持ち、企業が実施権を持つという選択権が認められる。特許が有効に普及するのに3年以上かかるのであれば、TLOが特許権を終結させる権利を持つ。発明はTLOの所定の書式でTLOに提出し、評価してもらう。著作権で保護された作品は、通常TLOを通して大学に所有される。外部資金や大学のプロジェクト資金で研究する者や、大学の相当な基金や設備を使った研究などの場合は、“Inventions and Proprietary Information Agreement”に署名する必要がある。様式はTLOで保管。知財ポリシーの解釈の最終的な採決者は研究担当副学長である。例外も研究担当副学長が決める。
7	Stanford University	大学帰属。資金提供元に関わらず、大学と教員(雇用された学生を含む)でロイヤリティを分ける。発明を共通財産とした方がふさわしく、契約等を侵害しなければ、そのようにできる。大学が特許化や発明の認可をできなかったりしなかったりした場合、所有権は発明者に再譲渡される。教員、職員、雇用されている学生、大学院生、ポストドク、大学の研究プロジェクトに参加する(しようとしている)雇用関係にない学生は、「スタンフォード大学の特許と著作権契約」に署名する必要がある。
8	University of Pennsylvania	雇用者として、補助金等を受けて、大学の時間と費用と資源を利用した発明は大学帰属。雇用者や外部資金によるプロジェクトに参加している者(非常勤や学生を含む)は大学の所定の参加契約に署名する。発明は全て特許ポリシーにしたがって、公開される。Center for Technology Transfer(CTT)によって再吟味され、“Intellectual Property Administrator(IPA): CTTの代表取締役”の要求によって、発明はペンシルベニア大学評議会に権利を譲渡される。発明が特許ポリシー外の範囲にあるとき、発明者はIPAに対して申告し、IPAで帰属の審議をする。学生の場合は、雇用されて実施したり、補助金や外部資金による研究成果以外であれば、学生の所有権となる。しかしそうでない場合は大学への譲渡契約書の署名が義務付けられる。雇用されている院生やポストドクも、譲渡契約書の署名が必要である。外部資金によらない発明で、大学も特許を申請せず、所有する意思もない場合は、発明者に全ての権利を返す。外部資金が導入されている場合でも、大学、スポンサー、政府等が所有権を放棄した場合、発明者に全ての権利を返す。発明者に発明を返す場合でも、研究、教育等の目的により、大学は特許使用料や発明を実施する非排他的権利を保持する。
9	Dartmouth College	大学の資源等を副次的に使用した場合は特許権は発明者本人のものであるが、重大な使用は大学と個人とでロイヤリティを分ける。特許ポリシーは文科系及び理科系の学長と専門学校の学長に管理される。発明者は発明後7日以内に適当な学長に情報公開する。Technology Transfer Office(TTO)とOffice of Sponsored Programs(OSP)が特許ポリシーの援助・実施計画を立てる。発明を譲渡して株式を取得するという決定権は大学にある。この決定については発明が公開されてから180日以内に発明者に知らせる。大学がその権利を行使しない場合は、発明者にその権利を委譲する。外部資金が導入されている場合は契約に従う。特許ポリシーの申請に関する議論は、発明者の代表、副学長と財務部長に任命された者、その2名以外から選ばれた者の3名によって解決する。

No.	大学名	知的財産権
10	Columbia University	
10	Northwestern University	<p>①発見・発明はThe Technology Transfer Program(TTP)にまずはじめに報告する。②TTPは資金援助者には全ての発明を報告する。③発明が極秘のものでない限り、TTPが発明者と相談の上、適当な会社に移転する。</p>

No.	大学名	知財収益の配分
	アメリカ1般	Tech transfer officeは大学の技術移転収入の数パーセント。間接経費は一般に60%。
1	Princeton University	<特許関係>大学が全て発明の所有権を持つとき、発明者の持分は純利益の最初の10万ドルのうち50%、次の40万ドルでは40%、50万ドルを超える分については30%。1998年7月以降の特許については、発明者の所属する学部や事業(プログラム)は純利益の最初の10万ドルでは0%、次の40万ドルでは10%、50万ドルを超える分については20%で最大100万ドルまで。
2	Harvard University	発明等による純利益は上限20%まで大学のものである。始めの5万ドルまで、創作者:創作者の所属学科(ハーバードに所属している間はこのうちの半分は創作者が取り仕切れる):学部長または副学長の所属する学(所属学部)部:学長と理事(大学)=35:30:20:15、総額が5万ドルを超えると25:40:20:15
3	Yale University	ロイヤリティは、大学のコストや資金提供者のコストを差し引いた後、さらに10%は大学に入り、Office of Cooperative Researchの予算を超えている部分に補填される。残りについては以下の通り。純利益の最初の10万ドルは発明者:大学=50:50、10万~20万ポンドの間は40:60、20万ポンドを超えるときは30:70(大学分は学務部長が関係機関と相談して配分)。株式価格は大学と特許実施者の交渉で決定し、それがなければ、発明者が32%の配分。発明者が複数の場合の発明者間の配分は、あらかじめOffice of Cooperative Researchに所定の様式で登録しておく。それがなければ平等に分配する。著作権の配分割合は特許ポリシーに準ずる。
4	California Institute of Technology	間接経費は62%。発明者のロイヤリティの取り分は、特許取得・維持費等を除いた額の25%を大学からもらう。発明者への株式の配分はしないが、株式販売収入の25%を配分する。発明者はそれらの一部または全部を大学に寄付することもあるが、その場合、大学は同額をの資金(総額の50%まで)を提供する。
5	Duke University	(1)大学の資金や施設を使用せず、自分の時間を使って実施した研究の成果や作品の所有権は発明者にある。(2)自分の時間を使って実施した研究ではあるが、あまり大規模ではない額の大学の資金や設備を使用した場合の研究成果も、個人の所有権で、自分で特許等の費用を負担する。しかし、通常、ロイヤリティ等の総収益の10%は大学に支払う。また、使用した大学の設備によって、減じることがある。(3)勤務時間の一部または全部を使用し、相当な大学施設設備を使用した研究の成果の所有権は大学にある。特許申請や商品化等の経費を差し引いて、次の割合で配分する。0~50万ドルまでは、発明者:OST(Office of Science and Technology/関係TLO):所属研究室:所属学科:大学(研究支援)=50:10:10:10:20(この20%は、学長等の決定により、一部を研究室に回すことが出来る)、50万~200万ドルまでは、発明者:OST:所属研究室:所属学科:所属学部:大学(研究支援)=33:10:15:15:7:20(これは上記と同じ)、200万ドル以上は、発明者:OST:所属研究室:所属学科:所属学部:大学(院生・ポストクの研究支援):大学(研究支援)=25:10:15:15:5:10:20(これは上記と同じ)。発明者が大学を辞めた場合、所属研究室の配分措置は、学科が決める。また、上記の配分規定は、発明者も所属研究室も複数の場合を含める。

No.	大学名	知財収益の配分
6	Massachusetts Inst. of Technology	<p>ライセンスによる収入は年1回次の通りに配分される。①TLOの支出を補うために、総ロイヤリティ収入の15%をまず差し引く。②特許登録、訴訟、維持費用、マーケティングコストなどの現金支出を差し引く。また、次年度で準備しなければならないにもかかわらず、収入の見込みがなさそうな分については、準備金としてとっておく。③調整されたロイヤリティ収入の3分の1を発明者・著作者に配分する。④残りの3分の2は所属学科に配分される。そして、その学科で年間に生じる全ての未返済の特許費用はそこから差し引かれ、更に、TLOのために15%差し引かれたあとに超過する運営費については、出費の一定の割合にしたがって引かれる。ただし、実際のTLOのランニングコストにより、15%を超過するか減じられるか両方あり、次の比例配分で負担する。学科の蓄財が上向きの場合、大学全般で2分の1、研究室又は学科で2分の1に配分。思わしくない場合は、大学全般の基金がそのコストを吸い上げる。研究室のプロジェクトの中で生じたものや、発明者や著作者がはっきりしない場合、TLOの所長と主な発明者との相談で決める。通常このような場合は、学会又は研究室と大学全般の基金とで平等に分ける。個人へのロイヤリティの配分が報告されない場合の収入配分は、研究担当副学長の裁可に従う。</p>
7	Stanford University	<p>総ロイヤリティ収入から主に特許登録費用など直接割り当ての出来る経費を引いた後、Office of Technology Licensing (OTL) が管理の間接経費を15%取る。そのあと3分の1ずつを発明者、所属学科(発明者の指名)、所属学部で配分する。独立の研究所や研究センター等は直接副学長と研究担当学部長に報告し、各自の研究所やセンター等で分ける。サポートの度合いによって、学科にも分配される。学部の分は研究学部長に行く。配分に関する申し立てはOTLが再検討する。大学は、実施料の一部を株式で受け取る時もある。15%のOTLコストを差し引いた後、発明者と大学とでわけるのである。大学の配分は“OTL Research and Fellowship Fund(副学長と研究・大学院担当学部長の管理する)”に入る。大学の株式は“Stanford Management Company”が管理する。</p>
8	University of Pennsylvania	<p>(総特許使用料収入の配分)①発明者(達):②(教員の場合研究目的使用で)発明者の研究活動(50万ドルまで;この額はインフレ動向を見て決める):③(研究目的使用で)関係学科又は研究所・センター等(教員1人当たり20万ドル、1学科50万ドルまで):④(研究目的使用で)関係学部:⑤研究基金(大学全般の研究史援用):⑥知財基金(経理担当副学長に管理されている特許費用などの知財用の基金)=30:15:15:17.5:17.5:5。なお、②は50万ドルを超えると配分がなくなり、①:③:④:⑤:⑥=30:15:27:23:5となる。さらに、③の制限を超えると①:④:⑤:⑥=30:36:29:5となる。発明者が1人の場合で、もし、大学を辞めたら、②は所属学科に割り当てられる。複数の発明者のうちの1人が辞めた場合には、②は残りの発明者に等分に分配される。発明者本人への配当は変わらない。(大学の株式等の配分)発明者が、大学の関係している株式以外で株式を取得していないならば、30%の配分が受けられる。もこれ以外に株式を取得している場合は、大学の承認なしに配分は受けられない。この上で、次の配分に従う。②:③:④:⑤:⑥=21.5:21.5:26:26:5。②が50万ドルを超えると、③:④:⑤:⑥=21.5:40:33.5:5。さらに③の制限を超えると、④:⑤:⑥=52:43:5。雇用関係以外の発明者の場合は、ケース・バイ・ケースでIPAの勧告により、学長が決定する。1993年7月の有効日以前の発明については、配分について上記を受け入れるかどうか選択権がある。ロイヤリティ配分や費用に関する報告は、四半期の終わり(3/1,6/30,9/30,12,31)から45日以内に報告される。</p>
9	Dartmouth College	<p>(特許収入)技術移転について大学の決定が否定的ならば、発明者に権利を譲り渡す。資金的支援をすることを決定した場合は、特許登録料や特許の準備・ライセンス交渉等の仕事に対する支出をとりあえずする。ライセンス契約では総収入の10%の割り当てをもらうことになる。収益はまず支出をカバーするが、これはTLOの管理料(通常収益の10%)、特許の請求や維持費、知財の査定・助言や契約にかかった法的費用を含む。次に、純収入の50%が大学に、50%が発明者に割り当てられる。大学に割り当てられた50%は、教務部長のオフィス:学部長のオフィス:発明者の所属学科:発明者の研究室=20:40:25:15のように分配される。</p>

No.	大学名	知財収益の配分
10	Columbia University	
10	Northwestern University	<p>TTPは、ロイヤリティ等の全収益の10%の配分を受ける。1999年1月以前に報告された発明に関しては、発明に関する法的な直接経費がはじめに総収入から引かれ、総利益の25%が発明者に支払われる。もし研究のために発明者が寄付をしているようであれば、ロイヤリティ収入から同額を研究費に加える。これ以後の発明報告については、特許料など直接経費を差し引いた後、特許登録、保護、新技術のマーケティングなどの法的支出をカバーするために、毎年総収入の20%が差し引かれる。残りの純利益は、発明者：発明者の研究室：学科：学部又はセンター：大学本部（技術移転促進用）=30：20：10：5：35。発明者が辞めた場合、研究室に配分されていた分はTTPへ。</p>



No.	大学名	利益相反委員会
	アメリカ1般	
1	Princeton University	利益相反については、スーパーバイザーまたは'Human Resources Region Manager'に事前に相談する。発明者は利益相反の可能性のあるものについて"Intellectual Property Administrator(IPA)"に公開する。IPAは"Patent Committee"に情報を流す。
2	Harvard University	
3	Yale University	上級管理者など、最初に情報公開されたものは、利益相反が存在するか検討するが、学務部長に回送される前に必ずしも決定する必要はない。最初に相談を受けた者が責務相反の存在を認めた場合、それを排除するよう話し合う。それが出来ない場合、適切な学部長や責任管理者に相談をする。それでもだめなら、学務部長へ相談。学務部長のところでは、"the Provost's Committee on Conflict of Interest"による再審査がなされる。この委員会は学務部長のスタッフが1～数人、学務部長選任の教官が1～数人、その他学務部長が選任した者で構成される。当事者も希望により参加可能。この委員会で利益相反の存在を決定し、活動から遠ざけたり、修正したり、監視したりする。同委員会では照会があったときから6週間以内に結論を下す。不服の場合は"Committee on Cooperative Research, Patents and Licensing"やその他の学務部長の任命した上級教員の委員会に問い合わせる。学務部長はその再検討委員会のレポートを受領して2週間以内に関係者に告知する。学務部長の決定は最終である。
4	California Institute of Technology	
5	Duke University	

No.	大学名	利益相反委員会
6	Massachusetts Inst. of Technology	外部活動については年報で報告するが、学科長にも報告する。内容が専門的で、利益相反に関する助言等は“Office of Sponsored Program”か、学長の指名した人物が行う。疑問が生じた場合、“Faculty Committee on Outside Professional Activities”が議論に参加する。個人的な疑問がある場合などは、学科長、人事スタッフ、医学部スタッフ、学長特別アシスタント等に相談する。学生の場合は、指導教官や学生生活担当学部長室、大学院生オフィスなどに相談する。
7	Stanford University	
8	University of Pennsylvania	Center for Technology Transfer(CTT)が潜在的な相反を警告し、University Conflict of Interest Standing Committee(CISC: 研究担当副教務部長に任命された約10人の教員と職権上の3人(Sponsored Programsの事務局長、CTTの代表取締役、理事会事務局の弁護士)で構成)へ再検討と勧告のために照会する。CISCは潜在的相反を再検討した上、研究担当副教務部長に管理戦略を勧告する。CTTはCISCの会議の少なくとも一週間前に状況等の記録をメンバーに渡す。Office of Research Administration(ORA)や学長・学部長、学科長、個人等からCISCに申告があるかもしれないが、CTTは商業的なケースに報告の責任がある。
9	Dartmouth College	外部資金による場合は関係する金銭的利益について契約を結んだり補助金を申請する前に外部資金プロジェクト長に情報公開する。少なくとも1年に1回以上報告をする。外部資金プロジェクト長が利益相反を認めた場合は、Council on Sponsored Activitiesの小委員会(4学部のスニア教員、各学部長、投票権のない職権上の会員としての外部資金プロジェクト長)であるConflict Review Committeeに照会し、同委員会は副教務部長に勧告し、対処を決める。条件付でプロジェクトを認める場合は、次の例のような制限を課す。①独立検査官による監視②相当な金銭的利益の公開③研究計画の修正④相当な金銭的利益に影響されるような外部資金による割り当てに参加する資格の剥奪⑤相当な金銭的利益の剥奪⑥現実又は潜在的相反を引き起こすような関係の断絶—Conflict Review Committeeの勧告に不満なときは、10日以内に副教務部長に訴える。副教務部長が最終決定をする。不服従については、訓告～解雇までの処分がある。これは副教務部長が適当な制裁を学長に勧告し、決定する。

No.	大学名	利益相反委員会
10	Columbia University	Committee on Science and Technology(the Policy Committee)が一般原則を決定する。問題があれば、ここに問い合わせをする。
10	Northwestern University	

No.	大学名	利益相反要点
	アメリカ1般	NSF(National Science Foundation)やNIH(National Institutes of Health)が交付金を助成するに当たって、その機関が50人以上の雇用者を擁する場合、利益相反の規定を整備することを条件としている。この中で、責任ある立場にある研究者(配偶者・扶養児童を含む)の研究や教育に当然影響を及ぼすような相当な金銭的利益(significant financial interest)の情報について、機関長への公開を求めている。NSFでは除外項目として以下のものを挙げている。① 所属機関からの給与、特許使用料またはその他の報酬② 政府のSmall Business Innovation Research Program(SBIR)またはSmall Business Technology Transfer Program(STTR)の各プログラムにおける出資の中で得た所有者利益③ 公的または非営利団体のための、セミナー、講演、指導業務による収入④ 公的または非営利団体のための、諮問委員会や審査委員会の業務による収入⑤ 研究者とその配偶者、扶養している子の株式収入の総額が10,000ドル*以下の場合かつ1つの事業体からの株式所有利益が5%以下の場合⑥ 研究者とその配偶者、扶養している子の給与、特許使用料またはその他の報酬の総額が1年間に10,000ドル以下の場合*10,000ドルという基準は、市場の適正価格に照らして設定される。
1	Princeton University	①金銭的利益のために地位を利用するなどは、家族等でも避ける。②同じ職場で働く家族等に関する利益相反—評価する管理者は無関係な人間であること。③事務職員等の利益相反—大学関係の会社からの個人的ロイヤリティ収入等は公表する。コンサルティング休暇は月1日で、それ以上は副学長の要承認。疑いを避けるため、自分やその家族等が利益を得るような契約書には捺印しない。④正職員全般—どんな場合にも個人的なチップや金銭は受け取らない。25ドル以上の贈物等は受け取らない。質素な昼食・夕食等のビジネス的儀礼による支払いは容認される。価値がそれほどない販促用商品は定期的な受け取りのようなことが無ければ容認される。⑤1回1,000ドル以上の契約の決定権者—自分や家族等が利益を得たり、利用交渉をしているような関係者の契約決定等には参加しない。関係者から金銭等を要求しない。というような書面にサインする。
2	Harvard University	学生やポスドクを会社に利益をもたらすような研究に巻き込んではいならない。実施許諾において“Close Financial Interest(実施権を受けた会社における株式など)”に関するステートメントを提出。 【ハーバード・メディカル・スクール】利益相反:個人や家族を含む関係者が大学での行動と金銭的利益で衝突する場合。責務相反:常勤職員が外部活動によって大学の勤務時間等に支障をきたす場合。教員は自由に論文を発表できないような研究や会社や教員の個人的な利益になるような研究に学生を巻き込んではいならない。以下は利益相反事例。<カテゴリI>:通常許されない >①教員やその関係者(家族や関係者)がコンサルティング、株式所有等について個人的な金銭関係を持つことで臨床的研究をする。②教員やその関係者が株式等の利益を得ている会社からの資金での研究は大学や病院監視下でも該当。③この例外は次の全てを満たす場合。ア. a.株式等が公開されて、広くビジネスを展開している。b.株式等の価値が常に2万ドルを超えない。c.株式取得と研究に何ら関係がない。d.“Public Health Service”または“National Science Foundation”の助成金取得の場合では、配偶者や金銭的に依存している子供の収入総計が1万ドルを超えないこと。e.通常、発表時にはスポンサーも明示する。イ. カテゴリIの①とは別の場合のコンサルティングについて。a.一箇所からのコンサルティングが年間1万ドルを超えず、不定期の講演が年間4回を超えない場合。b.発表時のスポンサー明示は常に。<カテゴリII>:情報公開、査定、大学や関連病院の許可を得て許される可能性がある<研究活動>①通常大学や病院内で実施する外部との研究。(委員会への参加)②教員や関係者が金銭利益を得る場合でも、FDP等の政府系の委員会など。(外部活動)③常勤教員が営利目的の生物医学関連の会社の幹部に就任。④教員や関係者が利益を得る会社に医学的紹介をする。⑤大学や関連病院のサービスと競合するビジネスによって教員が利益を得る場合。(情報公開)⑥研究発表時にはスポンサーを明示する。(管理者責任)⑦教員が大学や関連病院と共に管理行為をする。(連邦政府の補助金申請時)⑧“significant financial interest”がある場合は、カテゴリIの①に含まれる(状況に応じて措置をとる)。
3	Yale University	大学は原則として教員が外部資金を活用したり、広くコンサルティング活動をしたりすることを奨励する。責務相反:外部活動で勤務時間が減少する問題。利益相反:大学での個人の行為へ影響を及ぼすような外部からの金銭的利益(ex. 投資、ローン、商品やサービスの購入・販売、財務会計等における「決定時」、金銭が絡まなくとも、学生や同僚への扱いなど)。対象は配偶者や金銭的依存のある子供も含む。<利益相反事例>(利益相反そのもの)①20%の所有権を持つような会社からの研究費でその会社の製品試験をする。②近親者が相当の利益を得る(significant ownership interest)診断会社に患者を紹介する。③近親者が相当の利益を得るようなビジネスを大学に購入させるよう誘導する。④デザインや構造のプロジェクトを管理している場合、配偶者が共同経営者である建築事務所を選定に参加する。⑤教官が相当な利益を得る会社の価値を高めるようなプロジェクトにおいて大学院生の論文指導をする。(適切な保障条項や監視を伴った情報公開によって許可されるもの)⑥コンサルティングをしている会社の開発した商品について連邦や財団の委託研究を実施する。⑦自分が開発したもので、株を所有していたりコンサルティング等の直接的な関係を持つ外部組織に実施許諾をしている商品の臨床的研究を行う。⑧科学相談諮問委員をしている会社の委託研究をする。⑨デザインや構造のプロジェクトを管理している場合、配偶者が共同経営者である建築事務所が参画しており、その選定には参加していない場合。(特別な保障条項や監視を伴わない情報公開によって許可されるもの)⑩500株所有している大株主会社による資金提供によって研究(製品評価以外)。⑪コンサルティングや大学を通じたロイヤリティ収入のある実施許諾している大学の発明に対して連邦や財団の基礎研究資金を使う。⑫所属学部が無制限の贈与をしている会社のために、専門分野のコンサルティングをする。⑬購入に責任のある雇用者の兄弟を雇用しているところが、選定企業の1つに入っている。 全ての教員は年1回外部活動や“significant financial interests”について所定の情報公開をする。“significant financial interests”は関与次第すぐ。ポスドクや学生は年間の報告は免除されるが、潜在的利益相反について報告する。
4	California Institute of Technology	個人的、金銭的関連のある人から私利を得るために大学の立場を利用してはならない。(1)次の①~④の行為は許可書が必要。①利益相反(可能性)事例:a. 大学との契約のある組織と産学連携をする雇用者。b. 大学が支出して組織がやっている仕事に貢献する。c. 将来大学と契約を結ぶ可能性のある仕事に対して大学や当該組織に貢献する。d. 大学がある組織と契約を結ぶことを考えており、雇用者が契約選定に対して影響力のある立場にある。e. 外部資金による研究のスポンサーへの報告(手法、技術、アイデア)が不十分。②大学での雇用に直接関連した知識を基にした外部活動。③大学の勤務時間と重複している。④1日6時間以上、または、1週間に20時間以上外部活動に従事する。(2)勤務時間内の外部活動及び校内施設設備、サービス利用を伴う外部活動は事前の許可が必要。(3)外部活動で大学名、ロゴ、レターヘッドなどを使用することを禁ずる。(4)雇用者によって所有されているが管理されているところと大学との契約は、他に適当なところが無い場合以外禁止。(5)政府に雇用される場合は、利益相反の法律に従い、また、監督者に知らせる。手続きとしては、承認の必要な外部活動の場合、雇用者は申請書を管轄の監督に提出する。監督者はその活動による影響を評価し、適切なコメントや勧告をつけて、管轄の委員長または部長に回覧する。管轄の委員長・部長は賛否を決定し、承認の場合は人事部長または指名された人へ。人事部長または指名人は、何らかの矛盾は無いが決定し、管轄の指導者が通常のスーパーバイザー経由で本人に決定を通知する。コピーを1部保存する。
5	Duke University	3つのポリシーの宣言:①倫理的、法的、金銭的に容認されないことやその他の利益相反は避ける。大学の義務や福利と衝突しないような行動をとる。②相当な利益相反を生じるような外部活動従事者や個人的利益を所有している者は、速やかにその可能性を所定の様式にて学部長(またはその指定者)に情報公開する。学部長はそれによって相当な利益相反を見出した場合、解決する。教員と学部長との間に見解の相違が生じた場合、“Executive Office of the University”(メンバーは、学長、学務部長、“Health Affairs”の長、経営担当副学長)で審議。学部長と当該オフィスが相当な利益相反を認めた場合、次の最もレベルの高い大学の機構の人物と相談する。③このポリシーは、教員の外部活動が研究成果の公開を妨げないようにするものである。知的財産が大学のガイドラインの支配下にある場合、教員は許可された手続きなしに、所有権を外部に移転してはならない。教員や学部長等が外部活動について説明したいとき、その要請を受けて、“Research Policy Committee”が教員(直接的家族を含む)の身分や相当な金銭的利益や営利企業との関係などについて、利益相反等がないか再検討する。* 営利企業での相当な金銭的利益とは、20%を超える株式、オプション、社債などを保有すること。 大学院生、ポスドク、訓練生の外部活動への従事は、事前に学部長の承認が必要であり、彼らは署名にサインする。コンサルティングや相当な金銭的利益のあるビジネスから大学が監督する資金提供を受けるには、“Executive Office of the University”による承認が必要。

No.	大学名	利益相反要点
6	Massachusetts Inst. of Technology	<p>次の4つの場合は、大学が発明者に対して権利放棄や実施許諾をする前に、利益相反が生じないか検討する必要がある。①学生の教育に相反する利害を持つ、②勤務時間や活動目的に関し、勤務者の責務として不適切な影響がある、③一般市民の要望に資する義務に不利な影響が出る、④大学で定義する潜在的な利益相反がある。* 発明者が実施許諾をしている厳重に規制された会社で、発明者が株式や発起人株や小さなオプション・ポジションを得ているかまたは間もなく得るかもしれない場合、大学は事前に研究担当副学長の承認を得てロイヤリティの代わりに株式を取得する可能性がある。発明者が株主である会社への実施許諾が認められた場合、発明者は所定の様式“Conflict Avoidance Statement”に署名を求められる。大学がロイヤリティ(の一部)の代わりに株式を取得した場合で、発明者がその会社の株主であるとき、発明者は知財や会社への貢献度に応じて純資産やオプション取引株を得ることが期待される。つまり、発明者は実施許諾によって得た株式の割り当てを受けないということである。これら以外の株主ではない発明者は、現金で支払われていた場合、大学のポリシーに従った配分で会社の株式の配分を受けることを要求する。また、特許許可の請求によって優先性のある発明ではない研究であり、しかも発明者の研究グループに管理されない研究であり、かつ許諾者によって資金援助されたプロジェクトに発明者の受け持つ学生が参加していないような研究以外の場合は、大学や発明者が株式等の利益を得る許諾者から研究費は受けない。パートタイムの学生が学生のメリットのために産学連携に関与する場合、あらかじめ学科長の承認が必要。大学が実施許諾をしている非営利の会社に対して、TLOスタッフは個人的に投資をしてはいけない。もしスタッフがベンチャー資金のパートナーである場合は、資金が投資されている会社のライセンス交渉に従事すべきでなく、パートナーを選出する人々はその資金を大学の会社に勤めるべきではない。</p>
7	Stanford University	<p>&lt;責務相反&gt; 教員は、大学に対する職業的な忠誠を負い、教育・研究等に対する時間と知的活力について責務がある。大学に対する責任と外部活動はバランスをとる。責務相反とは、時間とエネルギーの配分の問題である。外部活動を行うに当たっては、通常、四半期で13日間を超えないようにする。</p> <p>&lt;利益相反&gt; 個人の私利と大学に対する職業的義務との間に生じるもので、個人の職業的な行動や決定が、個人の金銭的又はその他の利益を考慮してなされたとき、観察者が当然に疑問に持つようなことである。利益相反は、個人の性格や行動ではなく、状況による。利益相反は現代の研究大学では不可避である。大学の学術活動によって得られた知識を公益に資することは促進されるべきであり、コンサルティングや技術の商業化によって教員が報酬やロイヤリティ配分を受けることは適当であるが、私利金銭的利益を考慮して大学での行為や決定を行うことは職業目的と個人倫理に問題を生じ、大学の公的信用にも関わらる。</p> <p>教員はこれら責務・利益相反の問題を避けるか最小限に抑えるようにしなければならず、学生や研究支援のスタッフの最大の利益を促進しなければならない。これらの問題の疑問が生じるようなときは学科長、研究科長、副学務部長、研究担当学部長と相談する。</p>
8	University of Pennsylvania	<p>&lt;ポリシー&gt;①Conflict of Commitment: 教員の大学に対する主要な責務と忠誠、②Conflict of Financial Interest: 教員の大学の金銭的福利に関する責任、③Conflict of Research Integrity: 教員は研究行為において高いレベルの科学的誠実さを維持すべきである。妥協のない客観的な新発見を出版や講演を通して適宜普及することが研究に対する誠実さの基本である。④Conflict of Educational Mission: 学生とポスドクは教育の適切な訓練プログラムを保障されるべきである。</p>
9	Dartmouth College	<p>利益相反の生じるような相当な金銭的・個人的利益を得た場合、その業務について全て書面にし、学部長、学科長、監督者等の責任者に情報を開示し、明確に許可が下りるまでその業務へ参加しない。* Significant financial interestとは、①研究者とその配偶者、扶養している子が次の12か月の間に総額10,000ドル相当を超える場合。②株式収入が①と同じ総額である場合、または、1つの事業体からの株式所有利益が5%を超える場合。③知財(特許、著作権、ロイヤリティ)。ただし、以上は大学からの収入、州や地方自治体からの収入、公的又は非営利団体における審議会や検討委員会の収入は含まれない。また、学長を含む所定の役員は、Office of College Counselに対して全ての相当な金銭的利益や外部活動における役員就任について報告義務がある。</p>

No.	大学名	利益相反要点
10	Columbia University	<p>企業との契約では、出版に自由が保護されることを明記し、学究活動の結果が広められることが禁じられてはならない。しかし、特許や企業秘密、その他機密情報という観点から、延期は可能。【潜在的利益相反3種】①商業的組織に大学や研究者が参加する場合：研究者が企業の多くの株を所有しており、かつ、研究テーマが企業活動に非常に近い場合。大学が企業の株式等から利益を得ているとき、商業的価値のある生物材料等を大学又は研究者が譲渡するとき。②商業的組織による研究に対する資金提供や管理：研究者が多くの株等による利益を受けている商業的組織からは原則として大学は資金を受け入れない。また、助成金を出した企業のライセンスの最初の拒否権以外の特別な権利の要求は認められない。もし要求がある場合、Policy Committeeの承認が必要。③コンサルティング契約：外部活動に奉仕した場合は、適当な人物に報告する。また、その契約において、大学の知財ポリシーに反する配分等を決めてはならず、特許性のあるものについてはOffice of Science and Technology Developmentの長に知らせる。これは企業に漏らすのに優先させる。</p>
10	Northwestern University	<p>利益相反が生じるのは避けられない。公開と承認が必要。【責務相反】大学への責任に対する時間と知的活力の問題。他の組織と常勤の契約はしてはならない。学部長の承認なく他の教育機関と契約を結んではならない。外部活動は学期中1週間に1日を超えてはならない。無報酬の外部活動(ex.大学等でのセミナーや講演、教育又は専門組織の学術論文等の準備、論文・助成金申請のピア・レビュー、編集委員、政府助成金の諮問委員会等、学会の指導者の地位、教科書等の準備、専門教育の講演)は、大学での仕事に支障がなく、責務相反の可能性がない限り奨励する。これらについては承認は不要だが、報告は必要。報酬のある場合は、利益・責務の相反の可能性がある。大学に対する義務が侵されたり減じられたりするような場合は、大学への責任や大学の報酬を減じたりするなどの措置をとる。外部で非常勤の身分に就く場合は、適当な管理部の承認が必要であり、通常継続期間が制限される。場合によっては拒否される場合がある。大学に対する義務が相当損なわれる場合は、通常1年以内の無給休職となるが、頻繁な休職によって大学への貢献が損なわれてはならない。</p>

No.	大学名	利益相反要点2
	アメリカ1般	要求された情報については、NSFへの助成申請時に公開され、助成期間中は年ベースまたは新規情報が得られた時点で改訂される。また、機関は利益相反の存在を審査し、それらを管理または低減または排除するような人物を1名以上置かなければならない。そして、解決例として次のものを挙げている。① 相当な金銭利益の公開② 独立査察官の監視③ 研究計画の修正④ 相当な金銭的利益によって影響を受けるようなNSFからの助成金の配分の失格⑤ 相当な金銭的利益の剥奪⑥ 相反が生じる関係を断絶さらに、助成終了後少なくとも3年間(又はNSFの決定のどちらか長い方)は金銭公開記録と利益相反に対する対処記録を保持することが機関に義務付けられている。
1	Princeton University	
2	Harvard University	<カテゴリII:情報公開や必要に応じた監視によって通常許される>(カテゴリIに収まらない研究活動)①教員やその関係者によって発達した技術における臨床研究に教員が加わっている。②教員や関係者が金銭的利益を得るような営利目的のプロジェクトに学生らを参加させる。(委員会のメンバー)大学や病院が関連しているビジネスから教員やその関係者が収入のある場合。(外部活動)非営利目的の生物医学関連のビジネスの幹部に就任。<カテゴリIII:普通に許される>①執筆で得た印税。②ロイヤリティシェアのポリシーにあった収入。<学生・訓練生等>教員の利益に関わる研究に関与させないように注意する。特許権などもプロジェクトの前に明確にしておく。
3	Yale University	
4	California Institute of Technology	
5	Duke University	

No.	大学名	利益相反要点2
6	Massachusetts Inst. of Technology	
7	Stanford University	<p>&lt;主要規定&gt;①教員は各学期の義務付けられた日には大学にいなければならない。②大学に対する忠誠を損なうような他での職業行為は許されない。例えば、重要な管理責任をもったり、大学でできるようなプロジェクトについて外部資金提供により主任研究者を他で引き受けるなど。③教員はオープンでタイムリーな研究成果の交換を促進するために学的自由な雰囲気促進に努めなければならない。学生やボスドクには教員の私利私欲からの独立を確保し、学術情報の自由な交換に影響を及ぼすような外部の義務について学生・同僚らに情報を伝える。④教員は、外部のコンサルティング活動の一部として、あるいは、教育・研究・学問・公的奉仕の大学としての使命以外の目的で、大学の施設、設備、人等の資源を使用してはならない。⑤大学の活動の中で生まれた特許性のある創造物や発見は適宜公開しなければならない。これは、資金源に関わらず大学所有の発明となり、発明者はロイヤリティ収入を得る。⑥大学が事業体との間に贈与、外部資金プロジェクト、技術の実施、調達などの契約を承認する前に、その事業体と教員(配偶者、国税庁で決定された扶養している子、所帯のパートナーを含む)との間にコンサルティング契約や、相当な金銭的利益(少なくとも会社の株式の0.5%を所有しているか又は少なくとも10万ドルの利益がある。但し、ミューチュアルファンドのように第三者が管理しているような所有権は除く。)や、そこに雇用されているなどの関係がある場合は、そのことを大学に公開しなければならない。⑦教員としての義務が当然疑問視される場合、研究科長は、独立の監視委員会を設け、審査や研究成果の適宜公開等を行う。利益相反の疑問が生じるような治験には全てこの監視委員会を組織する。⑧教員は本ポリシーに関する遵守証明を毎年しなければならない。また、肉親も含め、教育研究に関わる外部の資金提供の関係や大学と商業的関係のある事業体との金銭関係も公開する。相反の疑いが生じた場合は学科長や学部長にそのつと公開する。⑨研究科長はこのポリシーの再審査や承認、手続きの確立等を行う。自分自身の公開についても毎年整理しておく。⑩研究担当部長は例外のケースを承認したり、研究科長の本ポリシーに対する計画を承認したり、条項の解釈等を行う。また、研究委員会はこのポリシーの地位と遂行状況について毎年報告する。⑪研究担当部長に要求がある場合、学務部長に訴え、諮問会議にかけるか判断してもらう。</p>
8	University of Pennsylvania	<p>&lt;いくつかの例&gt;①外部活動に対する時間配分の利益相反:学期中は原則として7日(1週間)で1日を超える外部活動はしてはならない。少なくとも学期中の外部活動は学科長や学部長に知らせ、利益相反が生じないようにする。②大学と学外組織との金銭的相反:教員の近親者が学外の企業に大規模な投資や利益があったり、公式な地位を持っていたりする場合、それが大学の事業と競合していたり、大学に物品等を納める関係にあたりする時。③大学に物品等を納めていたり、大学と競合するような組織との関係の情報公開:このような場合は学科長と学部長に報告し、利益相反を避ける措置をとる。④学外組織の仕事:その組織で重要な地位にある場合、その仕事のタイプや範囲等を情報公開し、相反を避ける。⑤企業の公開における大学の所属の情報公開:教員の外部組織への関与は常に公開されるべきであるが、大学自体とは無関係であるというようなことは明言されるべきである場合がある。⑥外部資金による研究における利益相反:給与や大学のポリシーに従って得たロイヤリティ以外の個人的な金銭的利益を避けなければならない。次のことは利益相反の可能性はあるが、制限はされていない。職員利益につながるような企業等から引き受けることや、そうした企業から主要な装置などを購入すること。自由発表の制限を受けること(但し、通常3か月を超える延長はしない)。有用ではない研究結果や情報を企業に譲渡したりすること。大学と契約した企業からの心づけなどを受けること。また、外部資金を受ける前に概要を学科長を通して学部長や研究担当副教務部長に通知する。⑦外部活動についての報告義務:学期末に学科長と学部長に各自報告。利益相反が起こりそうな場合は適宜適切な管理者に報告。⑧家族の雇用:家族は雇用してもかまわない。しかし、その雇用や待遇等の決定等に関与は出来ない。(学生の場合)発表を延期されるなどの相反が起こる可能性があり、学生は外部資金によるプロジェクトへの参加を拒む権利がある。(他の雇用者)①取引に影響力のある職員は、利益相反の可能性があるので手続きに従う。②株式や重大な関係を持つ人物とでは利益相反の可能性はある。③団体に關する重大な関係:①法人化されているかどうか②事業体との重大な関係:発行された有価証券の1%クラスを超えるか、10%を超える共同経営等の利益か、5%を超える直接的財産・収入かなど④親族の関係⑤潜在的利益相反の即時公開</p>
9	Dartmouth College	



No.	大学名	利益相反要点2
10	Columbia University	
10	Northwestern University	<p>【利益相反】個人的利益と大学に対する義務との間に齟齬が生じた場合に生じる。それは、教員の専門的な行為や決定が大学の最大の利益以外の何らかの考慮によっていると第三者から当然疑問をもたれるような場合である。通常、外部からの報酬が給与の10%を超えた場合は、公開する。利益相反が存在する場合は、影響を及ぼすような大学に決定行為に関与してはならない。＜監督者に公開すべき利益相反の例＞①大学の決定や行為に影響を及ぼすような外部資金の利益(肉親も含めて総計10万ドル未満の利益や0.5%未満の株式は含まれない)②報酬のあるコンサルティング等(資源の使用や成果物の帰属について疑問がもたれないよう、大学と外部活動との境界を明確にする。また、他の組織と常勤の契約はしてはならないし、学部長の承認なく他の教育機関と契約を結んではならない。)③学生や支援職員の外部活動関与(アイデアや研究成果を自由にオープンに交換できることが原則であり、学生の義務や権利を侵害してはならない。したがって、学生の論文指導や大学院のティーチング・アシスタントの作品指導をしている教員は外部活動を引き受けるべきではない。通常、支援職員が、こうした外部活動を手伝うことができる。)④大学の資源の使用(大学の名前、施設、設備は、学外に使用させない。施設利用を許可する場合も大学の相当な利益になる場合に限り、通常1年で、更新も追加で2年まで。)⑤治験(研究者が結果に金銭的利益を得る場合は特に注意が必要。自分自身がそのものの発明者であったり、教員からライセンスを受けた会社の資金提供による治験であるときなどは、独立の評価監視委員会によって誠実さを保証することが必要。)⑥教員の関係する団体に大学が関与(教員やその肉親が金銭的利益、雇用関係、コンサルティング関係をもっているような事業体と大学が契約を締結するときは、利益相反の疑問があり、臨時的公開・再吟味・承認が必要。)</p>

No.	大学名	情報公開
	アメリカ1般	
1	Princeton University	事務職員:①契約締結に関与する者はコンサルティングやビジネスで収入があった場合(大学とは関係ない会社の株であっても)②直系家族や配偶者を含む雇用者が大学と直接・間接に重大な取引(役職者である場合や20%を超える株式収入や利益があったとき)があったとき③大学が関与するビジネスで収入があったとき④利益相反を公開した方がよいと判断されたとき(以上年間報告)
2	Harvard University	【医学系の研究者の営利目的のスポンサーのいる活動について】知財保護のために、原稿チェックに30日間出版猶予ができる。さらに、特許の登録のために30日間まで付加的に延長できる。
3	Yale University	
4	California Institute of Technology	
5	Duke University	

No.	大学名	情報公開
6	Massachusetts Inst. of Technology	<p>発明の可能性のあるものや、関連後援者、発表履歴などは、所定の書式でTLOIに知らせる。これによって、発明の発端となった日付を法的記録として確立できる。したがって、何か新しく有益なものを思いついたり、発明したりあるいは、他とは異なった意外で不明確な研究結果が成功を収めたりしたときは、様式を提出する。</p>
7	Stanford University	<p>・発明に関しては情報公開用の所定の様式で提出する。これは特許可能性の決定についての基礎資料となる。発明者からOTLまたはSLAC Inventions Administratorに回送する。</p> <p>・スタンフォードの情報公開基準よりもNSF等の基準の方が低いので、注意をする。こうした政府助成金を受けるにあたり、スタンフォード以外の研究統括教員が関与する場合は、大学はその機関にポリシーが整備されているか確認する。情報公開の例について、例えば、相当量のIBMの株を所有しているとき、新たにIBMのパソコンを購入するというのは申請に当たって影響はない。しかし、1つの製品をつくっている個人所有の会社と同じ額を投資し、その会社から装置を購入する場合は、影響がある。</p>
8	University of Pennsylvania	<p>補助金を受ける前や医療裁判のときなどにはOffice of Research Service(ORS)と監督者に潜在的な利益相反に関する所定の様式を提出する。これには相当な金銭的利益に関することを記載する。相当な金銭的利益とは、次のことを含まない。①大学からの給与、ロイヤリティ等の報酬②公的あるいは非営利団体のセミナー、講演、指導業務による収入③公的あるいは非営利団体の、諮問委員会や審査委員会の業務による収入④研究者とその配偶者、扶養している子が株式総額10,000ドル以下で、しかも、1つの事業体からの株式所有利益が5%以下の場合⑤研究者とその配偶者、扶養している子の給与、ロイヤリティ収入の総額が次の1年間に10,000ドルを超える見込みがない場合 * 10,000ドルという基準は、市場の適正価格に照らして設定される。</p>
9	Dartmouth College	

No.	大学名	情報公開
10	Columbia University	
10	Northwestern University	知的財産保護のために短期間の延期がある場合があるが、発明者は自由に研究成果の出版・発表が行える。

No.	大学名	大学発ベンチャー・ベンチャーの株式所有
	アメリカ1般	Bayh-Dole Act(1980)以来、3,000社以上のベンチャーが大学の技術を基に新たに設立されている。
1	Princeton University	
2	Harvard University	大学の株式所有は15%未満、大学として会社の取締役になってはいけない。大学が会社設立に直接投資してはいけない(大学が投資するVCの投資は妨げない)。新たな実施・オプションの許諾は年間50件まで。収入は株式売却からはあまり得ていない。教職員が起業した場合、株式は取得してかまわないが、会社の経営職にはつけない(取締役会や顧問・審議の委員なら可)。会社はその教職員の研究のスポンサーにはなれない。株式についての詳細は大学に報告する。
3	Yale University	大学の株式取得は現金取得に優先はしない。大学はベンチャー設立に投資しないが、“Yael Investments Office”が所有するベンチャーキャピタルが投資することは妨げない。以後の投資は、同オフィスの通常の投資や大学の特別な投資で無い限りしない。大学は、機関として、大学が株式を所有している新しいベンチャーの取締役会の代表を1名指名する権利がある。指名された代表は、IPOのために証券取引委員会に会社を登録する前にその取締役会を辞任する。また、大学の取締役がいる間は、その取締役の収入は大学の資産としてOCRの一般会計に組み入れられる。新設ベンチャーにおける教職員の株式所有や取締役就任、コンサルティング契約等は大学の利益相反・責務相反のポリシーに従う。また、四半期ごとに、OCRは会社の有価証券証明書を準備し、学務部長、財務と管理担当の副学長、投資オフィス、投資会計オフィス、総合委員会オフィスに回覧する。
4	California Institute of Technology	教職員のやる気を喚起するために、なるべく教職員の方に権利が得られるよう株式配分を考える。また、ロイヤリティよりも株式公開によるリターンが大きい。設立者のオプション行使については、1年で1,000ドル、権利の行使は最低50万ドル。この資金確保の能力があるかどうか重要。OTTはファイナンスの目的で、初期の資金繰りの段階に3.5~4.5%の株式を所有。特許費用などは返済可能な時期があるので、2年間支払いを繰り延べる。パイの配分は、投資家:(将来の)従業員、取締役会等:大学:教員=50:20:4~5:20(教員が数人関与している場合、1人7%くらいになる)。マーケットプル型のライセンスは、既存企業が80%、スタートアップは20%。
5	Duke University	

No.	大学名	大学発ベンチャー・ベンチャーの株式所有
6	Massachusetts Inst. of Technology	非公開株式の会社では、部長や監督者が個人的に投資したり部下や学生のベンチャーの株式を保有すべきではない。特に学科長らは発明の所有権について決定するからである。会社に出資している職員は、大学と個人的に実施許諾条件の交渉をしては避け、関与を避ける。
7	Stanford University	(1) 教員が経営部門の責任を持つ会社には大学は投資しない。しかし、教員が株式所有をしていたり、アドバイザーとしての役割をしているようなベンチャーには、次の場合に投資する。①大学が主導的投資者やシンジケートではないとき、消極的投資者となる。②10%以内の株式所有にとどめる。③大学役員は会社の委員会のメンバーや役員にはなれず、公開前の株式に大学が投資しているときには個人的に株式を所有してはならない。④教員が株式を所有している会社に大学が投資をする場合は、“Stanford Management Company(大学の株式を全て管理するところ)”の社長の勧告を元に、教務部長の承認が必要である。関係する教員がさらに発明をし、ベンチャーが商業的ライセンスを求めた場合は、副教務部長と研究担当学部長に相談し、関係の学科長や学部長が再審査・承認する。 (2) 技術のライセンスの権利の代償として、大学が株式を取得する場合がある。これは、個々のライセンスについて全体の15%の株式が、大学の持分となり、OTLの一般運営費に充てられる。この運営費が差し引かれた後の残りが「純株式」で、純株式の3分の1が発明者に渡り、その分についての税金や法律上・契約上に関する処理は発明者の責任で行う。残りの3分の2は大学の持分となり、OTLの直接経費の不足分を差し引いた後、副教務部長と研究担当学部長と大学院ポリシーによって管理されるOTLの調査費、奨学金が受け取る。* 以上のような配分は通信教育(通信教育のベンチャーの内容を作ったものが創作者として配分を受ける)についても似たような規定あり。
8	University of Pennsylvania	
9	Dartmouth College	ベンチャー(ライセンス契約等をしており、大学又は創作者が株式の取得をする契約をしているところ)に株式に関して対応するのは、顧問室(Office of the General Counsel)。研究科や管理部門とも連携する。①大学所有の知財のライセンスの報酬として株式等を受け取る場合は、TTOが関係研究科、管理部門の代表と共に処理に当たる。株式配分は特許・著作権と同じ。②ダートマス・アントレプレナー・ネットワークによって供給されたインキュベーション等のサービスの報酬として大学が株式等を受け取る場合は、ダートマス・アントレプレナー・ネットワークが業務を行う。株式配分は学務部長が行う。③研究契約については、OSP関係研究科、管理部門の代表が対応する。配分は連邦補助金プロジェクトの間接費の配分手続きに従う。④その他の業務は管理職(学部長、副学長、他の上級職員)が大学の行為に責任を持つ。配分は関係する管理職の勧告により学務部長が決定する。なお、各研究科、管理部が株式取得を計画している場合は、すみやかに顧問室に報告する。顧問室はこの件に精通しており、学務部長、副学長、経理に助言する。ベンチャーは学務部長、副学長、経理の承認なしに、大学の名前、記号等を商業目的で使用してはならない。またこの三者の事前承認がある場合を除き、大学はベンチャーの全ての株式所有の10%を超えてはならない。創作者には利益相反ポリシーが課される。大学は創作者に、税やビジネスに詳しい弁護士、会計士に相談することを強く勧告する。大学はベンチャーの重役の地位を引き受けないが、そのような委員会でオブザーバーになることはある。キャピタルファンドとして参加するなど、定例的な投資以外は、大学はベンチャーに投資しないし、私的な融資もしない。大学の株式取得に関するポリシーについての議論は、「株式とアントレプレナー活動委員会」が担当する。この委員会に何か申し出があった場合、学務部長に手紙を書くと、委員会が30日以内に解決をする。学務部長の決定が最終決定となる。

No.	大学名	大学発ベンチャー・ベンチャーの株式所有
10	Columbia University	
10	Northwestern University	

No.	大学名	外部資金	URL	URL2	URL3
	アメリカ1般				
1	Princeton University		<a href="http://www.princeton.edu/">http://www.princeton.edu/</a>	<a href="http://www.princeton.edu/hr/policies/employment/employ.htm">http://www.princeton.edu/hr/policies/employment/employ.htm</a>	
2	Harvard University		<a href="http://www.harvard.edu/">http://www.harvard.edu/</a>	<a href="http://www.techtransfer.harvard.edu/Policies.html#inventions">http://www.techtransfer.harvard.edu/Policies.html#inventions</a>	
3	Yale University		<a href="http://www.yale.edu/">http://www.yale.edu/</a>	<a href="http://www.yale.edu/ocr/indust_policies/">http://www.yale.edu/ocr/indust_policies/</a>	
4	California Institute of Technology		<a href="http://www.caltech.edu/">http://www.caltech.edu/</a>	<a href="http://cit.hr.caltech.edu/staffbook.html">http://cit.hr.caltech.edu/staffbook.html</a>	<a href="http://cit.hr.caltech.edu/policies/policies-main.html">http://cit.hr.caltech.edu/policies/policies-main.html</a>
5	Duke University		<a href="http://www.duke.edu/">http://www.duke.edu/</a>	<a href="http://www.provost.duke.edu/policies&amp;documents.htm">http://www.provost.duke.edu/policies&amp;documents.htm</a>	



No.	大学名	外部資金	URL	URL2	URL3
6	Massachusetts Inst. of Technology		<a href="http://web.mit.edu/">http://web.mit.edu/</a>	<a href="http://web.mit.edu/policies/index.html">http://web.mit.edu/policies/index.html</a>	
7	Stanford University		<a href="http://www.stanford.edu/">http://www.stanford.edu/</a>	<a href="http://www.stanford.edu/dept/DoR/rph/Chpt4.html">http://www.stanford.edu/dept/DoR/rph/Chpt4.html</a>	
8	University of Pennsylvania	共同研究においては発表の権利は大学にある。スポンサーは自動的に知財を得るとは限らない。スポンサーが成果物に対して排他的所有権を要求することがあるかもしれないが、これは大学のポリシーに反する。成果物は主任研究員の研究の必要に応じて利用できるべきである。また、大学とスポンサーの共有財産になる場合もある。研究資金の支払いは通常、プロジェクト経費の25%を事前に支払う。これは、プロジェクトで雇用される職員や学生の給与・利益の保証である。中には、週毎や月毎に報告を求めスポンサーもいるかもしれないが、主任研究員に不当に長い技術報告書を負わせることは避けるべきで、半年毎に短い報告と最終報告書を1部提出するというのが望ましい。最終的な収支報告書は研究終了後90日以内に提出する。実施権やオプションに関する契約は6か月で決定するのが望ましく、オプションについてそれ以上かかる場合は、大学が他の事業体に自由に技術の実施をさせることができる。また、特許性があるかどうかを決定するという目的で、最低2~3か月出版を遅らせることができる。教員が企業との秘密保持契約を結ぶことは許可するが、大学自体は何ら秘密保持義務の責任を保証しない。研究の不履行などで、スポンサーが終了をしたい場合は、30日前に告知する。	<a href="http://www.upenn.edu/">http://www.upenn.edu/</a>	<a href="http://www.upenn.edu/services/policies.php">http://www.upenn.edu/services/policies.php</a>	
9	Dartmouth College		<a href="http://www.dartmouth.edu/">http://www.dartmouth.edu/</a>	<a href="http://www.dartmouth.edu/~osp/bo_d_pol.htm">http://www.dartmouth.edu/~osp/bo_d_pol.htm</a>	

No.	大学名	外部資金	URL	URL2	URL3
10	Columbia University		<a href="http://www.columbia.edu/">http://www.columbia.edu/</a>	<a href="http://www.columbia.edu/cu/provost/docs/policies.html">http://www.columbia.edu/cu/provost/docs/policies.html</a>	
10	Northwestern University		<a href="http://www.northwestern.edu/">http://www.northwestern.edu/</a>		

斜字は2003年3月10日、慶應義塾大学三田キャンパスで行われたシンポジウム③「産学連携に向けた大学の組織の構築とその運営」から。(慶應義塾大学「平成14年度特許庁請負研究事業 大学における知的財産権研究プロジェクト研究成果報告書【2】」より)

## 5.調査票関係

### (1) 各国公私立大学に対する調査協力依頼文書

平成 14 年 9 月

各国公私立大学総務担当課 御中

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
教授・リエゾン推進室長 菊 本 度  
助手 新 谷 由紀子

産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定  
の研究にかかわる調査の実施について（協力依頼）

この調査は、全国の国公私立大学の教員 2,500 人の方々を無作為抽出し、産学連携に関する倫理的課題について、アンケート調査にご協力いただくことをお願い申し上げます。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、同封の調査票を当該教員に配付していただくようよろしく願いいたします。

なお、返信用封筒は各調査票に同封してありますので、返送はそれぞれの教員から直接私ども宛にいただくようお願いしております。

おって、本調査研究は平成 14 年度文部科学省科学研究費補助金の助成を受けて実施しているものです。

（この調査についての問合わせ先）筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
電話：0298-53-7461 新谷（しんや）／ FAX：0298-53-6064

(2) 各国公私立大学教員に対する調査協力依頼文書

平成 14 年 9 月

**産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準  
策定の研究にかかわるアンケート調査のお願い**

昨今、日本経済の活性化と研究・教育の質の向上を「産学連携」に期待する声が高まっております。

しかし、これまで、日本での「産学連携」のイメージは必ずしも肯定的なものではなく、企業と大学の癒着への批判や、一部の企業への肩入れがどこまで許容されるのかといった問題をはらみながら、正面から論じられる機会は大変少なかったという背景があります。

一方、私たちが生きる 21 世紀は、自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積しており、こうした人類共通の課題に対処するためには大学と産業界とが一体となった取り組みがむしろ重要になってくるのではないかと考えます。

こうした状況を踏まえると、今後は産学連携の中核に倫理的観点を据えることが不可欠であると考え、私どもは現代の日本にふさわしい大学の理念と倫理基準を構築するための研究を行っております。

この研究では、全国の国公私立大学の教員 2,500 人の方々を無作為抽出し、アンケート調査をお願いしております。

つきましては、本研究の趣旨をご理解の上、アンケートへのご記入にご協力をいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本調査研究は平成 14 年度文部科学省科学研究費補助金の助成を受けて実施しているものです。

お手数でございますが、ご回答は **10月15日(火)** までに同封の返信用封筒にてご返信くださいますようお願い申し上げます。

(お問合せ先)

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
教授・リエゾン推進室長 菊本 虔  
同センター助手 新谷由紀子  
〒305-8577 つくば市天王台1-1-1  
TEL 0298-53-7461 /FAX 0298-53-6064  
E-mail yshinya@tara.tsukuba.ac.jp



**(大学発ベンチャー\*について)**

**問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。**

\*ベンチャーとは、新たな技術やビジネス手法をもとにして設立した企業をいいます。また、「大学発」とは次のことを意味します。

1. 大学または大学の教員が所有する特許をもとに起業（特許による技術移転型）
2. 大学で達成された研究成果または習得した技術等にもとづいて起業（特許以外による技術移転（または研究成果活用型））
3. 大学の教員や技術系職員、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりした起業。ただし、教員等の退職や学生の卒業等からベンチャー設立まで他の職に就かなかつた場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限る。（人材移転型）
4. 大学やTLOがベンチャーの設立に際して出資または出資の斡旋をした場合（出資型）
  1. 大学教員がベンチャーに関与することにはそもそも疑問がある。
  2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。
  3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。
  4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。
  5. その他（）

**(特許について)**

**問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。**

1. そもそも大学教員の本分は教育と論文発表にあり、特許取得のためにこれらがおろそかになることは許されない。
2. 日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。
3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。
4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。
5. その他（）

**(産学連携全体の諸問題)**

**問 5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。**

**問 5-1 大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題**

1. 公正さを欠くため許されない (国家公務員倫理規程と同様)。
2. 非公務員なので、大学の運営を考えながら緩やかな規制にするべきである。
3. 問題はない。
4. その他( )

**問 5-2 産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題**

1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない (国家公務員倫理規程と同様)。
2. 非公務員なので緩やかな規制にするべきである。
3. 問題はない。
4. その他( )

**問 5-3 産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題**

1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない (国家公務員倫理規程と同様)。
2. 非公務員なので緩やかな規制にするべきである。
3. 問題はない。
4. その他( )

**問 5-4 大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題**

1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない (国家公務員倫理規程と同様)。
2. 非公務員なので緩やかな規制にするべきである。
3. 問題はない。
4. その他( )

**(法人化後の産学連携に対する考え方)**

**問 6 国立大学法人化後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。**





**問 7-1. 学生の教育に対する責任について**

1. 大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。
2. 法人化後は教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。
3. その他 ( )

**問 7-2. アカウンタビリティについて**

1. 産学連携においては、企業秘密などの関係で公的なアカウンタビリティが十分確保できないことについてはある程度仕方がない。
2. 大学の使命として産学連携における企業秘密よりも公的なアカウンタビリティを優先する。
3. その他 ( )


**問 7-3. 企業との関係について**

1. 利害関係にある企業からの金銭や物品の贈与・貸付、役務の提供や供給接待等の問題には学内で厳しい処分を考える。
2. 法人化後は企業との関係が国家公務員並に規制されるわけではなく、その義務もないので、必然的にある程度規制は緩やかにする。
3. その他 ( )

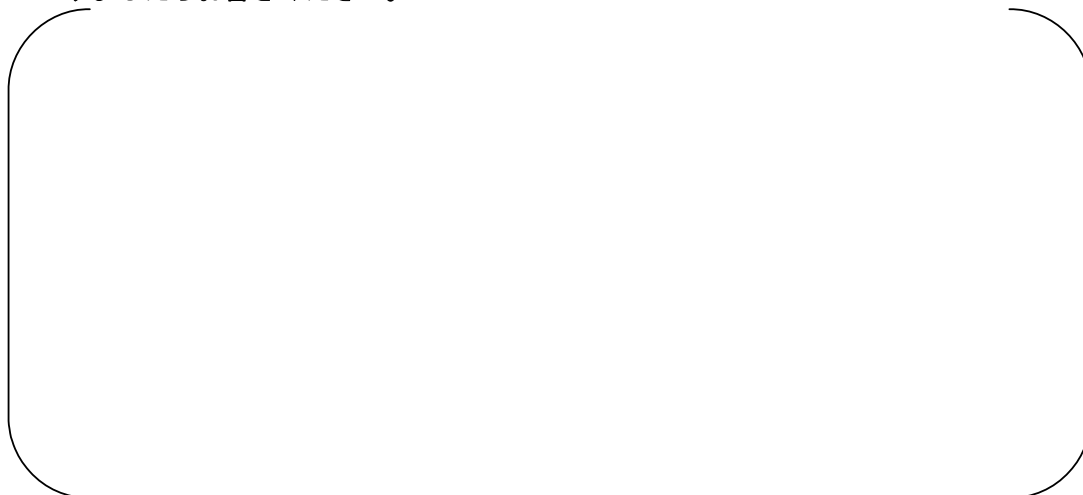
**問 7-4. 未公開株の譲り受けの問題**

1. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は、国家公務員と同様に、利害関係者からのものについて禁止する。
2. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は特に設ける必要はない。
3. その他 ( )

**問 8 その他、個人的にお考えの独自の倫理規定の提案等がありましたら書きください。**



問9 21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、知の拠点ともいえるべき大学の役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、大学が社会に向けて行っていくべきだと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。



◎以下に○印をお付け下さい。

あなたの

☆ご専門は・・・1.文学 2.法学 3.経済学 4.理学 5.工学 6.農学 7.医学 8.複合領域  
9.その他（ ）

☆ご職名は・・・（ 教授 ・ 助教授 ・ 講師 ・ 助手 ・ その他： ）

ご協力ありがとうございました。

\*本調査結果については、すべて統計的に処理し、個人名や団体名を公表することはありません。

(4) 調査票 (公・私立大学)

産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準  
策定の研究にかかわるアンケート調査票

(兼業時間について)

問1 兼業時間に関しては、大学によって様々な規程があると思いますが、個人的にはどのようにしたらよいとお考えですか。番号に○印をお付け下さい。

1. 勤務時間内での兼業時間数に制限を設ける。( 時間／週・その他 ( ) )
2. 勤務時間内外で兼業時間数の制限を設ける。  
? { a. 勤務時間内 ( 時間／週・その他 ( ) )  
勤務時間外 ( 時間／週・その他 ( ) )  
b. 勤務時間内外を通じて ( 時間／週・その他 ( ) )
3. 勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設ける。( 時間／週・その他 ( ) )
4. 勤務時間外のみ兼業を認め、時間数の制限を設けない (現在の国立大学と同じ)。
5. 兼業時間に関する制限は設けない。

(民間等との共同研究・受託研究について)

問2 民間等との共同研究や受託研究に時間をかけすぎて教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。

1. 大学の任務は高等教育と学術研究の推進にあり、共同研究や受託研究のためにそれらがおろそかになることは許されない。
2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。
3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、共同研究や受託研究にもっと積極的に取り組むべきである。
4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。
5. その他 ( )

**(大学発ベンチャー\*について)**

**問3 大学教員の関与した大学発ベンチャーの設立にあたり、大学教員がベンチャー関連の業務に忙しく、教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。**

\*ベンチャーとは、新たな技術やビジネス手法をもとにして設立した企業をいいます。また、「大学発」とは次のことを意味します。

1. 大学または大学の教員が所有する特許をもとに起業（特許による技術移転型）
2. 大学で達成された研究成果または習得した技術等にもとづいて起業（特許以外による技術移転（または研究成果活用型））
3. 大学の教員や技術系職員、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりした起業。ただし、教員等の退職や学生の卒業等からベンチャー設立まで他の職に就かなかつた場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限る。（人材移転型）
4. 大学やTLOがベンチャーの設立に際して出資または出資の斡旋をした場合（出資型）
  1. 大学教員がベンチャーに関与することにはそもそも疑問がある。
  2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。
  3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。
  4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。
  5. その他（ ）

**(特許について)**

**問4 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。なお、この質問は国立大学法人化後、非公務員化された場合についての状況でお考え下さい。**

1. そもそも大学教員の本分は教育と論文発表にあり、特許取得のためにこれらがおろそかになることは許されない。
2. 日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。
3. 社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。
4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。
5. その他（ ）

**(産学連携全体の諸問題)**

**問 5 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。**

**問 5-1 大学教員が産学連携に関与している特定の人物あるいは企業等に対して行った、情報提供などの職務を利用した特別な取り計らいの問題**

1. 大学教員自身が入札の決済ラインに入っているなど、利害関係者にあたる場合は、公正さを欠くため許されない（国家公務員並みの規制）。
2. 大学の運営を考えながら、国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。
3. 問題はない。
4. その他( )

**問 5-2 産学連携に関与している人物や企業等から大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題**

1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員並みの規制）。
2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。
3. 問題はない。
4. その他( )

**問 5-3 産学連携に関与している人物や企業等の大学教員に対する供応接待の問題**

1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員並みの規制）。
2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。
3. 問題はない。
4. その他( )

**問 5-4 大学教員が産学連携に関与した人物や企業等から未公開株を譲り受ける問題**

1. 相手が利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員並みの規制）。
2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。
3. 問題はない。
4. その他( )

**(今後の産学連携に対する考え方)**

**問 6 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。1～3のうちあてはまる番号に○印をお付けください。**

問 6-1. 将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は外部資金によって教員の給与や研究費をまかなう。

- 1. そう思う
- 2. そうは思わない
- 3. その他 ( )

問 6-2. 兼職・兼業についての規制は大幅に緩和する。

- 1. そう思う
- 2. そうは思わない
- 3. その他 ( )

問 6-3. 特許申請についてはインセンティブを高めるため、処遇や報奨金等についての評価を見直す。

- 1. そう思う
- 2. そうは思わない
- 3. その他 ( )

問 6-4. 大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。

- 1. そう思う
- 2. そうは思わない
- 3. その他 ( )

問 6-5. TLOは学内組織に位置づけて事業を行うのがよい。

- 1. そう思う
- 2. そうは思わない
- 3. その他 ( )

問 6-6. 貴大学では産学連携の中で生じる民間等との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての学内倫理規程はありますか。

- 1. 学内倫理規程はある。
- 2. 学内倫理規程を準備中である。
- 3. 学内倫理規程はない。
- 4. 知らない
- 5. その他 ( )

**(今後の倫理問題に対する対策)**

**問7 今後、産学連携の中で倫理問題が生じた場合、どのような対策をとっていくべきだと思いますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。**

**問7-1. 学生の教育に対する責任について**

1. 大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。
2. 教育と研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。
3. その他 ( )

**問7-2. アカウンタビリティについて**

1. 産学連携においては、企業秘密などの関係で公的なアカウンタビリティが十分確保できないことについてはある程度仕方がない。
2. 大学の使命として産学連携における企業秘密よりも公的なアカウンタビリティを優先する。
3. その他 ( )

**問7-3. 企業との関係について**

1. 利害関係にある企業からの金銭や物品の贈与・貸付、役務の提供や供応接待等の問題には学内で厳しい処分を考える。
2. 企業との関係が国家公務員並に規制されているわけではなく、その義務もないので、規制は国家公務員よりやや緩やかでよい。
3. その他 ( )

**問7-4. 未公開株の譲り受けの問題**

1. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は、国家公務員と同様に、利害関係者からのものについて禁止する。
2. 未公開株の譲り受けについての倫理規定は特に設ける必要はない。
3. その他 ( )

問8 その他、個人的にお考えの独自の倫理規定の提案等がありましたらお書きください。



問9 21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、知の拠点ともいえるべき大学の役割はますます重要となってきました。こうした問題解決のために、大学が社会に向けて行っていくべきだと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。



◎以下に○印をお付け下さい。

あなたの

☆ご専門は・・・1.文学 2.法学 3.経済学 4.理学 5.工学 6.農学 7.医学 8.複合領域  
9.その他（ ）

☆ご職名は・・・（ 教授 ・ 助教授 ・ 講師 ・ 助手 ・ その他： ）

ご協力ありがとうございました。

\*本調査結果については、すべて統計的に処理し、個人名や団体名を公表することはありません。



(5) 外国の大学に対する調査協力依頼文書

Tsukuba Industrial Liaison and Cooperative Research Center (ILC)  
-UNIVERSITY OF TSUKUBA-

IBARAKI PREFECTURE  
TSUKUBA CITY 305-8577  
JAPAN

September 30, 2002

Dear Mr. / Ms. President/Director/Professor/Associate Professor:

In Japan, all national universities including the University of Tsukuba are scheduled to be turned into independent corporations in April of 2004, and at the same time faculty members will become non-governmental employees. Thus they are to be excluded from the application of the National Civil Service Law.

Accordingly, we, Japanese National Universities, are now struggling to establish any policies or guidelines which regulate academic members of the faculty engaging in university-industry cooperative activities.

Under such circumstances, we'd like to know if there exist any policies or guidelines which influence faculty members engaging in university-industry cooperation at research universities, and what contents those would have.

So we would genuinely appreciate it if you could mail a copy of any policies or guidelines which regulate the relationship and the collaboration processes between your university and industrial companies.

And also it would be greatly helpful for our study if you could fill out the questionnaire enclosed here on the behavioral norms with regard to the university-industry collaboration processes.

Please send them to us by the enclosed pre-addressed envelope, or by e-mail, or by facsimile by the end of November of 2002.

Our surveillance study is supported by the Grants-in-Aid for Scientific Research of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Japan.

In addition, concerning the survey results we will make and publish a report next year. So, if requested, we are willing to mail or e-mail it to you.

Yours sincerely,

KIKUMOTIO Hitoshi  
Professor

SHINYA Yukiko  
Research Associate

Tsukuba Industrial Liaison and Cooperative Research Center (ILC)  
UNIVERSITY OF TSUKUBA

Phone: 0298-53-7461 FAX: 0298-53-6064

E-mail: yshinya@tara.tsukuba.ac.jp

PS: You could access to our home-page and down-load the enveloped questionnaire.

URL:<http://www-ilc.tara.tsukuba.ac.jp>



Q4-3. Rights to inventions

1. Your university/college retains the rights to inventions derived from collaborative researches with private companies, whereas those companies have exclusive licensing.
2. Your university/college and private companies share the rights to inventions derived from their collaborative researches.
3. Others (Please specify. \_\_\_\_\_ )

Q5-1. Does your university/college invest in spin-off companies based on faculty members' discoveries? (Please circle one number.)

1. Yes
2. No

Q5-2. If yes, does your university/college accept equity in those companies in lieu of royalties on university-held patents? (Please circle one number.)

1. Yes
2. No

Q5-3. Does your university/college have any policies or guidelines as regards accepting equity in university spin-off companies? (Please circle one number.)

1. Yes
2. No

Q5-4. If yes, please specify them.

( \_\_\_\_\_ )

Q6-1. Does your university/college have any policies or guidelines as regards disclosure of financial ties with any private companies, etc.? (Please circle one number.)

1. Yes
2. No

Q6-2. If yes, please specify them.

( \_\_\_\_\_ )

Q7-1. Does your university/college have any conflict-of-interest office or committee? (Please circle one number.)

1. Yes
2. No

Q7-2. If yes, please specify its name.

( \_\_\_\_\_ )

Particulars of Informant

a) Name: \_\_\_\_\_

b) E-mail address: \_\_\_\_\_

c) Your specialty (Please circle one number.)

1. Literature 2. Law 3. Economics 4. Science 5. Engineering

6. Agriculture 7. Medical Science 8. Compound Area

9. Other (Please specify. \_\_\_\_\_ )

d) Position held (Please circle one number.)

1. President 2. Director 3. Professor 4. Associate Professor

5. Lecturer 6. Associate Researcher

7. Other (Please specify. \_\_\_\_\_ )

We greatly appreciate your kind cooperation.

\*As for the results, data will be combined to produce statistical reports. No individual data that links your name, or address with your responses will be reported.

(7) 日本企業に対する調査協力依頼文書

平成 15 年 8 月

人 事 担 当 様

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
教授・リエゾン推進室長 菊 本 虔  
助手 新 谷 由紀子

産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定  
の研究にかかわるアンケート調査のご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

突然のお手紙で失礼申し上げます。

当研究室では産学連携に関する調査研究を行っておりますが、このたび、標記の課題について、アンケート調査にご協力いただきたく、何とぞお願い申し上げます。

本調査では、全国の上場企業 1,000 社を無作為抽出し、調査票および返信用封筒を 3 部ずつ送付させていただきました。調査票はどなたにご回答いただいても結構ですので、ご多用中誠に恐れ入りますが、ご配付くださいますようお願い申し上げます。

また、返送はそれぞれの回答者の方から直接私ども宛にいただくようお願い申し上げます。

なお、3 部がご無理なようでしたら、回答可能な部数だけでも結構ですので、ご返信くださいますようお願いいたします。

おって、本調査研究は平成 14・15 年度文部科学省科学研究費補助金の助成を受けて実施しているものです。

敬 具

(この調査についての問合わせ先)

筑波大学産学リエゾン共同研究センター

助手 新谷<sup>しんや</sup> 由紀子

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1

TEL & FAX 029-853-7461

E-mail yshinya@tara.tsukuba.ac.jp

**産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準  
策定の研究にかかわるアンケート調査のお願い**

昨今、日本経済の活性化のために「産学連携」に期待する声が高まっております。

しかし、これまで、日本での「産学連携」のイメージは必ずしも肯定的なものではなく、企業と大学の癒着への批判や、特定の企業とのつながりがどこまで許容されるのかといった問題をはらみながら、正面から論じられる機会は大変少なかつたという背景があります。

一方、私たちが生きる 21 世紀は、自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積しており、こうした人類共通の課題に対処するためには産業界と大学とが一体となった取り組みがむしろ重要になってくるのではないかと考えます。

このように産学連携の重要性がより一層増してきている今日、私どもは、産学連携の中核に倫理的観点を据えることが不可欠であると考え、現代の日本にふさわしい産学連携の理念と倫理基準を構築するための研究を行っております。

この研究の一環として、全国の企業 1,000 社を無作為抽出し、アンケート調査をお願いしております。

つきましては、本研究の趣旨をご理解の上、アンケートへのご記入にご協力をいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本調査研究は平成 14・15 年度文部科学省科学研究費補助金の助成を受けて実施しているものです。

お手数でございますが、ご回答は **9 月 20 日 (土)** までに添付の返信用封筒にてご返信くださいますようお願い申し上げます。

ご回答いただきました方には、ご希望により本調査研究報告書を進呈いたします。

(お問合せ先)

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
教授・リエゾン推進室長 菊本 虔

同センター助手 しんや新谷由紀子

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1

TEL & FAX 029-853-7461

E-mail yshinya@tara.tsukuba.ac.jp



3.大学の教員や技術系職員、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりした起業。ただし、教員等の退職や学生の卒業等からベンチャー設立まで他の職に就かなかった場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限る。(人材移転型)

4. 大学や TLO がベンチャーの設立に際して出資または出資の斡旋をした場合 (出資型)

1. 大学教員がベンチャーに関与することにはそもそも疑問がある。
2. 日本は産学連携が立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。
3. 産学連携による社会貢献は大学の任務の重要な柱であり、もっと大学発ベンチャー設立等に積極的に取り組むべきである。
4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。
5. その他 ( )

#### (特許について)

**問 5 大学教員が発明や特許取得に熱心なあまり教育や学術研究がおろそかになるというような問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。**

1. そもそも大学教員の本分は教育と論文発表にあり、特許取得のためにこれらがおろそかになることは許されない。
2. 日本では知的財産に関する体制づくりが立ち遅れており、それを促進するためには当面このような現象が起こるのはある程度やむを得ない。
3. 特許を取得することで社会貢献をすることは大学の任務の重要な柱であり、もっと大学教員は特許取得等に積極的に取り組むべきである。
4. 教育、学術研究、産業界等の関連の研究のそれぞれを重点的に行う教員をある程度職分として分けるべきである。
5. その他 ( )

#### (産学連携全体の諸問題)

**問 6 産学連携の中で以下のような倫理的問題が生じた場合、あなたはどのように考えますか。お考えに最も近い番号に○印をお付けください。**

**問 6-1 企業から産学連携に関与している大学教員への金銭や物品の贈与、役務の提供等の問題**

1. 利害関係者以外の場合には問題はない (国家公務員並みの規制)。
2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。
3. 問題はない。
4. その他 ( )



**問 6-2 企業から産学連携に関与している大学教員に対する供応接待の問題**

1. 利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員並みの規制）。
2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。
3. 問題はない。
4. その他（ )

**問 6-3 企業から産学連携に関与している大学教員へ未公開株を譲渡する問題**

1. 利害関係者以外の場合には問題はない（国家公務員並みの規制）。
2. 国家公務員よりも若干緩やかな規制でよい。
3. 問題はない。
4. その他（ )

**（今後の産学連携に対する考え方）**

**問 7 今後の産学連携について、あなたはどのような方向がよいとお考えですか。あてはまる番号に○印をお付けください。**

**問 7-1. 将来的にはアメリカのように1年のうち数か月は産学連携等で得た外部資金によって大学教員の給与や研究費をまかなうのは好ましい。**

1. そう思う
2. そうは思わない
3. その他（ )

**問 7-2. 大学教員の兼職・兼業についての規制は大幅に緩和するべきだ。**

1. そう思う
2. そうは思わない
3. その他（ )

**問 7-3. 大学内で大学発ベンチャーの支援をし、大学の社会貢献やイメージアップの増大に努めるのはよい姿勢だ。**

1. そう思う
2. そうは思わない
3. その他（ )

**問 7-4. 産学連携における研究成果の情報公開について**

1. 大学は公的側面を持つので、研究結果の発表は企業秘密に優先されてもしかたがない。
2. 大学教員は企業秘密を保護するために、一定期間それらの研究結果の発表を延期することが望ましい。
3. その他(具体的に: )

**問 7-5 学生の教育に対する責任について**

1. 大学の教員は、やはりこれまで通り個人個人が教育と研究をバランスよく行っていくべきである。
2. 今後は教育と（産学連携につながるようなものをも含めた）研究はそれぞれある程度専念できるように、人によって負担を分けて行っていくべきである。
3. その他（ )

**（社内倫理規程について）**

**問 8 貴社では産学連携の中で生じる大学との間の物品贈与等をはじめとするさまざまな問題についての社内倫理規程はありますか。**

1. 社内倫理規程はある。
2. 社内倫理規程を準備中である。
3. 社内倫理規程はない。
4. 知らない
5. その他（ )

**問 9 その他、個人的にお考えの独自の産学連携に関する倫理規定の提案等がありましたらお書きください（企業についてでも大学についてでも結構です）。**



**問 10 21世紀は自然破壊や汚染、食糧危機など、差し迫った地球規模の問題が山積していますが、このような人類共通の問題を解決するためには、社会が一体となった取り組みが必要になってくると考えられます。そのような意味では、企業という組織の社会における役割はますます重要となってきています。こうした問題解決のために、企業が大学とともに行っていくべきだと思われる活動について何かご意見等ありましたらお書きください。**



◎お差し支えない範囲で以下にご記入をお願いいたします。

☆ご年齢

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 50代 7. 70代 8. 80代以上

☆性別

1. 男 2. 女

☆ご職業

(就業状況)

1. 会社の役員 2. 雇用者(常雇) 3. 雇用者(臨時雇)  
4. その他( )

(分類)

1. 水産・農林業 2. 鉱業 3. 建設業 4. 食料品 5. 繊維製品 6. パルプ・紙  
7. 化学 8. 医薬品 9. 石油・石炭 10. ゴム製品 11. ガラス・土石製品 12. 鉄鋼  
13. 非鉄金属 14. 金属製品 15. 機械 16. 電気機器 17. 輸送用機器 18. 精密機  
器 19. その他製品 20. 電気・ガス業 21. 陸運業 22. 海運業 23. 空運業  
24. 倉庫・運輸業 25. 通信業 26. 卸売業 27. 小売業 28. 銀行業 29. 証券・商  
品先物取引業 30. 保険業 31. その他金融業 32. 不動産業 33. サービス業

☆本調査結果報告書を 希望する ・ 希望しない

(希望される方は必ず以下にご記入ください)

貴社名	
ご氏名	
ご住所	〒
お電話	( )

ご協力ありがとうございました。

**\*本調査結果については、すべて統計的に処理し、個人名や団体名を公表することはありません。**

平成 16 年 1 月

新谷 由紀子

(筑波大学産学リエゾン共同研究センター)

TEL & FAX 029-853-7461

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1